

# 文京学院大学総合研究所紀要

## 第20号

子どもの権利実現と子どもに対する暴力撤廃に向けた取組み ～日本と開発途上国の協働の意義 甲斐田万智子、南雲勇多	1
文化財の不法取引と国際私法 金彦叔	19
English Teaching In Thailand : The Communicative Approach and English as a <i>Lingua Franca</i> Gary Ireland、Robert Van Benthuysen	39
内容言語統合型学習 (CLIL) のための質的研究：語彙とコンテンツの効果的な学習を目指して 椿まゆみ、植山剛行	47
美術史・経済史における意匠分野研究史 川越仁恵	57
A Study on Emerging Market Entry and Market Orientation -Paradigm Conversion from "Standardization / Adaptation" to "Market Orientation"- IKEDA Yoshihiko	65
「コンテンツの副次的デリバティブ展開の実地検証」(1) 馬渡一浩、公野勉	75
アジアの独立系 CG アニメーション作品の現在と可能性 (ASIAGRAPH CG アートギャラリーの 15 年) 喜多見康、Janaka Rajapakse、小西孝典	91
高齢期の心理的健康に及ぼす自己有用感と達成動機 伊藤裕子、山崎幸子、相良順子	109
2018 年度共同研究・エイジズムに関する社会構造的分析 2 ー東アジアにおける比較文化研究をもとにー 鳥羽美香、藤谷克己、大橋幸子、増田元香、高橋明美	125
ストレス評価としての顔面部部血液量・自律神経活動・唾液成分の有用性 ー 2 種類の香料に対する応答の違いを利用してー 川上保子、大久保滋夫、杉本久美子	133
多変量解析を用いた腫瘍関連抗原による腫瘍個性診断システム構築 元藤陽子、綾部智人、小松博義	137
5 重免疫蛍光標識で観察した進行性核上性麻痺細胞病変のタウ・イソ蛋白組成 山田哲夫、関貴行、内原俊記、江石義信	143
<i>Prpionibacterium acnes</i> の年齢別検出率と Clindamycin 耐性株の疫学調査 眞野谷子、藤谷克己	145
腎・尿路系細胞由来エクソソームの機能解析 飯島史朗、並木輝	149
看護技術の習得を促進するバーチャル・リアリティ教材の開発 渋谷寛美、今井亮、江藤千里、川鍋沙織、中野理恵、山下明美、鈴木真由美、渋谷賢、横田素美	153
祖父母の認知症を孫が受け止めるプロセスとその支援の在り方 ー受け止めについてー 増田元香、川村牧子、宮本さとみ	155
姿勢変化が座位での呼吸ポンプ作用に及ぼす影響 Effects of sitting position on Respiratory Pumps 正保哲、貴志浩久	159
加齢が歩行時の下肢に生じる捻じれ応力に及ぼす影響 大川孝浩、千代丸正志、西村沙紀子	165
発達障害児とその保護者に対する親子 SST プログラムの効果 ー親子 SST プログラムが生活にもたらす影響ー 柴田貴美子、西方浩一、嶋崎寛子、川端佐代子、栗城洋平、柄田毅、板倉達哉	171
若年性認知症者が参加する地域貢献活動の取り組み 西方浩一、嶋崎寛子、柴田貴美子	173
真菌 (足白癬菌) の耐性獲得メカニズムの検証及び菌の環境的特性に関する研究 ー薬剤耐性能獲得の検証ー 藤谷克己、古谷信彦、可知悠子	175
グローバル人材育成に向けた開発教育 / 国際理解教育の教材研究・作成 甲斐田きよみ、椿まゆみ	181
アクティブ・ラーニングによる教育改革 ー環境教育問題の解決を目指してー 渡部吉昭	195
アクティブ・ラーニングによる教育改革 コミュニケーションロボットを活用した高齢者支援技術の開発 鳥羽美香、奈良環、田嶋英行、木村知美	203
保育者の資質としての表現力を支える状況判断力・技能の育成 梶島香代、森下葉子、木村学、渡辺行野、菖蒲澤侑	211
ラーニング・アシスタントを活用した小児看護学教育の改善 中村由美子、江藤千里、鹿原幸恵	229
アクティブラーニングによる教育改革 臨床実習における主体的学習を促進するツールの開発 嶋崎寛子、長崎重信、西方浩一、柴田貴美子、人見太一、川端佐代子	239
保健医療科学研究科大学院生のカナダ短期研究留学プログラム 山田哲夫、藤谷克己、古谷信彦、松田孝子、片岡伸介、足立雄啓	243
編集後記	



## 子どもの権利実現と子どもに対する暴力撤廃に向けた取り組み ～日本と開発途上国の協働の意義

甲斐田万智子 南雲勇多

### はじめに

「子どもの権利条約 (Convention on the Rights of the Child)」<sup>1</sup> (以下、条約) が国連で 1989 年に採択され、日本政府が 1994 年に批准してから、この子どもを取りまく状況は果たしてどのように変化したのだろうか。この条約や多くの国際的または国内の取り組みにより、状況が好転したこともあれば、新たな課題が浮かび上がってきたこともあるであろう。2019 年となる本年は条約の国連採択 30 周年、日本批准 25 周年の節目を迎える。加えて、同年 1 月、国連子どもの権利委員会において第 4 回・第 5 回政府報告書審査とそれにともなう勧告が出された。

このような条約についての動きを背景に、NGO・NPO などの市民活動の分野では、子どもにかかわる多様な団体から構成される実行委員会により「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」<sup>2</sup>が、2019 年 4 月に開始された。その目的は、「日本社会において、『子どもの権利』の概念が浸透し、国、自治体、家庭などのあらゆるレベルにおいて、子どもの最善の利益が確保されることのできるような社会状況をつくる」ことである。

しかしながら、このような条約を広げる活動が活発化する一方で、支援活動を必要とする子どもの生命や権利を脅かす事態は、依然深刻な状況にある。中でも子どもの貧困は深刻であるが(湯澤ほか 2009、阿部 2008)、同様に取り組むべき喫緊の課題が<sup>3</sup>子どもに対する暴力である。

子どもに対する暴力については、国際的な取り組みが推進されているだけでなく、日本国内でも、虐待などのおとなから子どもへの暴力、いじめ問題などに顕著にみうけられる子ども間の暴力など、日常生活において頻発している暴力をなくしていく動きが広がっている。このような背景をふまえ、本研究では子どもに対する暴力とその撤廃についての動向に着目し、子どもの権利条約との相互関連性に注目しながら、海外の取り組みを中心に、子どもの権利に基づいて暴力の撤廃へ向けたプロセスのあり方を考察していく。

その際、子どもの権利侵害への対応および権利の実現の状況が日本と比べ、比較的不十分であると考えられがちな開発途上国の中には、むしろそのような状況だからこそ子どもの権利条約の理念に則り子どもの主体的な参加を通して条約の具体化をはかる先進的な実践事例があることから、そのような事例に学びつつ、さらには、開発途上国と日本の長所と短所をふまえながら協働して子どもの権利の実現と暴力撤廃へのあり方を深めることとする。

なお、本研究では、議論の対象とする「子ども」については、条約第 1 条に示されている「18 歳未満のすべての者」という定義を採用する。

## 1. 子どもの権利実現と子どもに対する暴力

### 1-1 子どもの権利条約

1989年、国連総会にて国連「子どもの権利条約」が満場一致で採択され、各国・地域と国際社会が連携・協力をとりながら子どもの権利が保障される社会の実現へ向け取り組むことが確認された。現在、未締約国は1995年2月に署名したまま多様な政治や（宗教）文化背景をもつアメリカ合衆国1カ国のみで、それ以外の196の国・地域が締約国・地域となっている<sup>4</sup>。

国際的な動きとして、第一次世界大戦における子どもたちの多大な犠牲を二度と起こさないために国際連盟が1924年に「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」を採択し、国際社会が差別なくあらゆる子どもに最善を尽くすことを掲げたにも関わらず、第二次世界大戦時に同じ過ちを人類が起こしてしまったことを反省して条約成立の流れが生まれた。条約は、開発途上国だけでなく、先進国を含めたすべての子どもの権利保障を掲げている。日本政府も条約に対し1990年9月21日、国連で109番目に署名し、1994年4月22日158番目の批准国となった。

条約を批准した国では、子ども観の転換が求められた。すなわち、これまで子どもは権利を保護される対象、つまり客体的な存在として子どもを捉えていた子ども観から、子ども自身が自身の子どもの権利を主張し、行使していく存在、つまり権利行使の主體的な存在とみなす子ども観への転換である。そして、基本原則として条約第3条に記された「子どもの最善の利益（the best interests）」を子どもの権利保障の際の「まなざし」の軸とすることが求められる。また、子ども一人ひとりが固有の子ども期に生きる存在であるとともに、一人の人間として、意見（views）、気持ち（feelings）、願い（wishes）をもち、権利を行使していく主体として捉えなおす必要がある。（安部2010、喜多ほか2009）

加えて、国際連合児童基金（United Nations Children's Fund: UNICEF）（以後、ユニセフ）は、子どもの権利を包括的に示すとともに、条約は「生存する権利（生きる権利）」「発達する権利（育つ権利）」「保護される権利（守られる権利）」「参加する権利」の4つの柱が特徴であるとしている。

### 1-2 子どもに対する暴力と持続可能な開発目標(SDGs)

子どもに対する暴力については、1989年に採択された子どもの権利条約第19条で禁止されたが、2006年に、パウロ・セルジオ・ピニェイロ氏が世界中で実施した調査をまとめた子どもに対する暴力報告書を国連に提出し、どのような場合でも子どもに対する暴力は容認されないと明記した。その報告書で、子どもに対する暴力が行われている場所として、1) 家庭、2) 学校、3) 地域、4) 職場、5) 施設の5つの場所が挙げられた。

2015年、国連で持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、そのターゲット16.2は、



2030年まで「子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅すること」を目標としている。そして、その成果を測るものとして、以下の3つの指標が定められた。

- 指標 16.2.1 過去1か月における保護者等からの身体的な暴力及び/又は心理的な攻撃を受けた1歳～17歳の子供の割合
- 指標 16.2.2 10万人当たりの人身取引の犠牲者の数(性別、年齢、搾取形態別)
- 指標 16.2.3 18歳までに性的暴力を受けた18～29歳の若年女性及び男性の割合

これらの指標から、16.2のターゲットは、家庭における暴力と地域における暴力に焦点が当てられているのがわかる。

このほか、子どもに対する暴力に関係するSDGsの目標として、目標5ジェンダー平等のターゲット5.2「人身売買・性的搾取など女性・女子に対するあらゆる形態の暴力をなくす」と、ターゲット5.3「児童婚、早すぎる結婚などあらゆる有害な慣行をなくす」がある。

そして、子どもに対する暴力を防止する対策に関連するSDGsの目標として、3.7「2030年までにすべての人が性と生殖に関する健康を守るためにすべての人が情報やサービスを得られるようにする」というターゲットがある。

さらに、SDGsの目標11「すべての人が受け入れられる、安全かつレジリエントで持続可能な都市と住居への転換」も、子どもに対する暴力と関係がある。子どもの権利が実現される、子どもにやさしいまちは、子どもが暴力からも守られるからである。

### 1-3 子どもの権利とその実現における暴力との関係

子どもの権利条約を基盤とすると、子どもの権利実現と暴力について、次のような関係が明らかになる。

第一に、先にも述べたように子どもの権利条約の成立背景として、二度にわたる世界大戦による子どもへの甚大な被害がある。直接的暴力の最たる例が戦争・紛争であり、また、戦争・紛争は多くの構造的暴力も同時に生み出す。二度の世界大戦において人類史上類をみない深刻な被害を子どもにもたらしたことへの反省と、そのような辛苦を子どもに二度と味あわせないという決意として国際社会の意向によって条約は成立している。

第二に、子どもの権利条約の理念や内容に目を向けると、主要な子どもの権利として、暴力から守られる権利が示されている。特に4つの柱の1つである「保護の権利」は、多くの場合において「暴力」からの保護を権利として示している。

例えば、子どもの権利条約ネットワーク(Network for the Convention on the Rights of the Child: NCRC、1991年11月設立)が作成・発行している条約の啓発資料「子どもの権利条約ってなあに？」(改訂版、2013年)には、子どもの保護の権利に関わる条文として次の条文が挙げられている(国際教育法研究会訳)。すなわち、第19条(親

による虐待・放任・搾取からの保護)、第 20 条 (家庭環境を奪われた子どもの保護)、第 22 条 (難民の子どもの保護・援助)、第 23 条 (障害児の権利)、第 30 条 (少数者・先住民の子どもの権利)、第 32 条 (経済的搾取・有害労働からの保護)、第 33 条 (麻薬・向精神薬からの保護)、第 34 条 (性的搾取・虐待からの保護)、第 35 条 (誘拐・売買・取引の防止)、第 36 条 (他のあらゆる形態の搾取からの保護)、第 37 条 (死刑・拷問等の禁止、自由を奪われた子どもの適正な取り扱い)、第 38 条 (武力紛争における子どもの保護)、第 39 条 (犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰)、第 40 条 (少年司法)である。

加えて、差別という語が多く文脈で暴力との要因として用いられることを考えると、第 2 条 (差別の禁止)も深く関わりをもつものであるといえる。

第三に、さらに別の観点からみれば、子どもの権利の侵害そのものが暴力であると捉えることができる。子どもの権利とは、子どもが自分らしく自分の生命や個性を尊重しながら、また他者と尊重しあいながら社会の中で生きていくため、そして、そのような社会を築いていくためのものだからである。例えば、休むこと・遊ぶことを阻害することは、第 31 条 (休息・余暇・遊び・文化的・芸術的生活への権利)の権利の侵害であり、暴力とみなすことができる。つまり、子どもが暴力から守られることが権利として示されているだけでなく、子どもの権利の総体が脅かされることも暴力である。

第四に、子どもの権利の行使を妨げることも自体も暴力と考えることができる点である。子どもは参加の権利の行使の主体であるが、子どもは暴力によって参加の権利を行使することができない局面にしばしば直面する。言い換えれば、子どもの権利の尊重・発揮が妨げられている行為の中に、暴力が潜在している。

## 2. 子どもに対する暴力撤廃に向けた世界的動向

### 2-1 持続可能な開発目標とパسفアインディング国

前述のとおり、2015 年に持続可能な開発目標 (SDGs) が採択され、2030 年までに子どもに対する暴力撤廃が掲げられたこと (ターゲット 16.2) を契機とし、2016 年 7 月には、ユニセフが中心となり、様々なパートナー機関とともに、「子どもへの暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ (The Global Partnership to End Violence Against Children) (以下 GPeVAC)」という国際ネットワークが設立された。その目的は、各国政府、国連機関、NGO などの市民社会、財団、研究者、民間セクター、若者たちが、ターゲット達成に向けて協力することであり、そのための基金も設置された。現在、328 団体がメンバーとして参加しており、NGO などの市民社会だけでなく、企業や研究者のグループも参加している<sup>5</sup>。この運動において、2019 年 11 月現在、体罰を全面的に禁止した国は 58 カ国に上っている<sup>6</sup>。

GPeVAC は、子どもに対する暴力撤廃に向けたコミットメントを公表し、それを加速する役割を担うパسفアインディング国となることを各国に対して呼びかけている。

2018年初めに18カ国だったパスファインディング国は2019年10月末現在26カ国に増えている（アジアは、インドネシア、カンボジア、スリランカ、フィリピン、モンゴル、日本の6カ国）。

2018年2月には、スウェーデン・ストックホルムで「子どものための2030アジェンダ：ソリューションズ・サミット」が開催され、67カ国から子どもたち、各国政府、市民社会、民間企業、国際機関、専門家など386名が参加した。これは、子どもたちを含むそのような様々なステークホルダーが、子どもに対する暴力撤廃に向けて解決策を話し合うために2年毎に開催されるものである。その第1回目のサミットで、日本政府はパスファインディング国になることを表明し、市民社会の代表と議論を深めるため、マルチステークホルダーのプラットフォームを設けることを約束した。そして、ナイジェリア及びウガンダにおいて暴力のリスクに直面する子どもを保護するため、「子どもに対する暴力撤廃基金」に対して約600万ドルの拠出を行うことも表明した。

この基金には、2019年10月現在、6800万ドルの資金拠出が約束され、そのうち3760万ドルはすでに子どもに対する暴力の問題に対応するために支出されている。また、体罰を全面的に禁止した国は、56カ国に上っている。

このグローバル・パートナーシップで子どもに対する暴力撤廃において重視していることは、子どもの権利条約に基づく子どもの平等の権利と最善の利益である。また、子どもの発言する権利に焦点をあて、子どもたちを暴力に立ち向かうリーダーとみなしている<sup>7</sup>。

一方、ユニセフは、子どもに対する暴力には「セオリー・オブ・チェンジ（変化の理論 Theory of Change ToC）」<sup>8</sup>の枠組みが必要だとして、2017年 *Preventing and Responding to Violence against Children and Adolescents Theory of Change 2017*（『子どもと若者への暴力防止および対応 変化の理論 2017』）を発行している。

これは、子どもに対する暴力に対して対処療法的に対応策を考えるのではなく、なぜ暴力が起きるのかについて原因を掘り下げ、その根本的原因となっている課題にどのように効果的に連続する結果（リザルトチェーン）、および成果を生み出していくかという戦略を練ることである。たとえば、子どもに対する暴力を社会全体で根絶していくためには、虐待をするハイリスクの母親にペアレンティングスキルを教えるだけでなく、虐待にいたる様々な要因を分析し、その要因の一つである貧困からシングルマザーなどの家庭が抜け出せるような政策を政府に求めていくことまでも計画に含めるということである。

この「セオリー・オブ・チェンジ」の枠組みは、フィリピンでもカンボジアでも子どもに対する暴力撤廃のための行動計画策定において取り入れられ、子どもの意見をきちんと聴収している<sup>9</sup>。

## 2-2 「子どもにやさしいまち」における取組み

子どもに対する暴力撤廃を進めることは、「子どもの権利条約」に基づいて子どもの

権利を実施し、子どももおとなも住みやすい地域をつくっていくための取り組みとしてユニセフが進める「子どもにやさしいまち (Child-Friendly City: CFC)」づくりの運動と密接に関連する。「子どもにやさしい”まち”」は、1996年の第2回国連人間居住会議において提唱されたものである。Child-Friendly Cityという英語標記から「子どもにやさしいまち」と訳語が使われているが、その実践基盤のレベルや、学校や地域・居場所に合わせて、子どもにやさしい学校 Child-Friendly School、子どもにやさしいコミュニティ Child-Friendly Community のコンセプトが用いられる。

ユニセフはこの「子どもにやさしいまち (CFC)」づくりの推進のために、認証制度を設けている。その認証の基準として提唱された「子どもにやさしいまちの9つの基本的な構造」は次の通りである。すなわち、①子どもの参画、②子どもにやさしい法的枠組み、③都市全体に子どもの権利を保障する施策、④子どもの権利部門または調整機構、⑤子どもへの影響評価、⑥子どもに関する予算、⑦子どもの報告書の定期的発行、⑧子どもの権利の広報、⑨子どものための独自の活動の9つである。現在、23カ国で約900の自治体が子どもにやさしいまちとして認証されている。

子どもの権利保障のための法的枠組みや機構、予算などを整えながら、その地域の子ども参加を軸とし、地域コミュニティを基盤として子どもの権利を実現させていく、また、子どもの権利を実現させていく試みを通して地域コミュニティを(再)構築していく、その両者が相互循環的なプロセスをつくり「子どもにやさしいまち (CFC)」のコンセプトを体現する地域づくりが進んでいく。そのことによって、子どもに対する暴力撤廃にむけて、次のことが地域内で保障されることが見込まれると考えることができる。1点目は、子どもの生活の中でおこる子どもへの暴力は、子どもの生活の基盤としての地域が主たる場となりえるため、その地域に、子どもの権利の理念と条文を尊重するような気風(文化)が地域の中につくられること。また、それとともに、暴力の防止や解決のための支援の仕組み・制度がつくられることである。2点目は、子どもの体罰撤廃へ向けた子どもの活動についても、子どもの参加の「足場」としての「地域」が重要であり、地域が「子どもにやさしいまち (CFC)」に変化することは、体罰撤廃を強力に促すこととなる。加えて、地域だからこそ個別の事例への対応が可能になるのみならず、地域の多様なステークホルダーが連携して取り組むことができる。その結果、暴力の被害を受けた子どもへの対応や防止対策を地域のホリスティックなつながり・関係性を活かすアプローチによって効果的なものにすることができる。

### 2-3 日本国内の取り組み

パスファインディング国の役割には次の6つがある。第一に、国内でこの子どもに対する暴力撤廃の動きを進めていくにあたり、政府が中心となる担当省庁を決めること、第二に、この問題に対応するマルチステークホルダーのグループをつくること、第三に、子どもに対する暴力に関する調査を実施し、データ分析をすること、第四にエビデンスベースの3年ないし5年にわたる国レベルの行動計画を策定し、予算をつける

こと、第五に子どもの意見を聞き、子どもの参加を基準に沿って確保することである。

2019年10月末現在、日本政府は、国レベルの行動計画の骨子案を作成し、ワーキンググループを2回実施している。ワーキンググループには、政府からは、外務省、内閣府、厚生労働省、文部科学省、警察庁が、国連関係者としては、日本ユニセフ協会が、民間からは株式会社ヤフーが、市民社会からは、ワールドビジョン・ジャパンの柴田哲子氏と子どもの権利条約総合研究所・国際子ども権利センターの筆者（甲斐田）が参加している。

2019年10月30日に開催された2回目のワーキンググループでは、今後政府が行動計画を策定するにあたり、骨子案の4本柱（児童虐待、性的搾取、いじめ、体罰）に沿ってそれぞれの分野の専門家から以下の意見が出された。

まず、児童虐待の専門家（日本子ども虐待防止学会）から3つの点が指摘された。第一に、虐待をゼロにするにあたり、虐待の原因に関する調査や虐待の減少を測定する様々な調査が必要である。第二に、予防は省庁横断的にするべきであり、体罰禁止をいかに家庭に浸透していくか、学校教育、幼児教育で取り入れるかが大事である。第三に、虐待に取り組める専門家の育成が必要である。

次に性的搾取の専門家（NPO法人ライトハウス）から次の点が必要であると指摘された。第一に子どもの性的虐待画像が非常に早いスピードで拡散しており、海外では明らかに性的虐待として違法となっている制作物の製造を処罰する法律を整備すること。第二に、子ども自身が性的虐待について学べる性教育や人権教育を導入すること。第三に、人手不足で限界状況の児童相談所の職員を拡充することである。

3つめにいじめの専門家（日本スクール・コンプライアンス学会）から以下の点が指摘された。

第一に、いじめのフォローアップが必要だが、学校の教員が子どもと向き合う時間がとれないことが問題である。第二にいじめ防止対策推進法について理解を深めるための教職員研修の予算措置が必要である。第三に、いじめ重大事態調査委員会についての理解不足、予算不足、人手不足により機能が破綻しているため、再構築する必要がある。

4つめに、体罰の専門家（NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）から以下の点が指摘された。児童虐待防止法が改正されたが、品位を傷つける暴言なども体罰に含めるべきである。子どもが人権をもった存在であることを法律に含める必要がある。

保育園、幼稚園、小学校において体罰によらない教育を国レベルで推進すべきである。教員が子どもからの相談に適切に対応できるように能力を向上する必要がある。

各省庁はこれらの専門家の意見を参考にし、また、国際社会で共通言語となりつつある7つのINSPIREの戦略（①法律の施行・執行、②規範と価値、③安全な環境、④保護者や養育者への支援、⑤収入・経済力の向上、⑥対応・支援サービス、⑦教育とライフスキル）<sup>10</sup>を取り入れて行動計画を策定することが望まれている。

### 3. カンボジアにおける子どもに対する暴力撤廃の課題

#### 3-1 カンボジアの子どもに対する暴力の現状<sup>11</sup>

カンボジアでは、2013年に子どもに対する暴力の調査が行われたが、それによると、18歳から24歳までの年齢層の若者の5割以上が18歳未満の子どものときに何らかの暴力を受けていたことがわかった。

まず、第一に家庭における暴力では、2人に1人が身体的暴力を、4人に1人が精神的暴力を受けている。そして、親による強制的なものが多くを占める児童婚の割合は19%にも上る。さらには、親による人身売買も起きており、海外の性産業に売られることは以前と比べ少なくなったが、近年では、若い女性の数が不足する中国に花嫁として売られるケースが多くなっている。

第二に、学校における暴力としては、中等教育に通う17%の生徒が学校で暴力を体験しており、特に特に男子の場合はその数は43%に上る。また、4人に1人がいじめを体験している。

第三に施設における暴力に関しては、孤児院で外国人による性的搾取が深刻であり、また、刑務所においては成人と同じ所に拘禁されることにより、身体的・性的暴力を受けている。

第四に、地域における子どもに対する暴力については、子どものときに性交体験がある18歳から24歳の若者で男性は11人に1人、女性は4人に1人が望まない体験だったと回答している。

第五に、職場における子どもに対する暴力に関しては、19%の子どもが児童労働に従事しているが、レンガ工場では雇用主が身体的暴力を受ける子どもも少なくない。

このような状況のなか、カンボジア政府は、2017年12月に子どもに対する暴力撤廃のための行動計画(NAPVAC)を策定した。その実施状況や効果および課題についてはまだ評価されていないが、さまざまなステークホルダーとの協議を重ねてこの計画を策定したことは、子どもを保護する大きなステップとなった。

#### 3-2 カンボジアにおける子どもに対する暴力撤廃行動計画(Action Plan to Prevent and Respond to Violence Against Children in Cambodia)

カンボジア政府は、子どもに対する暴力に関しては、まず2013年に全国レベルで調査を実施した。そして、SDGsのみならず、2015年にはASEAN子どもに対する暴力行動計画が策定されたのを受け、2017年12月に「子どもに対する暴力防止および対応のための行動計画2017-2022」を策定した。

カンボジアの子どもに対する暴力には、通常の身体的暴力、心理的暴力、性的暴力に加えて、児童婚、児童労働、人身売買、オンライン上の性的搾取が含まれる。そして、それらの暴力の被害に遭いやすい子どものグループとして、障害をもつ子ども、

HIV/AIDS とともに生きる子ども、施設で暮らす子ども、LGBT の子ども、ストリートチルドレン、学校に通っていない子ども、移民の子ども、性的虐待を受けた男子、少数民族の子どもなどが含まれる。

カンボジア政府は、5 年行動計画策定の中心省庁として、女性省を任命し、女性省は、13 の省庁からなる運営委員会を設立した。運営委員会メンバーの各省庁は、それぞれの省庁で立てた戦略の中で現在および将来、子どもに対する暴力の問題解決につながる事業のすべてを洗い出してマッピングした。そのマッピングと 2013 年に行った調査に基づき、各省庁で実施できる取り組みをまとめた。さらに、4 つのテーマ別ワーキンググループをつくり、それらは、政府や開発機関、市民団体（CSO）、国連機関のみならず、若者が構成メンバーとなった。これらのワーキンググループは、プノンペンで 4 回の国レベルの会合を、地方レベルでは 2 回の会合を開いた（シムリアップとプレアシアヌーク）。そして、国レベルだけでなく、州レベルや郡やそれ以下のすべてのレベルで、社会福祉、教育、保健、司法の分野にまたがってコミットメントを取りつける努力がなされた。子どもに対する暴力を防止し、対処するためには、国全体で子ども保護システムをつくる必要があり、その制度のためにはこれらすべての鍵となるステークホルダー間での協力は欠かせないからである。

その行動計画の策定に先立ち、2016 年に「カンボジアにおける子どもに対する暴力に関する変化の理論 (Theory of Change on Violence against Children in Cambodia)」（以下、「ToC VACC」）が策定された。これは、カンボジアにおける子どもに対する暴力についての関連文書やデータを分析し、政府と市民社会が 2 回のワークショップで議論を重ねることによってつくられたものである。ToC VACC は、カンボジアの子どもに対する暴力の決定づける原因を以下の 7 つとし、それぞれの原因への対処、課題、アウトプット、アウトカム（成果）を策定している。

① 貧困と社会的・経済的格差、② 教育、③ 暴力によるしつけを助長する社会規範、④ ジェンダー差別の社会規範、⑤ 既存の法律において罰則の欠如および法律の認知不足、⑥ 子どもの暴力を受けた経験、⑦ 緊急事態における不十分な子どもの保護、である。

### 3-3 おとなと子どもの認識の違い～タナオコミュニンの事例から

2019 年 2 月、カンボジアのスヴァイリエン州コンボンロー郡タナオコミュニンの女性と子どものためのコミュニン委員会や農業組合のメンバーにインタビューをしたところ、「子どもの権利について啓発活動をするようになり、暴力は減った」という回答だった。

しかし、おとなが子どもに対する暴力は減ったと感じている一方で、子どもの目から見るとまだまだ減っていない。特に家庭内では、子どもたちは日常生活で暴力を感じている。

2019 年 2 月、タナオの子どもたちに嬉しいときと悲しいときの絵を描いてもらったところ、悲しいときの絵には「守られていないとき」と記し、親から棒で叩かれている絵を描く子どもが多い（絵①と絵②）。

絵①



保護される子ども 保護されない子ども

絵②



絵②の上は、親から権利が守られている子ども、下は親から保護されていない子どもの絵である。棒で叩かれている。

また、絵③のように悲しいことを人身売買と表現する子どもも少なからずいる。





絵③ 左上は人身売買の被害に遭っているところで、右上は人身売買から守られているとき。 左下は、守られているところ。下中央はレストランに連れていってもらえているところ。右下はスーパーに連れられて行く絵。

さらに、タナオで子どもたちに家庭で耐え難いと思うことは何かと尋ねたところ、以下のような答えが返ってきた。

「荒々しい言葉を向けられる時、傷つけられること」、「叱責するような口調で親が話すことと、酷い言葉使いを使われること」「子どもの権利を知らない状態のまま両親から叱られる事。また、子どもの権利についての知る努力をしてくれない事」

このことから、家庭では、身体的暴力のみならず、親による言葉の暴力によってつらい思いをしている子どもが多く、おとなの認識との間に大きな隔たりがあることがわかる。

このような状況に対して、時間をかけて子どもをエンパワーし、子ども自身が暴力を訴えられるようにすることが重要である。

子どもクラブに所属するメンバー（CAN）と一緒に活動しているNGOCRC（当時）のスタッフは次のように話している。

トレーニングや研修を通して子ども参加の意義や必要性を把握したが、実際に子どもたちと一緒に活動するにはかなりの時間がかかるし、大人が全て決めて実行するのが早いと感じた時もある。それでも子どもたちの発表や活動を見ていくうちに、『子どもでもできる』という実感が少しずつ芽生えてきた。その実感を持つ人が増えていき、時間をかけて大人メンバーの間で子どもを受け入れる態勢ができた。

このように長いプロセスの中で子どもを活動の担い手として認識し見守ることが、子どもが暴力撤廃のパートナーとして成長することにつながる。

### 3-4 カンボジアの文化的・社会的規範と子どもへのリスク

カンボジアにおける子どもに対する暴力撤廃運動においての最大の課題のひとつは、社会全体、とりわけ家庭において暴力が容認されていることである。その1つの例は、ドメスティック・バイオレンス（DV）規制法に表れている。カンボジアのDV規制法は、配偶者やパートナー間のみならず、親や養育者から子どもへの暴力も規制している。しかし、DV法の第8条では、「カンボジアの文化を鑑みて、ひとつ屋根の下で暮らす者による‘しつけ’は、暴力とみなされない」としている。

もうひとつの問題は、地域の当局の役人がこのDV規制法について十分に理解していないことである。このため、子どもが近所で男性がその妻や子どもに暴力をふるっているのを通報する際に、通報する子どもを十分に保護できない危険性がある。

活動する子どもが警察などに通報しようとするときには、支援するおとなたちが子どもを保護するための体制を最大限つくっていく必要がある。虐待が起きている家族について、ほかの家庭の子どもが通報し、もしその虐待している家族が権力のある人とつながりがある場合などは、通報した子どもに危険が及ぶ可能性があるからである。

こうした危険を最大限防ぐために地域で子ども保護ネットワークをつくり、暴力をふるっている住民が子どもへ危害を与えないようにコミューン評議会に対して誓約書を書かせるなど、当局がいつでも関与する体制を整えることが必要である。

## 4. 子どもの権利実現と子どもに対する暴力撤廃に向けた取り組み

### 4-1 子どもに対する暴力撤廃に向けた子どもの権利の視点

国内外の子どもに対する暴力撤廃において取り組みにおいて、子どもの権利に基づいたアプローチをとる必要がある。

第一に、子どもの権利の視点から、暴力とは何かを考えていくことが重要だということである。つまり、子どもの権利(条約)をもとに「暴力を認識」ということである。

「暴力の認識」と「暴力」に対する是非については、文化的背景が大きく影響する。特に、父親から娘への暴力が文化的に肯定されたり、黙認されたりする地域もあることは、国際協力の現場で指摘されてきたことである。文化本質主義、文化相対主義的にそのような暴力が内在する文化を暗黙のうちに肯定するのではなく、より普遍的な人権・権利の視点から問い直すことにより、文化の暴力的側面を捉えていくことができる。

2013年に採択された子どもの権利条約・一般的意見第18号では、早すぎる結婚や女性性器切除（FGM/C）が「有害慣行」として明記されている。

第二に、条約に示された「子どもの参加の権利の視点」から暴力撤廃を考えていくという点である。子どもの権利条約は、国連人権条約のなかでも子どもを主役としてその権利を普遍化していく動きのなかで成立した。

具体的には、まず、子どもの意見表明権に基づき、「子どもに対する暴力」の被害を受けている当事者の子どもが声をあげやすいようにする仕組みをつくることである。

特に、家庭や学校で暴力を受けている子どもたちが声をあげることはかなり困難であるが、その声を聴かないでいると暴力は深刻化していく危険があるため、早い段階で子どもの声を聴くことが必要である。子ども自身が権利行使の主体として、一人ひとりの「子どもの最善の利益 (the best interests)」と、それに関する意見 (views)、気持ち (feelings)、願い (wishes) を表明していくこと、また、それを支えていくことが重要である。

そしてその声を活かして児童虐待や体罰をなくしていく政策につなげていくこと、つまり子どもアドボカシーが求められる。

第三に、「子どもに対する暴力」の範囲を検討する際に、おとなへの暴力と重なる部分がありつつも、子どもへの暴力が起きる背景・要因やその影響、解決のためのプロセスは、子どもの視点から考慮される必要がある。前述したとおり、休息や遊びを否定されることが子どもにとっては暴力ともなりうる。

子ども自身が権利の主体として暴力を定義しなおすことにより、暴力にさらされたときに暴力に気づき、暴力を内面化せずにその暴力に対して声をあげたり行動をとることができるようになる。

第四に、子どもの権利 (条約) をもとに子ども一人ひとりが「暴力について表明した意見」を認識するだけでなく、そのような暴力を撤廃すべきという認識を社会で広める啓発活動を実施し、社会規範をつくっていくことが重要である。

周囲のおとなが子どもの権利への十分な理解をすることで、子どもに対する暴力を防ぐことができる。この結果、伝統的文化とされてきた慣行や体罰についても暴力と認識し、撤廃に向けての行動や社会システムづくりが進展していくだろう。

#### 4-2 開発途上国の事例の示唆と協働に向けた可能性

開発途上国では、政治・経済的な課題や人権に関する問題もいまだ多いこともあり、子どもをめぐる問題状況は全体的に楽観視できない。しかし、海外の事例に関する調査から明らかになることは、子どもの権利が侵害されている状況に対し、国際開発の文脈で、また、国の施策として、子どもの権利を実現するために、子ども (の主体性) を中心とした取り組みが行われているということである。このことにより、子どもに対する暴力撤廃への子ども参加を伴った動きが生まれるだけでなく、その他多くの子どもの権利の実現がその参加のプロセスの中で実現しているといえる。加えて、子どもの権利ベースアプローチによって「子どもにやさしいまち」づくりを推進することにより、暴力撤廃への意識啓発や支援の制度づくりを含めた包括的なアプローチがとられている国も途上国には存在する。

国や行政が子どもに対する暴力撤廃へむけてイニシアティブをとることで、一点目に、制度面、人材面、資金面などの安定性、継続性が強化される。二点目に、関連機関との連携や活用が可能となる。そして三点目に、法整備が進む。

一方、NGO をふくむ市民社会が各ステークホルダーとの連携をもとに子どもに対する

暴力撤廃へむけて取り組むことで、第一に、子どもが暮らす地域レベルにおいて、周囲のステークホルダーの子どもへの関わりが権利ベースとなり、子ども自身が暴力をなくす取り組みに参加していくプロセスが保障される。カンボジアの事例にあるように、子どもがエンパワーされ、暴力を通報しようとする行動に出ることは暴力をなくす上で非常に重要なことではあるが、市民社会や行政は子どもが危害を加えられないように安全な地域社会をつくることが求められる。第二に、子どもに関わる教育、福祉などの様々な側面からの親など養育者への支援が可能となるなど、包括的なアプローチを取ることができる。第三に、子どもの権利実現を中心として、その地域が「子どもにやさしいまち」づくりのためのコミュニティとして発展し、「子ども」をこえた人権文化の生成と社会構築へとつながる可能性が生まれる。

今後、海外の実践との協働を発展させていくため、海外の事例から日本への示唆を深めるべく、開発途上国の先進事例の取り組みにおける効用や、その取り組みを可能とした背景・プロセスをより明確にすることが必要となる。また、開発途上国の先進事例を日本が学ぶだけでなく、子どもの権利の実現に照らして日本が先進的に取り組んでいる事例について、海外の事例に関わるステークホルダーにとっての日本の実践事例のもつ知見（特徴や課題）をさぐり、協働の可能性を探ることも求められる。

## おわりに

本研究ではまず、子どもの権利条約および子どもに対する暴力とその撤廃についての動向に着目し、その両者の取り組みを進めていく上での相互の関連性を整理した。続いて、子どもに対する暴力撤廃の国際的かつ国内の展開や具体的な取り組みを明らかにするとともに、開発途上国の先進的な取り組み事例の概要を提示し、考察を加えた。

**子どもの声を聴くために** 2002年に開催された国連子ども特別総会では、参加した子どもたちが世界のおとなたちに向けて暴力がない世界が『わたしたちにふさわしい世界 (A World Fit for Us)』を訴えた。そして「あなたたちはわたしたちを未来と呼びます。けれどもわたしたちは、『今』でもあるのです」と主張した。2019年9月、ニューヨークで開催された国際会議で、グレタ・トゥンベリさんは気候変動が子ども時代を奪っていると訴えたが、暴力も子どもの「今」と未来の可能性を脅かしている。持続可能な開発目標で掲げたように2030年までに暴力を撤廃するために開発途上国と先進国（開発国）がどのように協働していけるかについてさらなる研究と実践を続けていく必要がある。

今後の研究課題として、2点あげる。1点目は、子どもに対する暴力の撤廃や、子どもの権利全般の保障に向けて、子どもと共に取り組んでいくあり方である。2点目は、子どもの「声」を社会化していく必要性とその方法についての研究・実践が展開されつつある「子どもアドボカシー」(たとえば堀正嗣、子ども情報研究センター2013)である。

堀・子ども情報研究センター(2013:8-9)は子どもアドボカシーについて次のように説明している。「おとなに子どもの声を聴いてもらい、それが子どもの生活にかかわ

る決定に影響を与えるように支援することが『アドボカシー』です。比喩的に言えば、子どもの声を大きくする『マイク』のような役割です。「子どもの声なんて」と軽視して、耳に入らないおとなに、子どもの声が届くようにするのはです。また無力感にとらわれて声を出すことができなくなっている子どもたちが自信をもって自分の気持ちや願いを話せるように励まし、支援することもアドボカシーの仕事です」

子どもに対する暴力を撤廃するためにも、このような子どもアドボカシーを一つの有効なアプローチとして今後検討していきたい。

## 参考文献

阿部彩（2008）『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波書店。

安部芳絵（2010）『子ども支援学—研究の視座』学文社。

甲斐田万智子（2019a）「権利アプローチによる子ども支援とコミュニケーション」『対人援助のためのコミュニケーション学：実践を通じた学際的アプローチ』文京学院大学総合研究所叢書。

-----（2019b）「子どもに対する暴力の撤廃に向けた WHO・アジア諸国の動向」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究—子どもの権利の新たな地平～多様な背景をもつ子どもの権利／子どもの権利条約第4回・第5回統合日本審査と総括所見』日本評論社。

甲斐田万智子、南雲勇多（2016）「子どもと若者」田中治彦、三宅隆史、湯本浩之編『SDGs と開発教育—持続可能な開発目標のための学び』学文社、第12章、pp. 214-234。

甲斐田万智子、南雲勇多（2019）「子どもの権利実現における開発途上国と先進国の協働の可能性～子どもにやさしい社会づくりに焦点をあてて」『文京学院大学総合研究所紀要第19号』

ガルトゥング、ヨハン著、木戸衛一、小林公司、藤田明史訳（2006）『ガルトゥングの平和理論：グローバル化と平和創造』法律文化社。

喜多明人（2015）『子どもの権利—次世代につなぐ』エイデル研究所。

喜多明人、荒牧重人、森田明美ほか編（2013）『子どもにやさしいまちづくり第2集』日本論評社。

喜多明人、広沢明、荒牧重人、森田明美編（2009）『逐条解説—子どもの権利条約』日本評論社。

子どもの権利条約ネットワーク（NCRC）（2013）「子どもの権利条約ってなあに？」改訂版、子どもの権利条約ネットワーク。

喜多明人、荒牧重人、森田明美、内田塔子（2004）『子どもにやさしいまちづくり：自治体子ども施策の現在とこれから』日本評論社。

堀正嗣、子ども情報研究センター（2013）『子どもアドボカシー実践講座：福祉・教育・司法の場で子どもの声を支援するために』解放出版社。

湯澤直美ほか編（2009）『子どもの貧困白書』明石書店。

「国連子どもの権利条約」 (The United Nations the Convention of the Rights of the Child)」 (1989)

日本ユニセフ協会ホームページ

[http://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig\\_list.html](http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_list.html) 最終閲覧日 2019年 10月 30日)

子どもすこやかサポートネットホームページ <http://www.kodomosukoyaka.net/>  
2019年 10月 30日最終閲覧

Global Partnership to End Violence against Children, 2016, 'End Violence against Children, The Global Partnership, Strategy 2016-2020.

Hanna Persson and Theavy Leng, 2017, *Towards ending violent discipline in Cambodian schools: Teacher training helps create a safer and encouraging learning environment for students*

[http://unicefcambodia.blogspot.com/2017/06/towards-ending-violent-discipline-in.html?fbclid=IwAR0VcfqM5-](http://unicefcambodia.blogspot.com/2017/06/towards-ending-violent-discipline-in.html?fbclid=IwAR0VcfqM5-LQPJNFBLjB0raobDJlL2CTlej0AqPjngteBzcyxI210KXuR1E)

[LQPJNFBLjB0raobDJlL2CTlej0AqPjngteBzcyxI210KXuR1E](http://unicefcambodia.blogspot.com/2017/06/towards-ending-violent-discipline-in.html?fbclid=IwAR0VcfqM5-LQPJNFBLjB0raobDJlL2CTlej0AqPjngteBzcyxI210KXuR1E)

(2019年 10月 30日最終閲覧)

The Steering Committee on Violence Against Children, 2014, *Findings from Cambodia's Violence Against Children Survey 2013*

[http://www.togetherforgirls.org/wp-content/uploads/2017/09/2-VAC\\_Summary-Cambodia-English-web.pdf](http://www.togetherforgirls.org/wp-content/uploads/2017/09/2-VAC_Summary-Cambodia-English-web.pdf)

((2019年 10月 30日最終閲覧)

The Steering Committee on Violence Against Women and Children, 2017, *Action Plan to Prevent and Respond to Violence Against Children in Cambodia 2017-2022*

<https://coraminternational.org/wp-content/uploads/Cambodia-VAC-action-plan-published.pdf>

(2019年 10月 30日最終閲覧)

UNICEF, 2001, *Corporal Punishment in Schools in South Asia*, <https://www.crin.org/en/docs/resources/treaties/crc.28/UNICEF-SAsia-Subm.pdf>

\_\_\_\_\_, 2016, *Violence in Education Setting in South Asia A desk review April 2016*

<https://www.unicef.org/rosa/sites/unicef.org/rosa/files/2018->

[03/VACineducation.pdf](#)

\_\_\_\_\_, 2017, *Preventing and Responding to Violence against Children and Adolescents Theory of Change 2017*,

[https://www.unicef.org/protection/files/UNICEF\\_VAC\\_ToC\\_WEB\\_271117\(2\).pdf](https://www.unicef.org/protection/files/UNICEF_VAC_ToC_WEB_271117(2).pdf)

(2019年11月5日最終閲覧)

\_\_\_\_\_, 2017, *Philippine Plan to End Violence against Children (PPAEVAC)*

<https://www.unicef.org/philippines/PPAEVAC.pdf>

\_\_\_\_\_, 2018, *INSPIRE Indicator Guidance and Result Framework End Violence against Children: how to define and measure change*

[https://www.unicef.org/peru/spanish/INSPIRE\\_Indicator\\_Guidance\\_and\\_Results\\_Framework.pdf](https://www.unicef.org/peru/spanish/INSPIRE_Indicator_Guidance_and_Results_Framework.pdf)

---

<sup>1</sup> 「国連子どもの権利条約」の原題（英語）の日本語訳については、現在、財団法人日本ユニセフ協会抄訳（訳名「子どもの権利に関する条約」）、国際教育法研究会訳（訳名「子どもの権利に関する条約」）、外務省ホームページ（訳名「児童の権利に関する条約」）の3つが主流となっている。本稿では、「児童」と訳すことで、教育学的に児童が初等教育の年齢相当の子どもを指し、子どもの権利条約が子どもを18歳未満と規定していることと矛盾するため、「子どもの権利」と表記することとする。

<sup>2</sup> 「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン 企画書」

[http://www.ncrc.jp/archives/images/CRC30\\_kikaku.pdf](http://www.ncrc.jp/archives/images/CRC30_kikaku.pdf)

<sup>3</sup> 子どもの暴力を広義に捉えれば、子どもの貧困も子どもの生命を脅かし、権利を剥奪しうる暴力であるといえる。また、多くの場合、子どもの貧困が構造的にうみ出されたものであり、子どもの貧困は子どもへの「構造的（間接的）暴力」（ガルトゥング 2006）としても捉えられる。

<sup>4</sup> 公益財団法人日本ユニセフ（UNICEF）協会 HP「子どもの権利条約 締約国」

[https://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig\\_list.html](https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_list.html)(2019年10月30日最終閲覧)

<sup>5</sup> Global Partnership to end Violence against Children のウェブサイトより。

<http://www.end-violence.org/about-us>

<sup>6</sup> 子どもすこやかサポートネットホームページ。

<sup>7</sup> End Violence against Children(2019)

<sup>8</sup> ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したものであり、それを以て「変化の理論」になりうるとするもの。典型的には、「投入（インプット）→活動（アクティビティ）→産出（アウトプット）→成果（アウトカム）」という一連の流れを考えるロジックモデルで国際開発の分野ではよく使われる手法だが、セオリーオブチェンジはそれを改善したものである。

<sup>9</sup> The Steering Committee on Violence Against Women and Children, 2017, *Action Plan to Prevent and Respond to Violence Against Children in Cambodia 2017-2022*

<https://coraminternational.org/wp-content/uploads/Cambodia-VAC-action-plan-published.pdf>

<sup>10</sup> 詳しくは、甲斐田（2019b）を参照されたい。

<sup>11</sup> 本節では、Child Rights Coalition Cambodia(2019)を主に参照した。





# 文化財の不法取引と国際私法

金 彦叔 \*

## 〔目次〕

- I はじめに
- II 文化財保護の法的フレームワーク
  - 1 国際規範
  - 2 国内法
- III 文化財の不法な取引と国際私法上の争点
  - 1 国際裁判管轄
  - 2 起源国法主義 vs 所在地法主義
  - 3 国際条約との関係
- IV 事例の検討～対馬観音寺仏像盗難事件を例に
  - 1 事案の概要
  - 2 韓国裁判所の判断
  - 3 検討
  - 4 評価
- V おわりに

## I はじめに

これまで文化財の国際的保護というと、戦時における文化財の破壊からそれを如何に守るか又は戦時に他国により略奪された文化財を如何に元の場所に戻すかという国際法的な観点からの議論が多かった。しかしながら、最近、文化財をその所有者から不法に取得し、それを海外に移動させるケースや文化財の所有者が自国の文化財保護法等に違反して、文化財を海外に不法に輸出するケースなど、国境を越えた文化財の不法な取引が問題となる場面が増えたことを受け、文化財の不法な輸出入に関する国際私法上の議論が注目されるようになった。すなわち、文化財が不法に海外に輸出された場合、当該文化財の所有者又は国は、それを本来の場所に取り戻すために、どこで裁判を起こし、どの国の法を準拠法とするか、また、法廷地で下された判決を他の国で執行することができるか、といった問題の検討が必要となってきたのである。さらには、文化財の所有者からそれを不法に入手した者が、文化財の善意取得を認めている国で、いわゆる‘文化財ロンダリング’をして所有権を取得したのち、オークションなど公の市場を利用し当該文化財を転売した場合、その文化財を原所有者に返すことは可能なのか、そのために、国際私法上如何なる点が検討されるべきか、国際条約との関係はどうなるかといった問題も重要

---

\* 文京学院大学 外国語学部 准教授 博士（法学）

となってきた。

本稿は、国境を超える文化財の不法な取引に着目し、文化財の不法取引と関連して生じる国際私法上の争点について検討する。その前提としてまず、文化財の国際的保護のための法的フレームワークを国際規範や国内法に分けて検討し、それらの法規範が国際私法上の議論にどのような意味を有するについても言及する（Ⅱ）。次に、文化財の不法な取引をめぐる国際私法上の争点として、一般的に問題となってくる、国際裁判管轄の問題、準拠法決定の問題について検討し、また関連国際条約との関係を明らかにする（Ⅲ）。それらを踏まえて、実際の事例にそれらがどのように検討されているか考察する。事例としては、最近日韓の間で注目を浴びている「対馬観音寺仏像盗難事件」における韓国裁判所の判断を取り上げる（Ⅳ）。以上のような検討を通じて、文化財の不法取引をめぐる問題について、文化財保護の観点から国際私法上どのような検討がなされるべきかを明らかにすることが、本稿の目的である。

## Ⅱ 文化財の国際的保護の法的フレームワーク

### 1 国際規範

#### （1）序

文化財の国際的保護のための国際的な規範としては、多数国の間で締結される多数国間条約と具体的な利害関係を有する国同士で締結される二国間条約とがある。前者の多数国間条約は、文化財の保護が全世界的なレベルで求められる課題であることと、文化財の不法な取引は複数国を巻き込んで行われているという現実を反映すると、その役割は大きいものである。代表的な多数国間条約としては、1954年「武力紛争の際の文化財の保護のためのハーグ条約（以下、ハーグ条約という）」<sup>1</sup>、1970年「文化財の不法な輸出、輸入及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関するユネスコ条約（以下、ユネスコ条約という）」<sup>2</sup>、1995年「盗難又は不法輸出された文化財に関するユニドロワ条約（以下、ユニドロワ条約という）」<sup>3</sup>がある。

まず、ハーグ条約は、戦争のような武力衝突の際に発生し得る文化財の破壊や略奪を防ぐために締結されたもので、同年、「武力紛争の際の文化財保護議定書（以下、第1議定書という）」も併せて作成されている。その後、各締約国の実行や国際情勢の変化等を踏まえて、1999年、同条約を補足するものとして、「武力紛争の際の文化財保護第二議定書（以下、第2議定書という）」が採択されている。

上記のハーグ条約が、戦時又は武力衝突という特殊な状況における文化財の保護を前提とした条約であるのに対して、その後のユネスコ条約は、平時における文化財保護のための包括的な保護体制も必要であるという要請から成立されたものである。同条約は、主に文化財の不法な輸入及び輸出を防止するための加盟国の義務について規定している。しかしながら、この条約だけでは、実際に盗難又は不法輸出された文化財を如何に返還するかという実質的な問題の解決にはならなかったため、事後的な処置の

<sup>1</sup> Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict, Signed at The Hague, 14 May 1954.

<sup>2</sup> Convention on the Means of Prohibiting the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property of 1970.

<sup>3</sup> Convention on Stolen or Illegally Exported Cultural Objects of 1995.

根拠となる規範として、1995年ユニドロワ条約が作成された。

一方、二国間条約としては、1970年アメリカとメキシコの間で締結された「文化財返還協定」、2006年イタリアとスイスの間で締結された「文化財の不法輸出入防止に関する協定」等が注目される。日本・韓国の間にも、1965年「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下、日韓文化財協定という）」が締結されており、日韓の文化財問題と関連しては重要な意味を有する。以下では、文化財保護（及び返還）と関連した多数国間条約として、1954年ハーグ条約、1970年ユネスコ条約及び1995年ユニドロワ条約を、二国間条約として、1965年日韓文化財協定を取り上げ、文化財保護の国際私法上の観点を考慮しながら、より詳しく検討することにする。

## （2）1954年ハーグ条約

同条約は、第2次世界大戦において、大量の文化財が破壊等の被害にあったことを受け、武力紛争の際の文化財保護のための包括的な国際規範として締結されたものである。同条約の主な内容としては、武力紛争の際に文化財を保護するため、締約国は平時において適当な措置をとること、武力紛争の際に文化財を尊重すること、特に重要な限られた数の文化財や文化財の輸送については、国際的な管理制度（「特別の保護」）の下に置くこと、武力紛争の際に文化財に付される特殊標章につき規定すること、条約の違反行為について、締約国の通常の刑事管轄権の範囲内で処罰すること、といったものがある。同条約は、武力紛争の際の文化財保護の分野における基本条約であり、それと併せて議定書（第1議定書）が作成されている。同議定書の主な内容は、武力紛争の際に占領地域からの文化財流出を防ぐため、占領国は、占領地域からの文化財の輸出を防止すること、締約国は、占領地域から自国に輸入される文化財を管理し、武力紛争が終了した際、当該地域の権限のある当局に当該文化財を返還すること、というものである<sup>4</sup>。戦時占領地域から流出された文化財の返還に関する規定は、当初、同条約本体の内容として盛り込まれていたが、米国とイギリスが削除を要求したため、結局、同条約から削除され、別途議定書（第1議定書）に盛り込まれるようになった。基本条約であるハーグ条約から削除することによって、できるだけ多くの国が同条約に批准できるようにするためであると考えられる<sup>5</sup>。

その後1999年に作成された第2議定書は、ハーグ条約の実効性を高めるため締約国の負う義務の内容をより具体化した。すなわち、特に重要な文化財の保護について、ハーグ条約に定められた「特別の保護」を抜本的に改善した「強化された保護」の制度を定め、「特別の保護」において問題となった文化財と軍事目標との間の「十分な距離」の概念を制度適用の要件に含めない等の改善が図られた。

ハーグ条約は、先般のイラク戦争での文化財の破壊、略奪等を背景に、その意義が再認識され、1990年代以降急速に締約国が増加している。また、2004年の第2議定書の発効を受け、本条約等に対する国際的関心も高まっている。このような状況の中で、日本も武力紛争の際の文化財保護の分野において国際協力を推進する見地から、2007年同条約、第1議定書、第2議定書を批准するに至った<sup>6</sup>。それと同時に、それらの実施を確保するため、国内法として「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」（平

<sup>4</sup> 1954 First Hague Protocol for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict. Ana Filipa Ardoljak and Francesco Francioni, "Legal Protection of Cultural Objects in the Mediterranean Region: An Overview", *EUI Working Papers, AEL* 2009/9 pp7-8.

<sup>5</sup> 米国とイギリスは、第1議定書にまだに批准していない。米国は2008年にハーグ条約には加入したが、イギリスは、ハーグ条約にもまだ加入していない。

<sup>6</sup> 韓国は、南北が軍事的に対峙している現実を考慮し、同条約や議定書に加入すると軍事作戦が制限されてしまうという懸念からこれらのいずれにも加入していない。

成 19 年法律第 32 号) が制定された。

ハーグ条約は、後述のユネスコ条約と異なり、不遡及の原則や時効について特に規定していない。文化財の返還に関する規定を設けている第 1 議定書も同様である。しかしながら、上記の日本の国内実施法である「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」には、「この法律は、条約、議定書及び第二議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する」と施行期日についての附則がついており、2007 年より前に発生した事案については適用されない。

### (3) 1970 年ユネスコ条約

ユネスコ条約は、平時における文化財の国際的保護のために作成された国際条約として文化財の不法な輸入や輸出、移転を防止するためのものである。同条約は、文化財の不法な輸入や輸出、移転を防止するための各締約国の義務について規定しており、どちらかという、文化財保護の公法的及び行政法的側面の規律である。同条約によると、各締約国は、原産国である締約国の要請に応じ、同条約の発効後搬入された文化財の回収及び返還について適切な措置を取るという義務がある(同条約第 7 条 b 号 (ii))。このように、条約上の義務の主体は各締約国であり、各締約国は、同条約で定められている事項を、国内立法を通じて履行しなければならない<sup>7</sup>。これを受けて、日本は、2002 年 9 月 9 日に同条約を受諾したのち、同条約の執行のための国内法として、「文化財の不法な輸出入の規制等に関する法律」及び「文化財保護法の一部を改正する法律」を制定し、同条約が国内で効力を発する同年 12 月 9 日に合わせて施行させている<sup>8</sup>。韓国は、1983 年 2 月 14 日に同条約に加盟し、同条約の内容を履行するために、国内法の「文化財保護法」を改正し、条約上の義務事項を国内法として取り入れている<sup>9</sup>。

同条約は、まず、文化財の定義について、ハーグ条約と同様、'Cultural Property' という用語を使いつつ、条約が示している一定の範疇に属する財産の中、各国によって特別に指定された財産を、同条約の適用を受ける文化財であるとしている。この点、文化財の原産国や所有関係を考慮することなく、人類共通の財産として文化財をとらえていたハーグ条約とは対照的である。ユネスコ条約の下では、各締約国が、同条約上保護される文化財を自国法により具体的に定めることのできる裁量権を有する。

また、同条約によると、締約国は、同条約の規定に違反した文化財の輸入もしくは輸出、又はその所有権の移転が禁じられており(同条約第 3 条、第 7 条)、輸出禁止規制の対象となる文化財の目録を作成するよう義務づけられているとともに(同第 5 条)、文化財の輸出許可証制度を導入しなければならないとされている(同第 6 条)。さらに、締約国は、輸入規制にも関わらず、博物館等から盗難され国内に持ち込まれた外国の文化財については、原産国の要請に応じ、善意の購入者又は当該文化財に対して正当な権限を有する者に対して適正な補償金を支払うことを条件として(同第 7 条 b 号 (ii))、締約国は返還のために適当な措置をとらなければならない(同第 7 条)。また、違法輸出された文化財については、原産国がその再取得を欲する場合には、締約国は自国の法令に従い速やかに返還するよう協力あるいは援助しなければならない(同 13 条)。

<sup>7</sup> 同条約は自動執行力 (self-execution) を有しない条約であるため、その実施のためには国内立法が必要となる。

<sup>8</sup> ユネスコ条約の日本国内での執行については、河野敏行「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約と我が国における執行」ジュリスト 1250 号 (2003) 205 頁以下参照。

<sup>9</sup> ユネスコ条約への加入により改正された韓国の「文化財保護法」の内容については、後掲 II 2 (3) 参照。

以上のように、同条約は、基本的に文化財の不法な取引を防ぐための締約国の義務や不法輸入もしくは輸出が発生した場合の締約国の処置について規定しているものであり、文化財の不法取引をめぐる国際私法上の問題については一切言及していない。ただ、国際私法の観点からは、条約上保護される文化財の範囲を締約国の国内法に委ねている点や、違法輸出された文化財の返還協力を自国法に従い行うようにしている点が注目されるであろう。たとえば、A 国法によりユネスコ条約上の文化財とされるものが、A 国から B 国へ不法輸出された場合（A、B ともに締約国）、B 国ではそれを条約上の文化財としていないと、A 国は B 国にそれを返還してもらうためのユネスコ条約上の義務を B 国に要請することはできないのかという問題が生じ得る。また、条約の国内実施のために立法された締約国の国内法がユネスコ条約上の義務を充実に反映していない場合も問題となる。これらの問題については、後述する（Ⅲ 3）。

#### （4）1995 年ユニドロワ条約

上記のユネスコ条約は、国家の行為により文化財の不正取得を規制するためのものであるが、善意取得制度など各締約国の国内法の内容が異なることから、不法輸出された文化財の実質的な規制には不十分であった。そこで、ユネスコの委託により、私法の統一を専門領域とする私法統一国際研究所（ユニドロワ）が主体となり、文化財返還の私法的な側面に関する条約が作成されるようになった。それが 1995 年ユニドロワ条約である。同条約は、国家のみならず、盗難文化財の個人所有者も意識した規定となっている。同条約は 1998 年に発効されており、中国は同年加入しているが、米国、イギリス、フランス、日本、韓国など多くの国はまだ批准していない。

同条約は、文化財について、1970 年ユネスコ条約と異なり、誤解の余地のある Cultural Property（「財」）という用語を使わず、Cultural Objects（「対象物」）という表現を使っている。条約の適用対象となる文化財について、各締約国の国内法に委ねた 1970 年ユネスコ条約と異なり、同条約は、条約の本文に包括的に規定したうえで（同条約第 2 条）、付録において目録を列挙している。また、同条約は、盗難文化財と違法輸出文化財とを分けて規定しているのが特徴的である。まず、盗難文化財について、占有者はそれを返還しなければならないとし（同条約第 3 条第 1 項）、占有者の善意取得は認めない反面、返還に際して公平かつ合理的な補償を求めるとする（同第 4 条第 1 項）。同条約は、盗難文化財の返還請求権の消滅時効についても規定があるが、請求者が当該文化財の所在及び占有者を知った時から 3 年、または盗難時から 50 年で時効消滅するというものである（同第 3 条 4 項・8 項）。

違法輸出文化財については、当該文化財の所在地国の裁判所等にその返還を求めることができる。この返還請求は、請求者が当該文化財の所在及び占有者を知った時から 3 年、または輸出の日もしくは本来返還されるべき日から 50 年以内にならなければならない（同第 3 条第 5 項）。違法輸出された文化財を善意無過失で取得した者は、請求国に対し返還に際して公平かつ合理的な補償を求めることができる（同第 6 条第 1 項）。同条約は、取得時効については、特に規定していないが、盗難文化財について、占有者はそれを返還しなければならないとした上記の同条約第 3 条第 1 項の規定から善意取得も取得時効も認めていないことと解され得る<sup>10</sup>。

国際私法の観点から注目される規定としては、文化財の返還訴訟の国際裁判管轄に関する規定である。

<sup>10</sup> しかし、返還請求権が時効により消滅した場合には、反射的效果として占有者が所有権を取得することがある。

すなわち、同条約は、原則として盗難又は違法輸出された文化財の現在の所在地に裁判管轄を認めており（同第 8 条第 1 項）、当事者間の合意管轄も認めている（同第 2 項）。また、保全処分については、本案訴訟が別の国で提起されても、所在地で申し立てることができるとする（同第 3 項）。また、本条約は、1970 年ユネスコ条約と異なり、自動執行力（self-executing）を有する条約として、締約国は国内実施のため国内立法を設ける必要がなく、条約の規定は裁判の規範として直接適用される。国内法と矛盾する内容があっても条約が国内法より優先する国においては、同条約の方が優先適用されることになる。なお、1970 年ユネスコ条約と同様、同条約は、遡及効が認められないため、条約発効後に不法輸出入された文化財がその対象となる。そのため、条約の発効以前に不法取引された文化財については、依然として、各国の国際私法ルールや文化財保護法のような国内法が重要となってくる。

#### （5）1965 年日韓文化財協定

同協定は、1965 年日韓外交正常化の交渉の中で、「日韓基本関係に関する条約」とともに締結されたものである。同協定は、4 つの条項で構成され、附属書と合意議事録が追加されている。

同協定の前文には、「両国文化の歴史的な関係にかんがみ、両国の学術及び文化の発展並びに研究に寄与することを希望して、次のとおり合意する」と記されており、第 2 条において、「日本国政府は、附属書に掲げる文化財を両国政府間で合意する手続に従って、この協定の効力発生後六箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡すものとする。」とされている。この第 2 条の条項に基づき、日本政府は、日本が占有していた文化財 1,432 点を韓国側に引き渡している<sup>11</sup>。一方、合意議事録には、「韓国側代表は、韓国に起因し日本国民の私有する文化財が韓国側に寄贈されることを願うと語った。日本側代表は、日本国民がその所有するこれらの文化財を自発的に韓国側に寄贈することは日韓両国間の文化協力の増進に寄与することにもなるので、政府としてはこれを勧奨すると語った」とある。この合意議事録の内容は、附属書に含まれていない私有文化財の返還に関する今後の基本方向を合意したものとされている。しかしながら、同協定は、同協定の附属書に列挙されていない文化財で日本政府が所蔵する韓国文化財の処理については言及していないため、その処理に関する解釈に両国の温度差がある。同協定第 2 条をもって日韓両国間の文化財返還をめぐる問題は終結された又は放棄されたという消極的な解釈も可能であるからである。また、合意議事録にある日本政府の勧奨努力は、具体的な行動指針が明確化されていないため、ただの民間の自発的寄贈を日本政府が認めるというふうに消極的な意味で解釈され得る<sup>12</sup><sup>13</sup>。この点、その後締結されたユネスコ条約やユニドロワ条約の基本精神と ICOM などの国際機構の文化財保護や返還のための活動など、文化財保護をめぐる国際法秩序の発達をも考慮し、今後の交渉を続けていくことが両国の課題であると思われる。

同協定は、基本的に文化財保護のための締約国の義務に関するものであり、国際私法上の論点は全く触れていない。今後、二国間条約においても、私有文化財をめぐる紛争を想定した国際私法上の論点が盛り込まれることが望ましいであろう。

<sup>11</sup> キム ヒョンマン『文化財の返還と国際法』（三宇社 2001）347 頁。

<sup>12</sup> 前掲、351 頁によると、日韓文化交流実務者会議における日本文化財管理局の答弁がまさにそのような態度をとっていたという。

<sup>13</sup> 同条約に関する韓国側の一般的な見解は、この条約は政治的・外交的折衷の結果であり、国際的な問題については正面から解決していないというものである。李根寛「東アジア地域の文化財保護及び不法取引防止に関する法的考察」ソウル大学校法学 44 巻第 3 号（2003）99 頁以下。

## 2 国内法

### (1) 序

文化財保護の国内規範として、各国は文化財保護法制を別途設けている場合が多い。これらの特別法制は、既に言及したとおり、国際条約の国内実施のために、国内立法として設けられる場合が多い。文化財をめぐる国際紛争において、これらの特別法は、準拠法として適用される場合がある。また、このような法制を持たない国の法が準拠法として指定された場合には、準拠法所属国の民法等関連法規が適用されることになる。もちろん、特別法を持っている国でも、その特別法が扱っていない問題については、民法等関連法規が適用されることになる<sup>14</sup>。したがって、不法な輸出入等から文化財を国際的に守るためには、文化財に関する特別法制のみならず、各国の民法上の規定、特に善意取得や取得時効等に関する規定について知っておく必要がある。ここでは、後述する日韓の事例の検討材料という意味も含めて、日韓における文化財保護の国内規範について検討することにする。

### (2) 日本

文化財の不法取引をめぐるのは、文化財の善意取得や時効取得について検討する必要があるが、日本の現行民法の下では、文化財に対しても善意取得（即時取得）が認められると解され得る。すなわち、民法第 192 条は、「取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。」と定めており、ここには、文化財も含まれる。但し、その占有物が、盗品又は遺失物であるときは、民法の場合は、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から 2 年間、占有者に対してその物の回復を請求することができるが（同法第 193 条）、前述したように、特別法である「文化財不法輸出入等規制法」により、文化財の場合は、回復請求期間が 10 年間に延長されたので、これが適用される。もちろん、対価弁償が必要とされている。この点は民法の場合も同様である（同法第 194 条）。

日本は戦後、文化財の保存と活用を図り、国民の文化的向上や世界文化の進歩に貢献することを目的に「文化財保護法」を制定している（昭和 25 年法律 214 号）。その後、既に言及したように、1970 年ユネスコ条約に加入する際、国内実施法として「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（以下、「文化財不法輸出入等規制法」という）」及び「文化財保護法の一部を改正する法律」を施行している（2002 年 12 月 9 日）。

まず、「文化財不法輸出入等規制法」では、輸出規制として、外国の博物館等から文化財が盗取されたという通知を受けたときは、文部科学大臣は、その文化財を「特定外国文化財」と指定し（同法第 3 条）、特定外国文化財の輸入は、外国為替及び外国貿易法による輸入承認事項とし、日本への流入を防止するとしている（同法第 4 条）。回復措置としては、特定外国文化財の盗難の被害者については、現行民法で認められている善意取得者に対する 2 年間の回復請求期間を特例として 10 年間に延長するとし、その場合、対価弁償を必要としている。ただし、当該特定外国文化財が本邦に輸入された後に「特定外国文化財」と指定されたものであるときは、その限りではないとする（同法第 6 条）。同法は、ユネスコ条約が日本について効力を生ずる日から施行するとし（同法附則）、経過措置として、この法律

---

<sup>14</sup> もちろん、自動執行力を有する 1995 年ユニドロワ条約の場合は、同条約の締約国の間では直接適用されることになる。

の施行前に盗取された文化財については、同法第 3 条の特定外国文化財に関する規定は適用しないとする。次に、「文化財保護法の一部を改正する法律」により、重要有形民俗文化財の輸出について、届出制を許可制に改めた（「文化財保護法」第 56 条の 13）<sup>15</sup>。

一方、日本は、1995 年ユニドロワ条約にはまだ加入していないが、その後の国内立法として「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」を制定している（2006 年 8 月）。同法は、文化遺産国際協力の推進に関する基本理念や施策の基本事項を定めることにより、文化遺産国際協力の推進を図り、世界の多様な文化の発展に貢献し、日本の国際的地位の向上に資することを目的としている。同法の制定とともに、海外の文化遺産保護に関する国内における連携及び協力の推進を図るため、「文化遺産国際協力コンソーシアム」を発足し、関係機関が連携して海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力に取り組む体制を整った。また、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」が作成され（2007 年 12 月）、それらの下で、文化遺産国際協力が推進されている。

### （3）韓国

韓国の場合は、文化財の保護のため 1962 年「文化財保護法」が制定されたが、これは当時の日本の文化財保護法の内容をそのまま受け入れたものであった。その後、1983 年、韓国が 1970 年ユネスコ条約に加入する際、同法は条約の内容を取り入れた形で全部改正された。その際に新設されたのが、「外国文化財の保護」に関する条文である（同法旧第 78 条、第 97 条、現第 20 条）<sup>16</sup>。同条によると、韓国の加入した条約の締約国が当該国の法令により、文化財として指定・保護される文化財は、外国文化財として条約及び同法により保護されなければならないとし（同法第 20 条第 1 項）、文化財庁長は、国内に搬入しようとするか既に搬入された外国文化財が当該搬出国<sup>17</sup>から不法に搬出されたものと認める相当な理由がある場合には、当該文化財を誘致し、博物館等で保管・管理しなければならない（同第 2 項・第 3 項）。当該文化財が適法に搬入されたものと認められた場合または当該文化財が不法搬出されたものと確認されたが、当該搬出国に当該文化財を回収する意思がないことが明らかな場合には、当該文化財を遅滞なくその所有者又は占有者に返還しなければならない（同第 4 項）。一方、当該搬出国が、当該文化財が自国から不法搬出されたことを証明し、条約の正当な手続に従いその返還を要請する場合または条約による返還義務を履行する場合には、関係機関の効力のもと、条約の定めるところに従い当該文化財が搬出国に返還されるよう必要な措置を取らなければならない（同第 5 項）。

文化財の善意取得と関連しては、①文化財庁長又は市都知事が指定した文化財、②盗難品又は遺失品であることが公表されている文化財、③その出所がわかる重要な部分又は記録が人為的に毀損された文化財の取引については、民法上の善意取得（民法第 249 条）は適用されないとされる。但し、譲受人が競売か文化財売買業者等から善意にこれを買取した場合には、被害者又は遺失者は譲受人が支給した対価を弁償し、返還を請求することができる（文化財保護法第 87 条第 5 項）。

その反面、「文化財保護法」は、取得時効については何の規定も設けていない。同法が上記の①②③という一定の場合において、民法上の善意取得が適用されないとしているので、その場合には、時効取

<sup>15</sup> 重要文化財の輸出については、既に許可制をとっている（「文化財保護法」第 44 条）。

<sup>16</sup> 韓国の文化財保護法は、これまで 3 回全部改正が行われている。すなわち、1970 年ユネスコ条約加入時の 1983 年改正、その後、1989 年改正、最近の 2010 年改正がそれである。

<sup>17</sup> ユネスコ条約上の *state of origin* について、韓国の文化財保護法は搬出国と訳しており、日本の場合は、「原産国」と訳している。



得も認めていないと解され得る。しかしながら、上記の①②③に該当しない文化財の場合は注意する必要がある。これと関連して、不動産である国有文化財の占有による所有権の時効取得については、「国有財産法」が参考になる。すなわち、「国有財産法」によると、国有財産の使用収益を原則禁じ（同法第3条第1項）、行政財産としての国有文化財は、占有による不動産所有権の時効取得に関する民法245条は適用しないとされており（同第2項）、この規定から、不動産の国有文化財については、取得時効が認められていないと解され得る。しかしながら、動産の国有文化財については、占有による所有権の時効取得に関する民法246条は言及していないため、解釈によっては、国有文化財が動産である場合は、時効取得が認められると解され得る<sup>18</sup>。さらに、韓国の現行法によると、私有文化財は時効取得の対象となる。この点、韓国の判例は悪意の占有の場合は、時効取得の成立を制限している傾向にあり<sup>19</sup>、これを文化財にあてはめてみると、不法に窃取し占有している文化財の場合は、時効取得の成立を制限すると解することは可能であろう<sup>20</sup>。

### Ⅲ 文化財の不法な取引と国際私法

#### 1 国際裁判管轄

文化財の不法な取引と関連して、当該文化財の返還請求の訴えを提起するためには、まずどこで裁判を起こすかという国際裁判管轄の問題が生ずる。国際事案においても、一般管轄として被告の住所地管轄が認められるため、被告の住所地に返還請求の対象となる文化財が存在しない場合にも、被告の住所地で訴えを提起することができる。もちろん、特別管轄として財産所在地管轄に基づいて、請求の目的となる文化財の現所在地で訴えを提起することも可能である。また、返還義務の履行地を管轄原因として義務履行地を特別管轄として考えることも可能であろう。

立法論としては、文化財の原所有者の保護という観点から、原所有者の住所地管轄を新たな管轄原因とする方法や、文化財保護の観点から、文化財所在地を専属管轄地とする方法があり得る。しかしながら、原所有者の住所地管轄を認めても、裁判の結果が所在地国において執行されない場合もあり得るし、文化財所在地の専属管轄にしてしまうと、文化財の範囲が国ごとに異なることから、被害者保護にならない場合も生じ得る<sup>21</sup>。国際裁判管轄と関連しては、文化財とあって特別な配慮をするより、通常の間際裁判管轄ルールに従い管轄を認めてよいと思われる。

#### 2 準拠法—起源国法主義 vs 所在地法主義

次に、問題となるのは、どこの国の法律を適用するかという準拠法決定の問題である。動産・不動産

<sup>18</sup> これを防ぐためには、国有財産法3条1項を広く解釈するか同規定を改正する必要があるだろう。

<sup>19</sup> 大法院判決1997.8. 21 宣告 95 ダ 28624。

<sup>20</sup> この点を指摘するものとして、ソン ホヨン「文化財返還事件における民法及び国際私法上のいくつかの争点」国際私法研究15号（1995）306頁。

<sup>21</sup> 前述したようにユニドロワ条約は所在地管轄を原則として認めているが（同条約8条第1項）、これは専属管轄の意味ではなく、付加的な管轄としての意味を有する。

の所有権が国際的に問題となった場合、その目的物の所在地を連結点として、目的物の所在地法によらしめるのが、準拠法ルールの一般的な考え方である。動産と関連しては、簡単に場所が移動できるという理由で、所有者の所在地法によるべきであるという考え方がある。しかしながら、動産・不動産の区分が国ごとに一致していない点、共有のように所有者が複数人の場合、住所地確定が困難である点、取引の安全の観点を考慮し、現在は、ほとんどの国が、動産・不動産を問わず目的物の所在地法によるとしている<sup>22</sup>。このような考え方は、文化財の場合も同じで、文化財が動産であれ不動産であれ、その目的物の所在地法によることになる。文化財の不法な取引と関連しては、その対象となるのは、ほとんどの場合、動産の文化財である。動産の文化財について目的物の所在地法によらしめると、文化財の善意取得を禁止していない国または時効取得しやすい国に当該文化財を移動させ、そこで所有権を取得した後、第3国で取引をする、いわゆる文化財ロンダリングが発生しやすいという問題意識から、文化財の問題は、文化財の起源国法を準拠法とすべきであるという考え方がある<sup>23</sup>。かかる起源国法主義を採用しているものとして、1991年の国際法研究所が採択した「国際文化財取引に関する決議文」やEUの「1993年文化財返還に関するヨーロッパ指令」<sup>24</sup>がある。

しかしながら、起源国法主義の一番の問題は、「起源国」の概念が不明確であるという点である<sup>25</sup>。起源国の判断基準については、起源国はさまざま要素を考慮し判断する必要があるとするが、論者ごとに異なる判断基準が提示されている。たとえば、宗教的価値を持っている国、創作者の国家的アイデンティティがある国、文化財が創作されたところ、文化財として存置される場所、文化財が（恒久的に）所在するところ、文化財が発見されたところ、文化財が継受されたところ、歴史的に関連性があるところ、といった判断基準が提示されている<sup>26</sup>。このような基準から起源国を導くことになる、事実ごとに、どの判断基準に従うかによって起源国が違ってくる可能性がある。

したがって、文化財の物権法的争点については、従来の多数説である所在地法主義により判断するのが妥当であると考えられる。ただし、動産文化財の不法な取引の場合に生じ得る、いわゆる文化時ロンダリングの問題から原所有者を守るためには、国際私法的配慮が必要となる。たとえば、文化財の善意取得を禁止する国が法廷地となった場合は、そのような規範を法廷地の絶対的強行法規として適用するか、あるいは、原所有者の住所地法に文化財の善意取得を禁止する規範があるなら、それを強行法規の特別連結という法理を利用し適用するなりして、原所有者の利益を保護することはできるであろう。さらに、文化財の善意取得を認める外国法が準拠法になった場合は、国際私法上の公序の発動により当該

<sup>22</sup> 中西康外『国際私法（第2版）』（有斐閣2018）267頁。

<sup>23</sup> 河野俊行「文化財の国際的保護と国際取引規制」国際法外交雑誌91巻6号（1993）171頁。ソン・ホヨン「国際私法上の文化財の起源国主義(lex originis)に関する研究」財産法研究30巻1号（2013）105頁。

<sup>24</sup> 同第12条は、返還される文化財の所有権に関する事項は要請国の法によると定めている

<sup>25</sup> 同旨のものとして、石光現「津島から盗んできた高麗仏像の浮石寺への返還を命じた第1審判決の評釈：国際文化財法の諸問題」国際私法研究第23巻1号（2017）15頁。Andrzej Jakubowski, "Return of Illicitly Trafficked Cultural Objects Pursuant to Private International Law: Current Developments", *EUI Working Papers, AEL 2009/9*, p143. なお、起源国主義に対する批判をまとめたものとして、加藤紫帆「国境を越えた文化財の不法取引に対する抵触法的対応（5）」法政論集282号311-312頁。

<sup>26</sup> ソン・前掲注23）94-101頁。このような判断基準を提示したのは、ドイツのエリックジェイム教授である。Erik Jayme, "Internationaler Kulturgulterschutz: Lex origins oder lex rei sitae- Tagung in Heidelberg", *IPRax 1990.S.347f.*

外国法の適用を排斥することも可能であろう。

### 3 国際条約との関係

文化財の国際的な保護のためにはこれまで多数の国際条約が締結されているが、その中で、文化財の不法な取引と関連しては、前述のユネスコ条約とユニドロワ条約が注目される。まず、ユネスコ条約は、文化財保護の公法的及び行政的な側面での条約であり、自動執行力がないため、同条約の実行のためには、国内法を整備するか新たに立法する必要がある<sup>27</sup>。条約への加盟とともに新たに制定または改正された国内法により、各締約国は、不法に搬出された外国文化財を当該外国政府の要請により元の場所に返還する義務があるのである。同条約は、条約の保護対象となる文化財の範囲について締約国の国内法により具体的に定めることができるとしている。それにより、すでに指摘したとおり、搬出国では、条約の保護対象となる文化財であるが、搬入国ではそうでない場合、搬入国としては、返還の義務があるかどうかという問題が生じ得る。この問題は、ユネスコ条約の目的を鑑み、搬出国の判断に従い返還に協力をすべきであろう。また、ある締約国がユネスコ条約上の義務を充実に反映しない形で国内法を設け、条約と国内法の間でズレが生じている場合には、国によって条約と国内法との適用関係が異なり得るものの<sup>28</sup>、条約の加盟国として同条約の内容を充実に反映する形で適用していくべきであろう。

一方、ユニドロワ条約の場合は、自動執行力のある条約であるため、国内立法の必要がなく、この条約に加盟することで、同条約上の義務を各締約国は負うことになる。同条約は、文化財について善意取得を認めていないため、どこで裁判を起こしても、準拠法と関係なく、原所有者は、所持者の善意取得に対抗し当該文化材を返還してもらうことができる。しかしながら、同条約には現在のところ多くの国は批准していないという現実がある。したがって、国際私法上の準拠法決定は依然として重要であるといえる。さらに、上記の両条約はいずれも遡及効を認めていないため、同条約の発効以前に生じた不法取引事件については法廷地の国際私法により導かれる準拠法が適用されることになる。

## IV 事例の検討～対馬観音寺仏像盗難事件を例に

以下では、文化財の不法な取引と関連して日韓の間で生じた「対馬観音寺仏像盗難事件」を取り上げ、韓国裁判所において同事案がどのように判断されているかを検討する。

### 1 事案の概要

2012年10月頃、長崎県対馬市の観音寺から「観世音菩薩坐像」（韓国名「金銅観音菩薩坐像」以下、本件仏像という）が韓国の窃盗団により盗まれる事件が発生する（以下、本件窃盗事件という）。窃盗

---

<sup>27</sup> 同条約の加盟に伴い、日本は、「文化財の不法な輸出入の規制等に関する法律」及び「文化財保護法の一部を改正する法律」を制定しており、韓国は、国内法の「文化財保護法」を改正している。前掲注8),9)の本文参照。

<sup>28</sup> 例えば、日本の場合は、条約が国内法より優先適用されるが（憲法第98条2項）、韓国とドイツでは、国内法と条約は同等であるとされる。また、アメリカの場合は、条約より連邦法が優先される。金彦叔『知的財産権と国際私法』（信山社2006）73頁参照。

団はそれを韓国に密輸入したが、2013年1月に韓国内で逮捕され、有罪判決が下された。本件仏像は韓国政府に没収され、国立文化財研究所が保管していたが、対馬の観音寺は韓国政府に対し、本件仏像につき没収品交付を求めた。これに対し、韓国忠清南道瑞山市に所在する浮石寺（本件原告）が韓国政府（本件被告）を相手に、本件仏像の占有移転禁止仮処分（以下、本件仮処分という）を申し立て、同年3月に本件仮処分が認められた（大田地方法院 2012.3.25 2013 カ合 155 決定）。そこで、没収品交付に対する判断は保留され、本件仏像は韓国文化財庁が保管することになった。その後、2016年4月原告の浮石寺は、本件仏像が高麗末期（14世紀）に日本に略奪されたもので、原所有者である原告に帰属すべきであると主張し、被告に対して本件仏像の引渡しを求める訴えを提起した（以下、本件訴訟という）。

## 2 裁判所の判断

本件訴訟において、大田地裁は、「本件仏像は、原告の所有であることが十分に推定でき、過去に贈与又は売買等の正常的な方法ではなく、盗難若しくは略奪等の方法により日本対馬所在の観音寺に運搬され奉安されたものとみるのが相当である」とし、原所有者である原告に本件仏像を引き渡さなければならぬと判断した（大田地方法院 2017.1.26 宣告 2016 ガ合 102119 判決）。

本件裁判所がこのような判断をした理由として、以下の4つを挙げている。

「①1951年本件仏像の中から見つかった「結縁文」から、本件仏像が1330年頃に制作され、瑞山にある浮石寺にあったことが判明した。②観音寺の沿革略史によると、観音寺は1526年創健され、本件仏像は同年から観音寺に奉安されていた。本件仏像は1330年頃に制作された後、1526年頃以前に日本に移動したものと推定される。③高麗史によると、お寺のある瑞山地方に1352年から1381年までに5回にわたる倭寇の襲来の記録があり、仏像はその時に倭寇により略奪されたものと推定される。④本件仏像には、やけどの跡があり、宝冠や台座が存在しないなど一部損傷がみられる。このことから判断するに、本件仏像が正常のルートで移転したとは判断しづらい。」（以上、筆者要約）

本判決に対し被告側は直ちに控訴するとともに、強制執行停止申請も行った。本件裁判所は、強制執行停止申請を受け入れ、控訴審の結果が出るまで現在のように韓国文化財庁が本件仏像を保管するように決定した。本件は、現在大田高等法院で控訴中である。

## 3 検討

本件につき、韓国裁判所は、本件仏像の原所有者を韓国の浮石寺と判断し、本件仏像を盗難先の日本の観音寺ではなく韓国の浮石寺に引き渡さなければならぬと判断した。本件は韓国の寺院が韓国政府を相手取って提起した訴えであるが、日本の寺院が本件仏像を本件窃盗事件が発生するまでの何百年も占有してきたことから、外国的要素を含む事案として位置づけられる。したがって、国際私法の観点からの検討が必要となる。しかしながら、本件裁判所は、国際私法上の検討や日韓共に加入しているユネスコ条約に関する検討は一切行っていない。

以下では、本件で検討すべき国際私法上の問題、準拠実質法の解釈、そしてユネスコ条約と解釈上韓

国政府が本件仏像を日本に返還する義務があるかについて検討し、本件への評価を行うことにする。

## (1) 国際私法上の問題

### ① 国際裁判管轄

本件は、国際裁判管轄について言及していないが、本件のように、外国的要素を含む事案の場合はまず、国際裁判管轄に関する判断がなされるべきである。本件の場合、法廷地が韓国であるため、韓国の国際裁判管轄に関する規律が適用される。現行の韓国の国際私法は、国際裁判管轄について一般原則を定めている<sup>29</sup>。すなわち、同法第2条によると、当事者又は当該紛争が韓国と実質的関連がある場合に管轄が認められるとし、その実質的関連性の判断は、国際裁判管轄の配分の理念に符合する合理的な原則に従わなければならないとする（同第1項）。また、国内法の管轄規定を参照し、国際裁判管轄権の有無を判断するが、その際は、国際裁判管轄の特殊性を十分に考慮しなければならないとする（同第2項）<sup>30</sup>。

本件の場合、被告が韓国政府であるので、同法第2条第1項の、韓国との実質的関連性の要件や、国内管轄規定の参照やその際の国際裁判管轄の特殊性の考慮を定めている同法第2条第2項の要件を満たしており、韓国に国際裁判管轄を認めることには問題がないと思われる。

### ② 準拠法

本件は、韓国で訴訟が提起されており、韓国の国際裁判管轄が認められるため、準拠法については、韓国の「国際私法」が適用される。韓国の国際私法のどの規定が適用されるかを判断するためには、まず法律行為の性質決定をする必要がある。本件では、本件仏像の所有権の帰属が問題となっているので、物権の準拠法に関する規定が適用される。物権の準拠法について、同法第19条第1項は、「動産及び不動産に関する物権又は登記すべき権利は、その目的物の所在地法による」とし、同第2項において「第1項に規定された権利の得失変更はその原因となった行為又は事実の完成当時のその目的物の所在地法による」としている。すなわち、物権の準拠法について所在地法主義が明記されている。これによると、本件の場合、本件仏像は窃盗により韓国に搬入され、現在韓国に保管されているため、現在の所在地法である韓国法が適用される。しかしながら、ここで注意すべき点は、韓国法が適用される範囲である。韓国法が適用される範囲は、外国で文化財と指定されている文化財が窃盗により韓国に搬入された場合、当該文化財に対して韓国側の所有権を主張できるかである<sup>31</sup>。韓国の民法によると、占有者が善意取得または時効取得によりその所有権を取得している場合は、善意の第3者の保護の観点から原所有者は所有権を主張することができない。したがって、ここで問題となるのは、日本側が当該文化財を善意取得

<sup>29</sup> 現行法は、具体的な事案ごとの管轄規定は設けておらず、もっぱら国際裁判管轄の一般原則のみを定めている。しかしながら、具体的な事案ごとの管轄規定を設けた国際私法改正案が2018年11月23日に国会に提出されている。

<sup>30</sup> 具体的な国際裁判管轄規則を明文化した2018年国際私法改正案においても、国際裁判管轄の一般原則は、以下のような形で残されるようになった。

同法第2条（一般原則）①大韓民国の法院（以下、‘法院’という）は、当事者または紛争になった事案が、大韓民国と実質的関連がある場合に国際裁判管轄を持つ。この場合、法院は実質的関連の有無を判断するに際し、当事者間の公平、裁判の適正、迅速及び経済に期するという国際裁判管轄の配分の理念に符合する合理的な原則に従わなければならない。②この法またはその他の大韓民国の法令または条約に国際裁判管轄に関する規定がない場合、法院は国内法の管轄規定を参照し、国際裁判管轄権の有無を判断し、その際は第1項の趣旨に照らし、国際裁判管轄の特殊性を十分に考慮しなければならない。

<sup>31</sup> 物権の準拠法は、物権の種類・内容・効力に関する事項である。中西・前掲注22) 270頁。

または時効取得をしたか否かであり<sup>32</sup>、それを判断する準拠法は、目的物の所在地法主義により、当該目的物が所在していた日本の法律ということになる。

要するに、本件仏像は、1330年頃制作され、日本の観音寺が創健された1526年から同寺院に在ったので、同寺院が本件仏像を善意取得又は時効取得したか否かを判断する必要があるが、本件仏像の善意取得や時効取得の問題は、目的物の所在法主義により、日本への搬入当時の所在地である日本の法律により判断されることになる<sup>33</sup>。

## (2) 準拠実質法の解釈

前述のとおり、朝鮮半島から略奪されたとされる本件仏像を日本の観音寺が善意取得又は時効取得したかの問題につき、当時本件仏像の所在地であった日本の法律が適用されることになると、日本のいつの時点の法律が適用されるかが問題となる。すなわち、善意取得（即時取得）と時効取得について定めている現行の民法が1526年当時の出来事に適用されるかのことである。日本の民法施行令によると、「民法施行前ニ生シタル事項ニ付テハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外民法ノ規定ヲ適用セス」とし（同法第1条）、民法施行前に生じた事項には別段の定めがある場合を除き民法規定は適用しないとされる。したがって、善意取得及び時効取得に関する民法規定は遡及適用しない。

それでは、約500年も前に生じた事件における善意取得や時効取得に関する問題はどの法により判断すればいいのか。国際私法の場合、外国法の解釈適用の際は、裁判所の職権として、極力当該外国でなされているのと同じように解釈適用すると考えられている<sup>34</sup>。この考え方によると、約500年前の善意取得が問題となった事例を日本はどのように判断しているか検討する必要がある。（法廷地である）韓国の裁判所は職権でそれを調べる必要がある。それにもかかわらずその内容がわからない場合には、外国法の不明の場合として処理することになる。外国法不明の場合の処理としては、法廷地法説、近似法説、条理説などの諸説があるが<sup>35</sup>、本件の場合、日本の現行民法上の考え方が、近似法として適用される可能性が高いと思われる。

そうすると、まず善意取得について、日本の現行民法は、前述のように、文化財について善意取得（即時取得）が特に禁止されていないので、文化財の善意取得は、民法上認められていると解され得る<sup>36</sup>。本件の場合、文化財の善意取得が法律上認められているものの、当該仏像を観音寺が善意取得したか否は、その歴史的な事実が明らかでないため、この点を争うことは難しいと思料される。

つぎに、日本の観音寺が本件仏像を時効取得したかについてみてみると、日本民法は、「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する」としている（同法第162条第1項）。また「10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する」ともしている（同第2項）。ここでいう所有の意思、平穩、公然の占有というのは、占有者に推定されるので（同法第186条第1項）、所有権を主張する側が、占有者の占有が平穩、公然でないことを

<sup>32</sup> いわゆる、先決問題である。先決問題については、ここでは、多数説である独立連結説に基づいて法廷地の国際私法により準拠法を導いている。石黒一憲『国際私法（第2版）』（新世社2007）245頁。

<sup>33</sup> 文化財をめぐる国際紛争の場合、原所有者の保護という観点から所在地法ではなく起源国法を準拠法とすべきであるという見解については、前掲III2参照。ここでは、現行法に充実した解釈を試みる。

<sup>34</sup> 石黒・前掲注32）272頁。

<sup>35</sup> 石黒・前掲273頁。中西・前掲注22）105-106頁。

<sup>36</sup> 前掲II2（2）参照。

証明しない限り、占有者の時効取得は認められる。本件でいうと、観音寺の占有が平穩、公然でなかったことを韓国側が証明できない限り、本件仏像は観音寺に時効取得されたものとなる<sup>37</sup>。

なお、国際私法上は、外国法の適用が、法廷地国の公序に反する場合には、国際私法上の公序を發動し当該外国法の適用を排斥することができる<sup>38</sup>。しかし、国際私法上の公序の發動は、当該外国語を適用することによって法廷地国に「真に忍び難い事態」が生じる場合に限りなされるものであり、なるべく慎重に行うべきである<sup>39</sup>。

### （３）法廷地の絶対的強行法規の適用

国際私法の基本原則によると、準拠法の如何にかかわらず、法廷地の絶対的強行法規は当該事案に適用されることになる。本件では、韓国が法廷地であるため、韓国の絶対的強行法規が適用される。この点と関連して、韓国の「文化財保護法」上の文化財の善意取得に関する規定が、法廷地の絶対的強行法規として適用され得るか検討する。

同法によると、①文化財庁長又は市都知事が指定した文化財、②盗難品又は遺失品であることが公表されている文化財、③その出所がわかる重要な部分又は記録が人為的に毀損された文化財の取引についてのみ、民法上の善意取得（民法第 249 条）は適用されないとされる。本件の場合、本件仏像が、ここにいう①②③に該当するか問題となるが、本件仏像は、韓国内で文化財として指定されているわけでもなく、歴史的な事実はあるにしても盗難品として公表されてもいなかった。したがって、本件仏像には、文化財保護法上の文化財の善意取得に関する例外規定は適用されないということになる。

一方、「文化財保護法」の「外国文化財の保護」に関する規定は（同法第 20 条）、韓国がユネスコ条約に加盟する際に同条約の国内執行のために改正したものであるため、法廷地の絶対的強行法規として適用され得ると考えられる。同条によると、韓国の加入した条約の締約国が当該国の法令により、文化財として指定・保護される文化財は、外国文化財として条約及び同法により保護されなければならない。本件仏像は、ユネスコ条約の締約国である日本により地方文化財として指定されており、同法上の「外国文化財」として位置づけられる。同条により、搬出国が、当該文化財が自国から不法搬出されたことを証明し、条約の正当な手続に従いその返還を要請する場合または条約による返還義務を履行する場合には、関係機関の効力のもと、条約の定めるところに従い当該文化財が搬出国に返還されるよう必要な措置を取らなければならない（同条第 5 項）。本件仏像は窃盗により韓国に搬入されたものであり、日本政府の返還要請があれば、韓国政府としては、返還する義務があるのである。国際私法の観点から、法廷地の絶対的強行法規の適用ということも考慮して判断すべきであった。

### （４）ユネスコ条約上の問題

法廷地の絶対的強行法規を考慮しないとしても、日韓両国は 1970 年ユネスコ条約の締約国であるため、本件裁判所は、同条約について検討を行うべきであった。ユネスコ条約によると、同条約の発効後

---

<sup>37</sup> 同旨のものとして、ソン ホヨン「だれが高麗仏像を所有するか」法学論叢 36 卷（2019）304－305 頁。

<sup>38</sup> 韓国の「国際私法」第 10 条は「外国法によるべき場合、その規定の適用が大韓民国の善良な風俗その他の社会秩序に明白に違反するときには、これを適用しない」とする。日本の場合にも同様な規定がある（日本「法の適用に関する通則法」第 42 条）。

<sup>39</sup> 石黒・前掲注 32）280 頁以下参照。

発生した両国間の文化財をめぐる問題については、同条約が適用されるとしている。本件仏像は、ユネスコ条約発効後に、日本から韓国に不法搬出されたものであるため、本条約の適用範囲内にある。

同条約の解釈上、韓国政府は本件仏像を日本に返還する義務があるのか検討する。まず、本件仏像は、「同条約が示している一定の範疇に属する財産の中、各国によって特別に指定された財産」に該当するため、条約上保護される文化財に該当する。本件仏像は、日本で有形文化財として指定されているため、条約上は、本件仏像が日本の国籍を有していると判断できる（同条約第4条）。韓国では、文化財として指定されておらず、韓国の文化財保護法第20条の外国文化財の保護の規定の適用を受ける「外国文化財」に該当する<sup>40</sup>。

韓国政府の返還義務と関連しては、同条約第7条b号(ii)を検討する必要がある。これによると、締約国は、盗難され国内に持ち込まれた外国の文化財について、原産国（the State Party of Origin）の要請により返還のために適切な措置をとらなければならないとされる。但し、その際要請国は、善意の購入者（innocent purchaser）又は当該文化財に対して正当な権限を有する者（a person who has valid title to that property）に対して適正な補償金を支払わなければならない。ここでいう原産国とは、文化財の起源国の意味ではなく、当該文化財が搬出されたところ、すなわち、搬出国を意味するものと解すべきであろう。ユネスコ条約への加入とともに改正された韓国の文化財保護法は、搬出国という用語を使っており、搬出国が自国の文化財が自国から不法搬出されたことを証明し、条約の正当な手続に従いその返還を要請した場合または条約による返還義務を履行する場合には、文化財庁長は、関係機関の効力のもと、条約の定めるところに従い当該文化財が搬出国に返還されるよう必要な措置を取らなければならないとしている（同法第20条第5項）。この規定により、日本政府が条約規定に基づく返還要請をした場合、韓国側はそれを返還する義務が発生するのである。また、ユネスコ条約第7条b号(ii)の但し書により、要請国は、善意の購入者又は当該文化財に対して正当な権限を有する者に対して適正な補償金を支払わなければならないことになる。本件の場合、韓国の浮石寺が本件仏像の正当な権限を有する者と判断される場合は、ユネスコ条約の解釈により、日本側は適正な補償金を支払わなければならないし<sup>41</sup>、またそれが支払われるまで韓国側は返還を拒否することも解釈によっては可能であろう<sup>42</sup>。しかしながら、観音寺が善意取得か時効取得により本件仏像の所有権を有すると解される場合には、韓国の浮石寺は本件仏像に対し正当な権限を有する者とは解されないため、韓国政府は補償金の支払いを請求することなしに、日本に本件仏像を返還することになる。

#### 4 評価

以上において、日韓で話題となった「対馬観音寺仏像盗難事件」を取り上げ、本件に関する韓国裁判所の判決の内容を検討し、本件で検討すべきであった国際私法上の争点について考察してみた。

本件裁判所は、本件の有する国際私法上の争点には全く触れることなく、歴史的な検証のみに頼って

<sup>40</sup> 同旨のものとして、石・前掲注25) 33頁。

<sup>41</sup> この但し書の部分については、同条約の国内実施法といえる韓国の「文化財保護法」上明文の規定がない。国内実施法に明文の規定がない場合は、条約の内容が参照となる。

<sup>42</sup> 石・前掲注25) 38頁によると、同条の趣旨が、単に正当な権利者に補償請求権を付与するという意味なのか、権利者は、適正な補償金を支払われるまで返還を拒否することができるという意味なのか明確ではないが、正当な権利者の権利保護の観点からは、後者のように解するのが説得力があるとされる。



原告側の主張を支持している。これまでの歴史において、文化財の略奪やその返還の問題は、日韓の間のみならず世界の国々において、政治、外交、歴史認識などの様々な問題に絡んだ複雑で敏感なものである。そうであるだけに、本件のような事案の場合は、法理的な側面からの分析が何より重要であると考えられる。本稿での検討はそれを念頭に置いた分析である。

本件は今から 600 年も前に略奪されたとされる文化財を、少なくとも 500 年近く占有していた日本の観音寺から無断に取得し、それに対して韓国側の浮石寺が所有権を主張したケースである。本件については、上記に示した国際私法上の争点やユネスコ条約上の義務やその解釈についてより検討を重ねる必要があったと思われる。上記に指摘したとおり、国際私法上、日本の観音寺が本件仏像を 500 年前に善意取得または時効取得したかの問題は、当時の所在地国法である日本法により判断されるべきであり、日本法の解釈上、少なくとも時効取得は成立したと解され得る。また、韓国政府としては、ユネスコ条約上本件仏像を日本に返還しなければならないという義務がある。たとえ同条約が自動執行力を有しないことを問題とするとしても、同条約の加盟により導入された韓国の「文化財保護法」上の「外国文化財の保護」に関する規定を、法廷地の絶対的強行法規と解し適用することにより、本件仏像を日本に返還することはできよう。日本に返還した後、必要に応じで、両政府は、本件仏像の今後の所在について別途交渉を行うことは可能であろう<sup>43</sup>。

本件は 2017 年に 1 審判決が出てからすぐに控訴されているが、いまだにその結果は出ていない。今後の判決に注目していきたい。

## V おわりに

本稿は、国境を超える文化財の不法な取引に着目し、国際私法上どのような検討がなされるべきか考察した。まず、その前提として、文化財の国際的保護のための法的フレームワークを国際規範や国内法に分けて検討し、それらの法規範が、文化財の返還と関連してどのような規定を設けており、国境を超える文化財の不法な取引の解決のため、どのような役割を果たしているか、国際私法の観点からの分析を意識しつつ考察してみた。

文化財の不法な取引の問題を国際私法の観点から見た場合、まず検討しなければならないのが、国際裁判管轄の問題である。通常、管轄があるかどうかは、訴えが提起される法廷地の国際裁判管轄ルールに従って判断される。文化財と関連しては、立法論として、文化財の原所有者の保護という観点を重視し、原所有者の住所地管轄を新たな管轄原因として認めるべきであるという議論や、文化財保護の観点から、文化財の所在地を専属管轄として認めるべきであるという議論がある。しかしながら、通常の間際裁判管轄ルールに従っても、文化財の所在地管轄は認められるし、原所有者の住所地にも特別管轄が認められるため、特別な管轄原因や専属管轄を認める必要はないであろう。

次に問題となるのが、どの国の法律を適用するかという準拠法の問題である。準拠法と関連しては、現行法によると、文化財の場合、それが動産であれ不動産であれ、その目的物の所在地法によることになる。この点と関連して、原所有者の保護の観点から、文化財の起源国法を適用すべきであるという考

---

<sup>43</sup> ただこのような交渉は、ユネスコ条約上の要請によるものではなく、両国間の問題意識の下で行われるものであろう。

え方があるが、この考え方には起源国の判断基準が明確でないという大きな問題があるため、文化財の物権法的争点については、従来の多数説である所在地法主義により判断するのが妥当であると思われる。ただし、文化財保護のための国際私法的配慮としては、法廷地の絶対的強行法規の適用や国際私法上の公序を活用することにより、文化財の国際的保護を図ることは可能であろう。さらに、文化財の不法取引と関連しては、国際条約との関係を検討する必要がある。条約には自動執行力のあるものとそうではないものがある。現在多数の国が加盟しているユネスコ条約は自動執行力のないものとして、国内執行のためには国内立法や国内法の改正が必要となる。その反面、ユニドロワ条約は自動執行力のあるものとして、加盟国にそのまま直接適用される。両条約のうち、条約の内容から国際私法上より大きな意味を有するのはユニドロワ条約であるが、現在加盟国が少ないため、依然として国際私法上の準拠法決定ルールは重要であると言える。

本稿では、上記のような国際私法上の検討を踏まえて、実例として日韓の間で話題となった「対馬観音寺仏像盗難事件」を取り上げ、本件に関する韓国の裁判所の判断を検討し、実際の事案において国際私法上の検討がそれほどなされていないことの問題点を指摘した。本件においては、国際裁判管轄に関する検討や、準拠法を導くための連結点を明確にするとともに、準拠法として導かれる日本法の解釈、そしてユネスコ条約との関係を検討すべきであった。本件が文化財の略奪と返還という敏感な問題であるだけに、本件裁判所としては、より法理に充実した解釈を行うべきであったと思われる。

国境を超える文化財の不法取引問題については、国際私法上の検討がこれからも重要な課題となると思われる。文化財の問題となると、文化財の国際的な保護という観点があまりに強調され、国際私法上の観点を論じないか、論じるとしても新たな管轄原因や連結点が必要であるという方向になりがちである。しかしながら、これまで築いてきた国際私法上の手法を十分利用することによっても、被害者保護や文化財の国際的な保護は図れると考えられる。常に国際私法上の検討を意識すべきであろう。

#### 【参考文献】

石黒一憲『国際私法（第2版）』（新世社 2007）

金彦叔『知的財産権と国際私法』（信山社 2006）

中西康外『国際私法（第2版）』（有斐閣 2018）

加藤紫帆「国境を越えた文化財の不法取引に対する抵触法的対応（1）～（6）」法政論集 278号～280号（2018）、281号～283（2019）

河野敏行「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約と我が国における執行」ジュリスト 1250号（2003）

河野俊行「文化財の国際的保護と国際取引規制」国際法外交雑誌 91巻6号（1993）

キムヒョンマン『文化財の返還と国際法』（三宇社 2001）

ソン ホヨン「文化財返還事件における民法及び国際私法上のいくつかの争点」国際私法研究 15号（1995）

ソン ホヨン「海外に不法搬出された文化財の民事法上の返還請求法理に関する研究」比較私法 11巻4号（2004）

ソン ホヨン「海外所在の不法文化財の返還のための方政策的研究」文化財 48巻4号（2015）

ソン ホヨン「国際私法上の文化財の起源国主義(*lex originis*)に関する研究」財産法研究 30 巻 1 号 (2013)  
ソン ホヨン「だれが高麗仏像を所有するか」法学論叢 36 巻 (2019)  
石光現「国際的不法取引から文化財を保護するための我が国国際私法と文化財保護法の役割と改善方  
案」ソウル大学校法学 56 巻 3 号 (2015)  
石光現「津島から盗んできた高麗仏像の浮石寺への返還を命じた第 1 審判決の評釈：国際文化財法の諸  
問題」国際私法研究第 23 巻 1 号 (2017)  
李根寛「東アジア地域の文化財保護及び不法取引防止に関する法的考察」ソウル大学校法学 44 巻第 3  
号 (2003)

Song Hoyoung "International Legal Instruments and New Judicial Principles for Restitution of  
Illegally Exported Cultural Properties", *Penn State Journal of Law & International Affairs*, Vol. 4 No. 2  
(2016)

Ana Filipa Ardoljak and Francesco Francioni, "Legal Protection of Cultural Objects in the  
Mediterranean Region: An Overview", *EUI Working Papers, AEL 2009/9*

Andrzej Jakubowski, "Return of Illicitly Trafficked Cultural Objects Pursuant  
to Private International Law: Current Developments", *EUI Working Papers, AEL 2009/9*



## English Teaching In Thailand: The Communicative Approach and English as a *Lingua Franca*

Gary Ireland  
Robert Van Benthuisen

**Abstract:** This paper examines two aspects of English Language Teaching in Southeast Asia, with a particular focus on English Language Teaching in Thailand. Two major issues are discussed: 1) the appropriateness of Communicative Language Teaching (CLT) in a Southeast Asian teaching context; 2) the influence of English as a *Lingua Franca* (ELF) on English Language Teaching in Southeast Asia. Evidence suggests that the efficacy of a CLT approach needs to be reconsidered. Work on ELF also provides a critical view of CLT.

During our earlier research into the current situation regarding the development of English language teaching and learning in Thailand, we learned that the levels of communicative proficiency were surprisingly low compared to other Asian countries. We know from the data available and our own experiences in Japan that communicative competence in English is also still disappointingly low. During this period of research, we wanted to try to understand why these two countries were in this situation and if there were similar causes behind it.

One area that especially interested us was evaluating the effectiveness of the communicative approach (CA) or CLT (Communicative Language Teaching) in Thailand. This has been adopted as the preferred approach to language learning in Thailand since the 1980s. However, due to historical and cultural considerations, several researchers have questioned the suitability of this approach to implement English language competence in Thailand. We now believe that these concerns may be well founded. We also believe that the implications may have a bearing on the current situation in Japan, too.

The table below shows that both of these countries should feel extremely disappointed with their competence ranking within the area. The data came from research conducted by the EF language institution.

Singapore	<b>66.82</b>		Vietnam	<b>51.57</b>		Myanmar	<b>46.00</b>	
Philippines	<b>60.14</b>		Japan	<b>51.51</b>		Mongolia	<b>45.56</b>	
Malaysia	<b>58.55</b>		Pakistan	<b>51.41</b>		Afghanistan	<b>45.36</b>	
Hong Kong, China	<b>55.63</b>		Indonesia	<b>50.06</b>		Kazakhstan	<b>43.83</b>	
India	<b>55.49</b>		Nepal	<b>49.00</b>		Cambodia	<b>43.78</b>	
South Korea	<b>55.04</b>		Bangladesh	<b>48.11</b>		Uzbekistan	<b>43.18</b>	
Taiwan, China	<b>54.18</b>		Maldives	<b>48.02</b>		Kyrgyzstan	<b>41.51</b>	
China	<b>53.44</b>		Thailand	<b>47.61</b>				
Macau, China	<b>53.34</b>		Sri Lanka	<b>47.10</b>				

The ideas regarding what factors demonstrate communicative competence have changed slightly over recent years. The notion of ‘communicative competence’, first associated with the CA emerged from the work of Dell Hymes (1972), who argued that a theory of language competence incorporates “the language user’s knowledge of (and ability for use of) rules of language use in context.”

In 1980, Canale and Swain, and later Canale in 1983 formed the concept that communicative competence comprised four key aspects:

- 1) knowledge of vocabulary, grammatical structures, morphology, syntax, and so on (linguistic competence)
- 2) knowledge of rules and conventions relating to the use of the language in different settings and contexts (sociolinguistic competence)
- 3) knowledge of strategies (both verbal and non-verbal) for dealing with miscommunications or communication breakdowns
- 4) knowledge about how language structures can be combined to form a coherent text or utterance (discourse competence).

Several years later, the Common European Framework of Reference for Languages (CEFR) developed what is now a widely used rubric for communicative competence. The CEFR (2001) identifies communicative competence as being made up of

- 1) linguistic competence (which includes lexical, grammatical, phonological, and orthographic knowledge)
- 2) sociolinguistic competence (covering such aspects as politeness and appropriateness of language)
- 3) pragmatic competence (knowledge about the communicative function of texts and language and the organization and structure of texts)

In 2014 the Thai Ministry of Education announced that it would adopt the Common European Frame of Reference for Languages (CEFR) as a guideline and benchmark for English language teaching.

The Communicative Approach has been widely accepted around the world as the most efficient approach to communicative competence. However, in recent years some renowned researchers have come to question its applicability as a universal approach, especially in Asian learning contexts. Ellis (1996) suggests that the communicative approach does not fit well with collectivist, form-focused Asian learning contexts. He proposed that the approach needs adjusting and modifying to fit Asian cultural norms.

Other researchers, such as (Simpson, 2008; Zhang, Li & Wang, 2013), have also challenged the universal applicability of the communicative approach in Asian learning contexts

In Ellis’s opinion (1996) there are a number of aspects of the CLT model – in particular, that proposed by Canale & Swain – which make it impractical in an Asian teaching and learning context. He has two main reasons for this opinion: firstly, that the process-oriented

nature of the CLT approach does not fit with the traditionally content-focused Asian approach to education; and secondly, that the functional aims of the communicative approach (to enable learners to communicate in a second language in a variety of social settings) do not fit the goals or learning environments of Asian learners.

We have learned and shown in previous papers and presentations that there is a comparison between the condition of English ability in Japan and Thailand. Compared to other neighboring Asian countries, both Thailand and Japan are ranked very poorly in both formal test results and Communicative competence (proficiency). Japan has been the leading economic power in Asia for many years. Thailand has been a leading economic power in South East Asia and a huge tourist destination for many years, too. The Japanese Ministry of Education continually talks of having more active learning and communicative classes in English in schools and the need for better competence, and indeed the upcoming Olympic games will be a measure of that competence.

We have come to consider what may be the central causes that suggest that the communicative approach is not working effectively and may not ever really work effectively in countries like Thailand and Japan. Japan and Thailand are both collectivist-oriented societies. Western societies, where the communicative approach was developed, are individualist-oriented societies. In such societies, personal opinion and the ability to think for yourself and express your own ideas are seen as very important. This ability is not only not as highly valued, but also often seen as a problem in a collectivist-oriented society where modesty and harmony with others are seen as greater traits than an individualistic outlook, which focuses on individual goals and beliefs. This feeling of not wanting to say or do anything to offend others explains why countries such as Thailand and Japan have far less conflict and confrontation than in most western societies. This is, of course, a very good thing. However, it is rather obvious that not wanting to stand out in a crowd or wanting to say anything that might offend someone else is very restrictive in enabling language learners to communicate effectively.

The concept of the Communicative approach is to place language learners into realistic situations that give the learners chance to use the language they have learned to communicate their ideas and opinions, and to fulfill communicative tasks. It is centered around the western belief that look for opportunities to interact with each other and that everyone has an opinion and wants the opportunity to voice it. Unfortunately, this is not the case in general in Asian countries, and certainly not in Thailand, or especially Japan. In many cases, students do not want to discuss their opinions as this may cause conflict. They are also very careful about discussing their personal lives and information about themselves. In Japan, you might work in the same office as someone for years without ever knowing if he or she was married or even where he or she is from. Given that discussing personal information is not something people like to do, and the fact that people don't want to discuss their opinions, this leaves little chance for conversation and thus people speak far less than in the west. Thailand has similar thinking regarding behavior. People don't tend to speak to strangers or start conversations. Visitors to Japan are always amazed how quiet the trains are, for example.

It could be said that while Westerners look for a chance to talk with others, many Asians try to avoid it. In the west, for example, when sitting on a train or bus, in a bar or cafe, or even standing at the bus stop, it is usual for people to try to begin a conversation. They feel awkward when there is silence and they also enjoy chatting more than sitting with their own thoughts. In addition, there is a feeling that you never know who you might and what might develop from it.

This is the complete opposite form the way of thinking in many Asian countries and that certainly includes Thailand and Japan. For many people, the act of making conversation is seen as bothersome and potentially leading to conflict and problems. Many Asians would very happily spend a twelve-hour flight without speaking a word to the person next to them. This is almost impossible for westerners. In Japan the “gaijin seat” has become a long-standing joke amongst expatriate foreigners. The “gaijin seat” refers to the empty seat that is so often seen next to a foreigner even on very crowded trains. Expatriates, who have been in Japan long enough, no longer take it as an insult due to a dislike of foreign people. Though this might in some cases be true, the more likely reason is a fear that the foreign person might actually try to start a conversation and this would then be a big problem.

At this point, it is interesting to remember the fact that unlike most other Asian countries, neither Thailand nor Japan was ever colonized by a Western nation. Because of this, neither country has had the same amount of contact or influence from western cultures as most of the other countries in Asia. Even countries, which did not learn or use English, for example, Vietnam or Cambodia, did become used to learning and using a foreign language as part of everyday life. In many cases, to be successful in society would have required it.

From our own research, we realize that this colonial influence and because of it the teaching and learning of English as a Second Language (ESL) and learning English as a Foreign Language (EFL) make a big difference to the expectations of students and their results. Both Thai and Japanese students learn English as a foreign language (EFL). Whereas countries such as Singapore, (where proficiency is very high) learn English as a Second Language (ESL)

In countries in which English is an official or second language, such as Malaysia or Singapore, students expect that using English can or will be a part of their daily life, especially at work. They want to learn to communicate in English for practical purposes. They also see it as normal to be able to do so. However, in countries like Thailand and Japan, where English is taught as a foreign language, the language is often taught and learned purely as a part of the academic program without any real thought given to why it is being learned or how it will be used in the future. Clearly, having a strong desire or need to learn a language would make students more enthusiastic to actively participate in the communicative activities and tasks of CLT than those without such reasons.

Without doubt the reasons above do bring into question whether the CA in its accepted form can bring effective learning to countries such as Thailand and Japan. However, before we can truly evaluate its applicability, we need to know that it is being taught efficiently throughout the education program. At this point, this is simply not the case.

Teacher levels are simply not good enough in either country. It is still relatively easy to become an English teacher in both countries, Teachers with very poor communicative ability or grammatical and structural knowledge are allowed to complete short and far from internationally accepted training programs and given teaching positions. They do not have the pedagogical knowhow, or the language ability to offer proper language teaching. Generally speaking, Junior High Schools and High schools teachers are not well enough trained or competent enough to deliver CLT classes. At University level, classes taught by native speakers will be of a more communicative type. Until a time arrives when both Japan and Thailand can deliver competent CLT at every level, it is difficult to be able to truly evaluate whether researchers such as Ellis are correct in suggesting that it cannot work as efficiently in Asian learning environments.

With this in mind, it is our opinion that the overall approach to education in both Thailand and Japan is holding back students from being good communicators in general and perfecting a foreign language. When we language teachers discuss learning English, we tend



to think of it as an entity by itself, as though it exists in a vacuum. We forget that Teaching English is only a part of a curriculum.

When native teachers enter classrooms in place like Thailand and Japan and start teaching in a communicative style, they forget that the whole concept of this kind of active, individualistic and communicative style of education is alien for most students.

Education in both Thailand and Japan is still very traditional. The teacher is held in high esteem and his or her opinions are never questioned. Lessons are predominantly passive, usually lecture style, in which the students say nothing at all to the teacher or other students during the whole class. They simply listen and make notes. There is little or no communication.

There is also usually no critical thinking involved, no discussion or debate and no tasks or problem solving activities given. The aim is simply to memorize what has been told to them. This style of education does not encourage critical or creative thinking and it does not encourage communication skills.

When a native teacher asks students questions and demands to know their ideas and opinions about topics, he or she often forgets that the student may have never done this even in their own language, let alone English. It is completely alien to them.

It considering all of the contributing factors that explain why this proficiency in English still eludes Thailand and Japan, it is the authors' belief that until or unless education in general becomes more active and more subjects are taught in a way that allows and encourages students to consider and discuss their own ideas, thoughts and opinions, then trying to achieve communicative competence in a foreign language through the communicative approach cannot succeed for the majority of students in countries such as Thailand and Japan.

Along with the critical reconsideration of CLT described above, there has also recently been an increasing awareness of and interest in English as a *Lingua Franca* (ELF) among Thai teachers of English. In fact, many educators in Southeast Asia have come to believe that the Native English Speaker model may be inappropriate for English use in the region. It is estimated that over 1 billion Asian multilinguals are now using ELF. (Walkinshaw, Kirkpatrick, & Subhan, 2016). Accordingly, researchers, language teachers, and education policy makers see a need to focus attention on the role of ELF in Southeast Asia. There is a range of issues related to ELF in Southeast Asia.

Rather than seeking to emulate Native English Speaker models of language usage, users of ELF are seen as "proficient multilingual communicators with their own repertoire of linguistic and communicative resources" (Baker, 2008). This view grows out of the recognition that non-native English speakers will very often be using English with other non-native speakers of the language.

It has also been noted that plurilingualism has a long history in Southeast Asia. In this tradition, competence is not seen in terms of an individual's use of a single language. Rather, linguistic competence is defined as the ability to make use of a set of communicative strategies. Additional features of plurilingualism are that plurilingual speakers are not expected to be equally proficient in all the languages prevalent in a particular region, different languages are used for different purposes, competence in a language is seen as familiarity with local social practices, and plurilingual competence develops through social interaction rather than instruction (Canagarajah, 2009).

Interest in ELF has led researchers and educators to question long-held approaches to assessment of language skills. Varieties of English spoken throughout the world show consistent, systematic differences in grammar and semantics. Local socio-cultural norms are

also a source of variation in pragmatics and discourse. New assessment tools that accurately reflect such variation are needed. However, tests that measure proficiency in terms of native-speaker norms, such as TOEIC, TOEFL, IELTS, and CPE, are still the most commonly employed means of assessment, and these tests are important for learners and users, as well as having a significant washback effect on curriculum planning and teaching methodology. Some suggestions for new methods of assessment include focusing on strategies of negotiation and language awareness, giving priority to language accommodation skills, and producing tests that recognize the interactional nature of communication among international speakers and societies (Galloway & Rose, 2015).

A final frequently discussed issue regarding English as a *Lingua Franca* concerns the question of who “owns” English. In light of the fact that there are far more non-native speakers of English using the language than there are native-speakers, many scholars of ELF argue that native-speakers do not own English. Rather, ownership of English is determined by the users of English, whether they be native-speakers or non-native speakers. This viewpoint has implications for the notion that there is a “standard” model of English that should inform English language teaching and learning. However, it has also been noted that non-native speakers of English tend to agree that English is owned by native-speakers and that native-speakers determine the standard of English that should be taught.

Along with these problematic issues regarding language proficiency assessment, there has been a critique of Communicative Language Teaching (CLT) from a lingua franca perspective. CLT has been criticized from three perspectives: second language acquisition theory, sociocultural theory, and notions of English as a *Lingua Franca*.

Phillipson (1992) made a distinction between the Center (countries in which English is the native language) and the Periphery (countries in which English is taught as a second language). He then described how countries in the Center have imposed language teaching methods on countries in the Periphery. CLT has been promoted by the Center educational establishment and supported by profit-seeking publishing companies with little regard for its appropriateness in Periphery teaching contexts.

CLT also provides a rationale for the primacy of monolingual native-English speakers as teachers. Phillipson (1992), in his discussion of linguistic imperialism, described how the English language teaching establishment in Center countries has promoted the ideas that English is best taught monolingually and that the ideal teacher of English is a native-speaker. Phillipson asserted that the monolingual tradition has its roots in the colonial language teaching experience. Native-speakers were seen as ideal models, particularly as models for the spoken language. While this view of the intrinsic superiority of the native-speaker has been challenged, it is still influential in institutions where English is taught.

Communicative Language Teaching methodology also makes it difficult for learners in the Periphery to utilize their first language resources in language learning. With its emphasis on monolingualism, CLT fails to take advantage of the linguistic resources that learners bring from their experience in using their own first language. Such learners are already to use communication skills and strategies that are part of their first-language repertoire.

Finally, English use is embedded in numerous local contexts, and there is no single method that can be effective in all contexts. McKay (2002) suggested that CLT may be inappropriate in certain countries, particularly in Asia, where different educational traditions predominate, and where students have different expectations about how classes should be managed and how languages should be taught. More practical concerns have also been cited, such as large class sizes, and students’ lack of motivation and resistance to participation in class. Shamin (1996) attempted to create a more learner-centered atmosphere in her classes at a university in Pakistan, in keeping with CLT practice.. She encountered student resistance

to the changes. Students came to class unprepared for discussion and requested a return to teacher-centered, lecture-based classes. Absenteeism among students increased, and eventually Shamin decided that she had to take back greater control of her classes. Such examples demonstrate the need for caution in implementing new methodologies with regard for the local context of teaching and learning.

Although recent scholarship finds support for many of the approaches to English as a *Lingua Franca* as described in the preceding paragraphs, students and teachers in Periphery countries often do not share these views. When asked about World Englishes, English as an International Language, or English as a *Lingua Franca*, many learners welcomed these new approaches to the language in a general sense. However, when it came to considering particular tenets of global English, the same learners thought that ownership of English belonged to Center countries. They sought to achieve native-speaker-like pronunciation and saw native-speakers as models of correctness. (Galloway & Rose, 2015). Thai and Vietnamese English language teachers with whom we spoke described similar attitudes among their students.

Baker, W. (2008). A Critical Examination of ELT in Thailand. *RELC Journal*, 39(1), 131–146. doi: 10.1177/0033688208091144

Canagarajah, Suresh. (2009). The plurilingual tradition and the English language in South Asia. *AILA Review*. 22. 5-22. 10.1075/aila.22.02can.

Canale, M., & Swain, M. (1980). Theoretical bases of communicative approaches to second language teaching and testing. *Applied Linguistics*, 1(1), 1-47.

Ellis, G. (1996). How culturally appropriate is the communicative approach? *ELT*

Hymes, D. (1972). On Communicative Competence. In J.B. Pride & J. Holmes (Eds.), *Sociolinguistics*, (pp. 269-293). Baltimore: Penguin Education, Penguin Books Ltd.

Galloway, N. & Rose, H. (2015). *Introducing Global Englishes*. New York: Routledge.

Phillipson, R. (1992). *Linguistic Imperialism*. Oxford: Oxford University Press.

Shamin, F. (1996). 'Learner resistance to innovation in classroom methodology', in Coleman, H. (ed.): *Society and the Language Classroom*. Cambridge: Cambridge University Press: 105-122.

Walkinshaw, I. & Kirkpatrick, A. & Subhan, S. (2016). English as a lingua franca in East and Southeast Asia: Implications for diplomatic and intercultural communication. 10.21832/9781783095483-008.

Zhang, D., Li, Y., & Wang, Y. (2013). How culturally appropriate is the communicative approach with reference to the Chinese context? *Creative Education*, 4(10a), 1-5.



内容言語統合型学習 (CLIL)のための質的研究：語彙とコンテンツの効果的な学習を目指して  
椿まゆみ 植山剛行

はじめに

大学の英語授業では、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能のどれか、または4技能の内2技能以上を中心に学ぶことがある。例えば、Reading というクラスでは、様々なトピックを学びながら英語を学ぶ。別の大学の授業では、「文法・訳読法」により、文法の規則を学び、そのルールにあわせて文章を英語から日本語へ、日本語から英語に訳すこともある。Teaching English to Speakers of Other Language (TESOL)の観点からは、多くの理論や実践研究があり、授業内で様々な授業の方法を実施できるのであるが、実際には大学では文法訳読法が採用されていることがある。理由の一つは、教員側が学生の知的レベルを頼りに英語を教えたいこともあると思われる。文法・訳読法を使えば、かなり難しい内容も読むことができるからである。

英語は教室以外では使わない English as a Foreign Language (EFL)環境では、英語を高める機会は大変少なく英語力を上昇させるのは大変困難である。その理由は、1) 英語接触時間の少なさ 2) 日本語と英語との言語距離の長さ (廣森, 2015) である。日本では、一般に中学校から本格的に英語教育が行われ、大学入学まで最低6年間英語を学ぶ。小学校から英語を学んでいる場合は、それ以上学んでいることになる。しかし、日本のように教室外で英語が使われない環境では英語力を高めるのは難しい。また、日本語と英語は言語として違いが多く、言語距離が高いので、日本語母語話者は英語を習得するのに、英語により近い言語の学習者に比べて長い習得時間が必要となる。この2つの問題にどう取り組むかが課題となる。

大学生の知的レベルに合った内容を英語の時間に教えるためには、内容言語統合学習 (英語では、日本の EFL 環境に沿った Content and Language Integrated Learning; 以下 CLIL) で教えることもよい。CLIL とは、内容の知識と言語 (本研究では英語) 能力を同時に高める手法で、専門的な内容を教えることができるだけでなく、TESOL で研究されている手法も用いることができる。また、場合によっては日本で伝統的に用いられている文法・訳読法などで、英語と日本語の両言語を用いて学習者が不足している言語能力を補いながら、内容や英語を教えることも可能となる。CLIL は、両言語を使い学習者の思考力を高めることも可能となる。CLIL は有効な手段であるが、EFL 環境でどのように学習者が学んでいるかに関して、十分な研究がされていない。

本研究では、英語接触が限られる EFL 環境下での CLIL における大学生の学習プロセスを解明するための質的研究の研究手法を考察した。CLIL の内容は多数考えられるが、本研究ではコンテンツとして異文化コミュニケーションを採用し、日本以外の文化圏の人々とどのようにコミュニケーションを図るかについて学習者が学ぶこととした。一方英語の4技能のいずれも必要であるが、4技能すべてに焦点を当てることはできない。そのため、その4技能の全てに関連しており、CLIL で内容を学ぶために必要な英語語彙強化を英語教育の焦点とした。本稿は、まず、質的研究を考える際に必要な CLIL や語彙教育について提示し、その後本研究目的に合致する研究手法、概念的フレームワークおよび方法論的フレームワークを提案した。

### 教授法の背景

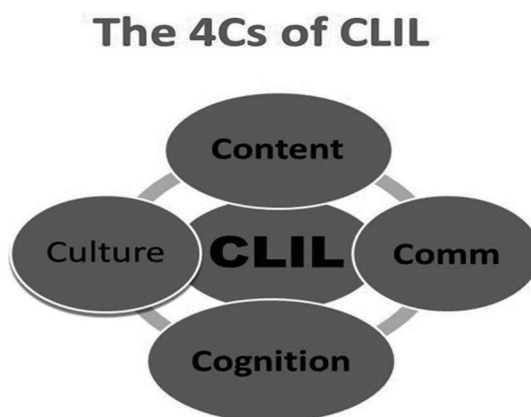
「異文化コミュニケーション」を教えるためには、CLIL を用いて、内容と外国語の両方を学ぶことができる環境を作る。英語に関しては、語彙教育に焦点を当てるが、語彙教育のアプローチとして、the Four Strands (Nation, 2007)を用いる。以上のアプローチを中心に授業を展開する。

### CLIL の 4 要素

まず、CLIL とは何かについて考えたい。CLIL は、日本クリル教育学会が様々な定義をまとめて以下のように述べている。

教科科目やテーマの内容 (content) の学習と外国語 (language) の学習を組み合わせた学習 (指導) の総称で、日本では、「クリル」あるいは「内容言語統合型学習」として呼ばれ定着しつつあります。……主に英語を通して、何かのテーマや教科科目 (数学 (算数)、理科、社会、音楽、体育、家庭など) を学ぶ学習形態を CLIL と呼ぶ傾向があります。(日本クリル教育学会)

CLIL は内容と言語を教えるためと述べたが、CLIL には 4 つの要素があり、それぞれを授業で行う必要がある。



(Coyle, D., 2015, Coyle, D., Hood, P., Marsh, D., 2010).

図 1. CLIL の 4 要素

Content は学ぶ内容であり、Communication は学ぶ言語、Cognition とは考える力、Culture は文化を意味している (Coyle, D., 2015, Coyle, D., Hood, P., Marsh, D., 2010)。日本 CLIL 学会によると、Culture は Culture または Community であり、異文化理解、地球市民教育、または共同学習である。本研究については、Content は、異文化コミュニケーションであり、このコンテンツを学ぶことでどのように異文化の人々とコミュニケーションを行うかを学ぶ。Communication は、英語であるが、本研究では英語の中でも語彙習得に注目する。Cognition は、様々な考える力であり、異文化コミュニケーションを学ぶ中で多様な考え方を使い思考力を育てる。4 つめの C では、コンテンツで文化を扱うため、共同学習に重点を置く。

### 語彙指導のための教授法：The Four Strands

TESOL の分野では、英語教育のために多くの理論や実践が存在する。その中で、第二言語習得に沿

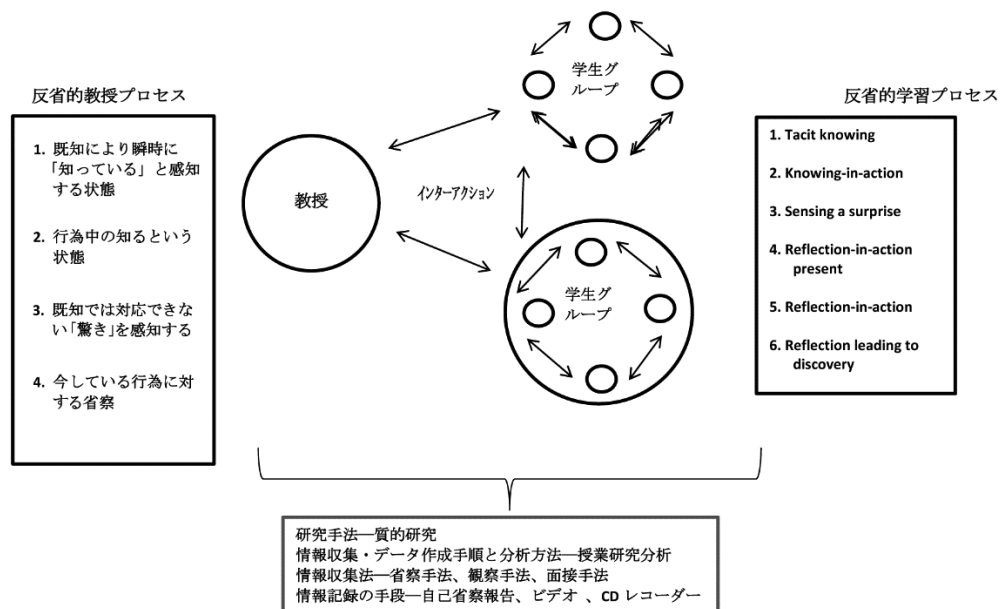
った語彙教育のアプローチとして有効なのは Nation(2007)の the Four Strands である。これは、語彙教育を行うための指針となる。4つに分かれているが、1) Meaning-focused Input (意味中心のインプット) 2) Meaning-focused Output(意味中心のアプトプット) 3) Language-focused Learning 4) Fluency Development である。1) は、意味を理解するために聞いたり読んだりすることで、コンテンツの内容を理解するために行うアクティビティである。2) は、学習者が相手に理解されるために、話したり書いたりする活動である。3) は、日本の英語教育では一番行われる言葉学習にあたるもので、目標語彙に関する文法や発音を学ぶことなどが例として挙げられる。4) はよくわかっている言語を、なるべく早くスムーズに「聞く」「話す」「読む」「書く」の活動を通して行うことである。Nation は、それぞれのアプローチを 25%の割合で行うべきだと主張している。しかし、日本の EFL 環境や CLIL の性質上、meaning-focused input に最も時間を費やすべきであろう。

### 研究のためのアプローチ

次に本研究のアプローチに必要な概念的フレームワークおよび方法論的フレームワークの詳細について述べる。

#### 当該実践研究のための可能なフィールド

CLIL 理論をフィールドに適応した場合、授業にみる教員・学生のインターアクションの状況がフィールドとして適切であると考えられる。CLIL を展開した場合のクラス内での教員と学生（学生たち）が作り出すダイナミズムは、どのように観察できるだろうか。CONTENT (内容)、COMMUNICATION (意思疎通)、COMMUNITY (協同・協力)、COGNITION (認知・思考・分析)を念頭に考察したのが、図2である。



1) 教授—学生 2) 教授—グループ 3) 学生—学生

図2. 授業中の「省察行為」と「教授と学生のインターアクション」の関係

まず、教授を中心に学生たちとのインターアクションが考えられる。さらに、2つの大きいサークル

のように、各グループ内での学生たちのインターアクションが考えられる。また、グループによるインターアクションが考えられる。授業スタイルやグループ活動の課題にもよるが、少なくともこの3つのインターアクションのパターンが授業時間中のダイナミズムを創出する。図2の左端の枠内の6つのステップは、インターアクションの最中に教授が直面する「反省的教授プロセス」である。一方、右端は、学生が直面するであろう「反省的学習プロセス」であり、教授と同様のステップを踏むと考えられる。

## 研究方法の特徴

本研究は、研究問題の性質上、質的研究手法を採用する。情報収集手順とデータ分析法には、授業研究分析(的場、2016)を採用する。情報収集方法は、省察手法、観察法、面接法を採用する。情報収集には、教授や学生による自己省察報告、ビデオ・CDレコーダによる録画などが考えられる。

## 情報収集とデータ分析

The Four Strands や CLIL 理論には、本研究に必要な情報収集法やデータ分析法は提供されていない。そこで、the Four Strands に沿って、CLIL を展開し情報収集、情報のデータ化、さらにそのデータを研究目的に沿って分析する手法を「授業研究分析」(的場、2006)に求めた。授業研究の研究手法は、日本の学校教育の現場で培われた研究手法で、現在では世界的な広がりを見せている。授業研究は、研究者や研究グループによって、特徴をそれぞれ持っている。

本研究では、的場正美(2016)の「授業研究分析」手法を採用する。的場の分析段階は図3のように、10段階になっており、それぞれを「ステップ」と表現している。この10のステップは、さらに3つの情報処理の領域に分類することが出来る。ステップ1から4は、「計画」、「観察」、「追跡」、「記録」の領域で、おもに情報収集と記録が主題となる。次のステップは、「熟読」、「分類」、「形式」からなり、ここではおもに記録した情報からデータを作成する段階である。最後のステップは、作られたデータを分析するため、データ「処理」、「解釈」、「報告」の段階を踏む。以上が情報収集、データ作成、データ処理・分析ステップとプロセスである。

しかし、的場の授業研究分析は、授業研究一般に有効であると考えられるが、本研究がCLIL理論や語彙学習理論に依拠していることもあり、的場の授業研究分析の内容に修正を加える必要があると考える。表1は、的場と椿・植山の比較したものである。これにより、より具体的なアプローチが可能になると考える。

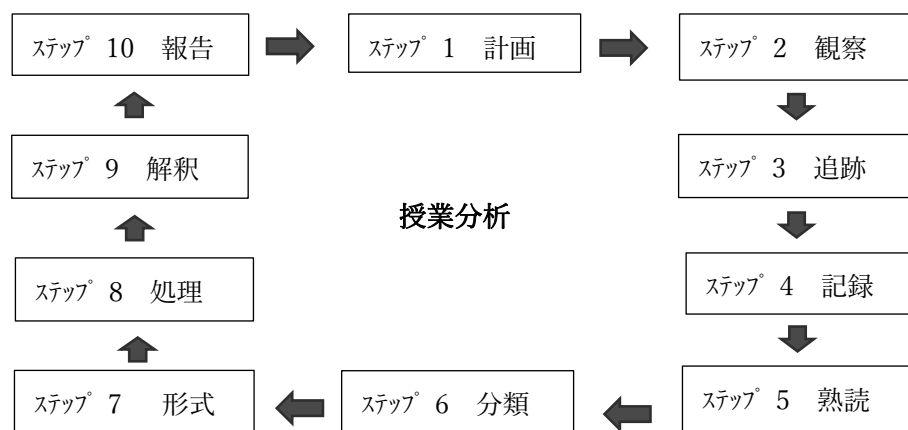


図 3. 授業研究分析の手順



表 1 的場正美 (2016) と本研究の手順内容の比較.

ステップ	的場	授業分析の手順と内容 (的場 2016)	椿・植山研究の手順と内容
1	計画	教授上の主な問題と教材を探求し、授業計画を作成する。	内容、語彙 (意味、発音、スペル)、教材、教授上の問題 (課題)、教授方法、学生の予想され反応を踏まえ、授業計画を作成する。
2	観察	観察手段を準備、各参加者の役割を明確化、授業中の活動を記録し、ジャーナルに記録する。	教授者本人、参加学生 (お互いに学び合う同僚をして行動する)、1 名ないし 2 名の観察者の役割を確認し、授業中の活動を記録する。教授者は、授業後、ジャーナルに内面で起きたこと、観察したことを記録する。
3	追跡	教員と学生への面接で詳細なデータを収集・整理する (事後調査)。	観察者は、教授者を面接しデータ収集する。 教授者、観察者は学生を面接する。特に、語彙の理解・獲得の過程、文脈理解とその関連について詳しく聞く。
4	記録	「教室の言語的記録」という文字による記録をおこなう。	観察記録や面接記録を文字に転換し、記録文書に整理する。
5	熟読	記録を熟読し教授過程を深く理解する。	記録を熟読し教授過程を深く理解し、特に学生の内容理解と語彙理解・獲得に焦点を定める。
6	分類	授業過程を幾つかの部分に分け、各部分間の関連を理解する。	左に同じ
7	形成	研究計画や仮説に基づいて幾つかの重要な視点を準備する。	左に同じ
8	処理	各視点に沿ってデータを整理する。	左に同じ
9	解釈	解釈的手法によって、授業中に起きていたことを理解する。	左に同じ
10	報告	分析の結果を報告し、授業と学ぶ過程について、教員と研究者による専門的な対話に役に立つ点を示唆する。	分析結果を報告するが、特に内容把握と語彙獲得の過程の分析を中心に、教授法や学生への対応に関わる課題や示唆を提示する。
		ステップ 1 に戻る	

- (1) コンセプトのフレームワークでは、提供できないデータ収集、データ分析の方法論を的場 (2016) は提供する。
- (2) 椿・植山研究の手順と内容」のコラムでは、一般的な授業分析を基盤に、本研究の目的と課題を明示している。

### 省察アプローチと仮説

図3の「観察」、「追跡」、「記録」の3つのステップで教授と学生は省察行為をおこない、研究者はそれを観察し報告する。同時に研究者は、教授や学生のインターアクションの状況を観察する。

省察行為による問いかけのパターン「A pattern of inquiry described as a sequence of “moments”」をショーンは連続した「5つの瞬間」として説明している(1987, pp. 27-29)。教授は学習内容を英語で説明し、学生はその内容を聞きながら理解しようとしている状況を念頭に置きつつ、教授の立場からの解釈と学生の立場からの解釈を行い、表2と表3にまとめてみた。私たちは、ショーンの探求過程の5つの瞬間の前に、講座の「前提条件」と「既知」があるものと考え、追加してある。この「前提条件」と「既知」は「5つの瞬間」を意識化する上で重要な要素である。

省察行為とは、一連の実践の中で、「考える」行為と瞬時に実感できる「すでに知っている」という感覚が結びつく時に現れる行為である。「既知」(Tacit Knowing) 実践過程において適切な行動を認識することは、既知による瞬時に起こす「知る」という知的行為である。実践しようとする時、人は経験から得た知恵をもとに行動を決定する。つまり、考えてから行動に移すのが一般的である。しかし、行動の連続である「実践」という過程では、問題を抱える状況に即座に対応しなければならないとショーンは言う。この状況では「考える」行為と「行動」とはより近いものになる。そのため、「考える」行為は、「意識的」というよりは、むしろ「知っている」という感覚的認識に近くなるという。

ショーン (Schön) は、この「知っている」概念を「tacit knowing」と呼んだ。彼によると、この用語はマイケル・ポラニー (Michael Polanyi) によって最初に使われた(1983, p.51)。感覚的認識に近い「知っている」概念は、ひとつの思考プロセスであると言える。

ショーンは、学生の探求のパターンを省察 (Reflection) に関わる「瞬時」(moments) の連続として説明している。これは、本研究の最も重要な情報収集の省察手法の核をなす。「既知」を含めた、この反省的探求の型を形成する過程を、語彙・内容理解を教える側と学ぶ側から描写してみよう。

表2. 教師側の探求パターン

前提条件	学生に合った「内容」、「教材」、「教具」、「学生の反応の予測」、教授の持つ関連知識・技能を考慮した計画案の作成。省察行為の練習の完了。
既知	実践過程において適切な行動を認識することは、既知による瞬時に起こす「知る」という知的行為による。教師は無意識に知覚している。
「行為中の知る」の体感	教授は、自ら積み上げてきた教育経験から教授上の課題や問題に対応する方法や手順を熟知している。彼女にとって、この方法や手順は、今までの経験の範疇を超えなければ、「既知」に基づく「 <u>行為中の知る</u> 」方法 (knowing-in-action) で対応する。
「驚き」の感知	教授は内容を英語で説明している。学生は彼女が事前に示した注意に従って聞いている。急に数人の学生が困ったような表情を浮かべる。言い回しを変えて言い換え説明を繰り返す。彼らの言語能力を配慮して説明したはずだった。しかし、学生の反応は鈍い。この時、

	<p>「どうして」感は消えない。ショーンはこの瞬間を「<u>驚き</u>」(a surprise)と表現している。この「<u>驚き</u>」に内在するものが彼女の注意を引いたとショーンは見る。</p>
<p>「予想も しなかつ た状況」 での試行 錯誤</p>	<p>「<u>驚き</u>」によって教授は、「<u>今の行為に対する省察</u>」(reflection within an action-present)が促される。この瞬間、彼女は「予想もしなかった状況」と、「行為中の知る」(knowing-in-action)過程の両方を考える。教授は、「なぜ、わからなくなったか?」、「どのように教 えればいいんだろ?」、など自問する。「今している行為の省察」の過程は、ある程度意識して認識されるものだが、言葉のような意識化して使う媒体を必要としないとショーンはいう。</p>
<p>「行為中 の知る」 から「行 為中の省 察」へ</p>	<p>「<u>行為中の省察</u>」(reflection-in-action)は、非常に重要な機能である。まず、「<u>行為中の知る</u>」(knowing-in-action)を試みる。しかし、うまくいかない。起きている現象を異なる側面から理解し直すために、前に使ったことのある取り組み方を少しずつ変えながら試す。あるいは、問題を把握し直す必要性に気づく。教授は、このような経験で得た手段や手順を基に、「行為中の知る」(knowing-in-action)を比較的短時間でできるように、「行為中の知る」の手順を可能な限り構造化(structure)する。この手順は、幾つかの質問形式で準備可能だとショーンはいう。</p>
<p>実践的検 証として の省察</p>	<p><u>省察</u>(reflection)は、その場で「<u>実践的検証</u>」(on-the-spot experiment)を可能にする。学生の新たな反応のような、観察できる事象を探る目的で、教授は新たな行為を試みる。この一連の新たな行為の試みで、それまで妥当と思われる学生の反応の原因を確かめることができるし、学生の理解や知る行為が改善されているか確かめることができる。例えば、数人の学生が困ったような表情を浮かべているのに気づく。この現象、「<u>驚き</u>」の原因を探求するために、前と異なる文体や語彙を使い、インプットを試みる。そのうちに、キーとなる語彙の理解が上手くできないのではないかという仮説に行きつく。そして、キーである語彙とともに、平易な短い節で同じ意味を添えて、話しを続けた。その結果、学生たちの彼女への反応は飛躍的に改善された。結果、彼女は、新たな手法を生み出し、さらなる省察行為(reflection)を通して、新たな「<u>驚き</u>」に導かれる。</p>
	<p>専門的芸術的技能(professional artistry)の改善を継続することが実践中の省察(reflection-in-practice)</p>

表3. 学生側の省察行為の考えられるパターン

前提条件	予め当該関連と内容の予習、期待される技能の確認、今までの経験から身に着けた学び方の確認、省察（講義中の自己の内的変化、外的変化、感情の起伏、思考過程などを振り返る）の予備練習完了状態。
既知	実践過程において適切な行動を認識することは、既知による瞬時に起こす「知る」という知的行為による。学生は無意識に知覚している。
「行為中の知る」の体感	学生は、自ら積み上げてきた学習経験から課題や問題に対応する方法や手順を培ってきた。彼は、この方法や手順で、これからの状況にも対応できると考える。この「既知」をもとに、「 <u>行為中の知る</u> 」(knowing-in-action)という一連の知的行為をおこない面前の状況に対応する。
「驚き」の感知	教授の英語での説明を聞いている。学生は理解しようと取り組んでいる。しかし、学生は考えていた文脈から外れているような気が急にしてきた。教授は再度説明を繰り返してくれている。学生は不安になりながら、把握に努めるがうまくいかず、「道に迷った」感が消えない。この瞬間が「 <u>驚き</u> 」(a surprise)と表現できる。この「驚き」に内在するものが学生の注意を引いたとショーンは見る。
「予想もなかった状況」での試行錯誤	「驚き」によって学生は、「 <u>今の行為に対するの省察</u> 」(reflection within an action-present)が促される。この瞬間、彼は「予想もなかった状況」と、「行為中の知る」(knowing-in-action)過程の両方を考える。彼は、「何で、わからなくなったか?」、「どのように考えればいいんだろ?」、など自問する。「今の行為中の省察」の過程は、言葉のような意識化して使う媒体を必要としないとショーンはいう。
「行為中の知る」から「行為中の省察」へ	「 <u>行為中の省察</u> 」(reflection-in-action)は、非常に重要な機能である。まず、「 <u>行為中の知る</u> 」(knowing-in-action)を試す。この能力は経験を通して得たものである。しかし、うまくいかない。前に使ったことのある取り組み方を少しずつ変えながら試してみる。わからなくなったところを異なる側面から理解してみる。あるいは、わからなくなった理由が別にあるかもしれないと考える。学生は、過去の経験で得た手段や手順を基に「行為中の知る」(Knowing-in-Action)を比較的短い時間でできるように、「行為中の知る」の手順を可能な限り構造化(structure)する。構造化は、幾つかの質問形式で準備できる。
実践的検証としての省察	<u>省察</u> (reflection)は、その場で「 <u>実践的検証</u> 」(on-the-spot experiment)を可能にする。学生は、理解しようとする試みとは裏腹に、文脈を見失う。その時の「驚き」に対して、「 <u>行為を通して知る</u> 」(knowing-in action)を試みるが、うまくいかない。教授はどうも同じ個所を繰り返して説明しているようだと感じる。そこで、「理解のためには語彙に注

	<p>意を払う」という既知に基づき「行為中の知る」(knowing-in action) を試す代わりに、他の方法「文脈から意味を推察する」方法を試す。この実践的検証から、「驚き」が起きた原因を知ることができ、「文脈から意味を推察する」方法が、彼にとってある程度有効だということが分かった。これは彼の既知となり「行為中の知る」(knowing-in action) の中に取り込まれ、省察 (reflection)を通して、新たな「驚き」に導かれる。</p>
	<p>専門的芸術的技能 (professional artistry) の改善を継続することが実践中の省察 (reflection-in-practice)</p>

注：「驚き」は「予想に反した事象」を主観的に表現した形で、「予想に反した事象」はおもに観察者が使う用語で、「驚き」は被験者、この場合は、大学教授と学生が「驚き」を感じる時におもに用いられている。

### 結論

本研究は、CLIL 理論と特定の内容を扱い、その内容に関連した語彙、学生が必要とする語彙を修得するプロセスを明らかにする。「異文化コミュニケーション」の内容を扱い、内容言語統合学習 (Content and Language Integrated Learning: CLIL) を実践する。その過程で英語の知識・技能を育成することを目的とする。特に語彙力の改善に有用な教授法を探ることを目的とする。ショーンが提唱した「反省的省察行為」を通して情報収集、データ作成・分析というステップを踏む質的研究は、当該研究目的に合致するもので、この省察方法を基礎に、リサーチ・デザインをした。

上記目的を達成するため、私たちは次の3つの研究問題を掲げた。[1] 語彙の理解、習得において、学生はどのようなところに困難を感じ、どのように学んでいるのか。[2] コンテントを学ぶ過程でどのような語彙につまずき、どのように克服しようとしているか。[3] [1]と[2]の結果をもとに、文脈を意識した語彙学習を支援する教授法とはどのようなものか。

今後の課題は、このリサーチ・デザインをもとに、大学教授による授業計画をはじめ授業研究分析のステップ、省察行為の精通、学生の省察行為・過程への意識化などが重要な課題となる。

## 参考文献

- Brockbank, A., & McGill, I. (2007). *Facilitating reflective learning in higher education*. NY: McGraw Hill.
- Coyle, D. (2015). Strengthening integrated learning: Towards a new era for pluriliteracies and intercultural learning. *Latin American Journal of Content and Language Integrated Learning*, 8(2), 84-103.
- Coyle, D., Hood, P., Marsh, D. (2010). *CLIL: Content and Language Integrated Learning*. Cambridge, United Kingdom: Cambridge University Press.
- 廣森友人 (2015). 英語学習のメカニズム：第二言語習得研究にもとづく効果的な勉強法. 東京：大修館書店.
- Marsh, D. (2012). *Content and Language Integrated Learning: A Development Trajectory*. Córdoba: Servicio de Publicaciones de la Universidad de Córdoba.
- Matoba, M.(2016). Lesson analysis for sustainability of lesson study: Building academic-oriented lesson study. In T. Ueyama & others (Eds.), *Lesson study seminar and practice 2014: Reflection on the lesson study practice In Brunei Darussalam*. Bandar Seri Begawan, Brunei: The Sultan Hassanal Bolkiah Institute of Education. Universiti Brunei Darussalam.
- Nation, P. (2013). *What should every EFL Teacher Know?* Seoul: Compass Publishing.
- Nation, I. S. P. (2007). The four strands. *Innovation in Language Learning and Teaching*, 1(1), 1-12.
- 笹島茂 (2018) 「CLIL とは」 『日本 CLIL 教育学会ホームページ』 2019 年 10 月 1 日アクセス <https://www.j-clil.com/>
- Schön, D. A. (1983). *The reflective practitioner: How professionals think in action*. USA: Basic Books Inc.
- Schön, D. A. (1987). *Educating the reflective practitioner*. San Francisco, CA: Jossey-Bass.

## 1、はじめに

桐生の図案業界の成立を論じるにあたって、先行研究を検討する必要がある。図案意匠の研究、図案を必要とする着物・帯など織物の研究は多分野に渡っており、一つの分野だけを見れば深められるテーマではないことが、共同研究で同主題を2年間進めた結果、つねづね感じてきたことである。分野が異なれば論点も異なるが、関心事は重なるところがあるので、経営史以外の複数の分野で得られた別の側面への知見を活用すべきと考えている。そこで本稿は、桐生の図案業界を論じるための準備論文のような位置づけで、複数分野の研究史の整理を目的とする。

他分野での先行研究を概括すると、とくに図案そのものの研究史が厚いのは、美術史デザイン史の分野である。染織の技法と表現される図案の影響関係という論点では、染織技術の深い理解をベースとしている。軸足がいわば、技術がもたらす染織表現、といった論点である。技術の側面では、経営史の関心事と重なるといえる。またモチーフ分析や模様時代の時代性なども美術史での主要な論点となっている。美術史の染織研究では、織物の輸入染料や輸入材料についての知見が豊富で、材料学的視点とも言える。技術上の特色に加えて、発色の差、質感の差、それによる製品を「表現」として見たときの影響、という切り口である。切り口は異なるが、材料と製品の関係という点では経営史に近い関心事といえることができる。歴史民俗学分野では、染色、製織を行う職人に備わる技術内容についてが主眼である。美術史・デザイン史では技術と材料、技術とその結果の織物、という視点であるが、歴史民俗分野では技術と人、しかし労働者、職工集団というマスな集団ではなく、個人に宿る技術に深く分け入っていく。また図案家を職人ととらえて研究があるが、有名な作品を残した大作家のことは扱わず、無名の職工を扱う傾向にある。有名な作品を残した大作家についての研究は美術史の領域である。とくに現在では大作家が図案工のような仕事をしていたということがそれまでの学界常識を一変させるトピックとなっている。

本稿では、経済史分野から橋野知子による2005年の研究と、美術史分野から京都における図案業界成立について整理する。

## 2、経済史における生産技術と生産組織の関連で桐生産地を検討する視点

生産組織においてはこと問屋制と工場制が、経済史の大テーマである。経済発展の型の一つに、生産組織が問屋制から工場制へと移行することがある。発展のためにはこの移行は必然的に生じて、いずれは悉皆的単線的にそうなるという前提で議論が進むことがしばしばであった。しかし実態は果たしてすべてがそうなのであろうか。また力織機のような新技術には工場が設備として必要なのだと前提して、そこから一足飛びに力織機導入は工場制への移行とみなされる、という論調も主流である。生産技術の選択と生産組織の選択が同一軌道上にあると考える背景がある。

このテーマについては橋野知子が詳しい。橋野(2005)では、1997年から引き続き「力織機化＝工場化、か？」が、本論でも主軸となっている。問屋制が生産組織の中心であった桐生で、力織機を備えた工場が、いかなる条件の下で、どのような要因によって設立されていったのかが、本論の目的においている。橋野によっても研究史が検討され、議論が整理されている。

### ①両毛織物業の生産組織の研究

木村隆俊や川村晃正の研究によると、織物の特徴や技術の違いが生産組織や生産工程に差をもたらす

という(橋野 2005, p. 33-34)。三瓶の研究は織物の変遷、製織技術の進歩、経営形態の発展、機業労働のあり方から多面的に産地の発展を描く。これらの研究は「問屋制が工場制より遅れた生産組織である」という考え方に立っている。生産組織は単線的な発展をする、と決めつけている。

## ②力織機の普及の研究

生産組織は問屋制から工場制へ移行するという前提は、力織機化の研究にも大きく作用した(橋野 2005, p. 34-35)。南・石井・牧野の1982年の研究によれば、力織機の導入は技術革新であり、生産性向上のための決定打であった。力織機化を促進した要因は、織物の種類、電力の供給、工場制の導入とした。ここでは工場制という生産組織の選択と、力織機という技術選択の要因をそれぞれ独立したものとし、みなした。その上で、集中作業場が力織機化に先行してあって、問屋制より進んだ段階の工場制を導入している場合の方が、技術革新の恩恵に浴する可能性が高く、それが発展につながると結論している。ここでの疑問は生産組織とは工場制を指すので必ずしも工場のような集中作業場を単純に指すのではないのではないか、工場ができたことと工場制が敷かれたこととは少し異なるのではないかと、ということである。

阿部武司による1989年の研究はそれを示す例となった。泉南や播州では力織機を備えた賃機「賃機工場」があって、分散型の実業組織のまま力織機のような新技術を導入するという例が見られる。同時に工場のような大規模な経営体ではなく小規模経営体が、そのまま経営規模を大きく変えることなく力織機を導入したことを示している。その後の研究で力織機技術の全国普及の研究を行っている清川雪彦は、力織機採用には確かにある程度規模のある工場での生産システムは不可欠であったものの、かといって工場制の導入をしたら力織機化が促進されたかといえそうではない。関連はあるが断定できないとしている。そこで橋野の主張は(橋野 2005, p. 35)、それぞれの産地に着目して各個で考えるべきである。同時に「力織機化の要因」と「工場化の要因」を区別して検討し、その後関連について考察すべきなのではないかと述べる。

橋野は1997年に「力織機化＝工場化か？」について桐生を事例に検討していた。そこで分かったことは「新技術の導入をすることなく、生産の集中化が起こっていた」ということであった。桐生では1910年代に問屋制が最盛期を迎えたといわれ、しかもこの時期に工場(集中作業場)が出現しているのだという。工場では、手織機を利用した集中作業場(工場)の内機生産部門と、外注の賃機の併用であった。生産の主力は外注の賃機で、売れ行きが伸縮にしがって生産を調整する、需要の変動にも対応していた。社内の集中作業場は熟練工と非熟練工が併存し現任訓練と高級品製造をおこなっていた。他方、より大衆向けで低価格の織物と言ってよい種類の生産に関しては、力織機工場への明白な指向がみられた。社内熟練工が力織機でなく手織機で作るのは高級品、これは力織機ではできない品物であるため、力織機は導入されなかったということであろうか。

## ③「手織機を組織した問屋制は遅れたシステムであり、衰退の一途をたどる」視点の再考

内田星美による1993年、田村均による2004年のいずれも木綿を主とした織物産地の研究で、力織機化というプロセスイノベーションではなく、輸入材料を用いて新製品を開発し需要を喚起したプロダクトイノベーションが発展に重要であることを示した(橋野 2005, p. 35-38)。とくに田村は両毛織物産地の特徴が、積極的なプロダクトイノベーションにもとづき、流行に対応した多品種生産にあったことを示した。

このような問題提起は、生産組織の選択という観点から、桐生における問屋制の機能をむしろ積極的に評価する研究を発展させた。特定の条件の下では、問屋制は効率的な生産組織として再評価できる。中林真幸による2003年の研究から、桐生における問屋制の効率性は、売れ行きが低迷した時に生産調



整できる需要の量的変動への対応よりも、質的変動への対応に発揮されるとしている。質的変動、つまり流行に対応した多品種を生産するには、一つの工場の内機では効果を上げることは難しく、得意分野の異なる賃機へ流行に合わせて発注することが有効である。これには商品開発力を有する有力織元が、技術力の高い賃機と長期的な織元―賃機関係を結んでいることが有効であった。

そのためには製品にするまでの工程が専門化された技術があった上で、それに多人数で従事して社会的に分業化された、産業集積が条件となる。桐生には極めて多くの関連部門が存在し工程間分業が進められ、変化する需要の質に柔軟に対応しつつ新製品の開発が積極的に行われていた。上野による1989年の研究から、先染織物ではすべてが産地内で行われるので、分業の度合いをさらに増加させ、業者間の有機的な結合が図られている、という(橋野 2005, p. 36)。友禅のような後染製品では、布地を作る製織と、加飾を施す工程が必ずしも同じ産地でなくても成立するので、分業の度合いが少ないと解釈できる。したがって、問屋制から工場制へと発展したら必ず移行すると決めつけられないし、問屋制か工場制の選択と力織機化とはまた異なる問題である。

問屋制あるいは工場制といった生産組織の選択ならびにそれと力織機との関係について、あらためて動的に検討する必要があることがわかる。それでは、桐生において、なぜ問屋制から工場制という生産組織が選択されるに至ったのだろうか。まず問屋制特有の問題の存在と議論について触れ、問題視する論として2002年の村松敏の研究とデメリットは少ないとする論として1987年の斎藤修・阿部武司との研究を紹介している(橋野 2005, p. 37-38)。1969年に提示されたLandesの「問屋制特有の摩擦」議論、問屋が支給する原料を直接生産者が着服する(embezzlement) ことについて取り上げている。デメリットは少ないとする方は、桐生では低賃金を補填する別途収入として許してきており、第一次力織機化期(1910年前後)はむしろ一織元当たりの賃機数が増加し、問屋制が拡大する傾向がみられたほどであったと手主張する。問題視する方はその反駁として、明治期の桐生においては賃機の不正が織元にとっては極めて深刻だった、という分析を示している。賃機のメリットを生産量調整に求めた織元ならなお、せっかくコストを削減したい時期に余計なコストがかさんで深刻だったであろう。それでも工場制に移行しなかったのは問屋制の経営費用の方が工場制より安く済み、不正にかかる費用を含めても安く済んだから、と結論している。したがって問屋制の効率性ないし非効率性だけが工場制に移行する理由になっているかどうかは、これらの研究からでは明言できない。製品構成のあり方の変化が生産組織の選択にどのような影響を与えたのかという、動的な観点からの検討も進められるべきである、と橋野は方向性を示す。

橋野による1997年の研究では、製品構成の変化については指摘にとどまっていた(橋野 2005, p. 38-39)。1997年の橋野による研究では、桐生における工場化のきっかけとなる力織機導入の要因を①制度的要因 ②技術的要因 ③市場的要因の3点から検討している。同章では③市場的要因を主題とする。製品価格の変化と製造コストとの関係や製品市場における需要の変化が、製品構成を変える、多品種から少品種への転換が経営戦略の転換を促し、力織機化への要因となったことを考える。1920年戦後恐慌以降、伝統的絹織物は需要縮小のため製品安、織賃高のため深刻な状況にあり、そのようななかで安価な絹織物が市場に登場したという。桐生全体では、賃金高・原料高・製品安という傾向がみられた。

本章では、1920年代に力織機化が進行した桐生産地において、この製品のあり方の変化がそれぞれ生産組織や技術選択にどのような影響を与えたのかを具体的な機業経営の事例に即して検討したい、としている。

依拠する資料は、合資会社後藤(以下、後藤織物)の明治後期から昭和初期にかけての経営文書であ

る。後藤は桐生で最も有力な機屋の一つである。同社は筆者の研究対象でもある。1910-1920年代の後藤織物における生産組織や技術、雇用形態の変化を明らかにする。主力製品は女帯、1910年代には絹綿交織帯地、1920年以降は帯地の原料を人絹に転換していた。後藤の資料が重要であるのは、以下による。

①先行研究が明らかにしてきた、問屋制が最盛期であった1910年前後の「第一次力織機化」及び1920年代の「第二次力織機化」の両時代に関する情報が得られる。後藤の経験した変化や経営戦略を観察し、全体の桐生織物業に位置付ける。②比較的長期にわたる資料であるから、生産組織の変化というダイナミズムをとらえることができる。

まず、明治後期から大正期の後藤織物の動きと桐生織物業の変遷を実情把握する(橋野 2005, p. 41-55)。亀田光三による2000年の研究を引用しながら、橋野独自の資料を加えて分析している。

#### (1) 1900年代後半から1910年代にかけて

後藤織物では職工を減らして、賃機に依存する体制である。第一次大戦ブーム期まで続く。ただし賃機に依存していても、職工を維持して機業伝習(トレーニング)していた。産地では郡部での賃機業が大きく増加し、織元-賃機の関係による問屋制は拡大傾向で、1910年代の終わりまで広汎に展開した。1910年代半ばくらいから産地では一工場当たりの職工数も急激に増加し明らかに「工場化」が進行した。ただし工場があっても問屋制である。

#### (2) 1917、1918(大正6、7)年

後藤では工場内に手織機を置くものの、1919年秋から力織機導入の準備をした。産地では1910年代工場の多くが中心地にあり、力織機率も高い。ただし力織機があっても問屋制である。

#### (3) 1920年代

1920年「力織機と手織機の併存工場」となり、絹綿交織から人絹帯地を生産する。このころを境に工場化が進行した。1925年には電力を利用した力織機を中心とした生産体制に移行した。産地では1921年に中心地での力織機化率が60%だが周辺では20%にも満たず、年を追って差は小さくなり周辺でも力織機の導入は見られるが中心地ほどではない。中心地と周辺では生産のあり方に違いがあった。

1920年を境に後藤織物では大きく変化していることがわかる。

3節「後藤織物における力織機化と工場化」(橋野 2005, p. 56-69)では、この後藤の変化を、力織機化ならびに工場化と関連付けて考察し、製品の変化という経営戦略と深くかかわっていたことを述べている。生産の集中化・工場化への過程とそこで生産されていた製品がどのような関係にあったのか。まずは製品構成の変化である。

絶えず変化する流行市場に対し、質・量の両面で柔軟に対応するためには、近隣に立地する関連業種による工程間の分業が成立することが望ましいといわれている。各期に分けて一覧でみる(橋野 2005, p. 59)。

第i期(1913-1914) 3種類から5種類の製品

第ii期(1915-1916) 一種類

第iii期(1917) 主力製品が紋九寸(全体の1/2~3/2)、品目も増えている

第iv期(1918年9月~20年12月) 主力商品が全体の5割、残りを2、3種類の製品。賃機を利用し、工場内で生産されたものを1とした場合、賃機は4~6に相当。1920年代には人絹・絹の交織を始める。工場内では交織紋御召を生産。力織機を導入し始めた。

第v期(1921年8月~22年12月) 工場内では交織紋御召を生産。

第vi期(1923年1月~1926年3月) 人絹の導入、力織機による人絹九寸・交織文化九寸の帯地が主

力に。他の商品は手織機によって2、3種類が作られた。

まとめると、多品種から少品種へ絞った、と橋野は読み取っている。主力商品が明確になり、その生産数も、全体に占める割合も増えていった。人絹を原料とした低価格の製品を大量生産していた。後藤における生産品目の変化は、桐生全体の傾向とどのような関係にあったのだろうか(橋野 2005, p. 60)。桐生全体では1920年頃まで割合の大きかった内地向けの絹織物や交織物が縮小、1920年代後半から、内地向け・輸出用ともに人絹織物の割合が大きくなる。とりわけ1920年初めから中頃には内地向けの絹織物が急速に縮小した。これは桐生製品の低価格化を意味するだろう。背景には第一次大戦ブーム後の不況がある。後藤では他と同じく人絹に転換し、交織帯地から人絹帯地への、一層の低価格路線をたどった。力織機を用いた帯地生産であった。

「力織機化と工場化」という観点から、もう一度整理する。桐生は広汎に展開する問屋制を基盤として、多様な製品を創り出すことを強みとする産地であった。後藤織物の戦略も、工場内に職工を養成し準備工程を担わせながら、工場外での賃機や意匠、整理等を積極的に利用して生産するというものであった。桐生では第一次大戦ブーム後の不況において状況が大きく変わりつつあった。1920年代においても、御召等の高級品の市況はいっこうに回復しなかったが、その一方で、帯地も人造絹糸の応用品については、他に匹敵すべき産地がなかったために、桐生の特出品として相当な売れ行きがあった。翌1926年には純絹帯地の生産はほとんどみられなくなった一方で、人絹の応用品が好調だったという。このような需要の変化に即応して、後藤織物は、従来の製品と比較して、より大衆向けの低価格製品にシフトするという戦略をとったと考えられる。そして、商機を逃さずにすなわち短納期で低価格製品を大量生産するためには、力織機による生産が不可欠となったのである。

人絹は最初は輸出品に応用されていたが、大正期にはいって、とりわけ1920年代以降、たて糸を綿糸や絹紡糸、よこ糸を人絹とした内地向のさまざまな製品が開発されていった。人絹の導入については、絹織物と人絹織物とは生産工程がほとんど同様であったこと、生産設備がそのまま利用でき、品質にむらのある天然絹糸に比べて、品質が均等であるため取扱がしやすいという技術上のメリットがあった。原料としての価格が低いことと同時に、製織能率が良いことも重要であった。これまでマクロレベルの分析では、帯地は力織機生産には向かない、と言われてきた。しかしこの時期の桐生では人絹製品の生産における力織機化への指向は、帯地であっても強かった。それを可能にしたのは力織機の品質向上であろう。後藤での力織機の導入は、労働市場の逼迫(人手不足や賃金上昇)、低価格路線による人絹帯地という低付加価値品を少品種大量生産する目的から、決定されたものであった。

工場化の理由は、前述の問屋制のデメリットのためではない。分散的生産組織(問屋制にみられる)における取引コストや規律の維持(原料着服など)の問題は、近い場所で顔の見える取引が繰り返される場合は小さくすることは可能であったと思われる。また桐生の中心地にあった有力な織元は、技術の伝播の効率性や製品の品質を維持するために、同時に問屋制の摩擦や矛盾をさけるよう、比較的近くの賃機との長期的取引を展開させていた。しかし、1910年代のブーム期における量的拡大がおこった時、上記の点が織元にとって成長のボトルネックとなった可能性がある。賃機が専業でなく農業との兼業なので農繁期には生産量が落ち込んだり近隣の賃機では足りなくて、需要に応えられない経験をして賃機の仕組みは限界に達し、年間を通じて製品の量的確保が可能である機械生産をその後ついに選択したと考えられる。

1920年代の桐生では、低価格製品の少品種大量生産への移行により、力織機による生産が有利になったと考えられよう。需要の変化に対応して、原料を人絹に転換し、意匠・デザイン、染織、整理といっ

た工程は従来の産業集積のメリットを生かしつつ、より低価格で市場にとって魅力ある製品を大量生産するという選択とも言える(橋野 2005, p. 67-68)。

後藤織物は、1920年代以降、低価格路線へと戦略を変えるなかで、力織機化工場という技術と生産組織との組み合わせを選択した。製織工程については力織機によって規格化・標準化した製品を低コストで内製化し、それ以外を賃機で魅力ある製品を作っていたのではないかと、橋野は結論している。

ここで橋野の論考に、一点疑問をもった。

桐生での問屋制のメリットとして橋野が挙げたのは、売れ行きが悪くなったとき賃機ならば発注数を押さられるから便利であるという量的の伸縮対応ではなく、それぞれが得意技術を持った賃機で流行の変化に多品種でこまめに即応できるという製品の質にあった(橋野 2005, p. 67)。しかし後藤の製品の推移から推すと、後藤にとっては必ずしも問屋制のメリットが発揮されなかった感がある。橋野の分析では第i期から第vi期まで分けて生産品推移を示して、多品種から少品種へ絞ったとしている(橋野 2005, p. 58-61)。このベースには桐生での問屋制ならではのメリットがここにある、という見方がある。賃機を活用しながらもせいぜいで4、5種類で1種類の時もあり、一軒の機屋での多品種の基準は不明ながらも、この点ではデータ分析に無理があったように思われる。ただ推移がどうあれ、後藤が力織機を導入したと同時に大量生産の安価な人絹帯地に絞ったのは事実である。また後藤が問屋制のメリットをどのように享受していたかが不明瞭なだけで、本論の力織機導入に踏み切った理由、力織機を備えた工場が、いかなる条件の下で、どのような要因によって設立されていったのかとは直接は無関係である。

### 3、美術史において、図案業界を京都を例に描出する視点

合資会社後藤の図案家を題材とする上で、図案家の研究において美術史での進展を確かめる必要がある。

美術史における図案関連の先行研究を概観すると、次の3点が観察される。第一に名もなき職工、及び職工を有する企業の研究は少ない。たとえば合資会社後藤の図案についての研究に類するものがない。第二に名もなき職工の制作した図案については、職工が就業していた企業の経営とともに分析されることはなく、経済動向から離れて図案の傾向やデザインの時代性が考察の中心となる。第三に、図案家そのものの研究は少ない。このうち第三点目の図案家研究について整理してみたい。

工芸の無名図案家の資料は、極めて乏しい。まして図案家や図案団体の研究はさらに乏しい。図案家の形成から図案家団体の歴史を総合的に追った成果は、第一に比沼悟(1971)が挙げられる。比沼は自身が京都で着物図案家としてスタートした経験から図案家の生活史を記録している。また図案家団体のサーベイでは、全国を網羅して目を配っている。

並木・青木・清水他編(2012)は美術界と西陣織物、画壇と図案の関係を、旧来の研究になく明快に示した考察である。学校制度での図案教育の整備、工芸技術の発達、百貨店の果たした役割、博覧会・展覧会による図案振興においても、京都における伝統工芸の近代を背景に概観している。とくに絵画の画家と工芸の図案家は別の存在という、いわば美術界の通念に対して、それを覆しているところは特筆すべき成果である。

まず前提となるのが美術史研究の分野では、絵画・彫刻の研究と、工芸の研究は別分野としてそれぞれに研究されてきた。そもそも古くは工芸の下絵とは絵師が描いていたのが通例であったことは、古くは近世の絵師にまつわる作家論、江戸後期に琳派の絵師酒井抱一が蒔絵師の原羊遊齋に蒔絵の下絵を提供していたなど、画家と工芸家の結びつきが史実としてあるにもかかわらず、深く研究した例はこれまでで少なかった。江戸時代消費生活が活発になり、手工芸品の需要が高まると、それを作る手工芸者もそ

の下絵を描く図案家も増加したであろう。量産するにつれ、図案家はいわば職工として古典的なモチーフと定型の構図を組み合わせて、廉価で迅速に製作するようになった。こうしていつの間にか、日本画家と着物の図案などを描く図案家は別の存在となってしまっていた。そこへ並木 (2012) が、「工芸と絵画の往還」と題した章に「京都の場合、現在は画家として知られているおおくの人が伝統工芸との接点を有している。染織品の下絵を描いている岸竹堂や竹内栖鳳はその代表的な例である。」(p. 158)と明言した。

そもそも工芸はファインアートには含まれなかった。工芸をつくる人は作家でなく職工や職人であり、職工のオリジナリティは重視されなかった。親方から習った昔からの技法、茶器や花瓶といった定式化された既存のかたちに制作が規定されていた。作家性・独創性・芸術性とは無縁のように思われてきた。(清水 2012, p. 140-143)

それが大正期に入り、工芸で創作性が意識され始めるようになってきた。大正8年、職人的陶工から脱皮して「美を陶芸という芸術によって表現」する声明を出して、若手製陶家が赤土社という団体を結成したのはその最初であった(清水 2012, p. 140)。しだいに工芸も、美術として作品発表の場を同じくしようと、昭和2年第8回帝国美術院美術展覧会に日本画・洋画・彫刻のいわゆる「美術」とともに工芸が新しい出品分野として加わった(清水 2012, p. 141)ここに至り工芸はファインアートの仲間入りをし、工芸にも美や芸術性、独創性が求められるようになった。

このようにただでさえヒエラルキーのある美術の世界には、商業美術は純粋芸術の足元にも及ばなかったもので、商業美術に従事した図案家のことはこれまで研究題材にならず、等閑視されてきたのだと推察する。まして純粋芸術の代表である絵画の大家が、若いころ商業美術によって訓練を積んだことは、美術史研究史上の大発見であったといえる。画家本人も商業図案を手がけた過去を隠すような考え方があるために、図案家の研究そのものも後回しにされてきたのであろう。

図案家の育成において学校制度が整備されたのは重要な転機となった。並木誠士・松尾芳樹・岡達也(2016)では並木・清水・青木(2012)を発展させて、近代京都における図案教育の発達について、学校制度にフォーカスして記述している。岡達也・加茂瑞穂(2019)では岡達也(2016)をベースに、図案家が組織立って展覧会開催や機関誌発行を行う図案家団体の現状を、全国組織である日本図案家協会と京都に本拠地を置くいくつかの団体を取り上げて解説、また図案家の図案制作工程について記述している。

#### 4、まとめにかえて

桐生織物の図案を描く図案業界の成立を研究するための、先行研究の一部について検討を行った。今後は橋野知子の研究をさらに深く追うことを目指したい。加えて、陶磁器や漆器の別の工芸の図案家についての報告が数少ないながらあるため、それと桐生の図案家のあり方を比較していきたい。

#### <参考文献>

- ・岡達也・加茂瑞穂編(2019)『展覧会 図案家の登場—近代京都と染織図案Ⅲ』京都工芸繊維大学美術工芸資料館
- ・並木誠士・清水愛子・青木美保子編著(2012)『京都 伝統工芸の近代』株思文閣出版
- ・並木誠士・松尾芳樹・岡達也編著(2016)『図案からデザインへ—近代京都の図案教育』淡交社
- ・橋野知子(2005)「第1章 問屋制から工場制へ—戦間期日本の織物業—」岡崎哲二編『生産組織の経済史』(財)東京大学出版会
- ・比沼悟(1971)『近代図案ものがたり』(株)京都書院



# A Study on Emerging Market Entry and Market Orientation -Paradigm Conversion from “Standardization / Adaptation” to “Market Orientation”-

IKEDA Yoshihiko

## **Abstract**

*This article focuses on global businesses and market orientation. While some companies perform poorly when the market is sluggish, others are expanding revenue and performance. I try to explain the answer of the difference with a concept, market orientation. I am trying to think about why the business of Japanese companies that had been brilliantly expanding in overseas markets in the 1980s and 1990s does not work well in the last 20 years in connection with market orientation.*

*There have been many discussions in the field of international marketing in terms of standardization and adaptation. For example, I have classic articles such as Buzzell (1968) and Levitt (1983), but no clear answer has been found yet. It may not be a tool that can be understood by many people interested in global business, and at least it is not a tool that can portray the correctness of such companies' performance in overseas markets.*

*It is not long ago that market-oriented debate has become active. Several research achievements have been announced since the 1990s, but those researches were limited to the domestic market. Therefore, discussions related to global companies' activities in overseas markets have not progressed much.*

*I intend to move away from the classic standardization / adaptation paradigm to a more universal paradigm in the field of international marketing. I believe that the “stumbling” of Japanese companies in emerging markets cannot be explained by the standardization / adaptation paradigm. Perhaps no research has ever focused on market orientation on the issue of global companies entering emerging markets.*

## **Introduction**

The global financial crisis in 2008 has reduced the performance of most companies around the world. Since then, we can see some companies that are recovering quickly but some are still struggling the way it was. Since 1990s the business environments have been changing rapidly, Japanese economy shows a kind of a mix picture with growing industries and shrinking industries. We should not simply discuss the issue because changes in the business environment have come to have a major impact on corporate performance. Nonetheless, in the same industry there are companies who have made rapid recovery and those that have not. Looking around the world, the presence of Japanese companies in the global market is declining. I don't have the specific and accurate data to show it, but definitely I feel it.

In the 1990s, when I got off at an international airport for research, I was able to see advertisements for Japanese companies everywhere. These warmly welcomed me with my expectations and concerns about overseas. These advertisements could be seen throughout the airport. I could easily find lots of advertising signs from the airport to the downtown area. I remember that I was courageous on finding those advertisements. The other day I stopped by China and the United States for research, but at both Beijing Capital Airport in China and JFK Airport in New York, there was almost no advertisement for Japanese companies. Until a few years ago, there were advertisements with large logos of Japanese replaced by Korean, Chinese or local businesses that are not so familiar for me. This trend is more noticeable when entering into inland China, and only brand-new signs of large local Chinese companies and global Korean companies stand out. You can hardly see that of Japanese companies.

It was described as the “Galapagos syndrome<sup>1</sup>” in which cellphone manufacturers, communication carrier, content services, etc. have made their own developments in the restricted market, so that Japan's mobile phone businesses could not have any advantage in the global market. In fact, the same situation is emerging not only in mobile phones but also in fields where Japanese companies are considered to be dominant throughout the 1980s and 1990s, such as home appliances and automobiles.

Toyota Prius, which is a hybrid vehicle, has always been in the top sales of the Japanese consumers cars market in several years. Most automobiles on domestic well-developed roads are Japanese automakers such as Toyota, Nissan and Honda. However, once we turn to the overseas market, there is no momentum of Japanese cars, and there are many Hyundai Motors that you can hardly see in Japan. Actually, Japanese cars once had an absolute advantage in the small car division of the Car of the Year of USA. However, in recent years, other than Japanese cars such as Hyundai are often selected.

Home appliance mass retailers in Japan such as YKK (Yamada Denki, Kojima Denki, K's Denki) line up brands familiar to Japanese consumers such as Panasonic, Sony, Toshiba, and Hitachi. Of course, recently, home appliances such as Samsung Electronics, LG and Haier are also lined up. Even taking into account the fact that many of the products of Japanese companies were manufactured overseas, the “Japanese brand” stands out. But at home appliance mass retailers such as Best Buy in the US, home appliances from Samsung, LG, Haier and local companies occupy the sales floor.

For both home appliances and automobiles, we had believed that Japanese models were the highest performance products in the world, and consumers around the world were happy to use them. This seems to be the Galapagosization that Japanese mobile phones have followed. Why has the presence of Japanese companies in the global market declined in such a short period of time? In particular, the declining presence in emerging markets such as India and African countries is attracting attention and debate in academics, the media, and actual business. Someone say that the cause is a long-term downturn in the domestic economy. However, I would like to say that we should consider South Korea, where the economy was confused and sluggish after the 1997 Asian currency crisis and the 2008 currency crisis. Korean companies have been preparing to win the global market during the turmoil of the domestic economy.

Now the question is; Why did Korean companies develop global business after recovering in a short period of time, and why Japanese companies couldn't?

Often pointed out here is the sophisticated localization of Korean products and a market-oriented global strategy of Korean global businesses. Korean companies are putting “salable” products on the market. Japanese products have good consumer “reputation” in overseas markets. However, a product with a good reputation is not necessarily a product that can be sold. On the other hand, it is pointed out that Korean products are making “salable” products in overseas markets they have no qualms about sacrificing their specs.

### **Some reviews on market orientation**

Market-oriented discussions can be traced back to the time when empirical research related to marketing concepts was promoted since the late 1980s. Prior to this, there was research to explore the relationship between salesperson behavior and marketing concepts (cf. Kurtz, Dodge and Kompmaker, 1976). Since then, Saxe and Weitz (1982) has attempted to practice and conceptualize the marketing concept at the individual level as a customer orientation.

---

<sup>1</sup> Galapagos syndrome is a coined word born in Japan. The Galapagos Islands over the Pacific showed a unique evolution. Galapagos syndrome refers to a unique evolution in an isolated environment. Japan's mobile phone market is often used as it has developed in a manner unrelated to the global market. Japanese mobile phone manufacturers have been working on the development of high-performance terminals that are tailored to the cellular carriers' original services, and the evolution of Japan's own service formats and terminals has progressed.



I am interested in the relationship between marketing concept and customer orientation at the Strategic Business Unit (SBU) level. Today's market-oriented research, rather than narrowly customer-oriented, is probably originated from "Market Orientation: The Construct, Research Propositions, and Managerial Implications" (Kohli and Jaworski, 1990). The same year, in 1990, Narver and Slater et al. Published "The effect of a market orientation on business profitability" in *Journal of Marketing*. We don't know if the announcement of the same year is accidental or inevitable, but it is quite interesting. Since then, these two studies have become a major flow of market-oriented research, which will be described later.

Kohli and Jaworski (1990) presented "market orientation" as a framework for measuring the extent to which a company's marketing concept is implemented throughout the organization. Many companies have a mission to value customers such as "customer satisfaction" and "customer first". However, it is doubtful whether such a mission is reflected in actual business.

Market orientation is defined as follows: "(1) Generate market intelligence related to the needs of existing and potential customers across the entire organization, (2) to cross-department this market information, and (3) to react to market information at the organization level. In other words, "market orientation" refers to the followings: "generation of information" : the generation of information related to market knowledge and customer needs, "dissemination of information" : the market information is shared within the organization across departments, and "responsiveness to market" : to respond at the organizational level depending on the situation. Through interview surveys with companies, Kohli and Jaworski lead the three processes of grasping market information, disseminating market information, and acting in response to market information. They tried to capture market orientation at the level of corporate behavior, what, how and how much the company was doing.

On the other hand, Narver and Slater (1990) sees market orientation from a different perspective. They define market orientation as "an organizational culture that can most effectively and efficiently perform the actions necessary to create superior value for existing and potential customers". Based on this organizational culture, market orientation is composed of three equally important behavioral guidelines. These are the "customer orientation" that understands the customer to create superior value for the customer, the "competitor orientation" that understands the short-term strengths and weaknesses and long-term organizational capabilities of existing and potential competitors, and "interfunctional coordination" that systematically utilizes management resources to create superior value for customers<sup>2</sup>.

In this way, the papers related to market orientation published in the same 1990 have different approaches. Kohli and Jaworski (1990) focus on "organizational behavior" related to market information, and Narver and Slater (1990) sees market orientation as "organizational culture". Homburg and Pflesser (2000) classify the difference between this approach as "behavioral perspective" and "cultural perspective"<sup>3</sup>.

However, there is a common point between the two perspectives of research on market orientation. That is, market orientation is not just a matter of marketing department or marketing function. In the old days, Drucker (1954) said "marketing is not only more extensive than selling but also a professional activity. Marketing encompasses the entire business. Marketing is the final product of the business. That is, the entire business from the customer's point of view."

Another common feature is that there is a positive correlation between the firm or SBU's market-oriented strength and the performance of the firm or SBU. In other words, the higher the market orientation, the higher the performance.

---

<sup>2</sup> Initially, in addition to these three phases Narver and Slater assumed "long-term orientation" and "profitability" as subordinate concepts of market orientation, but they were dropped by reliability analysis.

<sup>3</sup> Narver and Slater (1990) approach market orientation from an organizational culture perspective. However, it should be noted that their research relies on actual behavior rather than subjective philosophy and degree of consciousness at the operational level. In that sense, it may be a mistake to simply make market-oriented research two trends.

Numerous research results, including empirical studies, support Kohli and Jaworski (1990) and Narver and Slater (1990) (Jaworski and Kohli, 1993, Slater and Narver, 1995, Deshpande; Farley and Webster, 1993, Rueckert, 1992). On the other hand, some studies have shown that there is no significant relationship between market orientation and performance (Greenley, 1995; Harris and Ogbonna, 1999; Noble, Sinha and Kumar, 2002; Hult, Kitchen and Slater, 2005). However, since the purpose of this paper is not to clarify the relationship between market orientation and corporate performance, we follow the context of Kohli & Jaworski (1990) and Narver and Slater (1990) so the following discussion is based on the assumption that the company is performing well.

However, the relationship between market orientation and performance is an important research area. When doing business in a different external environment between the home country and overseas market, it is also possible to expect differences in market orientation and performance depending on the environment. If so, it may provide valuable suggestions that global markets require high market orientation. Of course, in overseas business, other factors than market orientation may affect the business results. In any case, this is a research topic for the future.

### Emerging markets

It may not be necessary to describe the importance of emerging markets. However, much of the description is subjective or emotional. For example, it is often not clearly described how large it is even if it is “large” and how fast it is to say “rapidly”. First, if you look at the size of the market in terms of population and income level in emerging markets, you can see how important these markets are for companies. The total population of the four emerging BRICs, which was less than 2.88 billion in 2010, is expected to exceed 3.2 billion in 2030. This means that 42% of the world's population lives in these four countries.

In addition to the size of the population, emerging economies are expected to rise rapidly in the future. In the top 7 of nominal GDP in 2004, so-called developed countries are lined up, and only China is in 6th place. However, in 2050, it is expected that four emerging countries will enter the top six. This is because, as of 2004, developed countries have an economic growth rate of 1% or 2%, while emerging countries can expect an economic growth rate exceeding 6% to 10%.

What about the market for private consumption in emerging countries? Looking at market size forecasts by income class in emerging countries, the majority of the low-income population<sup>4</sup> is still 3,170 million in 2000, but 1,340 million in 2020. In other words, the number of low-income class is reduced to less than half. On the other hand, the middle-income group is increased by about 5 times from 590 million in 2000 to 2,860 million in 2020. In this way, one out of every three people became middle-income in 2010, the low-income group and middle-income group were almost balanced in 2010, and about 70% are middle-income group in 2020. In emerging countries, the volume zone of consumption has been changed rapidly from the low-income group to the middle-income group. In addition, although it is not a volume zone, the wealthy market has been growing to become a sufficient market after 2015.

It is well known that middle-income earners are highly motivated to consume and active in consumption. According to Japan Bank for International Cooperation (JBIC) survey<sup>5</sup> in 2010, when asked to Japanese companies which was the most important target group in emerging markets, about 70% (68.1%) of Japanese companies answered that the middle-income group is the target. When looking at the industry in the 15 middle categories, companies in all industries, except textiles, answered that the middle-income market is the main target. Thus, despite the clear focus

---

<sup>4</sup> In this paper, the household disposable income of less than US \$ 5,000 is the low-income population, more than US \$ 5000 and under US \$ 35,000 is the middle income group, and the over US \$ 35,000 is the rich group.

<sup>5</sup> Japan Bank for International Cooperation surveys Japanese manufacturing companies that have more than three local subsidiaries (including one or more manufacturing bases). In the 2010 survey, survey forms were sent to 961 companies, collected from July to August 2010, and valid responses were obtained from 605 companies. The effective response rate is as high as 63%.

on the middle-income class in emerging markets, Japanese companies are still not doing well. If Japanese companies are targeting high-end consumers in emerging markets with premium prices, using high quality and quality manufacturing techniques as a weapon, it is not surprised that business will not be successful. This is because the upscale market in emerging countries is still small and not mature. However, Japanese companies are trying to do business targeting the volume zones of emerging markets.

The data is slightly old, but the data in the Trade White Paper (2008) is interesting: what is the presence of Japanese companies in emerging markets? According to the data in this white paper, even in China where Japanese companies are relatively advancing in emerging countries, one out of four Japanese companies answered that they have secured market share compared to other foreign companies. About one half (46%) of Japanese companies answered that they did not have enough market share compared to foreign companies. In India, Russia, and Brazil, numbers are even worse, with 59%, 80%, and 70% of companies responding that their shares are smaller than foreign companies. Japanese global firms consider the emerging countries as the much important markets but they have not done well.

### **Strategy dilemma to enter into emerging market**

Shintaku and Amano (2009) were trying to explain the situation where Japanese companies are not doing well in emerging markets in the “Emerging Market Strategy Dilemma”. They call it “dilemma” because the underlying logic is the same as “The Innovator's Dilemma<sup>6</sup>” by Christensen (1997).

According to Shintaku (2009), Japanese companies have the following three problems in developing emerging markets: “excessive quality and high price”, “good product, but its goodness is not communicated” and “the product specifications are out of the local needs”. They point out that this is due to the way Japanese companies enter the market. When entering the developed markets such as the United States and Euros, Japanese companies adopted a strategy to enter the market from the lower segment of the market, and gradually to expand the sales channel to the higher market. By utilizing the technological and manufacturing capabilities of Japanese companies, the strategy of gradually improving quality and at the same time maintaining the price worked extremely effectively in the upper markets. However, in emerging markets, wins and losses are decided in the lower markets.

Advantages such as technological innovation ability possessed by Japanese companies function extremely effectively when trying to expand the market while upscaling from lower markets to higher markets because the Japanese firms can improve the quality of their products without increasing costs. However, it does not work in emerging markets. Japanese companies are strategically lacking in mechanisms and activities to convert to the value demanded by consumers in emerging markets. Therefore, emerging country businesses are not working well. The more you leverage the strengths of a Japanese company as a technological innovator, the more the conditions of emerging markets will be mismatched, and the results will not be successful.

Christensen (1997) suggests the following: The greater the tendency to respond to the requests of extremely important and influential customers (e.g. parts suppliers) the more possibility of overlooking important potential customers. As a result, the future profitable market will be lost. The more innovative in a product category is, the more likely the innovators could meet the demands of leading customers, so the connection with leading customers is locked in and as a result the innovators become dependent. Christensen explains using the concept of “value network<sup>7</sup>”. Christensen's value network is a kind of network community, where producers and markets (with

---

<sup>6</sup> In Japan, it is often called “innovation dilemma” because the Japanese published title is “*Innovation Dilemma*”. The original title is *Investor's Dilemma*, so in this paper it is written as Investor's dilemma.

<sup>7</sup> Christensen's “value network” concept is related to the technology paradigm of Dosi (1982). According to Dosi, the dominant technology paradigm will form a value network. As a result, within the value network, there is a tendency to consider potentially non-dominant technologies as worthless that do not meet certain value criteria. Dosi provides the logic for companies in the value network to fall behind a new technology paradigm.

customers and competitors) form with specific value standards. When a company is active in its community, it has the ability and cost structure to respond appropriately to special requests for specific value standards.

In contrast, follower companies that are excluded from trading with leading customers will be able to make more flexible decisions in their product categories and will be more likely to adopt new requests from new customers and new market trends. Although the innovator should be able to enjoy the profits of the predecessors, there is a dilemma that the profits cannot be enjoyed in the medium to long term.

Christensen discusses why hard disk drive (HDD) leaders could not keep the top in the market. Christensen categorizes innovation into “sustaining innovation” like incremental improvement of products and “disruptive innovation” like creating new markets. In response to requests from PC assembly manufacturers to increase storage capacity, increase HDD access speed, and improve reliability, HDD top companies have to repeat sustaining innovations, and HDD companies are gradually locked into PC manufacturers.

While responding to the demands of such PC assemblers, the PC market has undergone a major market trend change from desktop PCs to notebook PCs. Along with this, the key attributes of HDDs have changed from power storage and miniaturization to storage capacity and recording speed. Producing high-speed, large-capacity, and highly reliable HDDs requires enormous investment, so the superiority of top companies is maintained. However, it is not always necessary to be a top company in the development of downsized low-capacity HDDs for notebook PCs.

It was the follower companies that were able to adapt to such changes in the market, not the top companies that should have high capacity for HDDs as innovators. A low-volume, low-priced product produced by a follower company has become a “disruptive innovation” that opens up new uses such as netbooks. The phenomenon that low-capacity, small, and cheap HDDs eventually took away a large part of the high-speed, high-capacity and reliable HDD market is called the innovator's dilemma. In short, disruptive innovation can easily erase the superiority of sustained innovation.

Shintaku et al.(2009) has presented three strategies that Japanese companies need to explore emerging markets, using an analytical framework focused on merchantable quality.

The first strategy is the launch of low-priced products that are quality-aware. For example, Nokia, Samsung Electronics have drastically reviewed quality specifications at the parts level to meet the demand for lower prices in emerging markets. Honda Motor made a very close strategy in manufacturing motorcycles in Vietnam, so Honda succeeded in regaining the market share that was lost to Chinese copy bikes that swept the Vietnamese market.

The middle-income class in emerging markets is a “new” formed market and is different from the “mature” middle-income market in developed markets. A small car user who has bought six new passenger cars in 30 years will face a number of special points in the purchase of the next seventh small car. However, it will be the first small car purchase for middle-income consumers in emerging markets. Many consumers in emerging countries will simply consider getting their car first, rather than making purchasing decisions with complicated points of interest. In other words, it is important how to differentiate in developed markets, but prices that are easy to purchase are important in emerging markets.

Take a look an online shopping site of a major Chinese consumer electronics retailer, showing washing machines by major household appliance manufacturers in Japan, South Korea and China by price range. As you can see, Korean manufacturer LG Electronics and Chinese manufacturer Haier are increasing their lineup of entry-level models ranging from RMB 2000 to RMB 4000 (USD 300 to USD 600) among drum-type washing machines. However, you cannot find a Panasonic drum washing machine in the same price range.

The second strategy is a high-value-added strategy that Japanese companies are good at by visualizing quality differences. The author feels directly in emerging countries that consumers in emerging markets have a very good image of Japanese products. Furthermore, consumers in emerging countries have absolute confidence in Japanese products for some categories of products.

If only the low price is emphasized in the first strategy, there is a risk of harming the good image of high performance and high quality that Japanese products have cultivated over a long period of time. The image of high performance and high quality cannot be obtained overnight. It is an extremely important source of competitive advantage for Japanese products. If possible, Japanese companies will want to offer high-value-added products that have been successful in developed markets, even in emerging markets.

Therefore, it is a key strategy in both developed and emerging markets to fully identify the range that local consumers can buy and differentiate within that range with high added value. It is necessary to have a way of presenting the difference in added value that consumers are willing to pay for the premium price. It is a way to respond to the market demand for high-quality Japanese products that the emerging markets demand. The ability to implement a sophisticated strategy of differentiation with limited added value will depend on the market orientation of the company.

The third strategy is a localization strategy that changes the differentiation axis. The required functions and quality levels vary from market to market. For example, in subtropical areas, it is necessary to improve the airtightness of joints such as doors and glass even for small cars. The functions that are important to consumers in the local market are sufficiently enhanced in performance so that they can be easily differentiated from the viewpoint of consumers. Conversely, in the Japanese market this function may not be important, then the performance and quality can be lowered, and the cost can be lowered as a result.

When searching for an axis that is different from the traditional differentiation axis, it is likely that a more market-oriented company will be able to effectively and efficiently find the appropriate differentiation axis. Korean manufacturers have successfully implemented this strategy. On the online shopping site of a major Chinese consumer electronics retailer, consider what kind of LCD TVs are listed in Japan, South Korea, and major Chinese consumer electronics manufacturers for sale at a price range. Since the screen size is limited to 32-inch models, the price difference can be regarded as a quality difference between old and new products or functions.

Haier, a leading Chinese consumer electronics manufacturer, has an average assortment of models in the local market ranging from CNY 3000 to CNY 4000 (USD 400 to USD 500). On the other hand, the major Japanese consumer electronics manufacturer, Panasonic, is concentrated in the relatively narrow and high price range of RMB 3000 to RMB 5000 (USD 400 to USD 700). The leading Korean consumer electronics manufacturer LG Electronics is targeting two segments: the entry model from RMB 2000 to RMB 3000 (USD 250 to USD 400) and the high price range of RMB 4000 (USD 500) and above. LG also offers high-end products of over RMB5000 (USD 700), which is thought to make it easier to perch a high-priced LCD TV of RMB4000 (USD 500) psychologically.

Since reading a classic article of Levitt (1983), I have a chance to stop by a consumer electronics store in a shopping mall when I have time abroad. On the occasion of overseas trips in the past few years, I have visited several home appliance sales sites. Japanese brands such as Panasonic, Toshiba, Hitachi and Sony are not conspicuous in POPs and product displays in stores. Instead, the presence of Korean, Chinese and local manufacturers' products is clearly growing.

Among them, South Korean LG Electronics is prominent in the Asian electronics retailers. Samsung Electronics has the impression of a high-tech electric manufacturer that invests management resources in IT equipment including AV equipment and smartphones, while LG Electronics has the impression of a general electric appliance manufacturer that is strong in-home appliances such as refrigerators and washing machines. In fact, LG Electronics is said to have the top share in sales of refrigerators, washing machines and air conditioners in the Asian consumer electronics market. Why has LG Electronics been able to increase its sales share in emerging markets so rapidly? Based on the information revealed by observations and news reports at home appliance mass retailers in Bangkok, Thailand, I will make some examinations.

In conclusion, LG Electronics is an extremely market-oriented electronics manufacturer, and it contributes to

expanding the share of home appliances in emerging countries. In Bangkok, there are plenty of home electronics outlets such as Tesco Lotus (GSM) and ISETAN (shopping mall) in addition to home appliance mass retailers such as Power Buy and AKIHABARA. Observing the product display of these consumer electronics stores and the behavior of customers, we can see that Japanese and Korean products are popular, while Chinese and local manufacturers are less popular. In terms of product categories, two Korean manufacturers, Samsung Electronics and LG Electronics are popular in air conditioners, washing machines, and microwave ovens, and Japanese manufacturers are popular in refrigerators and rice cookers.

Since it varies depending on the product category, it cannot be generally stated, but there are almost no entry models with a low-price range for Japanese manufacturers. Japanese manufacturers seem to have a premium strategy based on high quality and brand power. On the other hand, it is not true that home appliances from Korean manufacturers are cheaper than Japanese products. In short, Korean manufacturers cover a wide range from low-priced entry models to high-end premium models.

This Korean manufacturer's entry model is clearly different from the same low-priced Chinese and local manufacturers. Probably the quality of the parts used is not so different between Korean manufacturers and Chinese manufacturers, but those of Korean manufacturers are well designed as product packages. As a result, Korean products do not receive the impression of cheapness. LG Electronics' microwave ovens became popular by incorporating Thai cuisine in the automatic cooking menu ahead of other companies. When the fully automatic washing machine was introduced to the Thai market where two-tank washing machines were common, the top lid of the fully automatic washing machine was changed to a transparent clear-top lid in 2004, and as a result, the market share increased. This is because clothes can be seen even during washing in a two-tub washing machine.

It can be seen that LG Electronics has been successful in emerging markets in Asia because of its low price and meeting local needs. It has a market-oriented pricing strategy that provides an entry model in the price range that middle-income earners, which are the volume zones in emerging countries, can handle sufficiently, and also provides a high-end model in the high price range. This strategy contributes to future upscaling and brand image improvement.

Even low-priced models place great importance on the appearance and are responding to the detailed market by matching the functions of the microwave oven to local needs. LG Electronics hired in-house designers and made a "design management declaration" April in 2005 at Milan, Italia. It is a company that aims to "develop all products and services with a focus on design" and to "use design widely as a management resource". The policy of emphasizing the appearance leads to understanding customers and the market, and as a result, it can be said that it has been market-oriented management.

The refrigerator that LG Electronics released in India shows the company's market-oriented strength. The pink-colored refrigerator with a unique floral pattern is not a large high-end model, but an entry model among LG Electronics refrigerators. Even in low-priced entry-level models that do not have a large margin, LG Electronics has equipped the refrigerator with various functions to meet the needs of the Indian market. It is a refrigerator that convinces consumers that LG Electronics is seriously confronting the Indian market, as if it were the first time an Indian consumer would contact LG Electronics through a refrigerator.

LG found that the freezing foods function was rarely used in Indian homes, so LG Electronics significantly reduced its freezer space. Instead, LG Electronics has created a removable pouch inside the door that can be easily removed because LG considered Indian cuisine uses a lot of spices. In response to the very hot weather in India, LG has decided that this refrigerator has enough space for cosmetics and medicines.

The final uniqueness of this refrigerator is a "cook box". LG Electronics has newly installed a plastic sealed box in the Indian market. There are many vegetarians in India for religious reasons. In fact, LG discovered that even vegetarian families have small children who eat not only vegetables but also meat. However, LG also found that most of Indians do not want to store both meat and vegetables in the same refrigerator because of a unique odor of meat.

Therefore, LG Electronics was equipped with a cook box that can store meat along and seal its odor.

## Conclusion

In this paper, I examined the problems of Japanese global companies entering the emerging markets from the perspective of market orientation. There is a limit to analyzing marketing strategies in emerging markets with the concept of standardization and adaptation. I hoped that instead of standardization and adaptation, where no conclusion was reached in the long discussions, it would be possible to work on the concept of market orientation. Beyond what has become clear here, future research issues have also been clarified.

## References

- 天野倫文(2009)「新興国市場戦略論の分析視角～経営資源を中心とする関係理論の考察」JBIC 国際調査室報 (3), pp.69-87.
- 伊藤友章(2009)「市場志向研究の展開と課題：顧客と接している従業員および顧客の視点を組み込む必要性」経営論集（北海学園大学）第7巻第1号
- 岩谷昌樹, 長沢伸也(2008)「サムスン電子のデザインマネジメント」日本デザイン学会 第55回研究発表大会報告要旨
- 小菅竜介(2007)「顧客志向から市場志向へ：理論と測定」東京大学 COE ものづくりセンター・ディスカッション・ペーパー (156)
- 新宅純二郎(2009)「新興国市場開拓に向けた日本企業の課題と戦略」JBIC 国際調査室報 (2), pp.53-66.
- 水越康介(2006)「市場志向に関する讃漸究と日本における市場志向と企業成果の関係」マーケティング・ジャーナル(101), pp.40-55.
- Buzzell, Robert D. (1968) "Can You Standardize Multinational Marketing?" *Harvard Business Review*, (November/December), pp. 102-113.
- Christensen, C. (1997). *The Innovator's Dilemma*, HBS Press.
- Deshpande, R., Farley, J. U., & Webster, F. E., Jr. (1993). "Corporate culture, customer orientation, and innovativeness in Japanese firms: A Quadrant Analysis", *Journal of Marketing*, 57(1), 23-37.
- Drucker, P. F. (1954). *The practice of management*. New York: Harper & Row
- Greenley, Gordon. E. (1995), "Market Orientation and Company Performance: Empirical Evidence from UK Companies", *British Journal of Management*, 6,1-13.
- Harris, Lloyd C. and Emmanuel Ogbonna (1999), "Developing a Market Oriented Culture: A Critical Evaluation". *Journal of Management Studies*, 36 (2), 177-196.
- Homburg, C., and Pflesser, C. (2000). "A multiple-layer model of market-oriented organizational culture: Measurement issues and performance outcomes", *Journal of Marketing Research*, 37, 449-462.
- Hult G.T.M, Ketchen D.J., Slater S.F. (2005). "Market orientation and performance: an integration of disparate approaches". *Strategic Management Journal* 26(12): 1173 – 1181.
- Jaworski, B. J., and Kohli, A. K. (1993). "Market orientation: Antecedents and Consequences". *Journal of Marketing*, 57(3), 53-70.
- Kohli, A. K. and Jaworski, B.J. (1990). "Market Orientation: The Construct, Research Propositions, and Managerial Implications". *Journal of Marketing*, 54(2),1-18.
- Kurtz, D. L., Dodge, H. R., & Kompmaker, J. E. (1976). *Professional selling*. Dallas: Business Publications Inc.

- Levitt, Theodore (1983), "The Globalization of Markets", *Harvard Business Review*, Vol. 61, No. 3, (May-June), pp. 92-102.
- Narver, J.C. and Slater, S.F. (1990). "The effect of a market orientation on business profitability". *Journal of Marketing*, 54(4), 20-34.
- Noble, C.H., Sinha, R.K., Kumar, A., (2002). "Market orientation and alternative strategic orientations: A longitudinal assessment of performance implications". *Journal of Marketing* 66 (October), 25-39.
- Rueckert, R. W. (1992). "Developing a market orientation: An organizational strategy perspective". *International Journal of Research in Marketing*, 9(3), 225-245.
- Saxe, R., & Weitz, B. A. (1982). "The SOCO scale: A measure of the customer orientation of salespeople". *Journal of Marketing Research*, 19, 343-353.
- Slater, S. F., & Narver, J. C. (1995). "Market orientation and the learning organization". *Journal of Marketing*, 59, 63-74.



# 「コンテンツの副次的デリバティブ展開の実地検証」(1)

経営学部

馬渡一浩・公野勉

## 1.本研究の位置づけ

本研究は、平成24年から平成26年度迄の3カ年を要した共同研究「地域発コンテンツの水平的事業展開事例に関する多面的検証と新たなる施作提出の可能性検討」を先々次研究とし、さらにその「地域振興にはコンテンツの有用性が高い」という研究調査の結果を基とした、平成27年度よりの3カ年研究計画「地域発コンテンツによる地方ブランディングの実地検証——実写コンテンツを基軸として」を先次研究とし、その結果に得られた「“映画コンテンツ”を地方マーケティング商品として中央で拡散するマーケティングモデル」をさらに拡大、中央でのマーケティング促進のためのメディアの二次化、およびローカライズして各地域で自律稼働させる為のコンテンツのパッケージ化を行う事を企図するものである。

### 【先々次・先次研究のテーマとその研究調査結果】

・先々次研究(2012-2014) 「地域発コンテンツの水平的事業展開事例に関する多面的検証と新たなる施作提出の可能性検討」(櫻澤仁教授、馬渡一浩、公野勉)では地域振興におけるコンテンツの有用性を調査  
→「地域振興にはコンテンツの有用性が高い」

・先次研究(2015-2017) 「地域発コンテンツによる地方ブランディングの実地検証——実写コンテンツを基軸として」(馬渡一浩、公野勉)では地域振興用コンテンツを製作、中央でマーケティングをする事の効果を実証  
→「“映画コンテンツ”を地方マーケティング商品として中央で拡散するマーケティングモデルを確立」

## 2.これまでの研究成果の概要

### 2-1. 先次研究までの経緯とその目的

先々次研究、先次研究の結果、地域発コンテンツは中央経由および中央で展開する事によって地域をプロモートして振興に供する事が可能であり、より広域経済圏への訴求力の実現には「中央との連動」「中央を経由した情報発信」が必要との結論を得た。

地域に供するプロモーションとは、過疎や人口流出等の問題を抱える地域が、観光を資源として外貨獲得を促進するのみならず、地域住民の精神的な資源となることも意味する。その為には中央の役割はマーケティングを中心とせざるを得ず、振興そのものは地域住民を主体とした生産活動に拠るべきであり、その視点によるマーケティング材料としてのコンテンツであるべきだという事は先次研究で報告した通りである<sup>1</sup>。このために先次研究ではキャラクターや世界観を独創し、地域に根差せる形でコンテンツを起草し、これをデザイン化した後、実写映画として中央で製作、配給・興行し、さらにそれを地域に逆輸入させたものである。

## 2-2. 中央考案、地域発のコンテンツの内容

研究対象として特定した地域は長野県木曽郡王滝村である。古来、修験道の霊場として有名な地域であるが、その信仰的中心であった御嶽山の噴火(2014年)によって、大幅な観光動員の下降に見舞われていた地域である<sup>2</sup>。

先ず当研究事業体として以下の目的が挙げられる。

- ①地域の舞台とする物語によって地域を“聖地化”し、聖地巡礼動員数の増加を促す
- ②地域原産商品へキャラクター等のデザインを活用

つまりは「地域ロケーションを活かした映像コンテンツの製造と商用可能なデザインの提供」であったため、それらに見合う設定として、公野研究室で開発されていたコンテンツのひとつである「空想維新時代劇」が選定され、キャスティングも2.5次元・アニメライブ<sup>3</sup>等で人気の俳優<sup>4</sup>を起用し、実写映画企画として制作が行われた。アニメーションの場合は高額な制作費が必要となるし、また単なる実写の場合、地域振興のための映画に多いのが“都会で疲れた主人公が田舎の素晴らしさに気づいて帰郷を決意する”というものや、特産品を題材としたものが多く、これらの場合は現地で生活する住民の精神的な形代にはなり易いが、全国区的に広がるエモーションは創出し難く、作られただけで終わる事が多かったと言える。当研究事業体は、それらの一過性のものにならぬよう、中央でもその展開が可能なスタイルを組成したいと考え、企画内容は起案されていった。

### 【企画内容——『維新烈風 天狗判官』】

文久元年。京都では京都守護職・松平容保と帝の御庭番である天狗判官・木曽の御嶽坊により、皇女和宮の江戸降嫁による公武合体計画が進められていた。

それを知った京都の天狗判官である KURAMA は、かつての兄弟子の御嶽坊の真意を質すべく、木曽へと向かう。

中山道を江戸へ向かう和宮を護衛する近藤・土方・沖田の新選組。

和宮を案じる帝の意を汲んだ容保と御嶽坊は、木曽の王滝村で和宮を御嶽坊の妹・茜と入れ替えようと目論んでいたが、和宮自身は江戸へ行くことを決意、それに従う新選組は御嶽坊と刃を交えることになってしまう。

一方、公武和合を阻止したい宮中の多武峰卿は、和宮を亡き者にしようとする暗殺臣・玉龍を王滝村へ送り込んだ。さらに將軍家の失墜を狙う尾張徳川家も、木曽代官・遠藤五平太と飛騨忍群・多羅尾筑摩に和宮暗殺を下知していた。

心ならずも兄弟子と戦わなければならない KURAMA、最強最古の天狗判官の威信をかけて帝を戦から遠ざけんとする御嶽坊、和宮を護って死闘を繰り広げる新選組、和宮の言葉に心を揺らす純血暗殺者たる玉龍、主命を貫く一対一最強剣士の代官遠藤五平太、忍統一の野望に燃える中山道最強と謳われる多羅尾筑摩——と四つ巴、五つ巴、いや六つ巴の大乱戦！

研究費と助成金を合同拠出して制作費とし<sup>5</sup>、会計上、自治体は助成金経費として、大学は共同研究費として別個に会計処理を行い、成果物については大学は研究・広報領域での運用、自治体は当該地域のみでの著作権と興行運用と、それぞれの運用領域の分離を約した形で法理を整理している。

## 2-3. 配給と興行成果

2018年2月24日土曜日に本作は都内で公開された(7日間、レイトショー1日1回上映)。以下がその結果である。(図1)。

図 1.映画興行成績

上映日	人数	項目	&c.	数値
2/24 土	93	① 動員		503
2/25 日	51	② 興収		886,600
2/26 月	38	③ 配収	50%	365,750
2/27 火	42	④ 物販売上	net(手数料25%)	116,325
2/28 水	94	⑤ 配給委託費		475,000
3/1 木	52			
3/2 金	133			
	503		粗利	¥7,075

※粗利は配給委託先の間接費相当

目論見通りの500人動員を実現し、1週間興行1日1回レイトショー上映としてはヒットの部類に入る。収益は無いが、マーケティング効果は大きく、SNS上では大きく反響があり、また映画評論でも話題となり、対象地域へのアテンションは上がった。

以下はTwitterを中心とした反響推移の計測である。

図 2.SNS(twitter)推移

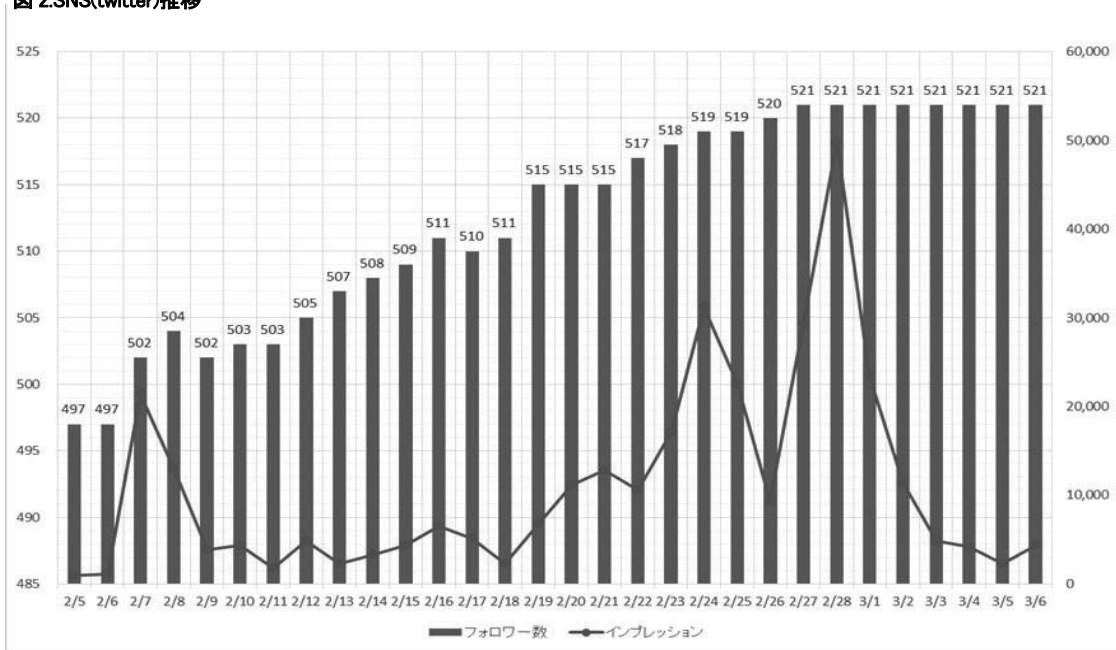


図 3.SNS (twitter) 属性

計測日：2018/3/6(火)

※計測引用サイト

Twitter Analytics

[https://analytics.twitter.com/user/reppuu\\_series/home](https://analytics.twitter.com/user/reppuu_series/home)

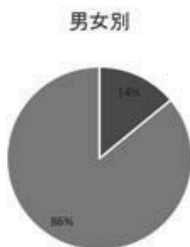
Twitter開設日：2016/7/15 18:38:20

総フォロワー数 521

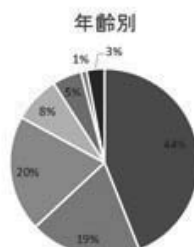
性別	男性	女性
割合	14%	86%
人数	72.94	448.06

年齢	13~17歳	18~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上
割合	44%	19%	20%	8%	5%	1%	3%
人数	229.24	98.99	104.2	41.68	26.05	5.21	15.63

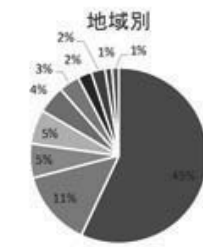
地域	関東	東京都	神奈川県	埼玉県	近畿	千葉県	中部	大阪府	愛知県	中国地方
割合	45%	11%	5%	5%	4%	3%	2%	2%	1%	1%
人数	234.45	57.31	26.05	26.05	20.84	15.63	10.42	10.42	5.21	5.21



● 男性 ● 女性



● 13~17歳 ● 18~24歳 ● 25~34歳 ● 35~44歳 ● 45~54歳 ● 55~64歳 ● 65歳以上



● 関東 ● 東京都 ● 神奈川県 ● 埼玉県 ● 近畿 ● 千葉県 ● 中部 ● 大阪府 ● 愛知県 ● 中国地方

図 4. Twitter 公式ツイートに対するリツイート推移

トップツイート(2月中心のツイート)							連発ツイート(ツイート目録)								
ツイートID	ツイート	インプレッション	エンゲージメント	エンゲージメント率	いいね	リツイート	連発回数	ツイートID	ツイート	インプレッション	エンゲージメント	エンゲージメント率	いいね	リツイート	連発回数
2018/2/21	【緊急決定！】2/28 (水)の舞台挨拶に土方三彦が登場する参加が決定いたしました。参加者の #舞台挨拶 申し込みは2月28日(水)の18時迄です。2/28 (水) 20:00~ 総論ライブの当日券発売及び企画券申し込みは2月28日(水)の18時迄です。*天狗判官 pic.twitter.com/2v2UQ0Q9w	36,564	6,704	18.3%	389	181		2018/1/27	【緊急決定！】2/28 (水)の舞台挨拶に土方三彦が登場する参加が決定いたしました。参加者の #舞台挨拶 申し込みは2月28日(水)の18時迄です。2/28 (水) 20:00~ 総論ライブの当日券発売及び企画券申し込みは2月28日(水)の18時迄です。*天狗判官 pic.twitter.com/2v2UQ0Q9w	25,227	2,453	9.7%	157	162	203
2018/2/23	<総論「権利」天狗判官「権利」で特集> 総論ライブの当日券は1,000円以上お買い上げの方に特別商品キャストプロマイドプレゼント！※一日、一人一枚まで、玉手箱システム。一日の数量限定 pic.twitter.com/7a2431X0K	23,431	1,911	15.6%	58	57		2018/1/27	【緊急決定！】2/28 (水)の舞台挨拶に土方三彦が登場する参加が決定いたしました。参加者の #舞台挨拶 申し込みは2月28日(水)の18時迄です。2/28 (水) 20:00~ 総論ライブの当日券発売及び企画券申し込みは2月28日(水)の18時迄です。*天狗判官 pic.twitter.com/2v2UQ0Q9w	59,133	10,110	17.1%	795	424	
2018/2/21	【緊急決定！】2/28 (水)の舞台挨拶に土方三彦が登場する参加が決定いたしました。参加者の #舞台挨拶 申し込みは2月28日(水)の18時迄です。2/28 (水) 20:00~ 総論ライブの当日券発売及び企画券申し込みは2月28日(水)の18時迄です。*天狗判官 pic.twitter.com/2v2UQ0Q9w	8,711	1,358	1.6%	58	57		2018/1/27	【緊急決定！】2/28 (水)の舞台挨拶に土方三彦が登場する参加が決定いたしました。参加者の #舞台挨拶 申し込みは2月28日(水)の18時迄です。2/28 (水) 20:00~ 総論ライブの当日券発売及び企画券申し込みは2月28日(水)の18時迄です。*天狗判官 pic.twitter.com/2v2UQ0Q9w	32,951	3,111	9.4%	101	224	
2018/2/21	【緊急決定！】2/28 (水)の舞台挨拶に土方三彦が登場する参加が決定いたしました。参加者の #舞台挨拶 申し込みは2月28日(水)の18時迄です。2/28 (水) 20:00~ 総論ライブの当日券発売及び企画券申し込みは2月28日(水)の18時迄です。*天狗判官 pic.twitter.com/2v2UQ0Q9w	8,125	827	10.2%	32	28		2018/1/27	【緊急決定！】2/28 (水)の舞台挨拶に土方三彦が登場する参加が決定いたしました。参加者の #舞台挨拶 申し込みは2月28日(水)の18時迄です。2/28 (水) 20:00~ 総論ライブの当日券発売及び企画券申し込みは2月28日(水)の18時迄です。*天狗判官 pic.twitter.com/2v2UQ0Q9w	20,001	2,153	10.8%	102	98	
2018/2/21	【緊急決定！】2/28 (水)の舞台挨拶に土方三彦が登場する参加が決定いたしました。参加者の #舞台挨拶 申し込みは2月28日(水)の18時迄です。2/28 (水) 20:00~ 総論ライブの当日券発売及び企画券申し込みは2月28日(水)の18時迄です。*天狗判官 pic.twitter.com/2v2UQ0Q9w	8,073	648	8.0%	71	44									
2018/2/21	【緊急決定！】2/28 (水)の舞台挨拶に土方三彦が登場する参加が決定いたしました。参加者の #舞台挨拶 申し込みは2月28日(水)の18時迄です。2/28 (水) 20:00~ 総論ライブの当日券発売及び企画券申し込みは2月28日(水)の18時迄です。*天狗判官 pic.twitter.com/2v2UQ0Q9w	8,035	558	7.3%	85	55	28								
2018/2/21	【上野までいよいよ2/28 (水)】和宮 (かみやのみ) 役の口角 権と、藤と藤の口角、藤と藤の口角の両方です。二人の口角を上げていくと藤の心が温かくなりました。ぜひ、劇場で観てください！ *天狗判官 #舞台挨拶 #白河演劇 pic.twitter.com/m2WkV7a80	7,595	152	2.0%	21	15									

これらの顧客動向で注目すべきは、キャストに対してのアテンションが高い事、特典に対するアテンションが高い点である。また、以下に類作の同様の計測を抽出し、比較している。興行規模・地域性・興行時期等の条件での類作抽出である。

図 5. 類作のメンション、リンク、メディア、リツイート率比較

タイトル	映画種別	キャスト	公開日	公開館	公開館数	上映時間	推定製作費(配給費)	回	1日のツイート回数	映画追加フォロー数(白河演劇スガ)	日別追加フォロー数(白河演劇スガ)	フォロワー数	モチ度	Twitter歴	文字			メンション	リンク	リツイート	リツイート率	リツイート以外	ツイート率の傾向						
															平均文字数	一日平均文字数	累計文字数						メンション	ひとりごと	リンクなし	メディアつき	メディアなし	1位	2位
権利 天狗判官	時代劇 地域特撮	無名	2018/2/24	総論ライブ	1	104分	4,650,000	0.3	5.6	0.794	496	2733.3%	625	122	40	24,796	3日	52%	48%	17%	83%	14%	86%	41%	59%	20時	20時	12時	22時
バケ火侯!	障害者青春	有名	2018/3/3	新宿カインズ	1	106分	15,000,000	0.7	3.6	0.511	258	6.2%	505	112	79	39,217	1日	95%	5%	67%	33%	3%	97%	89%	11%	19時	19時	15時	14時
ANIMEが来た!	オス青春	有名	2018/3/31	新宿武蔵野	1	77分	10,000,000	3.3	6.0	0.860	123	273.3%	143	117	381	47,467	7時間	82%	18%	40%	60%	5%	95%	80%	20%	19時	19時	17時	12時
賢者の村の南米見聞録	障害者ドキュメンタリー	-	2018/3/31	北池川キラー	1	90分	8,000,000	0.2	0.7	0.100	38	33.0%	380	89	19	6,440	5日	0%	100%	1%	99%	3%	97%	0%	100%	12時	12時	14時	11時
father	人道的ドキュメンタリー	-	2018/4/7	新宿武蔵野	1	95分	12,000,000	0.4	0.2	0.034	44	74.6%	1,296	64	25	1,084	3日	6%	94%	53%	47%	0%	100%	6%	94%	21時	21時	16時	15時

各作品毎に制作環境や資本条件は異なるが、興行規模はほぼ同じであり、以下の分析ができる(図6)。

図 6. SNS の類作比較からの分析

維新烈風 天狗判官	フォロワー数・モテ度が一番高い。メディアを多く使用してツイートしている。
バケツと僕！	映画ファンからの評価が高い。SNS活用ではツイートが多く、自らツイートはあまりしていない模様。
ANIMAを撃て！	短期でフォロワー数を伸ばすことができている。SNSの活用頻度が高い。
聾者のボクの南米見聞録	SNSをあまり活用していないが、映画ファンからの感想ツイートは好印象が多い。
father カンボジアへ幸せを届けた ゴっちゃん神父の物語	Twitter歴が一番長いものの、メディアを使用してツイートしておらず、うまく活用していない。
総合分析	『ANIMAを撃て！』が一番Twitterなどの動きが多く数値としても高いが、フォロワー数やモテ度なども加味すると『維新烈風 天狗判官』が一番多くファンがついている。

また費用対効果の計測としては以下のようなものとなる。(図7)

図 7. 類作費用対効果比較(推定)

タイトル	推定製作費	フォロワー数	費用対効果
維新烈風 天狗判官	4,650,000	496	9,375
バケツと僕！	15,000,000	258	58,140
ANIMAを撃て！	10,000,000	123	81,301
聾者のボクの南米見聞録	8,000,000	38	210,526
father カンボジアへ幸せを届けた ゴっちゃん神父の物語	12,000,000	44	272,727

先々次研究まではコンテンツ公開の前年と当該年以降の観光動員数の差を「コンテンツ効果による観光動員増加数」と便宜的に規定していたが、先次研究よりこのTwitterの数値が“確実に情報がリーチした数”として解釈し、コンテンツの事業費をフォロワー数で割り込んで、「情報到達単価」として定義している<sup>7</sup>。その結果が図7.であるが、作品原価は作品を観た上での推定値であり、正確な簿価ではないが、配給費用やその他人件費も含め妥当な推定を行った(複数の映画関係者・配給関係者・興行関係者にインタビューして算出した。各作品が宣伝上で謳っている製作費はこれと異なる)。この結果、本作の費用対効果「フォロワー1人当たりに対するコストは9,375円」となり、高い費用対効果となっている。また単純に総制作費を自治体拠出の3,200,000円のみとした場合には、その費用対効果は「1人当たり=6,361円」となる。当事業は研究と公共事業であるため、会計上は回収不要の各経費拠出者の単年度費用として計上される為、資産上も単年度で期末償却され、資産価値は「0円」となる<sup>8</sup>。

### 3.二次創作コンテンツの開発に向けて

#### 3-1. 新規二次メディアの策定

映画として発信された本作であるが、ここ数年のコンテンツのトレンドや東京五輪を意識したインバウンドの勃興を予見し、新しいメディアへ再組成する事が今次研究の眼目である。

さらに映像は当地での上映等のローカライズが容易なメディアではあるものの、物質的な体感を得難い事がネックであり、これらの事を包括して解決する二次メディア企画の立案が求められた。以下がその条

件である。

- a)年間の国内興行成長率が高いもの
- b)海外からの観光客のニーズに応え得るもの
- c)中央を離れた地域で独自の運用可能なもの
- d)中央監修、さらに中央から部材供給が可能なもの

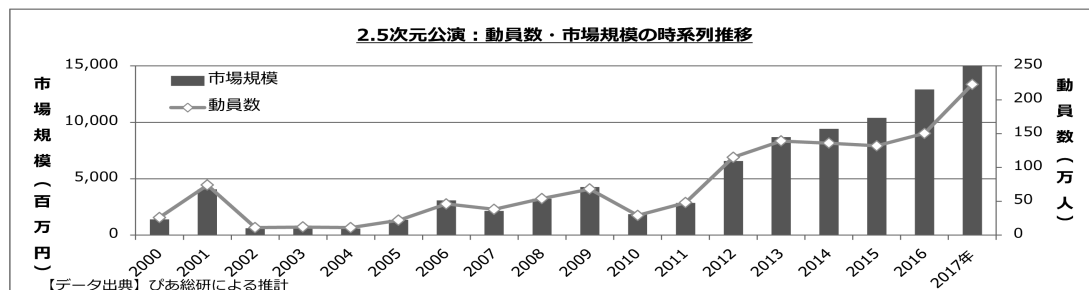
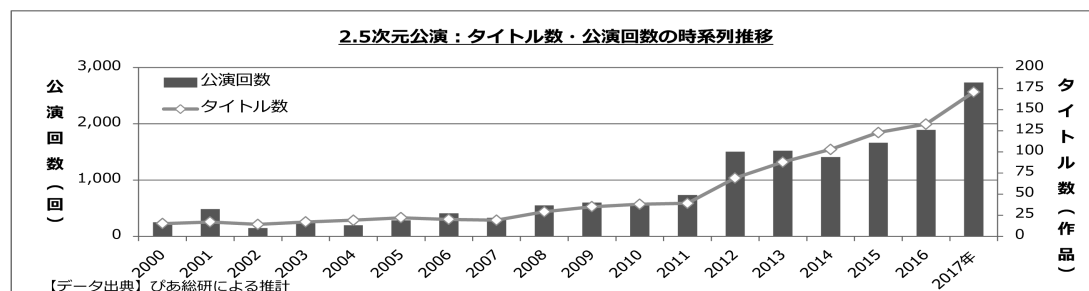
図 8. 2.5 次元・アニメライブ市場の推移

◆2.5次元公演市場規模の推移

	(作品) タイトル数	(回) 公演回数	(万人) 動員数	(百万円) 市場規模
2000	15	251	26	1,400
2001	17	481	74	4,049
2002	14	144	11	607
2003	17	235	12	658
2004	19	197	11	585
2005	22	284	22	1,356
2006	20	407	46	3,076
2007	19	329	38	2,137
2008	29	549	54	3,225
2009	35	599	68	4,273
2010	38	544	29	1,859
2011	39	733	48	2,856
2012	69	1,505	115	6,577
2013	88	1,521	139	8,698
2014	103	1,409	136	9,428
2015	123	1,660	132	10,395
2016	133	1,889	150	12,907
2017年	171	2,734	223	15,613

<2.5次元公演の定義>

漫画、アニメ、ゲームを原作とした舞台コンテンツの総称。



市場を検討した処、現在、エンターテインメント産業で伸長が著しいジャンルに先述の「2.5次元・アニメライブ」産業が目につく。2018年8月1日のぴあ総研の発表によると図8のような活発な伸びが見て取れる<sup>9</sup>。

これによると、公演数前年比44.7%増、動員数前年比48.1%増であり、実に総数223万人もの市場を抱えている事が判る。作品本数も前年比38本増の171本である。

次に日本製コンテンツの海外での市況である<sup>10</sup>。

図9. 日本製アニメ市場の推移(出典:アニメーションビジネス・ジャーナルより)



国内のアニメーション市況——これらはゲームやライトノベルを原作としたものもすべて含んでいるが——2012年を底として、大きく復調、さらに伸びていることが判る。

さらに、映像の上映以外に、中央を離れた地域で独自の運用可能なものと言え、演劇が挙げられる。当作でロケーション撮影を行った埼玉県行田市の忍城には、「忍城おもてなし甲冑隊」なる創作剣劇の劇団が人気を博している<sup>11</sup>。同様に「熊本城おもてなし武将隊」<sup>12</sup>などや「信州上田おもてなし武将隊」「やまがた愛の武将隊」など、時代劇的に観光客を楽しませる地元劇団が各地に勃興しており、ブームとなっていた。

図10. 各地方の時代劇劇団



また、装束等は通信販売網の整備により、廉価で先端のものが容易に手に入るようになっているが、地方で開発困難なものに困難なものに、デザインや脚本等のメンテナンス、また改造等の作業がある。これらを中央の映画や舞台の制作会社や美術会社が負う事で、耐久性の高い部材が中央から供給可能になるだろう。

これらの事から前出のa)~d)を包括的に解決する二次創作コンテンツとして「2.5次元・アニメライブ」コンテンツを開発する事を判断した。

### 3-2. 実制作へ向けた予算策定

ただし研究としてのコンテンツ製造はかなりのコストを必要とするため、成立の難易度は高い。そのため研究費内で実現可能なコンテンツのスタイルを検討するために専門事業者に制作費のインタビューを行った。これが以下のものとなる。結論としては舞台興行そのものはかなり難しいが、「衣装付朗読会」であれば予算に合わせて開催にリアリティが出てくる。



※以下、見積と調査の報告書。調査と見積製作期間は5か月程度となる。調査と見積製作は創業五〇年を超える劇団飛行船(大場隆志社長)に依頼した。

---

### 【仁愛ホールにおける1日興行に関する調査報告書】

表題の件につきまして、下記の通り、ご報告申し上げます。

#### 記

#### (1) 調査の趣旨

公野研究室にて製作・配給されました劇場用映画作品『維新烈風 天狗判官』を原作に利用した、朗読劇および舞台の興行に係る製作費を策定し、実施の可能性についての調査を行いました。通常、想定される興行スタイルとはかなり異なる事から、舞台業界内の制作スタッフへの聞き取りと、通常興行を想定した場合の都内劇場の使用料と使用条件、および付帯設備等の調査を行い、当該作品に即した興行ケースのシミュレーションを行っています。報告書に含まれる予算や見積書は社外秘扱いのものです。貴研究室の研究と後進スタッフ育成に供するという申し入れ前提を勘案し、特別に開示を御認め申し上げます。

#### (2) 調査の前提と付随する調査

1日興行の製作費の試算については下記条件を前提とする。

- ・興行の会場は文京学院大学学内施設「仁愛ホール」(文京区/834席)とする。
- ・学内施設利用のため、チケットの有料販売は行わない。
- ・興行において生じる職務のうち、専門的な技能を要さないスタッフに関しては学生スタッフが担当する。
- ・研究室保有の映画で制作した美術を流用する。

また同時に、興行モデルの検討材料として、外部施設を借りた場合の有料興行の収支試算について、小規模劇場を想定とした調査も行いました。

#### (3) 調査結果における留意点と提案

- ①キャスト出演料・学生スタッフによる稼働が見込めない舞台監督・音響・照明および機材手配・宣伝のための撮影実施費用のみを制作費として、427,200円を見積もっています(添付①試算表参照)。
- ②興行の事前通信販売の実施した場合、当該興行の台本を別事業者が事前販売し、その特典として前方4列までの座席チケット(95席×2回公演=190枚)を発行する方法を御提案します。事前発行の190席のうち、77%の146席を販売した時点で、興行の制作費用相当となる試算となる予測です。(添付②試算表参照)
- ③都内の100席規模のホールを利用した場合の収支試算です。こちらではチケット及び物品販売を実施。1日2回公演、動員率80%(160人)を想定し、粗利167,500円(粗利率31%)を試算しています。(添付③試算表参照)
- ④朗読劇ではなく舞台劇とし、廉価制作した場合の予算を見積もっています。

図 11-1.大学ホールでの上演予算案①「朗読会／非営利パターン」

朗読会収支予算表

想定興業場所 : 仁愛ホール  
 想定興業数 : 2回  
 会場キャパ : 834名

全て税込み						
売上	単価	数量	備考	想定購買率	動員数	金額
チケット売上	@	0	学内施設の為、券売なし	-	0人	0
<b>売上合計</b>						<b>0</b>
経費						
①固定費(イベント制作関連)	単価	数量	備考	金額		
会場費	@	0	1日	0		
制作部	@	0	1式 学生スタッフ稼働	0		
脚本	@	0		0		
演出	@	0	1式	0		
舞台監督						
音響	@	160,000	機材+舞台監督・音響・照明	160,000		
照明						
衣装	@	0	1日	0		
ヘアメイク	@	10,000	1日	10,000		
キャストフィー	@	150,000	- 出演者総数5名	150,000		
ケータリング	@	800	9人	7,200		
劇中使用動画制作	@	0	1式	0		
<b>②その他周辺固定費</b>				<b>100,000</b>		
デザイン・HP制作	@	0	1式	0		
V撮、レタッチ	@	100,000	1式	100,000		
<b>費用合計①+②</b>						<b>427,200</b>
プロジェクト粗利						-427,200
粗利益率						-100%

図 11-2.大学ホールでの上演予算案②「朗読会／営利パターン」

※大学は非営利前提であるが、仮に券売した場合のシミュレーションとして

朗読会収支予算表

想定興業場所 : 仁愛ホール  
 想定興業数 : 2回  
 会場キャパ : 834名

全て税込み						
売上	単価	数量	備考	想定購買率	動員数	金額
チケット売上	@	0	学内施設の為、券売なし	-	0人	0
事前通販	@	3,500	190 台本+前方4列確約チケット	77%	146人	512,050
小計						<b>512,050</b>
<b>売上合計</b>						<b>512,050</b>
経費						
①固定費(イベント制作関連)	単価	数量	備考	金額		
会場費	@	0	1日	0		
制作部	@	0	1式 学生スタッフ稼働	0		
脚本	@	0		0		
演出	@	0	1式	0		
舞台監督						
音響	@	160,000	機材+舞台監督・音響・照明	160,000		
照明						
衣装	@	0	1日	0		
ヘアメイク	@	10,000	1日	10,000		
キャストフィー	@	150,000	- 出演者総数5名	150,000		
ケータリング	@	800	9人	7,200		
劇中使用動画制作	@	0	1式	0		
<b>②変動費</b>				<b>25,603</b>		
チケット手数料	@	5%		25,603		
<b>③その他周辺固定費</b>				<b>157,000</b>		
デザイン・HP制作	@	0	1式	0		
V撮、レタッチ	@	100,000	1式	100,000		
パンフレット制作費	@	300	190部	57,000		
<b>費用合計①+②+③</b>						<b>509,803</b>
プロジェクト粗利						2,248
粗利益率						0%

図 11-3.大学以外のホールでの上演予算案③「朗読会／営利パターン」

※仮に券売した場合のシミュレーションとして

朗読会収支予算表

想定興業場所 : やなか音楽ホール  
 想定興業数 : 2 回  
 会場キャパ : 100 名  
 想定券売率 : 80%

全て税込み						
売上	単価	数量	備考	想定購買率	動員数	金額
チケット売上	@	3,000	200		160 人	480,000
					小計	<b>480,000</b>
MD	@	1,500	台本	20%	32 枚	48,000
MD	@	500	プレス	10%	16 枚	8,000
<b>売上合計</b>						<b>536,000</b>

経費	単価	数量	備考	金額
<b>①固定費（イベント制作関連）</b>				<b>322,000</b>
会場費	@	82,000	1日	82,000
制作部	@	0	1式	0
脚本	@	0		
演出	@	0	1式	0
舞台監督				
音響	@	80,000	機材+舞台監督・音響・照明	80,000
照明				
衣装	@	0	2日	0
ヘアメイク	@	10,000	1日	10,000
キャストフィー	@	150,000	- 出演者総数5名	150,000
チケット特典制作費	@	0	200	0
劇中使用動画制作	@	0	1式	0
<b>②変動費</b>				<b>24,000</b>
チケット手数料	@	5%		24,000
<b>③その他周辺固定費</b>				<b>22,500</b>
デザイン・HP制作	@	0	1式	0
V撮、レタッチ	@	0	1式	0
MD制作費	@	300	50 台本(P64想定)	15,000
MD制作費	@	150	50 プレス	7,500
<b>費用合計①+②+③</b>				<b>368,500</b>

<b>プロジェクト粗利</b>	<b>167,500</b>
<b>粗利率</b>	<b>31%</b>

注1:MD関連の売上は、入場者数に対して各設定パーセンテージが購入すると仮定  
 注2:MD関連は、事業体にて制作し、委託先へ卸すと仮定  
 注3:DVD関連は、事業体が制作し、販売先に卸すと仮定  
 注4:ロイヤリティは、役者に対する支払

図 11-4.大学以外のホールでの上演予算案④「2.5次元アニメライブの制作費」

舞台予算書(人計算) 公演名「天狗判官」		仁愛ホール使用の場合			
項目	詳細	名前	金額	実質費用(%)	備考
0. 総予算			¥1,000,000	¥1,080,000	2019年12月 2DAYS
1. 劇場使用料	基本使用料(月～日)				
	付帯設備費(仮)		¥0	¥0	
	空調				
	電気				
	ゴミ袋				
2. 各セクション	演出		¥200,000	¥216,000	
	音楽		¥0	¥0	
	舞台美術		¥0	¥0	
	→高津小道具レンタル代/美術レンタル費		¥0	¥0	
	舞台美術・監督		¥250,000	¥270,000	美術の物量によって変動。
	音響(機材費込み)		¥100,000	¥108,000	
	照明(機材費込み)		¥180,000	¥194,400	
	映像			¥0	
	衣裳		¥0	¥0	※映画時の衣裳が使用不可の場合は増額
	殺陣		¥100,000	¥108,000	
	振付		¥0	¥0	
	歌指導		¥0	¥0	
	小道具			¥0	小道具制作がある場合、実質増額
		→小道具実費			
		→小道具予備費		¥0	¥0
	宣伝ヘアメイク				
支出	当日制作				
	当日制作				
	現場制作		¥100,000	¥108,000	
				¥0	
	ラインプロデューサー		¥50,000	¥54,000	
3. 出演者	キャスト				
	出演料			¥0	
4. 宣伝広告費	宣伝費				
	HP更新代金				
	チラシ・パンフ・プロマイド・WEB・DVD				
	印刷費諸々				
	物販写真				
	DVD作成・プレス				
5. その他	DVDプレス				
	カメラマン				
	稽古場使用料			¥0	※稽古場は大学寮舎を使用予定 ※稽古日数によって演出家のキャンセル
	稽古場雑費(ケーティング、他)		¥0	¥0	
	劇場雑費(車両費、ケーティング、弁当代、他)		¥100,000	¥108,000	
	廃棄		¥0	¥0	
	制作予備費		¥0	¥0	
	打ち上げ				
6. 制作管理料				¥58,320	制作費5%+消費税
6. チケット	手数料				
	印刷代				
			¥1,080,000	¥1,224,720	

以上の調査等により、現実的には2.5次元アニメライブの舞台制作そのものは極めて難易度の高い事が証明され、その代替としての「衣装付朗読会」の逆の提案を受けている。

### 3-2.実制作上の諸問題

当該条件に対する見積と専門制作事業者の意見から、当研究の規模では興行は難しく、代替案としての「衣装付朗読劇」が提案されている。

同時に炙り出された問題点は以下の通りである。

- イ) 予算不足
- ロ) 補填代替としての券売の不可(学校法人と言う立場上)
- ハ) 興行スケジュールの短期間組成の困難さ
- ニ) 人気俳優のブッキング難

### 4.実現に向けて

現在、朗読劇となるか、短期興行となるかの検討を行っているが、同時にローカライズと企画パッケージの為に少人数・少美術での興行を目的として、以下の作業を継続して行っている。

- i) 脚本のパッケージ化
- i i) 衣装・小道具等、既成美術の保全とメンテナンス
- iii) 舞台収録のための暗部・ハイスピード等の撮影が可能な機材の選定

今後、2019年度の獲得予算額に応じ、実現への具体的な方策を講じる事となるが、収録物の販売権や脚本の商品化、および関連グッズ販売等を受託業者へライセンスする事により、学内以外での販売を供託し、その利益によって原価補填をする等の考え方もある。これらの周辺商品の実稼働そのものがローカライズへのモデルとなり得、また作品の自発展開によるコンテンツの付加価値化を促進が可能になると考える。

### 5.最後に

以上、先次研究および先々次研究のサマリから今次研究への経緯と、現実的なコンテンツのパッケージ化への調査、現状分析を行った。

諸処の問題点の解決と、利点のさらなる伸長を期し、これらの結果から来期研究として、「中央での保温継続」「コンテンツの具体的パッケージ化」のモデル策定の段階に入る。

以上.

## 【注釈】

1. 文京学院大学総合研究所紀要第17・18・19号「コンテンツの副次的デリバティブ展開の実地検証(1)(2)(3)」(2017/03/20、2018/03/20、2019/02/28)馬渡一浩・公野勉共著。先行研究によって獲得されたビジネスモデルの中央部での二次展開の実証。初年度は調査、次年度にコンテンツ製作、最終年度に興行を行った。
2. 長野と岐阜の県境にある御嶽山(活火山)において、2014年9月27日に発生した噴火災害。警戒レベル1の時点で水蒸気噴火を起こし、登山中の観光者58名が主に噴石と高温の火山灰によって死亡した。御嶽山は古来、修験道の聖地であり、多くの観光客が訪れるスポットであり、王滝村はその登山の為の最初の宿泊地となっている。
3. 漫画・アニメーション・ゲーム・ライトノベル等を原作とした二次コンテンツ。近年、大きな動員増を実現しており、デジタル・ヴァーチャルのムーヴメントからリアル・ライブのエンターテイメントへ市場がシフトする契機となっている。「アニメライブ」とは“アニメーション化するように舞台化するコンテンツ”の意。
4. 映画やTVドラマを主な活躍場所とする俳優群と異なり、2.5次元・アニメライブ系を中心に活躍している俳優群。
5. 研究費と助成金は単年度償却され、帳簿上の資産価値は「0円」となる。

6.【用語解説】※情報収集元/「whotwi」グラフィカルツイッター分析より。TwitterIDを入力し、当該アカウント動向と傾向分析が可能

「モテ度」 フォロワー数÷フォロー数の数値。フォローをせずにフォロワーが増えている＝自然についたファンの数が判る。

「メンション率」

メンション:特定ユーザー一名を記載したツイート。特定者にのみ返信するリプライ機能とは異なり、フォロワー全員のTL上に表示(『@』をつけたツイート)。

・ひとりごと:メンションを活用していないツイート

・ひとりごと率が高いと独自のツイートが多く、引用(『@』ユーザー名やハッシュタグ)等をあまり活用していないアカウントという事になる。

「リンク率」 各ツイートにリンクをつけているかが判る。HP等へ誘導するようにTwitterを活用していると言える。

「メディア有無」 Twitter上に写真や画像・動画の有無。宣伝にメディアを利用しているかどうかを判断する事が可能。

「リツイート率」 アカウント自ら情報をどれだけ発信しているかが判る。

「最も活発な時間、ツイート時間の傾向」 各アカウントのツイート時間の傾向が判る。映画アカウントは20時～24時、12時～13時に動くアカウントが多い。

8. その為、以降は作品の簿価は0円となり、それぞれの組織によって運用される事となっている。先述の通り、配給収入は配給受託事業者の受託粗利分として充当して頂いた。
9. 「前年比 21%増。急成長の 2.5 次元ミュージカル市場／ぴあ総研が調査結果を公表」

[https://corporate.pia.jp/news/detail\\_live\\_enta20180801\\_25.html](https://corporate.pia.jp/news/detail_live_enta20180801_25.html)

(2019.02.26 閲覧)

10. 「日本アニメ産業の世界市場が過去最高 海外市場 1 兆円に迫る(アニメーションビジネス・ジャーナル)」

<http://animationbusiness.info/archives/6740>

(2019.02.26 閲覧)

11. 「忍城おもてなし甲冑隊」

<http://www.oshijo-omotenashi.com/>

(2019.02.26 閲覧)

12. 「熊本城おもてなし武将隊」

<http://kumamoto-bushoutai.com/sp/>

(2019.02.26 閲覧)

【参考文献等、参照元】:

公式: ツイッターアナリティクス(広告→ツイートに用語を置き換えると説明できる)

<https://business.twitter.com/ja/analytics/tweet-activity-dashboard.html>

(2019.02.26 閲覧)

ツイッターアナリティクス説明(「ツイートアクティビティ」画面の見方、項目内)

<https://seleck.cc/717>

(2019.02.26 閲覧)

コトバンク、ツイッター用語集

<https://kotobank.jp/word/ツイッター用語集-1612507>

(2019.02.26 閲覧)

キーワードノート、ツイッター用語まとめ

<https://kw-note.com/internet-slang/twitter-glossary/>

(2019.02.26 閲覧)





## アジアの独立系 CG アニメーション作品の現在と可能性

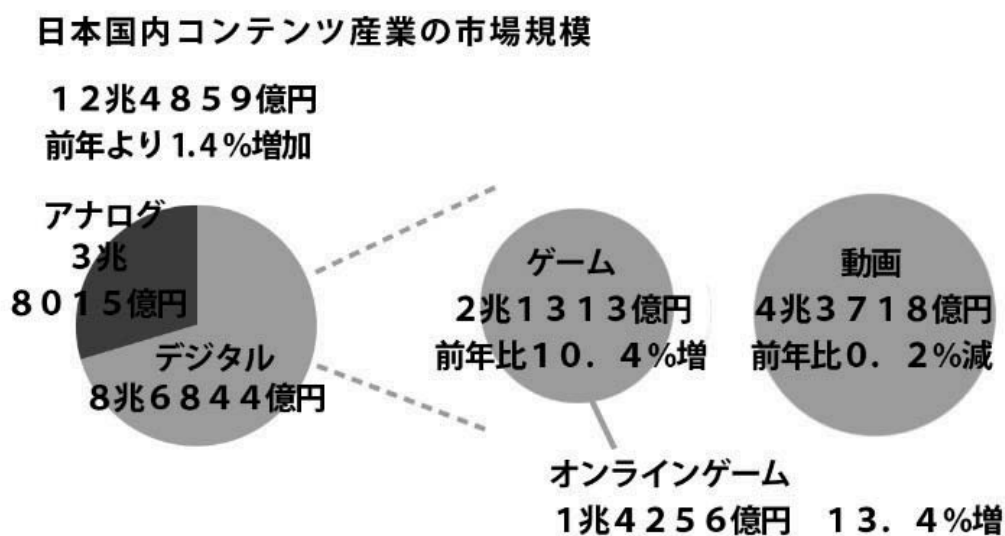
( ASIAGRAPH CG アートギャラリーの 15 年 )

喜多見康 ( 経営学部 )

Janaka Rajapakse ( 国立台南芸術大学 )

小西孝典 ( 経営学部 )

はじめに



2

「デジタルコンテンツ白書2018」一般財団法人デジタルコンテンツ協会

かつての ASIAGRAPH の主催事務局であった、デジタルコンテンツ協会発刊の「デジタルコンテンツ白書 2018」によれば、2017年の日本国内コンテンツ産業の市場規模は、総額 1 兆 4 8 5 9 億円となり、前年から 1.4% の増加である。さらにデジタルコンテンツの市場は 8 兆 6 8 4 4 億円で前年比 4.1% 増。デジタル化率はほぼ 7 割に達した。分野別に見ると、動画は 4

兆 3 7 1 8 億円で前年比 0 . 2 % 減とほぼ横ばい、ゲームは 2 兆 1 3 1 3 億円で前年比 1 0 . 4 % 増。中でもオンラインゲームの売り上げが 1 兆 4 2 5 6 億円で 1 3 . 4 % 増と伸びた。媒体で見ると、パッケージ市場が 3 兆 9 6 8 6 億円で前年比 5 . 1 % 減となった一方で、ネットワーク市場は 3 兆 2 4 5 8 億円と同 1 4 . 0 % 増の大幅伸長。オンラインゲーム運営サービスや動画配信の伸びが大きい。ASIAGRAPH CG アートギャラリー事務局でも、出展クリエイターの展示作品を見た関係者から制作依頼の問合せを度々受けるが、その多くがオンラインゲームの制作会社か運営会社である。現在この分野では、国籍や言語の壁を越えて、優秀な人材獲得競争が激化していると言える。アジアの独立系 CG アニメーション作品を概観し、この地域の制作環境やクリエイターの可能性を探る事で、将来のアジアの制作供給能力について考えてみたい。

## ASIAGRAPH CG アートギャラリー中期の取り組み

( 2009 ~ 2013 年 )

ASIAGRAPH CG アートギャラリーでは、2008 年には映像作品の国際公募部門、「CG アニメーションシアター」を設置し、アジアの独立系 CG アニメーション作品を本格的に受け入れた。その審査体制として 8 カ国 12 名の専門家による国際審査委員会を発足させた。またこの年は、外務省と ASEAN 事務局からの要望を受け、ASEAN+3 CG アートギャラリーとしての開催となった。また、この年から経済産業省と一般財団法人デジタルコンテンツ協会が主催するデジタルコンテンツ EXPO の一環として催されることとなった。

本稿では、翌 2009 年から 2013 年までの CG アートギャラリー中期に相当する時期の取り組みや、

優秀作品について紹介することで、アジアのクリエイティブの現況を明らかにする。

ASIAGRAPH では「アジア独自の優れたデジタルコンテンツを更に発展させる」という趣旨に則り、2011 年度以降、コンテンツ業界の様々な企業からの要望に応え、アジアの優れたクリエイティブとビジネスを結びつける事を目標に、提携協力の活動を行って来た。主なものは以下3件である。

### 企業との連携プロジェクト



### 特別公募部門 ロックマンアワード

募集期間 第一次 2011年2月25日～3月24日

第二次 2011年5月16日～7月31日

5

株式会社カプコンのゲーム「ロックマン ( 英語名 MEGAMAN ) 」をテーマに CG 作品の公募を行います。世界中から大きな支持を得ている「ロックマン」のキャラクターや世界観、ビジュアルなどを、多くのクリエイターに、制作モチーフとして開放することで、創造力とイメージーションが拡大し、ゲームとは異なる表現手法で、新たな「ロックマン」の魅力とパワーが、存分に発揮されると期待しています。

課題 ロックマン ( 英語名 MEGAMAN ) <http://www.capcom.co.jp/rockman/> ロックマンのキャラクターデザイン、世界観、ビジュアル全般、素材としてのゲーム映像や画像、音楽、音声、効果音等を使用して、オリジナルCG作品を制作すること。既存の「ロックマン」のイメージに縛られること無く、新たな「ロックマン」の魅力を、アーティストの自由な解釈で表現してください。

( 募集要項より抜粋 )

## 企業との連携プロジェクト



6

株式会社カプコンは、日本を代表する大手ゲーム会社の一つである。1979年に前身となるアイ・アール・エム (IRM) 株式会社として設立し、その後 1983年には大阪で株式会社カプコンを設立。1987年には、家庭用ゲームのファミリーコンピュータ用ソフト『ロックマン』を発売。『ロックマン』は、永きにわたりユーザーから愛され、現在まで様々な派生シリーズを産み出しながら北米やアジアに市場を広げ、販売メディアもゲームからアニメ、漫画 (アメリカンコミック) まで大きな展開を見せている。当然、世界中にファンが多く存在し、それは一般ユーザーのみならずクリエイターにも及んでいる。そうした環境から醸成される二次創作を含めた『ロックマン』に対するクリエイティブニーズを、知的財産権者として制限するのではなく、むしろビジネスに取り込み循環させる事を株式会社カプコンは目指した。そこで自社の大事なタイトル『ロックマン』をテーマにした、ロックマンアワードの実施を ASIAGRAPH に委託したのである。

コンテストの結果として最優秀作品には、台湾を代表するイラストレーターで、日本でも人気の VOFAN 制作の「Battlefield」が選ばれ、図らずも『ロックマン』ファンが世界的に広がっている証明となった。次いで優秀作品にはひしめくプロのクリエイターを抑え、当時本学の研究科 1 年で、現在の共同研究者でもある小西孝典によるアニメーション作品「COMIC ROCKMAN」が選出された。

『ロックマン』の二次創作はイラストや漫画が多く、アニメーション作品の応募が少なかったとは言え、日本人最高位の受賞は価値が有る。

## 企業との連携プロジェクト



Atayal Soldier  
Shawli (Taiwan)



ふたりだけの防衛線  
nauribon (Japan)



Free dream of Dandelion  
Bulleta (Taiwan)

特別公募部門 虎穴賞

募集期間 2012年5月20日(日)～8月20日(月)

「萌え」は、アジアで産まれた愛情と美的表現の新基準です。CGで描かれた「萌え」は、まさにASIAGRAPHの象徴と言えるでしょう。株式会社虎の穴と協力し「虎穴賞」を設け、萌えるキャラクター、イラストレーション作品を募集します。二次創作や模倣作品は対象外。(募集要項より)

株式会社虎の穴は、1994年に秋葉原で漫画同人誌の古書店として創業。1996年には、有限会社として法人化。その後は漫画同人誌販売に加え、通販、Web漫画配信、出版、グッズ制作、アニメーション出資等、漫画に軸足を置いた幅広いコンテンツビジネスを展開して来た。その延長として世界中にファンを持つ日本の「萌え文化」をさらに広げることと、クリエイターの裾野拡大を目指して、2年間ASIAGRAPHとの提携を行った。「虎穴賞」の実施により、日本、台湾、中国、タイ、スペインから応募作品が集まり、計29点の優秀作品を選出した。

## 企業との連携プロジェクト



7

特別公募部門 REALLUSION AWARD

作品公募実施期間 2012年～2018年

台湾の REALLUSION 社のソフトウェアを使用して制作された、オリジナルアニメーション作品を募集します。iClone と CrazyTalk Animator は、CG アニメーション制作で標準的に使われるメジャーなソフトウェアとは、全く異なるコンセプトを持つ映像表現ツールです。バージョンを重ねるごとに付加された数々の機能は、操作は極めて簡単ながら、印象的でユニークな表現を可能にします。このアジア生まれの優秀なソフトウェアを使用して、新たな映像コンテンツのジャンルを切り開いて下さい。(募集要項より)

REALLUSION 社は、2000 年に設立されたアニメーションソフトウェアの開発会社で、本社はアメリカに、研究開発センターは台湾にある。Reallusion 社が専門とするのは、リアルタイム 2D および 3D の CG 映像制作のための簡易アバターアニメーション(あらかじめ用意された既存モデルに動きを付ける技術)、フェイシャルモーフィングおよび音声リップシンク(入力した音声に対して自動で発音に連動した顔の動きと唇の動きを付ける技術)である。ハリウッド映画などで目

にするハイエンドのCG映像表現とは異なる領域にターゲットを絞り、開発を展開している。そのユニークさとアジア生まれのCGソフトウェアの可能性に共感し、これらのソフトウェア技術を用いたオリジナルアニメーション作品を顕彰する REALLUSION AWARD の開催で提携協力関係を結ぶ事となった。2012年から2018年まで7年間、私ども ASIAGRAPH ではAWARDの実施と運営を担当したが、毎年7～8カ国から学生チームの予選参加を受け付け、課題アニメーション作品の予備選考を行った。ローカルラウンドの予選を通過した上位十数チームのみ、台湾で開催される最終選考会に進む事が許される。最終選考会は、その場で発表されるテーマを元に、睡眠や食事も含めて48時間以内に映像作品を完成させるという過酷なものであった。その結果、7年間で76点の優秀作品を選出する事が出来た。

## 企業との連携プロジェクト



8

## CGアニメーションシアター中期の最優秀作品

(2009～2013年)

次に、2009年から2013年の各年度を代表する優れた作品と監督のコメントを紹介する。先ず

2009年は公募第二部門「CGアニメーションシアター」の最優秀作品を日本、中国、韓国が仲良く分け合った。

### CGアニメーションシアター



2009年  
最優秀作品

作品：Love Is Protein  
監督：Yeon Sang-ho (ヨン・サンホ) (韓国) <sup>10</sup>

韓国の最優秀作品、Yeon Sang-ho (ヨン・サンホ) 監督の「Love Is Protein」。Yeon Sang-ho (ヨン・サンホ) 監督は、韓国ソウル出身。祥明大学西洋学科を卒業。1997年以降で短編アニメ4本を制作した。「Love Is Protein」は彼の最後の短編アニメ作品となる。次回作からは、長編アニメ作品を手がけており、ちなみにその第1作となる劇場長編アニメーション作品「豚の王」は、韓国では初めて長編アニメ作品としてカンヌ国際映画祭に出品された。その後は社会派アニメの旗手として作品を発表し続け、2016年には「新感染ファイナル・エクスプレス」で実写映画を初監督した。この「新感染ファイナル・エクスプレス」は、本国韓国で大ヒットしただけでなくハリウッド版のリメイク決定や、さらに156カ国から上映依頼があったことで大きな話題となった。Yeon Sang-ho (ヨン・サンホ) 監督のインタビューでは、彼が映画を撮る時に心がけていることは「観客自身の世界と、映像の中の世界を同一のものと感じさせること。そうすれば映像に没入してもらえる」だそう



で、短編アニメ時代からの緻密なキャラクター描写や演出に、そうした姿勢が良く現われていると言えるだろう。本作「Love Is Protein」冒頭の空間描写にも、彼独特の世界観が溢れている。

### CGアニメーションシアター



2010年  
最優秀作品

作品：CHILDREN 監督：岡田拓也（日本） 11

2010年は優秀作品、日本の岡田拓也監督の「CHILDREN」。岡田拓也監督は名古屋のCG専門教育機関、トライデントコンピュータ専門学校で、本作はその卒業制作作品であった。トライデントコンピュータ専門学校は、CGの専門教育機関として日本でも最初期に設立され、永きにわたり優秀な3DCGアニメーション作品と人材を映像業界に輩出して来た。「CGアニメーションシアター」に於いても、設置当初から現在までほぼ毎年、同校の学生作品が入選または入賞作品に選ばれている。「CHILDREN」は、モノクロームで表現された世界観とキャラクターデザイン、レンダリング（演算処理に因る光と質感の表現）の品質が高く、日本の学生作品とは思えない仕上がりになっている。その証拠に、この年のシーグラフ学生部門、広島アニメーションフェスでも高い評価を受けて上映された。卒業後、岡田拓也監督は日本を代表するアニメーション・映画製作会社である白組に就職した。

## CGアニメーションシアター



2011年  
最優秀作品

作品：Dream Chronicles  
監督：Li weiyi (中国)

12

2011年度の中国の最優秀作品「Dream Chronicles」の Li weiyi 監督は、この年に中国美術学院を卒業、本作はその卒業作品である。その後は江蘇省のアニメーション制作会社、江蘇原力動画会社に就職した。本作では企画、シナリオ、監督、制作などを全て監督自身が担当。音楽と効果音については、名門の上海音楽学院在学の知人が担当した。Li weiyi 監督の父親は高校の日本語教師だそう、幼い頃から父親の影響を受け、日本文化、特にアニメーションと映画が大好きになったと話していた。そのせいか、本作も日本の学生の作品か？と見紛うばかりに日本アニメーションらしい情緒表現が多用されている。受賞時のインタビューでは、将来は日本の Studio 4°C かスタジオジブリで働いてみたいと希望を述べていた。

## CGアニメーションシアター



2012年  
最優秀作品

作品：ハーバーテイル

監督：伊藤有壱 / 有限会社アイトゥーン（日本） 13

2012年は久しぶりに日本作品が最優秀作品に選出された。伊藤有壱監督の「ハーバーテイル」である。伊藤有壱監督は日本アニメーション協会の理事であり、東京藝術大学大学院映像研究科アニメーション専攻の教授でもある。彼と彼の会社のオリジナルアニメーション作品として制作されたのが「ハーバーテイル」だ。1995年からNHK教育テレビで放送され、人気を博した「ニャッキ!」でおなじみのクレイアニメーション技法をさらに進化させ、CGや合成技術と融合させたネオクラフトアニメーションという手法で制作している。「アニメーションを作る時に一番面白いのは、動かないものが動くということ」と語る伊藤有壱監督は、TVCF、キャラクターデザイン、オリジナルアニメーション作品と精力的に活動している。

## CG アニメーションシアター



2013年  
最優秀作品

作品：Herstory

監督：Kim Jun-ki (キムジュンギ) (韓国)

14

2013年は韓国の問題作「Herstory」が最優秀作品に選ばれた。アニメーション作家であり、青江文化産業大学教授のKim Jun-ki (キムジュンギ) 監督の作品だ。第二次大戦下、日本軍の従軍慰安婦としてインドネシアへ連行され、数年間の慰安婦生活を強いられた実在の人物、チョン・ソウンさん (1924~2004) の生前のインタビューを下敷きに制作された3DCGアニメーション作品で、重苦しい主題や生々しい場面も3Dモデルのおかげで良い具合に緩和され、受け入れ易い仕上がりになった。アヌシーや広島国際アニメーションフェスティバルでも評価を受け上映されている。ASIAGRAPH CG アートギャラリーの規約では、応募作品の主題 (思想、宗教、民族問題等) や表現 (暴力、性、その他一般的に嫌悪感を抱かせるもの) が原因で、社会問題化する懸念があると主催者が判断した場合は審査対象としない。とあるが、「Herstory」は内容と表現品質が純粋に評価され、見事この年の最優秀作品となった。9カ国の委員による国際審査体制が特定の思想や価値観に偏ることの無い、公平な結果を導いたと言えるのではないだろうか。最後に Kim Jun-ki (キムジュンギ) 監督は、インタビューでこう述べている。「我々の国では仮に良いアニメーション作品を作ったとしても、次回作の投資者が現れない。作家を支援しようとする構造がない」と。ただ、

これは韓国に限った事でなくアジア全体に共通の課題と言えるだろう。

## 台湾におけるASIAGRAPHの歩み

### 國立臺南藝術大學



15

本共同研究の初年度2017年から、国立台南芸術大学大学院アニメーション映画研究科准教授 Janaka Rajapakse 氏の協力を得て、台湾での ASIAGRAPH 活動が本格的に始まった。台湾での活動は、Janaka Rajapakse 氏の本務校である国立台南芸術大学が基点になっている。国立台南芸術大学大学院アニメーション映画研究科には、2013年まで ASIAGRAPH 創設メンバーの一人である余為政 (Yu Wei-Cheng) 教授が所属していたこともあって、過去に4回 ASIAGRAPH をベースとしたカンファレンスを開催した実績がある。

## 台湾におけるASIAGRAPHの歩み



名称：ASIAGRAPH CG Art Gallery  
in Taiwan  
会期：2017年 4月22日～4月24日  
会場：高雄 Garden Villa Hotel

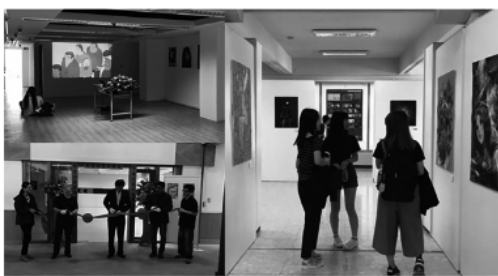


16

2017年4月には高雄でASIAGRAPHカンファレンスとCGアートギャラリーを3日間同時に開催した。その後11月にも台南應用科技大学と国立台南芸術大学ホールに於いてCGアートギャラリーの巡回展示を開催をした。

## 台湾におけるASIAGRAPHの歩み

名称：ASIAGRAPH 2018 CG Art  
Gallery in Taiwan  
会期：2018年 11月13日～16日  
会場：国立台南芸術大學 藝象藝文空間



17

また、昨年には本共同研究の一環として、始めて国立台南芸術大学の学生を運営スタッフに加え、日本台湾両国で学生運営委員会を構成する形式で、CGアートギャラリーを開催した。会期も11月13日～16日と日本でのASIAGRAPH大会開催に合わせて日台同時開催とした。こうして長期間、共同開催を続けて来た日台研究者の努力が実を結び、台湾国内有数の映像コンテストのひとつ「KT

Science Award」と協力関係が出来上がった。

## 台湾におけるASIAGRAPHの歩み

# KT Science Award

応募人数: 24374名

李國鼎 (K.T.) 科技與人文藝術創意競賽



18

「KT Science Award」は、台湾中央大学の Zhu Yunpeng 教授と Li Guoding 科学技術開発財団の事務総長 Wan Qichao 教授が 2006 年に創設したデジタルコンテンツの総合コンペティションだ。作品募集はアニメーション部門、ゲーム部門、インタラクティブテクノロジーアート部門の 3 部門から構成されており、台湾の学生のみ作品参加が許される。「KT」の名は「台湾経済発展の奇跡の創始者」とも呼ばれ、経済大臣、財務大臣などを歴任した Li Guoding 氏の英語名に由来している。CG アニメーションシアターでは「KT Science Award」事務局と提携し、アニメーション部門から、その年の受賞作品を台湾の代表作品としてエントリーさせている。

### CG アニメーションシアター入選作品の推移に見るアジアのクリエイティブ

ここまで 2009 年から 2013 年の CG アニメーションシアター中期の歩みを振り返ったが、最後にこの 5 年間の入選作品の推移から、参加各国の動勢について考察してみたい。

## CGアニメーションシアターの推移から見るアジアのクリエイティブ

最優秀作品					2009 10 11 12 13					入選作品						
日 本	1	1	1		日 本	6	3	4	7	5	日 本	6	3	4	7	5
中 国	1	1	1		中 国	4	4	10	7	8	中 国	4	4	10	7	8
韓 国	1	2	1	2	韓 国	4	3	3	3	1	韓 国	4	3	3	3	1
2009 10 11 12 13					台 湾	4	3	1	1	台 湾	4	3	1	1		
日 本	3	5	4	5	4	香 港	4	1			香 港	4	1			
中 国	2	6	2	5	4	マレーシア	2	2	2	4	マレーシア	2	2	2	4	
韓 国	5	6	4	4	フィリピン	1	2	3		フィリピン	1	2	3			
台 湾	2	2	1		シンガポール	1	1	1		シンガポール	1	1	1			
香 港	1	2	2		インドネシア	4	1	3	4	インドネシア	4	1	3	4		
マレーシア	2	1			タイ	3	2	2		タイ	3	2	2			
フィリピン	1															
シンガポール	1															
インドネシア	1															

19

初年度2008年は、参加しなかった香港が2009年度から加わり、10の国と地域からアニメーション作品が集まるようになった。先ず最優秀作品から見て行こう。この5年間、最優秀作品は日本、中国、韓国の三ヶ国以外受賞していない。この後も数年はこうした独占状態が続く傾向にある。やはり日中韓三ヶ国は、他のアジア諸国に比べて一日の長ありということであろうが、三ヶ国中でも韓国の入賞数が倍近い、何故韓国は優れた独立系アニメーション作品が数多く生まれるのか？教育や映像産業の構造等比較要素は様々存在するので簡単に答えは出せないが、少なくとも日本と大きく異なる点はずいに見い出される。それが文化産業全般に対する公的支援の姿勢である。ここでは資本を持たない個人による独立系短編アニメーション制作がテーマな為、その点に絞って考えてみたい。以下は、韓国における短編アニメーション制作支援の助成金の概要である。



## 韓国における短編アニメーション製作支援の助成金の概要

機関	内容	説明
KOCCA コンテンツ振興院 (政府)	短編アニメーション製作支援 (長編・TVシリーズの支援、ウェブなどのNew Media 支援、パイロット支援 など)	短編最大4,000万ウォン (約400万円) 年間10本前後
SBA ソウル・アニメーションセンター (ソウル市)	短編アニメーション製作支援 (長編・TVシリーズの支援)	最大3,000万ウォン (約300万円) 年間6本前後

KOCCA (韓国コンテンツ振興院) は、韓国文化産業の振興のために 2009 年に創設された公的機関であり、SBA (ソウル・アニメーションセンター) は、ソウル市産業振興と優良中小企業育成を目的に 1998 年に創設された。両者とも個人制作の独立系アニメーション作品にも助成支援を行う組織である。CG アニメーションシニアターにエントリーする韓国作品の 2 ~ 3 割程度が、どちらかの資金援助を受けている。一方日本にも、独立行政法人 日本芸術文化振興会の文化芸術振興費補助金という助成システムが存在し「映画製作への支援」という項目内に「短編アニメーション映画」という助成区分が存在するが、ビデオ・DVD・ブルーレイ等のパッケージ販売か、有料公開を前提とする作品が対象であるため、この制度を利用してエントリーして来る作家は極めて少ない。2012 年最優秀作品の「ハーバーテイル」のみである。アニメーション作品は、制作行程と作業量が多い上に楽曲やアフレコ・効果音等、外部に制作を委託する要素も多く、完全な個人制作は容易でない。公的助成金の利用度の差が、国毎の作品の差にならぬ様、比較的簡素な手続きで申請出来て、条件の緩やかな助成制度の拡充を期待したい。

優秀作品についても、やはり日中韓三ヶ国が優勢だ、僅かに台湾、香港が食い込んで来ているが、その差はまだ大きい。優秀作品に選出されるには、脚本、演出、キャラクター、映像、音楽等の主要要素の全てが一定水準を維持する事が求められる。制作人材層の厚さや製作環境の違い

が、この時期はまだ存在していたと言えよう。

入選作品になると少し様子が異なる。中国の応募作品数の激増によって入選数も大きく伸び、また、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ等の追い上げも厳しく、翌年以降の各国群雄割拠の予兆を感じさせる。結果としてこの後4年間、日本からは最優秀作品が出ない状況となる。そのくらいアジア各国の制作レベルが向上するのである。

こうして5年間、CG アニメーションシアター中期の状況を見て来た。かつてアジア各国は、日本のアニメーション作品制作の下請けを担っていた。現在では、優秀な個人制作作品を大量に輩出する韓国でさえ、オリジナルのアニメーション作品を始めて手がけたのはソウルオリンピック直前の1987年頃からである。それまでは下請け制作しか存在しなかったのだ。またアジア各国は下請け基地であっただけでなく、日本のアニメーションや漫画、ゲームの消費地であり、強い影響を受けた地域でもある。日本式コンテンツの影響下で人材と環境が醸成され、今やその供給能力に差は無くなったと言っても過言でない。こうした時代に、日本のクリエイターや企業はどのような役割を果たすべきなのか？ASIAGRAPH は、協力提携するアジアの企業や団体、クリエイターと共にこの答えを見いだすべく努力を続けて行く。

#### 【参考文献】

「デジタルコンテンツ白書2018」一般財団法人デジタルコンテンツ協会

花開くコリア・アニメーション2018+アジア10周年記念イベントレポートより

<http://co2ex.org/blog/10396/>

# 高齢期の心理的健康に及ぼす自己有用感と達成動機

文京学院大学人間学部 伊藤裕子  
文京学院大学人間学部 山崎幸子  
聖徳大学児童学部 相良順子

## 問題と目的

近年の著しい長寿命化によって、かつてなら老年期にある人々は社会保障の対象でしかなかった。しかし、今日、医療および食事情の向上により、活力もあり、さまざまな活動に従事している高齢者が増加している。日本老年学会および日本老年医学会は、2017年1月、65歳～74歳までの前期高齢者を「准高齢者」と位置づけるよう提言している。しかし、これら高齢者に対して、医学的な研究は多くなされていても、心理学的な研究は、これまでただ衰えるだけの老年としてとらえられ、十分になされてこなかった。わが国では団塊の世代といわれる人々が前期高齢期にあり、まもなく後期高齢期に入っていく。アクティブ・シニアといわれる、数の上でまさるこれらの人々を対象に、活動の有無（身体的活動、文化的活動、社会・地域活動、無活動）とジェンダーに焦点を当て、心理学的に個体的側面と関係性の側面から個人をとらえ、心理的および身体的健康に及ぼす影響を明らかにしていきたい。

長寿命化に伴って活力のある元気な高齢者が増えてきたが、彼らの心理面に目を向けた研究はほとんど存在しなかった。それはこの数十年で起きてきた人口学的な問題で無理からぬことではあったが、あまりに医学的な研究に偏重し、心理学的な側面が置き忘れられてきた。また、高齢期において自己有用感（自分も人の役に立つことができるという感覚）という概念を提出し、それを測定する尺度を作成することである。稼得役割を終えて定年を迎え、あるいは子どもを育てる親役割も終えて、「やらなければならないこと」、すなわち役割から解放されても、「自分はまだ必要とされている」という自己有用感が、生きがい感や主観的幸福感などの適応を高めると考えられる。それが活動の種類や有無、ジェンダーによってどう異なるのかを明らかにしたい。しかし、労働（勤労）の感覚は文化や国によってかなり異なるので、高齢期における自己有用感が、わが国だけの問題なのか普遍的なものかは不明である。今回は文化比較までは手が付けられないが、今後の課題であることは確かであろう。

予想される結果としては、自己有用感が適応を高めるといえる。高齢期においては、社会的役割がある、地域にコミュニティがあるなどの社会性、持病や不調があってもそれとうまく付き合いながら身体を維持していく、また、認知機能に支障がなくストレスをため込まない等、社会性、身体面、精神面の三つがうまくかみ合うことが健康だといえよう。フレイルに陥らないために、どういうことが可能かが明らかにされなければならない。

## 方 法

### 調査対象

首都圏の2つの大学主催の生涯学習講座受講者、スポーツジム会員、山の会会員、自治会役員、NPO会員、秋田のシルバー人材センター会員に調査票（本人とその配偶者）を配布した（約800組1600票）<sup>1</sup>。有効回収票は、男性415名、女性469名、計884名で（回収率39.9%）、平均年齢は男性69.1歳

( $SD=6.6$ )、女性 67.4 歳( $SD=7.6$ )、平均結婚年数は男性 40.1 年( $SD=8.4$ )、女性 39.2 年( $SD=9.9$ )であった。

### 調査方法と時期

配布は、一部を除いて直接、回収はすべて個別で郵送（後納）によった。封筒に質問紙の色を違えて男女別に封入して依頼状を添え、回答後すぐ封ができるシール付で、配偶者がいない場合は本人のみの回答でよいことを依頼状に記した。調査は 2018 年 6～11 月に実施された。

### 倫理的配慮

調査への協力は任意であり、回答したくない項目には回答しなくてよいこと、すべての回答は統計的に処理されるので個人の回答が特定されることはないこと、回答送付をもって依頼に同意したとみなす旨を依頼状に明記した。なお、本研究は文京学院大学・聖徳大学の倫理委員会による審査によって承認を受けた。

### 分析対象者の属性

集められた調査票は 40～80 代で、高齢期を対象とするため 60～80 代<sup>2</sup>までを分析対象とした(表 1 参照。全体の 89.9%で、男性 387 名、女性 391 名、計 778 名)。分析対象者の平均年齢は男性 69.8 歳( $SD=6.1$ )、女性 69.3 歳( $SD=5.8$ )であった。配偶者と同居している者が男性では 90.3%だが、女性では 70.0%で、女性で死別している者が 20.2%いた。学歴は、表 2 にみるように、男性で最も多いのは高卒で 51.4%、次いで大卒の 27.4%、女性で最も多いのも高卒で 42.3%、次いで短大卒の 35.6%であった<sup>3</sup>。就業形態は、男女とも最も多いのは無職で、男性 45.7%、女性 70.5%、次いでパート・アルバイトで、男性 15.6%、女性 14.2%、常用雇用はわずかであった(表 3 参照)。大半は職をもっておらず年金暮らしだが、収入満足度は「まあ満足」が最も多く、男性 34.4%、女性 46.4%、次いで「どちらともいえない」が男性 27.4%、女性 24.4%、「やや不満」「とても不満」は併せて男性 29.5%、女性 16.9%だった(表 4 参照)。

	男性	女性
60代	234	252
70代	129	123
80代	24	16
計	387	391

	男性	女性
小学校	1	0
中学校	25	15
高校	199	165
短大・専門	56	139
大学・大学院	106	70
計	387	390

	男性	女性
経営者・役員	22	11
常用雇用	28	12
派遣・契約	28	7
パート・アルバイト	60	55
自営・自由	68	17
家族従業	1	12
無職・専業主婦	176	272
その他	2	0
計	385	386

	男性	女性
満足	34	48
まあ満足	133	181
どちらともいえない	106	95
やや不満	79	44
とても不満	35	22
計	387	390

### 調査内容

**自己有用感** 自己効力感ではあるが「自分にも人の役に立つことができる」という感覚で、他者の役にたった、他者に喜んでもらえたなど、相手の存在なしには生まれてこない点で自尊感情や自己肯定感と異なる。日本では主に青年期の居場所感尺度を構成する一因子として作成されている (e. g. 石本,

2010 ; 杉本・庄司, 2006)。高齢者においては、これまで単項目で使用されているが (e. g. Gruenewald, Karlamangla, Greendale, Singer, & Seeman, 2007; 杉井・本村, 1992)、尺度として作成されておらず、自分が家族や社会に役立っているという感覚が高齢者を支える基盤になっていると考えられる。石本 (2010)、栃木県総合教育センター (2013) 等を参考に独自に 12 項目を作成した (項目内容は表 5 参照)。「5 : とても当てはまる」から「1 : 全く当てはまらない」の 5 件法を用いた。

**達成動機** 達成動機は社会的動機の一つとして研究が発展した。堀野・森 (1991) は自己充實的達成動機と競争的達成動機として概念にまとめ、新たな尺度を構成した。本研究では堀野・森 (1991) の自己充實的達成動機 13 項目を用い、5 件法で評定させた。

**主観的幸福感** 精神的健康の測度として WHO が開発した「心の健康自己評価質問紙 (SUBI)」40 項目をもとに、伊藤・相良・池田・川浦 (2003) が作成した主観的幸福感尺度 12 項目を心理的健康の測度とした。この尺度では高い信頼性・妥当性が確保されている。評定は、元は 3 件法だが 4 件法にして「4 : 非常に〇〇である」から「1 : 全く〇〇でない」で、回答の選択肢は質問ごとに異なる。

**自律性** WHOQOL-OLD の下位尺度で、日本ではすでに加藤・畑田・田崎・石井・海老原・高山・広瀬・角間・国吉・鈴木・長谷川・松田 (2005) が翻訳している。しかし、過去 2 週間の経験について回答させるもので、質問項目も全てではない。そこですべての項目について新たに翻訳しなおし (項目内容は表 6 参照)、5 件法で評定させた。

**老成自覚** Attitudes to Ageing Questionnaire (AAQ) は、Laidlaw, Power, & Schmidt (2007) による。質的調査から 44 項目が収集され、ヨーロッパバージョンでは 38 項目、多くの国では 24 項目版が使われ、世界の複数の国で 24 項目版が翻訳され、信頼性と妥当性が検証されている。日本では加藤他 (2005) が 38 項目版を使用しているが、本研究では 24 項目版を翻訳し、使用することとした (項目内容は表 7 参照)。評定は 5 件法である。

**夫婦関係満足度** 結婚・夫婦関係に対する総合的な評価として単一指標による夫婦関係満足度を尋ねた (「配偶者がいる場合、あなたと配偶者の関係について、満足度を 10 点満点で評価して下さい」)。回答は「1 : 全く満足していない」から「10 : たいへん満足している」の間の当てはまる数字に〇をつけるもので、評定を 10 段階としたのは、単一指標のため測定の精度を高めるためである。

**活動状況** 身体的活動、文化的活動、社会・地域活動、無活動の 4 種に分類した。前三者の活動頻度と満足度を尋ねた。活動頻度は「1 : ほとんどない」から「7 : ほとんど毎日」まで 7 件法、満足度は「1 : 不満」から「5 : とても満足」まで 5 件法である。

**交流頻度** 同居家族以外の人と一緒にお茶を飲んだり、お酒や食事をする頻度を尋ねた。「1 : ほとんどない」から「7 : ほとんど毎日」まで 7 件法で評定させた。

**健康状況** 本人と、配偶者がいる場合は配偶者の健康状況を「5 : 良い」から「1 : 良くない」まで 5 件法で評定させた。

**デモグラフィック変数** 性別、年齢、配偶関係、結婚年数、学歴、就業状況、家計収入満足度、同居家族。

## 結果と考察

### 1. 尺度の検討

#### (1) 自己有用感

自己有用感 12 項目について、分布を検討したところ不適切な項目はみられなかった。主成分分析を

行い、表 5 にみられるような結果を得た。固有値は 7.40 と高く、分散も 61.67% で、 $\alpha$  係数は .94 と非常に高く、内的一貫性が示された。男性の平均値は 3.23 ( $SD=0.67$ )、女性の平均値は 3.43 ( $SD=0.66$ ) で女性の方が高く ( $t(772)=4.16$ ,  $p<.001$ )、また、有意差のみられた 10 項目ではすべて女性が高く、ジェンダー差がみられた。特に、「自分が必要とされている」、「自分の存在が周囲の人々の心の支えになっている」、「自分には役割がある」など、自分がなくてはならない存在であることを女性は男性より強く感じていると思われる。自己有用感が「相手の存在なしには生まれてこない」感覚であり、個性性ではなく関係性 (Erikson, 1968) を前提とする感覚だからこそ女性の方が高かったといえる。

表5 自己有用感 主成分分析結果, 各項目の男女別平均値とSDおよびt検定結果

項目内容	第一主成分	男性	女性	t値
私は周囲から感謝されていると思う	.845	3.16(0.80)	3.33(0.82)	2.88 **
自分の存在が周囲から認められていると感じる	.842	3.32(0.80)	3.44(0.80)	2.06 *
自分が必要とされていると感じ	.824	3.45(0.83)	3.70(0.80)	4.27 ***
私は周囲から関心をもたれている	.816	3.00(0.84)	3.13(0.82)	2.16 *
私がいることで周囲の人々の心の支えになっている	.812	3.13(0.81)	3.48(0.85)	5.86 ***
私は社会に役立つ人間だと思う	.806	3.17(0.85)	3.18(0.84)	ns
私は周囲から信頼されていると思う	.801	3.46(0.78)	3.60(0.77)	2.52 *
私は社会の重要な一員だと思う	.781	3.12(0.88)	3.24(0.90)	1.94 +
私は社会から必要とされる存在だと思う	.750	3.19(0.83)	3.16(0.84)	ns
自分には役割がある	.716	3.50(0.90)	3.82(0.83)	5.12 ***
自分がないと周囲の人(ペット)は困ると思う	.711	3.17(0.95)	3.59(1.00)	5.99 ***
自分がないと周囲の人(ペット)はさびしがると思う	.700	3.07(0.93)	3.46(0.98)	5.69 ***
固有値	7.400			

\*\*\*  $p<.001$ , \*\*  $p<.01$ , \*  $p<.05$ , +  $p<.10$

## (2) 達成動機

達成動機について、元の尺度では大学生を分析対象としているため、改めて尺度の検討を行った。分布では「人に勝つことより、自分なりに一生懸命やることが大事だと思う」にわずかだが天井効果がみられ、また、主成分分析における負荷量も若干低かったのを除き 12 項目で尺度構成した。 $\alpha$  = .90 と非常に高く、内的一貫性が得られた。男性の平均値は 3.75 ( $SD=0.61$ )、女性の平均値は 3.81 ( $SD=0.59$ ) で、ジェンダー差はみられなかった。

## (3) 自律性

4 項目を新たに翻訳しなおしたので、尺度の検討を行った。分布に不適切な項目はなく、主成分分析を行ったところ、表 6 にみられるような結果を得た。固有値は 2.31、分散は 57.81%、 $\alpha$  係数は .76 で、内的一貫性が示された。男性の平均値は 3.51 ( $SD=0.61$ )、女性の平均値は 3.65 ( $SD=0.61$ ) で女性の方が高く ( $t(774)=3.25$ ,  $p<.001$ )、有意差のみられた 3 項目ではすべて女性が高く、ジェンダー差がみられた。

表6 自律性主成分分析結果 各項目の男女別平均値とSDおよびt検定結果

	第一主成分	男性	女性	t値
これから先の人生を自分の思うように やっていると感じている	.823	3.36(0.85)	3.41(0.82)	<i>ns</i>
やってみたいと思うことができている	.820	3.42(0.86)	3.59(0.86)	2.84 **
周りの人は私の意思を尊重してくれる	.696	3.30(0.77)	3.46(0.76)	2.95 **
自分のことを自分で決める自由がある	.692	3.97(0.79)	4.15(0.73)	3.29 ***
固有値	2.313			

\*\*\* $p < .001$ , \*\* $p < .01$ 

#### (4) 老成自覚

24項目を新たに翻訳したので、3因子で指定して因子分析(主因子法、プロマックス回転)をしたが、予想したようにうまく分かれず、8項目ずつで各スケールの主成分分析をした。結果は、表7に示すとおりである。第一、第二スケールには天井効果ぎりぎりの項目はみられたが、結果的に分布に不適切な項目はみられなかった。第一スケール「心理社会的喪失」、第二スケール「身体的変化」、第三スケール「心理的成長」は、いずれも尺度として採用できるものであった。第一「心理社会的喪失」の男性平均値は2.91( $SD=0.59$ )、女性平均値は2.91( $SD=0.58$ )で、第二「身体的変化」の男性平均値は3.58( $SD=0.53$ )、女性平均値は3.67( $SD=0.53$ )で女性の方が高く( $t(757)=2.25$ ,  $p < .05$ )、第三「心理的成長」の男性平均値3.23( $SD=0.54$ )、女性平均値3.36( $SD=0.54$ )でこれも女性の方が高く( $t(757)=3.25$ ,  $p < .001$ )、2つのスケールで女性の方が高かった。

表7 老成自覚各スケールの主成分分析結果と平均値(SD)

項目内容	第一スケール	第二スケール	第三スケール	平均値(SD)
年をとると気分が暗くなる	.762			2.65(0.93)
年をとると孤独だ	.697			2.99(0.91)
高齢期は喪失の時代だと思う	.666			2.84(0.88)
年のせいで世間から締め出されていると感じる	.663			2.31(0.94)
年をとるにつれて新しい友人を作ることが難しいと感じる	.626			3.23(0.95)
年をとるにつれて身体的な自立が失われていく	.621			3.26(0.87)
年をとるにつれてその気持ちを話すことが難しいと感じる	.573			3.15(0.81)
年をとった今、自分が社会にかかわっているとは思えない	.567			2.83(0.92)
年をとっても、自分が予想していた以上に元気だ		.813		3.53(0.93)
年をとっても、思っていた以上に健康だ		.798		3.52(0.93)
運動することで、できるだけ健康的で活動的で いられるようにしている		.646		3.78(1.00)
いくつになっても運動することは重要である		.582		4.28(0.76)
年をとったとは思わない		.539		3.06(1.01)
健康に多少問題が生じて、やりたいことをやるつもりだ		.530		3.72(0.77)
“自分らしさ”は年齢に左右されない		.470		3.82(0.82)
長生きは、思っていたよりも難しくなかった		.447		3.29(0.76)
若い人のお手本になりたい			.702	3.18(0.90)
年をとるにつれて賢くなる			.698	3.12(0.78)
年をとるにつれて、自分自身を受け入れられるようになった			.697	3.52(0.76)
人は年をとるにつれて、生き方上手になるものだ			.686	3.46(0.81)
若い人たちに自分の経験から得たものを伝えることは重要だ			.680	3.60(0.82)
私の人生は役に立ってきたと信じている			.670	3.52(0.87)
年をとることはたくさんの喜びがある			.608	3.10(0.87)
年をとることは特権だ			.494	2.86(0.85)
固有値	3.38	3.05	3.46	

## 2. 基礎統計量

本調査で用いた尺度・項目の基礎統計量と男女別の  $t$  検定結果を表 8 に示した。得点は、各尺度に含まれる項目の値を単純加算し、項目数で除した値である。上記、尺度の検討ですでに言及したものには言及しない。

表 8 平均値( $SD$ )と  $t$  検定結果

	男性		女性	$t$ 値
自己有用感	3.23(0.67)	<	3.43(0.66)	4.16 ***
達成動機	3.75(0.61)		3.81(0.59)	<i>ns</i>
自律性	3.51(0.61)	<	3.65(0.61)	3.25 ***
老成自覚 心理社会的喪失	2.91(0.59)		2.91(0.58)	<i>ns</i>
老成自覚 身体的変化	3.58(0.53)	<	3.67(0.53)	2.25 *
老成自覚 心理的成長	3.23(0.54)	<	3.36(0.54)	3.25 ***
主観的幸福感	2.92(0.41)		2.92(0.41)	<i>ns</i>
身体的活動 頻度	5.34(1.99)		5.35(1.86)	<i>ns</i>
身体的活動 満足度	3.73(1.01)		3.71(0.95)	<i>ns</i>
文化的活動 頻度	3.34(2.20)	<	4.06(2.02)	4.70 ***
文化的活動 満足度	3.61(1.03)	<	3.79(0.95)	2.34 *
社会・地域活動 頻度	2.44(1.76)	>	2.21(1.57)	1.89 +
社会・地域活動 満足度	3.39(1.07)		3.36(1.07)	<i>ns</i>
飲食の頻度	4.58(1.73)	>	4.11(1.51)	4.02 ***

\*\*\* $p < .001$ , \* $p < .05$ , + $p < .10$

活動についてジェンダー差がみられたものでは、文化的活動頻度は女性の方が高く、また満足度も女性の方が高かった。生涯学習講座等では女性受講者の方が多く、それが反映されたものと思われる。反対に、社会・地域活動は男性の方が高い傾向がみられたが、満足度において違いはみられなかった。飲食の頻度では、男性が女性よりも高く、お酒をともに飲むことが反映されたものと思われる。

## 3. 主観的幸福感との関連

次に、心理的健康、本研究では主観的幸福感との相関を男女別に算出した。結果は、表 9 に示すとおりである。

表 9 にみる通り、すべての変数が有意であった。まず、デモグラフィックな変数として収入満足度が男女とも非常に高く、身体的健康がこれに次いだ。高齢者において、収入と健康は生きていくうえで基盤といえるものだといえる。次に、老成自覚であるが、相互の関連は非常に高い。第一スケールの心理社会的喪失は、表 9 にみるように、心理的健康と高い負の関連を持ち、また下位スケールの身体的変化や心理的成長とも非常に高い関連を持つ。高齢期においては、心理社会的喪失を自覚することは重要だが、ネガティブな意味をもつといえるだろう。また、自律性は、すべての尺度・項目の中で心理的健康と最も高い関連を持っていた。たとえ家族や他者に介護されても、自分の意思を周囲が尊重し、自ら決定権を持ち、自分の思うようにやっていけると思えることが心理的健康につながるといえよう。さらに、活動についてはすべての変数が有意ではあるが、飛び抜けて高い関連を持つものではない。身体的活動



などは、表8にみるように、平均で週1回以上の運動をし、その活動について満足している。身体的健康が心理的健康と高い関連を持つことから、健康診断でも言われ、テレビでも喧伝されるように、体の健康を保つことは重要であることを多くの高齢者は知っており、また実践しているものと思われる。社会活動・地域活動については、やっている者とまったくやらない者に分かれる。やっている者であっても、頻度は多くない。しかし、その特性から満足している者が多い。最後に、自己有用感は自律性に次ぐほど心理的健康と関連が高い。自分が必要とされている、自分が人や社会に役に立っている、と思えることが心理的健康を維持するうえで重要になってくるといえよう。自己有用感が関係性に関する変数だとすれば、達成動機は個性に関する変数だと言える。達成動機も心理的健康と高く関連していた。

表9 主観的幸福感との相関

	男性	女性
年 齢	.183 ***	.135 **
学 歴	.175 ***	.205 ***
収 入	.508 ***	.484 ***
健 康	.400 ***	.372 ***
自覚：心理社会的喪失	-.472 ***	-.491 ***
自覚：身体的変化	.485 ***	.540 ***
自覚：心理的成長	.555 ***	.537 ***
自律性	.639 ***	.582 ***
身体的活動頻度	.217 ***	.199 ***
文化的活動頻度	.315 ***	.295 ***
社会・地域活動頻度	.302 ***	.253 ***
自己有用感	.504 ***	.480 ***
達成動機	.397 ***	.453 ***

\*\*\* $p < .001$ , \*\* $p < .01$

#### 4. 心理的健康に及ぼす影響

高齢期の心理的健康は何に影響されるのかを、目的変数を主観的幸福感、説明変数を本調査で取り上げた変数とし、M1 でまずデモグラフィックな統制変数を投入し、M2 で自律性を<sup>4</sup>、M3 で活動頻度を投入する階層的重回帰分析を男女別に行った<sup>5</sup>。結果は、表10-1と表10-2に示すとおりである。

まず、M1 をみると、男女とも最も大きいのが収入であった。高齢者のサクセスフル・エイジングの規定因として、健康、経済状況、人間関係が指摘されてきたが (e. g. Wynne & Groves, 1995)、本研究より平均年齢がおよそ15歳若い中高年(40代~50代が多い)を対象とする分析では(伊藤・加曾利・相良, 2015)、健康の方が収入より高い。高齢者にとって健康は何より大切なものだが、収入は年金暮らしの者にとって増やしようのないもので、現役時代の生活(会社規模、地位、収入等)を物語るものだからである。男性のみならず女性まで収入が最も大きい説明変数なのは、年齢からいって専業主婦であった者が多く、夫の現役時代の収入が年金として反映されたもので、それに拠って立つのであろう。次いで大きいのが男女とも健康で、これは当然と言えば当然であろう。学歴と年齢は、男性では有意でなかったが女性では有意だった。また、値も男性より大きい。学歴は、同じ枠組みで行った伊藤・相良(2011)でも、男性では有意でなく、女性で有意だった。女性の学歴は結婚した相手の階層と関連するといわれ

(三浦, 2005)、学歴が所属階層を反映したものとして機能していると考えられる。年齢も、伊藤・相良 (2011) では 50 代より 60・70 代の方が心理的健康は高く、これは“well-being の逆説” (Mroczek & Kolarz, 1998) と言われるように、成人期に比べ高齢期の方がむしろ高い水準を示すことが知られている (若本・無藤, 2006)。本研究では、男女ともすでに 60 歳以上であるため世代差はみられないが、女性で弱いながら有意だということが上記の特徴を示すものだといえよう。男女とも、これらデモグラフィックな統制変数だけで、心理的健康の 1/3 の変動を説明することができ、収入や健康が高齢者にとって大きいものであることを物語るものだといえる。

次に、自律性を投入した M2 をみると、男女とも高い有意な値を示し、特に男性で大きかった。男性の場合、高齢期になっても、家庭生活の中で規制されたり、決定権を奪われることが、心理的健康を著しく損ねることを、我々は交通事故や免許返納をめぐるニュースで目にするが、データで明らかになったといえよう。増分 ( $\Delta R^2$ ) は、男性が.189、女性が.134 で、やはり男性における自律性が大きいといえよう。

ついで、活動頻度を投入した。M3 をみると男性では社会活動・地域活動が、女性では文化的活動と社会活動・地域活動が有意だった。頻度としては社会活動・地域活動は男性の方が若干多いが (表 8 参照)、心理的健康に影響するのは男性より女性の方が多いいえよう。男性の場合、投入による増分は、自由度が増えたためにむしろ若干減少し、女性では若干増大した ( $\Delta R^2=.043$ )。

表10-1 心理的健康への階層的重回帰分析結果 (男性)

	M 1	M2	M3
年 齢	.041	.057	.033
学 歴	.064	.002	-.004
収 入	.412 ***	.274 ***	.266 ***
健 康	.279 ***	.174 ***	.154 ***
自律性		.484 ***	.448 ***
身体的活動頻度			.022
文化的活動頻度			.052
社会・地域活動頻度			.087 *
	$R^2=.340$	$R^2=.529$	$R^2=.526$
	$F=48.599***$	$F=84.232***$	$F=50.431***$

\*\*\* $p<.001$ , \* $p<.05$

表10-2 心理的健康への階層的重回帰結果 (女性)

	M 1	M2	M3
年 齢	.099 *	.058	.004
学 歴	.128 **	.068 +	.038
収 入	.400 ***	.297 ***	.291 ***
健 康	.311 ***	.217 ***	.206 ***
自律性		.262 ***	.393 ***
身体的活動頻度			.026
文化的活動頻度			.089 *
社会・地域活動頻度			.099 *
	$R^2=.349$	$R^2=.476$	$R^2=.519$
	$F=49.418***$	$F=68.843***$	$F=46.310***$

\*\*\* $p<.001$ , \* $p<.05$ , + $p<.10$

## 脚 注

1. 対象者は生涯学習講座受講者とその配偶者が多かったため、男女とも高学歴の者が多かった。そのため学歴を大学以上の者を除いて web 調査（(株) 楽天に登録する 60～70 代の男性 200 名、女性 150 名）を追加した。
2. 高齢期は 65 歳以上からだが、日本では企業の大部分は 60 歳を定年としている。それゆえ 60 歳からを本研究では高齢期とした。
3. 全体に学歴がやや高い。一部 web 調査により大卒以上の者を除いたが、生涯学習講座受講者とその配偶者が多く、また自治会役員、NPO 会員とその配偶者など比較的学歴の高い者が多く含まれた。
4. 老成自覚を入れたが、相互の関連が高く、また多重共線性が生じているので除いた。
5. M4 として、自己有用感と達成動機を入れたが、両者の相関（男性  $r=.618$ 、女性  $r=.525$ ）が高く、これも多重共線性が生じたため除いた。

## 引用文献

- Erikson, E. H. (1968) *Identity: Youth and crisis*. New York: Norton.  
(エリクソン, E. H. 岩瀬庸理 (訳) (1969) アイデンティティ：青年と危機 北望社)
- Gruenewald, T. L., Karlamangla, A. S., Greendale, G. A., Singer, B. H., & Seeman, T. E. (2007) Feelings of usefulness to others, disability, and mortality in old adults: The MacArthur study of successful aging. *Journal of Gerontology*, **62B**, 28-37.
- 堀野 緑・森 和代 (1991) 抑うつとソーシャルサポートとの関連に介在する達成動機の要因 教育心理学研究, **39**, 308-315.
- 石本雄真 (2010) 青年期の居場所感が心理的適応、学校適応に与える影響 発達心理学研究, **21**, 278-286.
- 伊藤裕子・加曾利岳美・相良順子 (2015) 中高年期夫婦における結婚コミットメントと適応 文京学院大学総合研究所紀要, **15**, 107-118.
- 伊藤裕子・相良順子 (2011) 中年期から高齢期における社会的活動と精神的健康 文京学院大学人間学部紀要, **13**, 85-99.
- 伊藤裕子・相良順子・池田政子・川浦康至 (2003) 主観的幸福感尺度の作成と信頼性・妥当性の検討 心理学研究, **74**, 276-281.
- 加藤芳朗・畑田けい子・田崎美弥子・石井八重子・海老原良典・高山美智代・広瀬信義・角間辰之・国吉 緑・鈴木千智・長谷川恵美子・松田正巳 (2005) WHOQOL-OLD フィールド調査票による量的調査—社会背景因子と既存 QOL 調査票との関連について 老年精神医学雑誌, **16**, 1057-1067.
- Laidlaw, K., Power, M. J., & Schmidt, S. (2007) The Attitudes to Aging Questionnaire(AAQ): Development and psychometric properties. *International Journal of Geriatric Psychiatry*, **22**, 367-379.
- 三浦 展 (2005) 下流社会—新たな階層集団の出現 光文社新書
- Mroczek, D. K., & Kolarz, C. M. (1998) The effect of age on positive and negative affect: A developmental perspective on happiness. *Journal of Personality and Social Psychology*, **75**, 1333-1349.
- 杉井潤子・本村 汎 (1992) 高齢者の主観的幸福感をめぐる一研究—家族システムの構造的要因との関連において 家族社会学研究, **4**, 53-65.

杉本希映・庄司一子 (2006) 「居場所」の心理的機能の構造とその発達的变化 教育心理学研究, **54**, 289-299.

栃木県総合教育センター (2013) 高めよう自己有用感

[http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/cyosa/cyosakenkyu/h24\\_jikoyuyokan/](http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/cyosa/cyosakenkyu/h24_jikoyuyokan/) (2019年3月3日)

若本純子・無藤 隆 (2006) 中高年期における主観的老いの経験 発達心理学研究, **17**, 84-93.

Wynne, R. J., & Groves, D. L. (1995) Life span approach to understanding coping styles of the elderly. *Education*. **115**, 448-455.

# シニアの活動と心理的健康に関する調査

問 1 以下の事柄について、あなたに最も当てはまると思う数字に○を付けてください。

てはまる	とても当	まる	やや当ては	いえない	どちらとも	はまらない	あまり当て	まらない	全く当ては
------	------	----	-------	------	-------	-------	-------	------	-------

- |                                                           |   |   |   |   |   |
|-----------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|
| 1. いつも何か目標をもっていたい . . . . .                               | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2. 決められた仕事のなかでも個性を生かしてやりたい . . . . .                      | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 3. ちょっとした工夫をすることが好きだ . . . . .                            | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 4. 人に勝つことより、自分なりに一生懸命やるのが大事だと思う . . . . .                 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 5. みんなに喜んでもらえる素晴らしいことをしたい . . . . .                       | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 6. 何でも手がけたことには最善を尽くしたい . . . . .                          | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 7. 何か小さなことでも自分にしかできないことをしてみたいと思う . . . . .                | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 8. 結果は気にしないで何かを一生懸命やってみたい . . . . .                       | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 9. 人と競争することより、人とくらべることができないような<br>ことをして自分をいかしたい . . . . . | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 10. いろいろなことを学んで自分を深めたい . . . . .                          | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 11. 今日一日何をしようかと考えることは楽しい . . . . .                        | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 12. 難しいことでも自分なりに努力してやってみようと思う . . . . .                   | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 13. <u>こういうことがしたいなあ</u> と考えるとわくわくする . . . . .             | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 14. 私は社会から必要とされる存在だと思う . . . . .                          | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 15. 私がいないと周囲の人(ペット)はさびしがる . . . . .                       | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 16. 私は周囲から信頼されていると思う . . . . .                            | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 17. 自分が必要とされていると感じる . . . . .                             | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 18. 私がいないと周囲の人(ペット)は困ると思う . . . . .                       | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 19. 私がいることで周囲の人々の心の支えになっている . . . . .                     | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 20. 私は社会に役立つ人間だと思う . . . . .                              | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 21. 自分の存在が周囲から認められていると感じる . . . . .                       | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 22. 私は周囲から感謝されていると思う . . . . .                            | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 23. 自分には役割がある . . . . .                                   | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 24. 私は社会の重要な一員だと思う . . . . .                              | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 25. <u>私は周囲から関心をもたれている</u> . . . . .                      | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 26. 周りの人は私の意思を尊重してくれる . . . . .                           | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 27. やってみたいと思うことができている . . . . .                           | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 28. これから先の人生を自分の思うようにやっていけると感じている . . . . .               | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 29. 自分のことを自分で決める自由がある . . . . .                           | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

問2 以下の事柄について、あなたに最も当てはまると思う数字に○を付けてください。

てはまる	とても当	まる	やや当ては	いえない	どちらとも	はまらない	あまり当て	まらない	全く当ては
------	------	----	-------	------	-------	-------	-------	------	-------

- |                                                    |   |   |   |   |   |
|----------------------------------------------------|---|---|---|---|---|
| 1. いくつになっても運動することは重要である . . . . .                  | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2. 人は年をとるにつれて、生き方上手になるものだ . . . . .                | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 3. 年をとると孤独だ . . . . .                              | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 4. 長生きは、思っていたよりも難しくなかった . . . . .                  | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 5. 年をとるにつれて賢くなる . . . . .                          | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 6. 高齢期は喪失の時代だと思ふ . . . . .                         | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 7. 健康に多少問題が生じてても、やりたいことをやるつもりだ . . . . .           | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 8. 年をとるにつれて、自分自身を受け入れられるようになった . . . . .           | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 9. 年をとるにつれて新しく友人を作ることが難しいと感じる . . . . .            | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 10. “自分らしさ” は年齢に左右されない . . . . .                   | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 11. 年をとることは特権だ . . . . .                           | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 12. 年をとった今、自分が社会に関わっているとは思えない . . . . .            | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 13. 運動することで、できるだけ健康的で活動的で<br>いられるようにしている . . . . . | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 14. 若い人たちに自分の経験から得たものを伝えることは重要だ . . . . .          | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 15. 年をとるにつれてその気持ちを話すことが難しいと感じる . . . . .           | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 16. 年をとっても、自分が予想していた以上に元気だ . . . . .               | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 17. 私の人生は役に立ってきたと信じている . . . . .                   | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 18. 年をとるにつれて身体的な自立が失われていく . . . . .                | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 19. 年をとっても、思っていた以上に健康だ . . . . .                   | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 20. 若い人のお手本になりたい . . . . .                         | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 21. 年をとったとは思えない . . . . .                          | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 22. 年をとると気分が暗くなる . . . . .                         | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 23. 年のせいで世間から締め出されていると感じる . . . . .                | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 24. 年をとることはたくさんの喜びがある . . . . .                    | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

問3 健康状態についてお尋ねします。

1. あなたの現在の健康状態は、次のどれに近いですか。

- 1 良い 2 普通 3 どちらともいえない 4 あまり良くない 5 良くない

2. 配偶者がいる場合、配偶者の健康状態は次のどれに近いですか。

- 1 良い 2 普通 3 どちらともいえない 4 あまり良くない 5 良くない

問4 配偶者がいる場合、あなたと配偶者の関係について、満足度を10点満点で評価してください。いない場合は飛ばしてください。

まったく たいへん  
満足していない 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 満足している

問 5 毎日の生活のなかで、あなたがどのように感じているかをうかがいます。次にかかげる質問を読んで、あなたの気持ちに最も近い答えを1つ選び、○で囲んで下さい。

- 1.あなたは人生が面白いと思いますか
  - 1 非常に
  - 2 ある程度は
  - 3 あまりそうは思わない
  - 4 全くそう思わない
- 2.期待どおりの生活水準や社会的地位を手に入れたと思いますか
  - 1 非常に
  - 2 ある程度は
  - 3 あまりそうは思わない
  - 4 全くそう思わない
- 3.これまでどの程度成功したり出世したと感じていますか
  - 1 非常に
  - 2 まあまあ
  - 3 あまりうまくいっていない
  - 4 全くうまくいっていない
- 4.自分がやろうとしたことはやりとげていますか
  - 1 ほとんどいつも
  - 2 ときどき
  - 3 ほとんどできていない
  - 4 全くできていない
- 5.過去と比較して、現在の生活は
  - 1 とても幸せ
  - 2 まあまあ幸せ
  - 3 あまり幸せではない
  - 4 全く幸せではない
- 6.ここ数年やってきたことを全体的に見て、あなたはどの程度幸せを感じていますか
  - 1 とても幸せ
  - 2 まあまあ幸せ
  - 3 あまり幸せではない
  - 4 全く幸せではない
- 7.ものごとが思ったように進まない場合でも、あなたはその状況に適切に対処できると思いますか
  - 1 だいたいできる
  - 2 ときどきはできる
  - 3 ほとんどできない
  - 4 全くできない
- 8.危機的な状況（人生を狂わせるようなこと）に出会ったとき、自分が勇気を持ってそれに立ち向かって解決していけるという自信がありますか
  - 1 非常に
  - 2 ある程度は
  - 3 あまり自信はない
  - 4 全く自信はない
- 9.今の調子でやっていけば、これから起きることにも対応できる自信がありますか
  - 1 非常に
  - 2 ある程度は
  - 3 あまり自信はない
  - 4 全く自信はない
- 10.自分の人生は退屈だとか面白くないと感じていますか
  - 1 非常に
  - 2 ある程度は
  - 3 あまり感じていない
  - 4 全く感じていない
- 11.将来のことが心配ですか
  - 1 非常に
  - 2 ある程度は
  - 3 あまり感じていない
  - 4 全く感じていない
- 12.自分の人生に意味がないと感じていますか
  - 1 非常に
  - 2 ある程度は
  - 3 あまり感じていない
  - 4 全く感じていない

問6 あなたが現在行っている活動について、当てはまる数字に○をして下さい。

<活動頻度>

ほとんど毎日	週二〜三回	週一回	月に二〜三回	月に一回	年数回	ほとんどない
--------	-------	-----	--------	------	-----	--------

<活動に対する満足度>

とても満足	満足	やや満足	やや不満	不満
-------	----	------	------	----

- |                                |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1. 身体的活動（体を動かすこと）              | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2. 文化的活動（趣味、習い事、講座参加など）        | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 3. 社会活動・地域活動（ボランティア、NPO、自治会など） | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 4. その他（具体的に→                   | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

問7 あなたは同居家族以外の人（親族、友人、活動仲間、職場の人など）と一緒にお茶を飲んだり、お酒や食事をするのがどのくらいありますか。

- |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 ほとんど毎日 | 2 週に2〜3回 | 3 週に1回   | 4 月に2〜3回 |
| 5 月に1回   | 6 年に数回   | 7 ほとんどない |          |

●以下についてお答え下さい。

- あなたの性別は
 

1 男性	2 女性
------	------
- あなたの年齢は ( ) 歳
- 配偶者はいらっしゃいますか
 

・いる→ 1 同居	2 別居	→ 結婚後、何年になりますか ( ) 年
・いない→ 3 死別	4 離別	5 独身
- あなたが最後にいった学校は次のどれですか（中退も卒業と同じ扱いで）。
 

1 小学校	2 中学校	3 高校	4 短大・高専、専門学校
5 大学、大学院	6 その他（具体的に→		
- あなたは現在働いていますか。無職の方もお答え下さい。
 

1 経営者・役員	2 常雇いの一般従業員	3 派遣社員、契約社員
4 パート・アルバイト	5 自営業主、自由業者	6 家族従業者
7 無職、専業主婦	8 その他（具体的に→	
- あなたは、現在の家計収入（家族全体として）に満足していますか。
 

1 満足	2 まあ満足	3 どちらともいえない	4 やや不満	5 とても不満
------	--------	-------------	--------	---------
- 現在一緒に住んでいる方を、次の中から全てあげて下さい。
 

1 配偶者	2 未婚の子ども	3 結婚した子どもとその家族	
4 自分の親	5 配偶者の親	6 その他の親族	7 なし

●以上で質問は終わりです。長時間ご協力ありがとうございました。



# 「シニアの活動と心理的健康に関する調査」

## ご協力をお願い

近年の平均寿命の大幅な伸びによって、かつてなら老年期と一括りにされた人々が、子育て後あるいは定年退職後、さまざまな活動や学習、さらには仕事にと取り組んでいます。

私たちは、このような人々が、どのような意識で活動や仕事に取り組み、家庭生活を営んでいるのかを明らかにして、新しい生活のあり方や男女の関係について提案したいと考えています。この調査はそのための資料とさせていただきます。

お忙しいところ大変恐縮ですが、趣旨をおくみいただき是非ご協力下さい。回答および返送については、次のようにお願いします。

1. 女性は橙色、男性は白の用紙にご回答下さい。
2. 返送は、調査用紙の入っていた封筒をそれぞれ使い、一週間くらいの間にご投函下さい。

お答え頂いた内容は全て統計的に処理するため、個人の回答が表に現れることは決してありません。また、答えたくない内容についてはお答え頂かなくても結構です。回答いただいた方についてはこの研究の趣旨に同意されたと了解させていただきます。なお、アンケート用紙には番号がついていますが、これは回答を地域などで整理するためのものです。

このアンケートについてのお尋ねは、下記宛にてご連絡下さい。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

シニア心理学研究会

文京学院大学 伊藤裕子・山崎幸子

TEL 049-261-6488(代)

E-mail:yukoito@bgu.ac.jp

:yamazaki@bgu.ac.jp

聖徳大学 相良順子

TEL: 047-365-1111

E-mail sagara@seitoku.ac.jp



2018 年度共同研究・エイジズムに関する社会構造的分析 2  
—東アジアにおける比較文化研究をもとに—

人間学部人間福祉学科 鳥羽美香  
保健医療技術学部作業療法学科 藤谷克己  
保健医療技術学部作業療法学科 大橋幸子  
保健医療技術学部看護学科 増田元香  
明治学院大学社会学部付属研究所 高橋明美

研究目的

儒教の影響を受けてきた東アジアの国々では、敬老思想や親孝行思想が広く普及してきた。また、それらが老親扶養を補完するシステムとして機能してきた側面がある。こうした一方で高齢者に対する偏見・差別であるエイジズムに関しては、充分議論されてきていない点を踏まえ、2017年度においては、保健医療福祉の専門職へのインタビューを通して、高齢者に対する一種の「偏った見方」が存在し、それが間接的にエイジズムの温床になりつつあることを検討した（鳥羽ら2019：155-162）。

また、対人援助職におけるクライアントへの援助姿勢において、パターナリズムの問題も生じてきていることを踏まえ、本研究では、日本、韓国、台湾におけるエイジズムとパターナリズムに焦点を当て、調査を行った。今回は当該3か国における保健医療福祉系の大学生に質問紙調査を行った。

なお、本研究は2018年度文京学院大学共同研究経費助成によるものである。

研究方法

日本、韓国、台湾における保健医療福祉系の大学生対象のエイジズムとパターナリズム意識調査を実施した。

調査名：日本、韓国、台湾における保健医療福祉系大学生のエイジズムとパターナリズム意識調査

実施時期：2018年9月～12月

実施大学：日本（A大学）306名、韓国（B大学）294名、台湾（C大学）425名

調査方法：質問紙調査

倫理的配慮：個人情報守秘義務、調査の手続きなどに関しては、文京学院大学人間学部倫理委員会にて承認を得た。

I. 3か国の日本語版 Fraboni エイジズム尺度（FSA）短縮版 14項目調査結果

質問項目の項目は、原田ら<sup>1)</sup>が開発した日本語版 Fraboni エイジズム尺度（FSA）短縮版 14項目（以下FSA）と、吉川<sup>2)</sup>による権威主義的態度尺度 6項目を採用した。そう思う～そう思わないまでの5分位で質問している（表1）。

表 1. 質問項目

1	多くの高齢者(65歳以上)はけちでお金を貯めている				
2	多くの高齢者は、古くからの友人でかたまって、新しい友人をつくることに興味がない				
3	多くの高齢者は過去に生きている				
4	高齢者と会うと、時々目を合わせないようにしてしまう				
5	高齢者が私に話しかけてきても、私は話をしたくない				
6	高齢者は、若い人の集まりに呼ばれた時には感謝すべきだ				
7	もし招待されても、自分は老人クラブの行事には行きたくない				
8	個人的には、高齢者とは長い時間を過ごしたくない				
9	高齢者には地域のスポーツ施設を使ってほしくない				
10	ほとんどの高齢者には、赤ん坊の面倒を信頼して任すことができない				
11	高齢者は誰にも面倒をかけない場所に住むのが一番だ				
12	高齢者とのつきあいは結構楽しい				
13	できれば高齢者と一緒に住みたくない				
14	ほとんどの高齢者は、同じ話を何度もするのでイライラさせられる				
1	権威ある人々にはつねに敬意を払わなければならない				
2	以前からなされてきたやり方を守ることが、最上の結果を生む				
3	子どもにしつけで一番大切なことは、両親に対する絶対服従である				
4	目上の人にはたとえ正しくないと思っても従わなければならない				
5	伝統慣習にしたがったやり方に疑問をもつ人は結局は問題を引き起こすことになる				
6	この複雑な世の中で何をすべきかを知る一番よい方法は指導者や専門家に頼ることである				

1. 日本大学生の FSA 調査結果

- (1) 学生背景は、次の通りである。10代 86名、20代 212名、不明 8名 (n=306)
- (2) 性別は、男性 78名、女性 219名、不明 9名。専攻は保健医療技術が 170名、社会福祉 127名、その他 2名、不明 7名
- (3) 社会人経験のあるものは 22名、なし 278名、不明 6名。高齢者との同居の有無はあり 22名、なし 278名、不明 6名。
- (4) (個人的に) 高齢者から世話を受けた経験はあり 168名、なし 132名、不明 6名、(個人的な) 高齢者への世話の経験はあり 110名、なし 190名、不明 6名。
- (5) 日本学生 FSA の各質問項目の平均と標準偏差 (※は逆転項目) は以下の通り (表 2)。

表2. 日本大学生のFSA結果

エイジズム質問項目	平均	標準偏差
1. 多くの高齢者（65歳以上）はけちでお金を貯めている	2.32	1.0
2. 多くの高齢者は、古くからの友人でかたまっ、新しい友人をつくることに興味がない	2.46	1.0
3. 多くの高齢者は過去に生きている	2.72	1.1
4. 高齢者と会うと、時々目を合わせないようにしてしまう	1.91	1.0
5. 高齢者が私に話しかけてきても、私は話をしたくない	1.77	0.9
6. 高齢者は、若い人の集まりに呼ばれた時には感謝すべきだ	1.72	0.9
7. もし招待されても、自分は老人クラブの行事には行きたくない	2.39	0.9
8. 個人的には、高齢者とは長い時間を過ごしたくない	2.17	1.0
9. 高齢者には地域のスポーツ施設を使ってほしくない	1.53	0.7
10. ほとんどの高齢者には、赤ん坊の面倒を信頼して任すことができない	2.19	1.0
11. 高齢者は誰にも面倒をかけない場所に住むのが一番だ	1.74	0.9
12. 高齢者とのつきあいは結構楽しい※	2.35	0.9
13. できれば高齢者と一緒に住みたくない	2.37	1.0
14. ほとんどの高齢者は、同じ話を何度もするのでイライラさせられる	2.26	1.0

日本大学生のFSAの合計得点は、最大が54点、最小が14点、平均点が29.87点で、各項目の平均が「どちらともいえない」の3.0点を上回った項目はなく、一番得点が高かった項目「3. 多くの高齢者は過去に生きている」でも、2.72点であった。日本学生全体で見たエイジズムは低い傾向であったといえよう。

## 2. 韓国大学生のFSA調査結果

学生背景は、次の通りである。(n=294)

- (1) 年齢は10代 33名、30代 76名、40代106名、50代 74名、60代 3名、不明 2名。
- (2) 性別は、男性63名、女性228名、不明3名。専攻は保健医療技術が1名、社会福祉229名、その他50名、不明14。
- (3) 社会人経験のあるものは271名、なし21名、不明2名。高齢者との同居の有無はあり168名、なし124名、不明2名。
- (4) (個人的に) 高齢者から世話を受けた経験はあり107名、なし183名、不明4名。(個人的な) 高齢者への世話の経験はあり166名、なし123名、不明3名。
- (5) 韓国大学生FSAの各質問項目の平均と標準偏差(※は逆転項目)は以下の通り(表3)。

表 3. 韓国大学生の FSA 結果

エイジズム質問項目	平均	標準偏差
1. 多くの高齢者 (65 歳以上) はけちでお金を貯めている	3.06	0.9
2. 多くの高齢者は、古くからの友人でかたまって、新しい友人をつくることに興味がない	2.84	0.9
3. 多くの高齢者は過去に生きている	3.72	1.0
4. 高齢者と会うと、時々目を合わせないようにしてしまう	2.05	0.8
5. 高齢者が私に話しかけてきても、私は話をしたくない	1.78	0.5
6. 高齢者は、若い人の集まりに呼ばれた時には感謝すべきだ	2.2	0.9
7. もし招待されても、自分は老人クラブの行事には行きたくない	2.43	0.8
8. 個人的には、高齢者とは長い時間を過ごしたくない	2.42	0.9
9. 高齢者には地域のスポーツ施設を使ってほしくない	1.77	0.7
10. ほとんどの高齢者には、赤ん坊の面倒を信頼して任すことができない	2.3	0.9
11. 高齢者は誰にも面倒をかけない場所に住むのが一番だ	2.17	0.9
12. 高齢者とのつきあいは結構楽しい※	2.72	0.7
13. できれば高齢者と一緒に住みたくない	2.55	0.9
14. ほとんどの高齢者は、同じ話を何度もするのでイライラさせられる	2.44	0.8

韓国大学生の FSA の合計得点は、最大が 64 点、最小が 14 点、平均点が 34.31 点で、各項目の平均が「どちらともいえない」の 3.0 点を上回った項目は「1. 多くの高齢者 (65 歳以上) はけちでお金を貯めている」が 3.06 点、「3. 多くの高齢者は過去に生きている」3.72 点であった。

### 3. 台湾大学生の FSA 調査結果

学生背景は、次の通りである。(n=425)

- (1) 年齢は、10代 344名、20代 4名、40代 1名、不明 76名。
- (2) 性別は、男性 129名、女性 296名。専攻は社会福祉 289名、その他 128名、不明 8名。
- (3) 社会人経験のあるものは 293名、なし 128名、不明 4名。高齢者との同居経験のあるものは 128名、なし 297名。
- (4) (個人的に) 高齢者から世話を受けた経験はあり 190名、なし 234名、不明 1名。(個人的な) 高齢者への世話の経験はあり 233名、なし 191名、不明 1名。
- (5) 台湾学生 FSA の各質問項目の平均と標準偏差 (※は逆転項目) は以下の通り (表 4)。

表 4. 台湾大学生の FSA 結果

エイジズム質問項目	平均	標準偏差
1. 多くの高齢者（65 歳以上）はけちでお金を貯めている		
2. 多くの高齢者は、古くからの友人でかたまって、新しい友人をつくることに興味がない		
3. 多くの高齢者は過去に生きている		
4. 高齢者と会うと、時々目を合わせないようにしてしまう		
5. 高齢者が私に話しかけてきても、私は話をしたくない		
6. 高齢者は、若い人の集まりに呼ばれた時には感謝すべきだ		
7. もし招待されても、自分は老人クラブの行事には行きたくない		
8. 個人的には、高齢者とは長い時間を過ごしたくない		
9. 高齢者には地域のスポーツ施設を使ってほしくない		
10. ほとんどの高齢者には、赤ん坊の面倒を信頼して任すことができない		
11. 高齢者は誰にも面倒をかけない場所に住むのが一番だ		
12. 高齢者とのつきあいは結構楽しい※		
13. できれば高齢者と一緒に住みたくない		
14. ほとんどの高齢者は、同じ話を何度もするのでイライラさせられる		

台湾大学生の FSA の合計得点は、最大が 57 点、最小が 14 点、平均点が 30.33 点で、各項目の平均が「どちらともいえない」の 3.0 点を上回った項目は日本同様なく、一番得点が高かった項目「3. 多くの高齢者は過去に生きている」でも、2.87 点であった。

エイジズム平均値をみると韓国、台湾、日本の順である。3 か国比較すると日本大学生と台湾大学生の傾向は似ており、韓国は相対的に高い得点であったといえよう（表 5）。①（1 位）～③（3 位）まで、各国の得点の高い順に順位を表中に示してある。

表 5. 3 か国の FSA 結果比較

エイジズム質問項目	日本平均	韓国平均	台湾平均
1. 多くの高齢者 (65 歳以上) はけちでお金を貯めている	2.32	②3.06	2.46
2. 多くの高齢者は、古くからの友人でかたまって、新しい友人をつくることに興味がない	②2.46	③2.84	②2.79
3. 多くの高齢者は過去に生きている	①2.72	①3.72	①2.87
4. 高齢者と会うと、時々目を合わせないようにしてしまう	1.91	2.05	1.95
5. 高齢者が私に話しかけてきても、私は話をしたくない	1.77	1.78	1.68
6. 高齢者は、若い人の集まりに呼ばれた時には感謝すべきだ	1.72	2.2	1.69
7. もし招待されても、自分は老人クラブの行事には行きたくない	③2.39	2.43	③2.56
8. 個人的には、高齢者とは長い時間を過ごしたくない	2.17	2.42	2.43
9. 高齢者には地域のスポーツ施設を使ってもほしくない	1.53	1.77	1.3
10. ほとんどの高齢者には、赤ん坊の面倒を信頼して任すことができない	2.19	2.3	1.7
11. 高齢者は誰にも面倒をかけない場所に住むのが一番だ	1.74	2.17	1.58
12. 高齢者とのつきあいは結構楽しい	2.35	2.72	2.37
13. できれば高齢者と一緒に住みたくない	2.37	2.55	2.49
14. ほとんどの高齢者は、同じ話を何度もするのでイライラさせられる	2.26	2.44	2.54

各国平均 2.14      2.46      2.17

## II. 3 か国の権威主義的態度尺度 (パターナリズム尺度) について

次に、日本大学生の権威主義的態度尺度 (パターナリズム尺度) の合計得点は、最大が 30 点、最小が 6 点、平均点が 14.50 点で、各項目の平均が「どちらともいえない」の 3.0 点を上回った項目は「1. 権威ある人々にはつねに敬意を払わなくてはならない」3.07 点であった。韓国大学生では合計得点は、最大が 24 点、最小が 6 点、平均点が 13.90 点で、各項目の平均が「どちらともいえない」の 3.0 点を上回った項目はなかった。台湾大学生は合計得点が最大 26 点、最小が 6 点、各項目の平均が「どちらともいえない」の 3.0 点を上回った項目は「6. この複雑な世の中で何をすべきかを知る一番よい方法は指導者や専門家に頼ることである」3.08 点であった。3 か国比較すると、韓国と台湾が似た傾向にあり、3 位までの順位項目も同じであったのに比較し、日本は相対的に得点も高く、3 位までの順位項目も異なる結果となった (表 6)。① (1 位) ~③ (3 位) まで各国の得点の高い順に順位を表中に示してある。



表6. 3か国のパターナリズム結果

	パターナリズム項目	日本平均	韓国平均	台湾平均
1	権威ある人々にはつねに敬意を払わなくてはならない	①3.07	②2.44	②2.51
2	以前からなされてきたやり方を守ることが、最上の結果を生む	③2.49	③2.37	③2.04
3	子どもにっつけで一番大切なことは、両親に対する絶対服従である。	1.56	1.83	1.49
4	目上の人にはたとえ正しくないと思っても従わなければならない	2.17	2.21	1.74
5	伝統慣習にしたがったやり方に疑問をもつ人は結局は問題を引き起こすことになる	2.41	2.3	1.71
6	この複雑な世の中で何をすべきかを知る一番よい方法は指導者や専門家に頼ることである	②2.8	①2.78	①3.08

各国平均 2.42 2.32 2.10

### Ⅲ. 考察

各国の大学生のFSAの比較をみると、日本大学生のFSAの合計得点は、最大が54点、最小が14点、平均点が29.87点で、各項目の平均が「どちらともいえない」の3.0点を上回った項目はなく、また、台湾大学生ではFSAの合計得点は、最大が57点、最小が14点、平均点が30.33点で、各項目の平均が「どちらともいえない」の3.0点を上回った項目は日本同様なく、台湾大学生全体で見たエイジズムは日本の大学生の傾向と似ており、比較的低い傾向であったといえよう。

上記2か国に比較すると、韓国大学生のFSAの合計得点は、最大が64点、最小が14点、平均点が34.31点で、各項目の平均が「どちらともいえない」の3.0点を上回った項目は「1. 多くの高齢者(65歳以上)はけちでお金を貯めている」が3.06点、「3. 多くの高齢者は過去に生きている」3.72点であり、両国よりエイジズムが高い傾向にあった。

パターナリズムに関しての平均値の順位は以下の通りである。日本—1位1. 権威ある人々にはつねに敬意を払わなくてはならない3.07点、2位6. この複雑な世の中で何をすべきかを知る一番よい方法は指導者や専門家に頼ることである2.80点、3位2. 以前からなされてきたやり方を守ることが、最上の結果を生む2.49点。韓国—1位6. この複雑な世の中で何をすべきかを知る一番よい方法は指導者や専門家に頼ることである2.78点、2位1. 権威ある人々にはつねに敬意を払わなくてはならない2.44点、3位2. 以前からなされてきたやり方を守ることが、最上の結果を生む2.37点。台湾—1位6. この複雑な世の中で何をすべきかを知る一番よい方法は指導者や専門家に頼ることである3.08点、2位1. 権威ある人々にはつねに敬意を払わなくてはならない2.51点、3位2. 以前からなされてきたやり方を守ることが、最上の結果を生む2.04点。

パターナリズム平均値をみると日本、韓国、台湾の順であった。日本大学生は権威主義尺度の合計得点は、最大が30点、最小が6点、平均点が14.50点で、各項目の平均が「どちらともいえない」の3.0点を上回った項目は「1. 権威ある人々にはつねに敬意を払わなくてはならない」3.07点であった。

韓国大学生では合計得点は、最大が24点、最小が6点、平均点が13.90点で、各項目の平均が「どちらともいえない」の3.0点を上回った項目はなかった。

台湾大学生は合計得点が最大が26点、最小が6点、各項目の平均が「どちらともいえない」の3.0点

を上回った項目は「6. この複雑な世の中で何をすべきかを知る一番よい方法は指導者や専門家に頼ることである」3.08 点であった。

3 か国比較すると、韓国と台湾が似た傾向にあり、3 位までの順位項目も同じであったの比較し、日本は相対的に得点も高く、3 位までの順位項目も異なる結果となった。

以上のように、今回の 3 か国での学生調査結果では、パタナリズムの強さが必ずしもエイジズムに影響しているようには見られない。また学生の属性について、韓国では年齢層に幅があり、若干他の 2 か国とは異なるため、両者の影響度合いを単純には比較できないかもしれない。今後さらに調査分析を深めていきたい。

(注)

1) 原田謙、杉澤秀博、杉原陽子ほか(2004)「日本語版 Fraboni エイジズム尺度 (FSA) 短縮版の作成—都市部の若年男性におけるエイジズムの測定—」『老年社会学』Vol. 26, No. 3, 308-319.

2) 吉川徹(1994)「現代社会における権威主義的態度尺度の有用性—環境保護意識、ヘルス・コンシャスの分析視角として—」『ソシオロジ』Vol. 39, No. 2, 125-137.

引用文献

鳥羽・藤谷・大橋ほか(2019)「エイジズムに関する社会構造的分析—東アジアにおける比較文化研究をもとに—」文京学院大学総合研究所紀要第 19 号, 155-162.

参考文献

アードマン・B・パルモア著 鈴木健一訳『エイジズム—高齢者差別の実装と克服の展望—』明石書店, 2002

高野真由美「看護学生のエイジズムが老人とのコミュニケーション時の情緒状態に与える影響」川崎市立看護短期大学紀要第 15 巻第 1 号, 2010, 47-52

高安雄一『韓国の社会保障—「低福祉・低負担」社会保障の分析』学文社, 2014

埋橋孝文・木村清美・戸谷裕之編『東アジアの社会保障』ナカニシヤ出版, 2

ストレス評価としての顔側面部血液量・自律神経活動・唾液成分の有用性  
- 2種類の香料に対する応答の違いを利用して -

川上 保子<sup>1)</sup>、大久保 滋夫<sup>1)</sup>、杉本 久美子<sup>2)</sup>

1)文京学院大学 保健医療技術学部 臨床検査学科 (検査管理研究室)

2) 東京医科歯科大学大学院 歯学総合研究科

本研究成果については、既に学外の学術誌に発表したことから「文京学院大学総合研究所紀要」での報告については研究内容の概略に留める。

【はじめに】

現代人は様々なストレスに晒され、ストレスが原因で発症する疾患が多々存在する。また、我が国は高齢社会となり、健康に長寿を全うするためにはストレスを適度に取り除いていく必要もある。植物には身体や精神を癒す効果があることは広く知られており、森林浴でストレスが解消されるのは、森の木が放つ香気成分が大きく関与していると言われている。植物から抽出される精油の香りを嗅ぐことでリラックス効果が得られ、ストレスや疲労を緩和し、気分を穏やかにすると日常的に活用されている<sup>1-2)</sup>。リラックス効果が期待できる精油のなかでも、ラベンダーには、血圧降下、鎮静などの作用、ゼラニウムには、血行促進、神経のバランス、ストレス解消などの作用、ローズマリーには、強壮、慢性疲労の緩和、血行促進、血圧上昇などの作用がある<sup>3-4)</sup>。一方でストレスを評価する方法には急性期ストレスマーカーとして唾液中コルチゾール濃度、 $\alpha$ -アミラーゼ活性、イムノグロブリン A 濃度等が測定されているが<sup>5-7)</sup>、慢性ストレスや疲労を評価するマーカーは十分に検討されていない。

本研究では、慢性ストレス下での精油の芳香が、ストレス下の身体情報にどのような影響を及ぼすかを検証し、その変化が慢性ストレス評価の一手段となる可能性を検証することにし、慢性ストレス状態として、睡眠不足にして、唾液分泌量、顔側面部血液量および自律神経活動の変化に着目することにした。

【方法と材料】

1. 方法

1) 睡眠ストレス負荷方法

実験前日までは普段の睡眠時間とし、実験前日の夜にとる睡眠時間について指定をした。指定した睡眠時間は、約 8 時間と約 5 時間の 2 条件とし、約 8 時間睡眠は睡眠充足状態 (充足下)、約 5 時間は睡眠時間を制限した睡眠不足状態 (ストレス下) とした。

2) 精油

ストレス緩和作用のある精油のうち、エッセンシャルオイルラベンダー (製品番号 02032: 株式会社 ニールズヤード レメディーズ) とローズマリー・オーガニック (製品番号 02176: 株式会社 ニールズヤード レメディーズ) の 2 種類を用いた。

3) 身体情報の測定法

測定は、午前 (9~12 時) または午後 (14~17 時) に行い、測定 1 時間前は食事を禁止し、水のみ摂取可能とした。また、20~26℃の室温を保ち照明を落とした静かな部屋で、開眼状態にて実施した。耳下腺部血液量、自律神経活動、心拍数の測定を開始し、精油の芳香吸入前、吸入中を経て吸入終了

40分後まで連続的に計測した。精油は、試香紙に30  $\mu\text{L}$  点着したものを3 L容量のおい袋に入れて5分間芳香を吸入させた。以上の過程を、1被験者について合計4日間実施した。

#### ①唾液分泌量

測定前に蒸留水で洗口し、口腔内の唾液を吐きだした後5分間貯留した分泌唾液を吐唾法によりトレーに採取し、重量(g)を計測した。採取は、精油の芳香を吸入前、吸入中、吸入終了40分後まで5分ごとに計10回実施した。

#### ②耳下腺部血液量

顔側面部近赤外光計測装置 WOT - S20 (株式会社 NeU) を用いて測定し<sup>8)</sup>、耳下腺部血液量は Hb signal (mM・mm) で表した。

#### ③自律神経活動・心拍数

Reflex 名人 (株式会社 クロスウェル) を用いて測定し、0.15~0.4Hz の高周波数成分 (HF : High Frequency) は副交感神経活動とし、0.04~0.15Hz の低周波数成分 (LF : Low Frequency) を 0.15~0.4Hz の高周波数成分で除した LF/HF を交感神経の指標とした<sup>9)</sup>。

## 2. 材料

同意を得た本学女子学生 8 名 (年齢 21.9 $\pm$ 0.93 歳) を対象とした。本研究は、文京学院大学保健医療技術学部・大学院保健医療科学研究科倫理委員会において承認を得ており (承認番号: 2017-0006)、実験は、予め承諾書を作成の上インフォームドコンセントを得て実施した。

### 【結果】

睡眠ストレス下において精油の芳香吸入が唾液分泌量、耳下腺部血液量、自律神経活動および心拍数に及ぼした影響を示す。

#### 1) 唾液分泌量

精油の芳香吸入において、ストレス下、充足下の唾液分泌量を比較すると、有意な増加のポイントは異なるが、その変化はそれぞれが類似するものであり、ローズマリーではラベンダーに比べ、ストレス下と充足下がより近似した。

#### 2) 耳下腺部血液量

2精油ともに、芳香を吸入中から吸入終了40分後にかけて、ストレス下は充足下と比較して血液量は低値を示し、両者の差はローズマリー吸入で、より顕著であった。ラベンダー吸入後、充足下では直後と5分後で有意な増加がみられた。また、ローズマリー吸入後、充足下では有意 ( $p<0.05$ ) に増加を続けたが、ストレス下ではそれとは異なり大きな増加は見られなかった。

#### 3) 副交感神経活動

ラベンダー吸入で、ストレス下では吸入終了5分後に減少傾向 ( $p<0.1$ ) が、充足下では吸入中に有意 ( $p<0.05$ ) な増加がみられた。ローズマリー吸入では、ストレス下、充足下ともに吸入中に有意 ( $p<0.05$ ) に増加し、ストレス下では吸入終了10分後に減少傾向 ( $p<0.1$ ) がみられた。

いずれの精油においても芳香吸入中に副交感神経活動の増大が見られたが、吸入5分後には吸入前のレベルに戻り、その変化は一過性であった。しかし、いずれの精油においても吸入後のレベルはストレス下が充足下を下回るものであった。

#### 4) 交感神経活動

ラベンダー吸入で、ストレス下、充足下ともに吸入中に有意 ( $p<0.05$ ) に減少し、ストレス下では吸入終了10分後、20分後、25分後に増加傾向 ( $p<0.1$ ) がみられた。ローズマリー吸入では、ストレス下で吸入終了5分から35分後にかけて有意 ( $p<0.05$ ) な増加、40分後に増加傾向 ( $p<0.1$ ) がみられた。

充足下では吸入終了5分から40分後にかけて有意 ( $p<0.05$ ) な増加がみられた。交感神経活動は2精油ごとにそれぞれ異なる変動がみられ、ラベンダーと比較してローズマリーでは活動が増大したが、ストレス下では吸入時以降の変化はラベンダーと類似した。

#### 5) 心拍数

ラベンダー吸入で、ストレス下では吸入終了5分後、40分後に増加傾向 ( $p<0.1$ ) がみられた。ローズマリー吸入では、ストレス下で吸入終了30分後、40分後に増加傾向 ( $p<0.1$ ) がみられ、充足下では吸入終了15分後に増加傾向 ( $p<0.1$ ) がみられた。2精油の大きな違いは見られず、ストレス下と充足下においても同様であった。

#### 【考察】

2種類の精油の芳香を吸入することにより、睡眠ストレス下での身体情報がどの様に変化するかをみたところ、ローズマリー吸入においてラベンダーとは異なる2つの変化が明らかとなった。一つは、睡眠ストレス下で耳下腺部血液量は増加したが、充足下程の変化はみられなかったにも関わらず、唾液分泌量はストレス下が充足下と相同する変化がみられたこと、もう一つは、ローズマリー吸入により副交感神経活動の変化はラベンダーと大きく変わらないものの、交感神経活動において有意 ( $p<0.05$ ) に増加したことである。耳下腺部血液量は、耳下腺からの唾液分泌量を反映しているのに対し、自然排出により採取した唾液は、大唾液腺 (耳下腺、顎下腺、舌下腺) と小唾液腺から排出された全唾液量を反映している。また、一般的に副交感神経活動が優位なときは、耳下腺由来の漿液性唾液が、交感神経活動が優位なときは舌下腺由来の粘性性唾液が分泌されるといわれている<sup>10)</sup>。これらのことから、睡眠ストレス下における唾液量は舌下腺から分泌された唾液の分泌増加を反映し、このことが睡眠ストレス下での耳下腺部血液量と唾液分泌量の測定結果に乖離を生んだものと考えられた。芳香物質は吸引されたのち、血液中にとりこまれ全身を巡り肝臓で代謝され体外に排出されることで、薬理効果や効果の持続性が期待されるが、ローズマリー吸入での交感神経活動の増加は、ローズマリーが循環系を刺激する<sup>11)</sup> ことによるものと考えられ、これは充足下での耳下腺部血液量の増大の一因でもあると考えられた。反して耳下腺部血液量はストレス下では充足下とは異なり有意な増加がみられなかった。このことは、充足下で及ぼすローズマリー吸入の効果はストレス下では十分に発揮されないのではと考えられた。

本研究では、睡眠不足状態を慢性ストレスと設定し、慢性ストレス下において精油の芳香吸入が耳下腺部血液量、唾液分泌量、自律神経活動に及ぼす影響を検証した。その結果、ローズマリーの芳香吸入では、睡眠充足下において芳香吸入前と比較し、耳下腺部血液量の有意な増加を示したのに対し、睡眠ストレス下において有意な増加は認められなかった。しかしながら、ストレス下、充足下とも交感神経活動は増加し、唾液分泌量は著しく増加するという乖離が生じた。これらの知見は、慢性ストレスを反映している可能性が考えられ、慢性ストレスの評価に有効であることを示唆するものである。

#### 参考文献

- 1) 渋谷達明: 香りの研究エッセイ, フレグランスジャーナル社, 東京 (2005)
- 2) 谷田貝光克: 植物の香り と 生物活性, フレグランスジャーナル社, 東京, pp. 204-218 (2010)
- 3) 佐々木 薫 監修: アロマテラピー図鑑 最新3訂版, 主婦の友社, 東京, pp.118,128 (2014)
- 4) パトリシア・デービス 著, 高山林太郎 訳: アロマテラピー事典, フレグランスジャーナル社, 東京, pp.401,403 (1997)
- 5) 田中喜秀, 脇田慎一: ストレスと疲労のバイオマーカー. 日薬理誌, 137: 185-188, 2011.
- 6) 脇田慎一, 田中喜秀, 永井秀典: 唾液ストレス計測用バイオチップ 一滴唾液ストレス計測用バイ

ストレス評価としての顔側面部血液量・自律神経活動・唾液成分の有用性  
- 2種類の香料に対する応答の違いを利用して -

オチップの研究開発. 日薬理誌, 141: 296-301, 2013.

7) 山口昌樹: 唾液マーカーでストレスを測る. 日薬理誌, 129: 80-84, 2007.

8) 顔側面部近赤外光計測装置 WOT-S20, 株式会社 NeU; 2017.

9) 小田川拓矢、山本健、門松信一、奥野典子、中川洋一、森戸光彦: HRV を応用した自律神経と唾液分泌量との関連性の評価. 老年歯医, 26: 319-326, 2011.

10) 吉原俊雄、芝紀代子、長尾俊孝、村上政隆、横山繁生: 唾液・唾液腺, 金原出版, 東京 (2016)

11) Cerrato PL. Aromatherapy: is it for real?. RN, 61: 51-52, 1998.

元藤陽子<sup>1</sup>、綾部智人<sup>2</sup>、小松博義<sup>1,3</sup>

<sup>1</sup>文京学院大学保健医療技術学部臨床検査学科免疫学、

<sup>2</sup>順天堂大学医学部附属順天堂医院産婦人科

<sup>3</sup>文京学院大学大学院保健医療科学研究科生体分子機能情報解析学

## 要 旨

我々は、特異性不明な抗リン酸化蛋白質モノクローナル抗体群および正準判別分析を用いたホスホプロテオミクスにより未知の腫瘍組織についてその分類を予測するがん診断システムを報告している。このシステムを臨床診断に応用するために、特異性が明らかになっている抗体群を用いた新たな抗体パネルを作製した。全26種の抗腫瘍関連抗原抗体群の反応性を明らかにするために、種々の腫瘍細胞株を用いた間接蛍光抗体法染色を実施し、各細胞株の腫瘍関連抗原発現プロファイルと正準判別分析を組み合わせることで、有用性の高いがん診断システムを構築できる可能性を示す。

## 緒 言

糖尿病や心疾患などの多因子疾患の解明には、遺伝要因を明らかにするゲノム解析だけではその治療法にはたどりつかず、ポストゲノムの解析法としてプロテオーム解析（疾患プロテオミクス）に期待が寄せられている。疾患プロテオミクスを進展させるためには、(1)「蛋白質の網羅的同定と含有量決定（発現プロテオミクス）<sup>1)</sup>」、(2)「正常および病的翻訳後修飾による蛋白質の機能状態変化の網羅的解析（機能プロテオミクス）<sup>2)</sup>」と、(3)「プロテオームの変動について多変量解析を行い、診断・治療のターゲット蛋白質群を発見すること（バイオインフォマティクス）<sup>3)</sup>」の3つが重要である。しかし(1)の発現プロテオミクスが古典的プロテオミクスになりつつある現在では、(2)の効率的に翻訳後修飾による蛋白質の機能変化を網羅的に検出できるプローブを開発すること、および(3)については臨床的に十分に有意な意義を有していない蛋白質であっても、多変量解析を用いてそれらを組み合わせることにより臨床的意義を持たせることが可能と考えた。そのため我々は、ランダム免疫法により作出した特異性不明の抗リン酸化蛋白質モノクローナル抗体群および正準判別分析を用いたホスホプロテオミクスにより未知の腫瘍組織についてその分類を予測するがん診断システムを報告した<sup>4)</sup>。しかしながらこのシステムを臨床診断に応用するために、

特異性を明らかにした抗体群を用いた抗体パネルを用意する必要がある。

そこで私は次の3ステップからなる作業仮説を立てた。(1) 特異性が明らかになっている抗腫瘍関連抗原 (TAA) 抗体群を用いて腫瘍細胞株のTAA発現プロファイルを作成する。(2) このTAA発現プロファイルを正準判別分析により解析し、腫瘍細胞株が腫瘍種毎に異なるグループに分かれるデータベースを構築する。(3) この腫瘍種判別データベースを用いて、グループ未知の腫瘍組織がどの腫瘍種に分類されるかを推定する。

本研究は、がん診断のための新たな概念の疾患プロテオミクス開発のための基礎的検討を上記作業仮説に基づき実施し、本論文中でその検証結果を考察する。

## 材料と方法

### 1) 細胞培養

本研究のために、ヒト白血病細胞株であるMolt-4細胞をはじめとする各種ヒト腫瘍細胞株11種30株 (胃癌、肝癌、大腸癌、乳癌、前立腺癌、肺癌、膀胱癌、子宮癌、B細胞腫瘍、T細胞腫瘍および骨髄性腫瘍) を用いた。これら細胞の培養は基本的に10%非働化牛胎児血清加RPMI-1640培地、5% CO<sub>2</sub>下で培養した。

### 2) 抗TAA抗体

The Human Protein AtlasでヒットしたAlpha fetoprotein (AFP)、Insulin like growth factor binding protein 2 (IGFBP2)、Nucleolar and coiled-body phosphoprotein 1 (NOLC1)、Tumor protein p53 (TP53) およびMucin 1, cell surface associated (MUC1) などを含む26種類の抗TAA抗体を購入し、実験に供した。

### 3) 間接蛍光抗体法

ヒト腫瘍細胞株 (11種30株) を塗布したスライドグラスに1次抗体として、26種類の抗TAA抗体を室温で1時間、遮光できる湿潤箱中で反応させた。リン酸緩衝生理食塩水 (PBS) で10分間洗浄後、2次抗体として種々の動物の免疫グロブリンを抗原として作製したfluorescein isothiocyanate (FITC) 標識抗免疫グロブリン抗体を室温で1時間、湿潤箱中で反応させた。再びPBSで10分間洗浄後、50%無蛍光グリセリン-PBSとカバーグラスで封入した後、蛍光顕微鏡で観察した。

### 4) 統計解析

統計解析ソフトSPSS Ver.25 (IBM, 東京) を用いて行った。多変量解析法の1つである正準判別分析を用いて解析し、がん診断に有用と考えられる抗TAA抗体の組合せを検討した。



## 結果と考察

### 1) Molt-4細胞を用いた固定法の検討

将来的にホルマリン固定組織切片を用いることを前提としているため、Molt-4細胞をそれぞれ冷メタノール固定、ホルマリン固定および冷メタノール固定後にホルマリン固定を行ったもの（冷メタノール+ホルマリン固定）を使用し、TATA-element modulatory factor 1 (TMF/ARA160) モノクローナル抗体との反応性を比較した。その結果、冷メタノール固定、ホルマリン固定および冷メタノール+ホルマリン固定の順に抗TMF/ARA160との反応性が低下した。このことから、これ以後の実験には冷メタノール固定細胞を使用することにした（データ省略）。

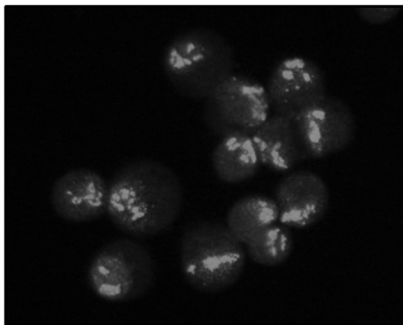
### 2) 抗TAA抗体と株化細胞との反応性

抗TAA抗体群は実験に際して、冷メタノール固定Molt-4細胞を用いてその力価を検討した。それら力価は概ね40倍から160倍であった。この結果を参考に抗STK4 (serine/threonine protein kinase 4)抗体との反応性を検討した (Fig 1)。STK4は本来、結腸直腸癌の一部に加えて、いくつかの扁平上皮癌、セミノーマ、尿路上皮、卵巣および膵臓の癌において弱～中程度に発現していることが報告されているが、前立腺癌細胞株に強い染色を示した。このことは、我々が用いている株化細胞では病理学的データと必ずしも一致しないことを示唆している。このような結果は他の細胞株においてもみられた現象であった（データ省略）。

そこで、これら26種の抗TAA抗体を用いて11種30株の腫瘍細胞株との反応性を間接蛍光抗体法で検討した。AFP、IGFBP2、NOLC1等はそれぞれ特異的に肝癌細胞株、大腸癌細胞株および肺癌細胞株と反応していた。一方、TP53およびMUC1は多くの癌腫由来の細胞株と反応していた（データ省略）。

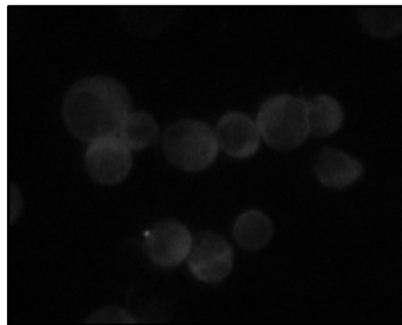
## 抗STK4抗体

前立腺癌：DU-145細胞



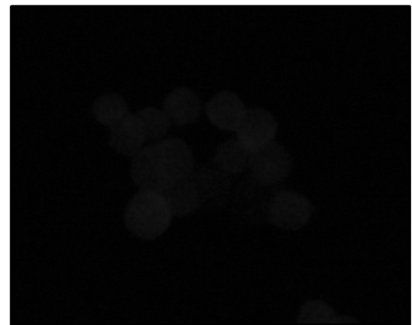
3+

肺癌：EBC-1細胞



1+~2+

大腸癌：LoVo細胞



0

反応強度

Fig 1. 抗TAA抗体を用いた間接蛍光抗体法による一例

### 3) 正準判別分析を用いた腫瘍細胞株のグループ化

抗TAA抗体間での染色性に注目してみると、その反応性は、(Fig 1) に示したものと同様に種々の染色型を示した。このことは目視により半定量的に表した蛍光強度 [反応性の強さ (0:陰性～4:強陽性)] を染色性の異なる細胞間においてノーマライズされたデータとして扱うことは好ましくないことを示唆している。そこで、正準判別分析を実施するにあたり、陽性を示したもの (強度1～4) を“1”とし、陰性を示したもの (強度0) を“0”として統計解析ソフトSPSS Ver.25を用いて正準判別分析を行い、腫瘍細胞株のグループ化を検討した。26種の抗TAA抗体を用いた11種30株でのTAA発現プロファイルを正準判別分析により解析し散布図を作成したところ、胃癌、肝癌、大腸癌、乳癌、前立腺癌、肺癌、膵癌、子宮癌、B細胞腫瘍、T細胞腫瘍および骨髄性腫瘍の11種の腫瘍種を明確に分類することに成功した。その結果を散布図で表したものをFig 2に示す。このことは26種の抗TAA抗体を用いることにより、腫瘍細胞株のクラスタリングが可能であることを示している。今後は、このシステムで未知の癌腫が同定可能であるかどうかを検証するとともに、「腫瘍個性診断」、すなわち同じ腫瘍種でも抗がん剤の奏効等、腫瘍の個性を予測するシステムを構築し、オーダーメイド医療に応用したいと考えている。

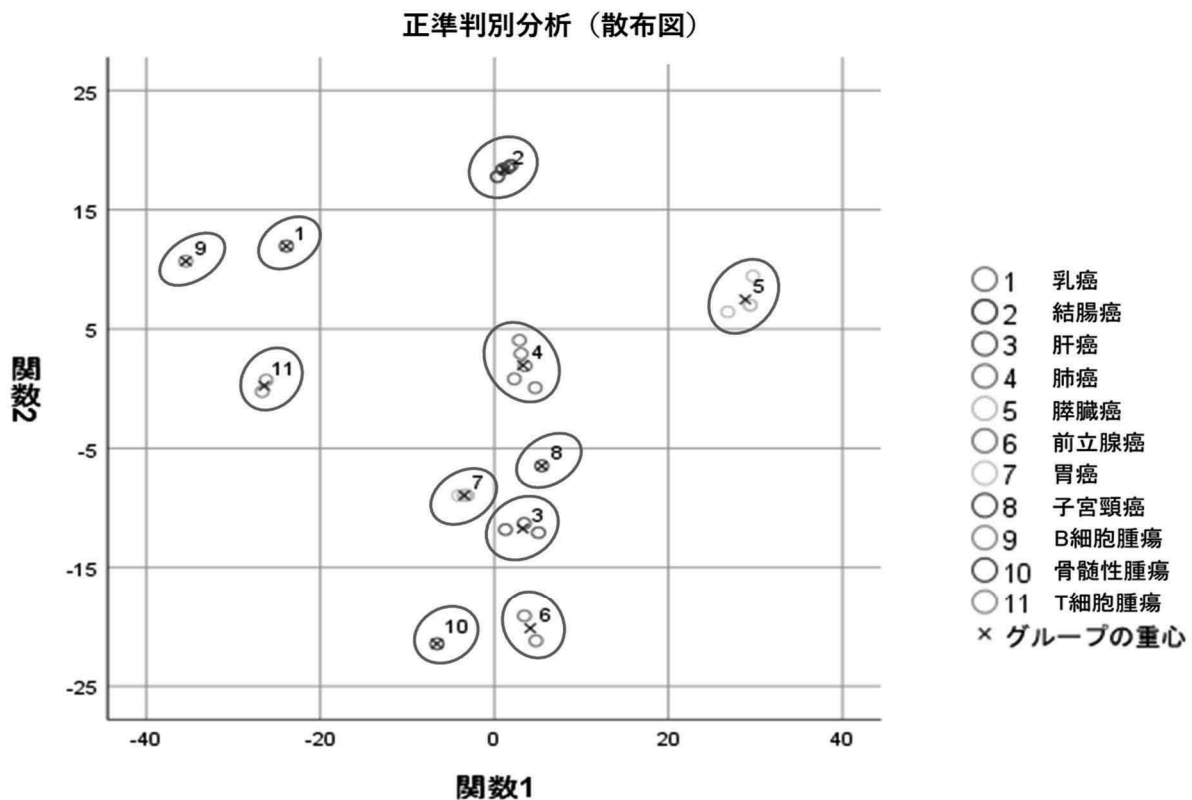


Fig 2. 抗TAA抗体と各種腫瘍細胞株の正準判別分析 (散布図)

### 参考文献

- 1) Wilkins M. Proteomics data mining. *Expert Rev Proteomics*. 2009 **6**:599-603.
- 2) Maria M, Stefania O, Daniela P, Piero P. Functional proteomics. *Clinica Chimica Acta*. 2005 **357**:140–150.
- 3) Alterovitz G, Xiang M, Chang J, Liu A, Ramoni M.F. System-Wide Peripheral Biomarker Discovery Using Information Theory. *Pacific Symposium on Biocomputing*. 2008 **13**:231–242.
- 4) Motofuji Y, Saito A, Koike M, Kodera Y, Maeda T, Komatsu H. Potential of classification of cancer by multiple discriminant analysis for relationship between cancer and expression of human cellular phosphoprotein. *Biomedical research (Tokyo, Japan)*. 2012 **33**:139-143.



## 2018（平成30）年度総合研究所共同研究（概要）

### 5 重免疫蛍光標識で観察した進行性核上性麻痺細胞病変のタウ・イソ蛋白組成

山田 哲夫<sup>a,b,c</sup>, 関 貴行<sup>a</sup>, 内原 俊記<sup>b</sup>, 江石 義信<sup>c</sup>

<sup>a</sup> 文京学院大学 病理. <sup>b</sup> 東京都医学総合研究所 脳病理形態. <sup>c</sup> 東京医科歯科大学 人体病理学.

#### 背景と目的

進行性核上性麻痺（progressive supranuclear palsy; PSP）は、脳組織細胞内の微小管結合蛋白タウが異常に凝集し、疾患特異性の高い房状星状膠細胞（tufted astrocyte; TA）や、乏突起膠細胞内のコイル状小体（coiled body; CB）、神経細胞内の原線維変化（neuro-fibrillary tangle; NFT）の出現を伴う神経変性疾患である。成人脳のタウは、アミノ末端領域（N）と微小管結合反復領域（R）の選択的スプライシングの結果、各領域の残存数が異なる6種（0N3R, 1N3R, 2N3R, 0N4R, 1N4R, 2N4R）のイソ蛋白として産生されるが、PSP病変脳では6種のうち0N4R, 1N4R, 2N4Rの3種のみが異常凝集していることがウェスタンブロットで示されている。しかし、異常凝集タウ3種のPSP脳病変組織中の局在、特にTA, CB, NFTといった特徴的細胞病変との関係は、検索されないままであった。

われわれの共同研究グループは、アルツハイマー病や筋緊張性ジストロフィ、PSPの脳病変に沈着するタウのイソ蛋白組成を組織学的に調べることを目指し、タウ蛋白イソ型6種を区別しうる5重免疫蛍光標識法を工夫してきた（山田ら、総合研究所紀要, 2016; 外山ら、総合研究所紀要, 2018）。今年度の共同研究では、われわれの5重免疫蛍光標識法によって、PSPの3つの細胞病変（TA, CB, NFT）それぞれに局在する異常凝集タウ3種（0N4R, 1N4R, 2N4R）の組成を明らかにすることを目的とした。

#### 対象と方法

PSP剖検例の前頭葉・被殻・中脳のホルマリン固定パラフィン包埋組織を厚さ6μmで薄切し、スライドガラス上に固着した後に、染色または蛍光標識を行った。免疫染色は、タウのN領域0N/1N/2NとR領域3R/4Rのそれぞれに特異的な市販のマウス由来モノクローナル抗体5つを用いて、ABC法で行った（山田ら, 2016）。

免疫蛍光標識では、抗0N, 1N, 2N, 3R, 4RをそれぞれAlexa Fluor (AF) 594, AF 647, Qdot 655, AF 488及びPacific Blueで標識した（外山ら, 2018）。その際、抗2NのみはマウスIgG<sub>2b</sub>であることから、ビオチン化抗IgG<sub>2b</sub>とQdot 655標識ストレプトアビジンを用いて検出した。他の4抗体は全てマウスIgG<sub>1</sub>であるため、蛍光色素を直接標識して用いた（山田ら, 2016）。蛍光撮像にはバーチャル顕微鏡システムVS120またはBX63（いずれもOlympus）の対物レンズ40倍を使用し、組織切片の厚さ6μmの全体を焦点に含めるために1μm間隔で7面のZシリーズを、広範囲に貼り合わせて高精細デジタルファイル（VSI形式）化した。デジタル化した蛍光像は、イメージングソフトウェアVS DesktopまたはcellSens（いずれもOlympus）上で、抗体ごとに明視野免疫染色像と合致するように表示の強弱を調整し、さらに、異常凝集タウ3種（0N4R, 1N4R, 2N4R）の組成の重なりを識別しやすいように、0N/1N/2Nをそれぞれ光の3原色R/G/Bで疑似カラー表示して、観察した。

#### 結果の概要

PSPの細胞病変のうち、NFTは異常凝集タウ3種、TAは異常凝集タウ2種、CBは異常凝集タウ2種から構成されていた。

詳細については、別に報告すべく、記述を差し控える。



*Prpionibacterium acnes* の年齢別検出率と Clindamycin 耐性株の疫学調査

眞野 容子、藤谷 克己

文京学院大学大学院保健医療科学研究科

本論文は生物試料分析 2019 に短報としてすでに掲載が決定しているものであり、ここに要約を掲載する。

論文タイトル：健常者における *Cutibacterium acnes* の薬剤耐性に関する実態調査

天野 宏敏、原澤 彩貴、石橋 奈央子、眞野 容子

古谷 信彦、藤谷 克己

文京学院大学保健医療科学研究科

#### 【論文要旨（英訳）】

Although there is a result of drug susceptibility test in *Prpionibacterium acnes* strains isolated from patients with acne vulgaris, there is no result of drug susceptibility test using *P. acnes* strains isolated from healthy people and it is not clear how much antimicrobial-resistant *P. acnes* are currently spreading in healthy people. In this study, we aimed to grasp the actual condition of drug sensitivity in *P. acnes* isolated from healthy people and to investigate the actual conditions of antimicrobial-resistant *P. acnes*. Antibiotic susceptibility testing was conducted using 70 isolates from the cheek of healthy people living in the Kanto area. As a result, 3 out of 70 total strains (4.2%) showed the resistance to Clindamycin, and antimicrobial-resistant bacteria against Nadifloxacin and Minocycline were not observed. It has been reported that antimicrobial-resistant bacteria can be transmitted at the time of contact, and if they possess antimicrobial-resistant bacteria, there is a possibility of transmitting them to others, so there is concern that the number of antimicrobial-resistant bacteria in healthy people will increase. On the other hand, improper use of antibiotics may increase antimicrobial-resistant bacteria, so the proper use of antibiotics is strongly recommended.

緒言

*Cutibacterium acnes* (*C. acnes*)は嫌気性グラム陽性桿菌であり、皮膚常在菌叢に属している。以前は *Propionibacterium acnes* として知られていたが、ゲノムの証拠に基づいて再分類さ

れた。*C. acnes* は、炎症性ざ瘡の発生に関与する、リパーゼ、プロテアーゼ、ヒアルロニダーゼ、ポルフィリンおよび走化性因子などの様々な生物活性分子および酵素を産生することができる免疫賦活剤として作用する。産生されるリパーゼの作用によって皮脂トリグリセリドから放出される脂肪酸は一般的にニキビと言われている尋常性ざ瘡の病因に重要な役割を果たす。尋常性ざ瘡は、90%以上の人を経験する一般的な疾患である。致命的な病態ではないが、症状が主に顔面に現れることやはん痕を残すことがあるため、患者の QOL に影響を及ぼす疾患である。日本の尋常性ざ瘡の治療は、主に内外の抗菌薬を中心とした炎症性の発疹を対象としていた。2008 年にアダパレンが承認され、状況が大幅に変化した。面皰や面皰の前の病理学的変化である微小面皰の治療が可能となり、軽症あるいは炎症が生じる前の受診を促し、早期の積極的な治療が推奨されるようになった。ざ瘡治療の選択薬として、clindamycin と nadifloxacin の外用抗菌薬が最も多く使用されている。しかし海外では、clindamycin 耐性菌の報告がある。日本でもざ瘡患者における clindamycin 耐性菌が 18.8% 報告され、治療が困難になりつつあるため、耐性菌を生じない BPO(過酸化ベンゾイル)の使用が望まれた。BPO は海外で尋常性ざ瘡の治療によく用いられる消毒薬のことである。BPO は分解に伴い生じるフリーラジカルが尋常性ざ瘡の病態に関与する *C. acnes* などの細菌の細胞膜構造などを障害することで抗菌作用を発揮すると考えられる。日本では 2015 年からざ瘡治療に BPO が導入され、その後続いて BPO と clindamycin の合剤が上市された。肌が荒れてくる急性炎症期という時期では早期に炎症を抑えることを目標に積極的な併用療法が行われるが、試験管内における BPO と clindamycin などの外用抗菌薬の併用試験の報告が少ない。また抗菌薬の問題点は薬剤耐性菌の増加であり、BPO は塗布部位の乾燥、紅斑、刺激感、掻痒感などの副作用がある。よって、BPO と clindamycin の安定性・有害特性の探索を目的とし、本研究では健常な若者の頬から分離された *C. acnes* を用いて、試験管内における clindamycin に対する *C. acnes* の耐性率ならびに耐性菌株に対する clindamycin および BPO の併用効果を調べた。

## 方法

### 使用菌株

15 人の健常な若者の頬から採取し、PCR 法により同定された *C. acnes* 5 株を用いた。精度管理株として *Bacteroides fragilis* ATCC25285 を用いた。前培養に嫌気性寒天培地（日水製薬株式会社、東京、日本；ペプトン、大豆ペプトン、プロテオースペプトン、消化血清粉末などを含む）を使用した。

### 採取方法

0.1% Tween 80（東京化成工業株式会社、東京、日本）を加えた滅菌生理食塩水で湿らせた滅菌綿棒で頬を擦過した。擦過した綿棒を嫌気性寒天培地に分離し嫌気ジャーとアネロパック・ケンキ（三菱ガス化学株式会社、東京、日本）を用いて 37°C で 2 日間嫌気培養をした。本研究は文京学院大学倫理審査委員会により承認された。(No.2017-0020)



### C. acnes の同定方法

嫌気培養と好気培養を行い、嫌気培養のみに発育した菌株のグラム染色をした。染色結果がグラム陽性菌である菌株を、3%過酸化水素水を用いて発泡を観察するカタラーゼ試験を行い、カタラーゼ陽性菌株を PCR 法を用いて同定した。C. acnes の 16SrRNA 遺伝子を増幅するために使用したプライマーを表 1 に示す。ボイル法で抽出した DNA を鋳型 DNA として、プライマーを用いて PCR 法を行い C. acnes の遺伝子型による同定を行った。PCR プロトコールは、94°C で 3 分間の変性、94°C で 15 秒間の変性、57°C で 20 秒間のアニーリング、72°C で 30 秒間の伸長を 25 サイクルで行った。

### 薬剤感受性試験

CLSI に準拠した微量液体希釈法を用いてチェッカーボード法で行った。薬剤は塩酸 clindamycin (LKT、ミネソタ州、アメリカ)、過酸化ベンゾイル (ナカライテスク株式会社、京都、日本) を使用した。薬液を 2.0% Tween80 および 0.1% グリセロール (和光純薬工業株式会社、大阪、日本) を加えた嫌気性液体培地を用いて調製し、96well プレート上で液体培地を用いて倍々希釈した。その後、菌液を  $1.5 \times 10^8$  CFU/mL に調製し更に 00 倍希釈した。調製した菌液 10 $\mu$ L を培地に接種後 37°C で 46~48 時間嫌気培養を行い、MIC 値を測定した。

### 結果

耐性細菌株に対する clindamycin および BPO の併用薬物の効果を、15 のサンプルで検出された 5 つの標本 C. acnes について調査した。抗菌薬感受性試験の結果、clindamycin の MIC は 1 例で 128 $\mu$ g/mL、3 例で 0.25 $\mu$ g/mL、1 例で 0.03 $\mu$ g/mL であった。BPO では 1024 $\mu$ g/mL の高い MIC 値が観察された。clindamycin と 1.0% BPO の合剤は、clindamycin の MIC 値が 8.0  $\mu$ g/mL 以下まで低下した。clindamycin に対する C. acnes の耐性率も調査した。5 株中 1 株の clindamycin 耐性株が検出されたため、耐性率は 20% であった。

### 考察

臨床での BPO と clindamycin の有効性、安全性、有害特性の探索を目的とした検討は数多く行われている。試験管内における BPO と clindamycin などの外用抗菌薬の併用試験の報告は少ない。そのため本研究では試験管内における clindamycin に対する C. acnes の耐性率ならびに耐性菌株に対する clindamycin および BPO の併用効果を調べた。ざ瘡患者における clindamycin 耐性菌の検出率 18.8% と比較すると、健常な若者であるにも関わらず clindamycin 耐性菌が 20% 検出された。これは株数が 5 株と少なかったために検出率が高くなったといえる。しかし clindamycin 耐性菌が健常な若者の頬から検出されたため、今後尋常性ざ瘡の治療を行う際にざ瘡治療の選択薬として最も多く使用されている clindamycin などの外用抗菌薬が治療効果を有さない可能性があるかもしれない。また検出された clindamycin 耐性菌株を用いた際に clindamycin 単剤では 128 $\mu$ g/mL と高い MIC 値だったが、1024 $\mu$ g/mL の BPO を併用することにより clindamycin の MIC 値を 8.0 $\mu$ g/mL 以下まで抑えることができた。BPO 単剤の MIC 値は 1024 $\mu$ g/mL であり、512 $\mu$ g/mL 以下は全て

菌が発育していたため試験管内において BPO は 1.0% でないと効果がないと考えられる。抗菌薬の問題点は薬剤耐性菌の増加であり、また BPO は塗布部位の乾燥、紅斑、刺激感、搔痒感などの副作用があるが、BPO を用いることにより clindamycin などの外用抗菌薬の単剤での使用を避けることができ、投与量や投与期間を考え、正しく使用することにより耐性菌の増加を抑えることができると考えられる。今後の課題として本研究の併用試験に使用した株数は少ないため、株数を増やして検討する必要がある。また安全性や有害特性の探索には更なる追加検討が必要である。そのためには次の研究段階である BPO 配合量の有効閾値を検出する必要がある。リンコサミド耐性株は、マクロライド - リンコサミド - ストレプトグラミン B (MLSB) 耐性として知られており、23S rRNA の同一領域に結合することによってマクロライドおよびストレプトグラミン B に対する交差耐性を示す。clindamycin の耐性機序には rRNA メチルトランスフェラーゼをコードする erm(X) の獲得、あるいは、23S rRNA 遺伝子ペプチジルトランスフェラーゼコード領域の突然変異が挙げられる。本研究で検出された clindamycin 耐性菌の耐性遺伝子の検出を行い、その原因を明確にする必要がある。結論として健康な被験者の正常な皮膚層から耐性細菌株が検出されたので、clindamycin などの選択薬が尋常性ざ瘡の発症に治療効果を示さない場合があるかもしれない。clindamycin と BPO (BPO 濃度 1.0%) を併用すると、clindamycin 単独使用と比較して MIC 値が低下し、治療効果が大幅に改善された。

利益相反：本研究の一部は株式会社ポーラファルマとの委託研究契約に基づき実施した。

# 腎・尿路系細胞由来エクソソームの機能解析

保健医療技術学部 臨床検査学科

飯島 史朗、並木 輝

## 【緒言】

ヒトの体を構成する約 60 兆個もの細胞は、細胞単独としてではなく、細胞同士がコミュニケーションをとり、組織として機能している。その情報伝達にはホルモンをはじめ様々な分子が関与するが、近年、エクソソームとよばれる細胞外小胞 (extracellular vesicles) が情報伝達に関係することが見出されてきた。現在では生体内のほとんどの上皮細胞からエクソソームが分泌されていることがわかり、2004 年には尿中エクソソームの存在も報告されている<sup>1)</sup>。直径 40~100nm 程度の粒子であるエクソソームは、mRNA、miRNA などの核酸、タンパク質、脂質などを内包しており、これらは由来細胞の情報を保ったまま細胞外へ放出される<sup>2)</sup>。このことからエクソソームは、由来細胞の状態を反映する粒子であるとされている。2007 年にはエクソソーム中の核酸が他の細胞に運ばれることが報告され<sup>3)</sup>、エクソソームが遠く離れた細胞に情報を伝える機能も担っていると考えられるようになった。エクソソームで明らかにされつつある細胞間相互作用の機能が、腎・尿路系細胞から分泌されているエクソソームにも備わっているのであれば、腎の新たな生理的機能の発見につながり、病態変化に起因する新たなメカニズムの一端を明らかにできる可能性がある。

腎においては、糸球体で炎症が起こると、その下流に存在する尿細管においても炎症が起こると報告されている<sup>4)</sup>。糸球体細胞から尿中に放出されたエクソソームは、尿細管や膀胱などの細胞に取り込まれて腎機能の制御に寄与している可能性、すなわちエクソソームが腎の疾患形成に関与している可能性がある。実際にエクソソーム中から同定されたタンパク質のうち、腎障害等との関連性が報告されているものを表 1 に示した。例えば、急性腎障害では、抗炎症活性をもつ fetuin-A、腎の発達に重要な転写因子である Wilm's Tumor 1 (WT-1)、急性腎不全の早期診断マーカーとして期待されている好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン (neutrophil gelatinase-associated lipocalin : NGAL) が、エクソソーム中で増加することが報告されている。IgA 腎症では、プロテアーゼインヒビターである  $\alpha_1$ -antitrypsin、銅の輸送タンパク質である ceruloplasmin、ペプチドの消化酵素である aminopeptidase N などは増加し、同じ糸球体の障害でもエクソソーム中で増加するタンパク質は異なることが報告されている。つまり、エクソソーム中のタンパク質は、関連する病態を予測するバイオマーカーの候補分子として考えることができる。

表 1 腎障害に関連した尿中エクソソーム中のタンパク質分子<sup>5,6,7,8,9</sup>

障害の部位, 種類	量的変化が報告されているタンパク質分子	
	増加	減少
全体 急性腎障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>• fetuin-A</li> <li>• Neutrophil Gelatinase-Associated Lipocalin (NGAL) = LCN2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• aquaporin 1</li> </ul>
腎細胞癌	<ul style="list-style-type: none"> <li>• neprilysin</li> <li>• dipeptidase 1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• E-cadherin</li> <li>• N-cadherin</li> </ul>
糸球体 糖尿病性腎症	<ul style="list-style-type: none"> <li>• WT-1</li> <li>• dipeptidyl peptidase-4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• VDAC1</li> </ul>
IgA 腎症	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>\alpha_1</math>-antitrypsin</li> <li>• ceruloplasmin</li> </ul>	
糸球体腎炎	<ul style="list-style-type: none"> <li>• metalloproteinase ADAM10</li> </ul>	
尿細管 尿濃縮障害		<ul style="list-style-type: none"> <li>• aquaporin 2</li> </ul>
原発性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• リン酸化 NCC</li> </ul>	
アルドステロン症	<ul style="list-style-type: none"> <li>• prostasin</li> </ul>	
その他 膀胱癌	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CD34, CD44, CD73</li> </ul>	

本研究では、表 1 に示したタンパク質のうち NGAL に注目した。NGAL は LCN2 と呼ばれ、急性腎障害でクレアチニンよりも早期に上昇し、エクソソーム中に増加する分子である。また、NGAL は腎障害患者の血中に高濃度に存在することが報告されている<sup>10)</sup>。そこで、急性腎障害における炎症の伝達には腎上流細胞由来のエクソソームに内包される mRNA が関与していると仮説を立て、腎症のバイオマーカーである *LCN2* 遺伝子の変動を、リアルタイム PCR 法を用いて解析することを本研究の目的とした。

## 【方法】

### 1) 細胞および細胞培養

培養細胞は、ヒトメサンギウム細胞 (Normal Human Mesangial Cells, NHMC, Lonza) を、基礎培地 GA-1000 (Lonza)、5% exo-free FBS (Exosome-depleted FBS, SIB) を使用し、37°C、6%CO<sub>2</sub> の条件下において培養を行った。

### 2) 細胞の炎症刺激

1 ng/mL リポ多糖 (Lipopolysaccharide, LPS, *E. coli*, Sigma)、1 ng/mL IL-6 (Human, KTS) を用い、メサンギウム細胞を刺激した。

### 3) 培養上清からのエクソソーム分離

メサンギウム細胞の LPS 刺激前、刺激 48, 72 時間後、および LPS で刺激せずに培養した 48, 72 時間後に培養上清を回収した。回収した培養上清は、二段階超遠心法 (200×g 4 分、2,000×g 10 分、10,000×g 30 分、100,000×g 70 分) を行い、上清を除去後、ペレットとして得られたエクソソーム分画を Phosphate buffered saline (PBS, MBL) で洗浄した。その後、RIPA Buffer (Thermo Fisher Scientific) でエクソソームを回収した。

### 4) リアルタイム PCR 解析

Total Exosome RNA Protein Isolation kit (Thermo Fisher Scientific) を用いてエクソソーム中 total RNA を精製・回収した。逆転写反応は High Capacity Reverse Transcription kit (Thermo Fisher Scientific) を用いて行い、25°C 10 分、37°C 120 分、85°C 5 分の条件で cDNA を得た。目的遺伝子である *LCN2* 遺伝子の定量には、TaqMan Gene Expression Assays (Thermo Fisher Scientific) を用い、95°C 10 分、Denature: 95°C 15 秒、Annealing/extend: 60°C 60 秒の条件でリアルタイム PCR 解析を行った。プライマーには *LCN2*、*GAPDH* を用い、 $\Delta\Delta Ct$  法による相対的定量を 40 サイクル行った。

## 【結果】

### 1) メサンギウム細胞培養とリポ多糖体刺激

LPS で刺激したメサンギウム細胞から分泌されるエクソソームに変化があるか検討した。刺激前後におけるメサンギウム細胞の形態を確認したところ、培養初日では球状の形態をしていたが、培養 2 日目では細胞に突起が見られ平坦な形態となり、培養 30 日目まで、この形態だった (図 1)。培養 30 日目に細胞を刺激したが、刺激の有無にかかわらず肉眼で確認する形態には差異は認められなかった。また、刺激後の細胞数に変化は見られず、アポトーシスも認められなかった。

### 2) 炎症状態におけるエクソソーム中の *LCN2* 遺伝子の変化

LPS で刺激したメサンギウム細胞から分泌されるエクソソーム中の *LCN2* 遺伝子の変化についてリアルタイム PCR 解析で検討した。メサンギウム細胞より分泌されたエクソソーム中の total RNA を精製し、逆転写反応により得た cDNA を用いて  $\Delta\Delta Ct$  法により *LCN2* 遺伝子の相対的定量を行った。その結果、対照である *GAPDH* 遺伝子の増幅は 30 サイクル以降で認められたが (図 2A)、*LCN2* 遺伝子は、いずれの条件にお

いても増幅していなかった (図 2B)。

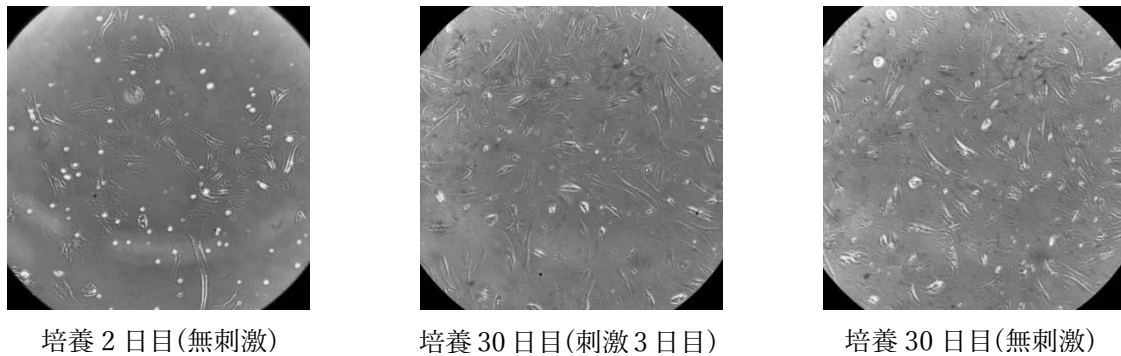


図 1 培養中のメサンギウム細胞の形態変化

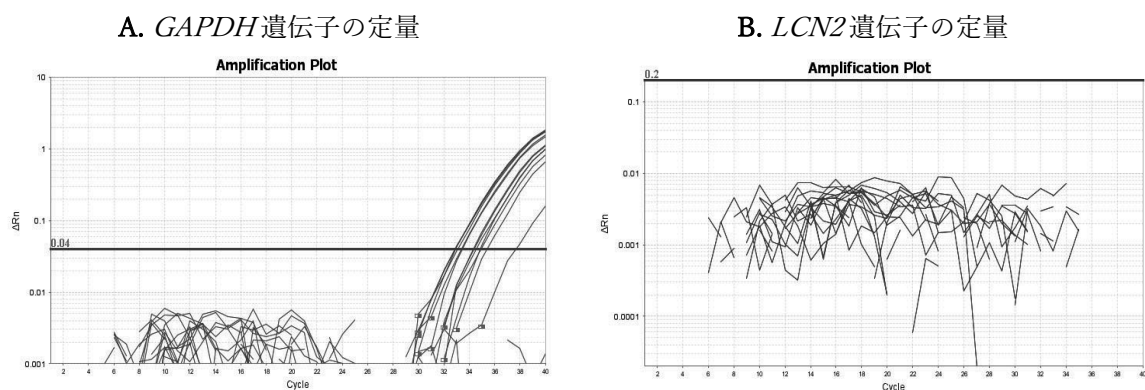


図 2 リアルタイム PCR 解析

### 【考察】

糸球体細胞から原尿中に放出されたエクソソームが尿細管や膀胱などの細胞に取り込まれて何らかの制御に寄与しているか、その病態形成にエクソソームに内包される mRNA が伝達に関与しているかを明らかにすべく、ヒトメサンギウム細胞を用いて検討した。メサンギウム細胞の形態を確認したところ、LPS 刺激の前後に変化は認められず、無刺激と比べても肉眼的な形態、細胞数に違いはなかった。刺激に用いた LPS の濃度範囲で細胞のアポトーシスも認められなかった。リアルタイム PCR 解析では、*GAPDH* 遺伝子が増幅する条件で *LCN2* 遺伝子が増幅は確認されなかった。これらの結果より、メサンギウム細胞より分泌されたエクソソームが腎障害に関与するという仮説は立証できなかった。この原因として以下の 2 点が考えられる。一つ目の原因として、mRNA 初期量の不足が考えられる。通常 *GAPDH* 遺伝子は 20~25 サイクル付近において増幅されるハウスキーピング遺伝子であるが、本研究における実験条件では、*GAPDH* 遺伝子が 30 サイクル以降から増幅した。これは、mRNA 初期量不足に伴って *LCN2* 遺伝子が増幅していたとしても検出限界以下となったと考えた。二つ目の原因として、メサンギウム細胞の増殖遅延を予想した。同様の実験を行った先行研究では、メサンギウム細胞の最大増殖数に至るまでの日数は 7 日前後であったのに対し、本研究においては 30 日を要したことから、今後、新たなメサンギウム細胞株の選定や、細胞培養の条件検討を行う必要がある。

本研究では、急性腎障害における炎症状態を反映するバイオマーカーである *LCN2* (NGAL) タンパク質を産生する mRNA が腎上流細胞由来のエクソソームに内包され、炎症の伝達に関与していると仮説を立てた。メサンギウム細胞から放出されるエクソソーム中の *LCN2* 遺伝子の変動を解析したが、仮説を立証する

ことはできなかった。今後、種々の実験条件を再検討し、エクソソームから得られる情報を用いて、腎の病態変化との関連、新たなバイオマーカーの発見につなげる。

#### 【参考文献】

- 1 Pisitkun T, Shen RF, Knepper MA. Identification and proteomic profiling of exosomes in human urine. *Proc Natl Acad Sci USA*. 2004; 101:13368-13373. doi:10.1073/pnas.0403453101
- 2 Stoorvogel W, Kleijmeer MJ, Geuze HJ *et al*. The biogenesis and functions of exosomes. *Traffic*. 2002; 3:321-330.
- 3 Valadi H, Ekström K, Bossios A, *et al*. Exosome-mediated transfer of mRNAs and microRNAs is a novel mechanism of genetic exchange between cells. *Nat Cell Biol*. 2007; 9:654-659. doi:10.1038/ncb1596
- 4 Buzas EI, Gyorgy B, Gyorgy N *et al*. Emerging role of extracellular vesicles in inflammatory diseases. *Nature*. 2014; 10:356-364.
- 5 中山亜紀. 尿中エクソソームの探索研究. *臨床病理*. 2014; 62:684-691.
- 6 園田紘子, 池田正浩. エクソソームと腎疾患. *血管医学*. 2015; 16:149-157.
- 7 Zhang W, Zhou X, Zhang Q, Liu Y, Dong Z. Extracellular vesicles in diagnosis and therapy of kidney diseases. *Am J Physiol Renal Physiol*. 2016; 311:F844-F851. doi:0.1152/ajprenal.00429.2016
- 8 Street JM, Koritzinsky EH, Glispie DM *et al*. Urine exosomes: An emerging trove of biomarkers. *Adv Clin Chem*. 2017; 78:103-122. doi:10.1016/bs.acc.2016.07.003
- 9 飯島史朗, 中山ハウリー亜紀. 尿中エクソソーム蛋白質. *臨床検査*. 2018; 62:808-813.
- 10 Bolignano D. Neutrophil gelatinase associated lipocalin (NGAL) and progression of chronic kidney disease. *Clin J Am Soc Nephrol*. 2009; 4:337-344.

## 看護技術の習得を促進するバーチャル・リアリティ教材の開発

渋谷寛美<sup>1</sup>, 今井亮<sup>1</sup>, 江藤千里<sup>1</sup>, 川鍋沙織<sup>1</sup>, 中野理恵<sup>1</sup>, 山下明美<sup>1</sup>, 鈴木真由美<sup>2</sup>,  
渋谷賢<sup>3</sup>, 横田素美<sup>1</sup>

1. 文京学院大学保健医療技術学部看護学科. 2. 日本医科大学付属病院看護部 3. 杏林大学医学部統合生理学教室

看護技術教育で用いられるビデオ教材の多くは、三人称視点（他者視点）から実演者の手の動きを撮影した映像を利用している。これに対して、近年ウェアラブルカメラ（目線カメラ）の技術進歩に伴い、一人称視点（自己視点）からの映像が手軽に撮影できるようになってきた。このような一人称視点の映像は、熟練した看護師がどのように手を動かし、どこを見ているかといった豊富な情報を学習者（視聴者）に提供しうるため、看護技術の理解をより深めるツールとなる可能性が期待される。そこで本研究は、気管吸引技術の一人称映像のビデオ教材（試作版）を開発し、その有効性を介入研究と質問紙調査により検証した。

ウェアラブルカメラにより、熟練看護師（1名）がシミュレータを用いて気管吸引を実演する一人称映像を撮影・編集し、バーチャル・リアリティ（VR）ゲーム用のヘッドマウント・ディスプレイ（HMD）を介して視聴者に呈示できる6分間の教材を作成した（以下、VR教材）。介入研究において、参加した36名の本学4年次看護学生を以下の3群に12名ずつランダムに割り振った。すなわち、①VR群：VR教材を1回視聴する群、②TR群：同じ熟練看護師の実演をベットサイドから撮影した映像（三人称視点）をノートパソコンにより視聴する群、③NO群：介入を一切行わない群であった。すべての被験者に対して、介入前後に気管吸引の技術評価試験を1回ずつ行い、2名の看護師がその評価を得点化した。介入実験後、TR群とNO群もVR教材を視聴し、全参加者はVR教材の使用感に関する質問紙調査（5件法）に回答した。

質問紙調査の結果は、参加者が気管吸引技術の理解、技術練習に対するモチベーション、仮想環境への没入感の側面において、VR教材を好意的に評価したことを示した。他方、一部の参加者は、VR教材に伴う軽度のVR酔いを報告した。技術評価試験の成績向上（介入後－介入前）は、介入群（VR群・TR群）の方が非介入群（NO群）よりも有意に高かったが、介入群の2群間に有意差を認めなかった。以上の結果から、さらなる改善が必要ではあるが、一人称視点の映像とHMDの組み合わせたVR教材が看護技術の向上のために有望である可能性を示唆された。

なお、本研究の詳細については、既に下記の論文に投稿掲載されている。

・ Shibuya H, Etou C, Suzuki M, Imai R, Yamashita A, Nakano R, Kawanabe S, Yokota M, Shibuya S. (2019) Exploring the possibility of virtual reality in nursing skills education: A preliminary study using a first-person video. *Open Journal of Nursing*, 9(2), pp.163-172.





# 祖父母の認知症を孫が受け止めるプロセスとその支援の在り方

－受け止めについて－

増田元香<sup>1)</sup> 川村牧子<sup>2)</sup> 宮本さとみ<sup>1)</sup>

1) 文京学院大学保健医療技術学部看護学科

2) 東京医療保健大学千葉看護学部看護学科

## 1. はじめに

我が国の認知症の患者数は 2025 年には約 700 万人を超えると見込まれている<sup>1)</sup>。認知症は要介護状態の原因となる疾患の第1位であり、今や社会全体として対策を講じることが喫急の課題となっている。

認知症は、未だ根治にいたる治療法が確立されていない。認知症に関する研究は、認知症に伴う様々な症状の緩和、患者の心理、介護者の負担など、本人と介護者に対する支援方法を中心に進められてきた<sup>2)-5)</sup>。さらに認知症は、本人と介護者のみならず、その家族にも大きな負担をもたらす。このことは認知症特有の症状、たとえば認知機能障害や、見当識障害、実行機能障害など、人として当たり前に行っていた日常生活行動が困難になっていくといったことが影響する。このような姿を目の当たりにした時の家族のショックは大きい。特に多感な 10～20 歳代の孫には、認知症により様々に変化する祖父母の姿から受ける心理的負担は大きいものと思われる。しかしながら、認知症の祖父母をもつ孫に関する研究は、孫が介護者であるケースのみにとどまっている。

そこで本研究では、認知症の祖父母をもつ孫への支援方法を確立するため、孫が認知症により変化する祖父母をどのように捉え、家族内の変化をどのように体験し受け止めていくのか、そのプロセスを明らかにし支援方法の在り方を検討することを目的とする。なお、本研究は継続課題であるため、本稿では祖父母の認知症に関する受け止めを中心に報告する。

## 2. 研究方法

### 1) 対象

認知症の祖父母をもち、自らの意思のもとで研究協力への決定ができると考えられる 16 歳以上の孫を対象とした。対象者の選択条件として祖父母との同居・別居については問わないものとした。ただし介護を担う主介護者の孫は除外した。近年「老孫介護」が増加している。主たる介護者の場合、介護に関する受け止めや負担などが含まれた語りとなる可能性が高く、本研究の主旨とは異なる可能性があると考えられるからである。

### 2) 方法

研究協力者に対し、半構成的面接法を用いて、30 分から 1 時間程度、インタビュー調査を実施した。インタビューは研究協力者が安心して語ることができるよう、個人情報保護が確保された場所で行った。インタビュー開始前に録音と会話中のメモについて確認し、許可が得られた場合のみ使用した。研究協力者の年齢、祖父母との続柄、認知症のタイプ、症状、症状発生の時期、受診状況、重症度、主たる介護者について確認し、「祖父母の認知症に気づいた状況」、「祖父母の認知症を孫自身が知った経緯」、「知った時の気持ちはどのようなものだったか」、「祖父母

の認知症により変化したこと」について自由に話してもらった。会話の内容を逐語録として作成し分析した。

### 3) 倫理的な配慮

本研究は、文京学院大学保健医療技術学部・大学院保健医療科学研究科倫理審査委員会の審査を受け承認を得た(承認番号 2018-0023)。研究協力者には、研究の目的、意義、方法、個人情報保護等について、口頭ならびに書面をもって説明し、同意書への署名をもって研究協力の同意を得た。

## 3. 結果

### 1) 対象者

協力が得られたのは 6 名であった。内訳は男性 2 名、女性 4 名、20 歳代 3 名、30 歳代 2 名、40 歳代 1 名であった。祖父母との続柄としては、父方の祖父 1 名、父方の祖母 3 名、

母方の祖父 2 名、母方の祖母 1 名であった。1 名の協力者から 2 名の祖父母のことが語られたため、一部重複回答となった。

認知症のタイプについては、「わからない」4 名、「今から思うと幻覚があったのでレビー小体型だったと思う」1 名、「アルツハイマー型だと思う」1 名であり、受診状況、重症度などについては全員が明確な回答が得られず、『曖昧な理解』であった。

祖父母の認知症の気づきについては、親が祖父母宅に帰省した際の様子や祖父母宅の近所の人から「ひとりで暮らすのは難しい」との話からなど『親や近隣者からの情報』や、過去の祖父母の言動の特徴との違いによって『孫自身の気づき』によって把握されていた。

孫が祖父母の認知症をどのようにして知ったかについては、『親からの話』からであるが、「同居していたが親から聞くまで知らなかった」と、自分では気づかなかった対象者がいた一方で、「気づいていたが、誰も言わないので黙っていた」「年齢相応(の認知機能低下)で、こんなものかなと思った」と孫自身が気づいていたものの、『静観』していた対象者もいた。

「祖父母の認知症により変化したこと」としては、「すごく(家のなかの)雰囲気が悪くなった」

「普段の幸せが変化した」「(皆の集まるリビングに)居づらくなった」といった『家庭内の平穩の崩れ』を感じていた。また「認知症について話さないように親に言われた。厭だった」と話す孫もあり、『他者に言えない状況』が家の中に存在し、それに対し『否定的な感情』を持つようになっていた。

## 4. 考察

祖父母の認知症により、その子どもである親や孫自身の普段の生活に様々な変化が起きていた。それは、祖父母との同居、別居に関わらず起きていた。その変化は家族の一員の発病によって引き起こされた変化であり、具体的には『家庭内の平穩の崩れ』や『他者に言えない状況』が引き起こされていた。それらの変化が認知症による特有のものとしてどのように認識されたのか、受け止めのプロセスのどの段階まで継続するののかについては、分析をしていく必要がある。

認知症についての孫の受け止めとしては、認知症の状態や重症度など『曖昧な理解』であり、『静観』する姿がみられた。中村ら<sup>6)</sup>は、同居する認知症高齢者の家族の喪失体験に関するインタ

ビュー調査を行っている。認知症の診断に伴う思いとして、妻や息子は「ショックだった」と語り、喪失感が強く表れていたのに対し、孫や嫁は冷静に受けとめていたと報告している。本研究では、研究協力者と認知症の祖父母との結果と一部類似した結果となっていることから、これらの結果が続柄によるものか、別の要因が関係しているのか検討が求められる。

## 5. おわりに

認知症の祖父母をもつ孫は、認知症について『曖昧な理解』をしながら、祖父母の認知症によって起きた『家庭内の平穏の崩れ』や『他者に言えない状況』などの変化を経験していた。それに対し『否定的な感情』を持ちながら、『静観』する姿もみられた。今後も調査、分析を継続し、孫の受け止めプロセスと支援方法について、検討していく。

## 文献

- 1) 厚生労働省(2015) 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)。
- 2) 鈴木みずえ, 古田良江, 高井ゆかり他(2014) 認知症高齢者における疼痛の有症率と疼痛が認知症の行動・心理症状(BPSD)に及ぼす影響, 老年看護学 19(1), 25-33.
- 3) 加藤泰子, 高山成子, 沼本教子(2014) レビー小体型認知症の高齢者が語る生活上の困難な体験と思い, 日本看護研究学会雑誌 37(5), 23-33.
- 4) 杉浦圭子, 伊藤美樹子, 三上洋(2007) 家族介護者における在宅認知症高齢者の問題行動由来の介護負担の特性, 日本老年医学会雑誌, 44 (6), 717-725.
- 5) 天木 伸子, 百瀬 由美子, 松岡 広子(2014) 一般病院で入院治療する認知症高齢者への看護実践における認知症看護認定看護師の判断, 日本看護研究学会雑誌, 37 (4)63-72.
- 6) 中村令子, 三浦みや子, 中川孝子他(2011) 認知症高齢者の家族の喪失体験に関する調査, 八戸短期大学研究紀要, 34 巻, 111 - 118.



# 姿勢変化が座位での呼吸ポンプ作用に及ぼす影響 Effects of sitting position on Respiratory Pumps

正保 哲<sup>1)</sup> 貴志 浩久<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> 文京学院大学保健医療技術学部理学療法学科

<sup>2)</sup> 職業能力開発総合大学校 能力開発院 心身管理・生体工学ユニット

## 要旨

〔目的〕本研究では、姿勢変化時の呼吸ポンプ作用が血行動態に及ぼす影響について検討した。〔対象〕対象は若年健常男性 23 名とした。〔方法〕姿勢の異なる深呼吸時の呼吸ポンプ作用が血行動態に及ぼす変化を、心機能測定装置タスクフォースモニタ TFM-3040 (CNSystems 社製) と呼気ガスの測定には呼気ガス分析装置エアロモニタ AE310s (ミナト医科学社製) を用いて測定した。〔結果〕後傾座位の安静に対する深呼吸では、HR、co で有意に増加、dBP、TPR で有意に減少した。深呼吸間では、直立に対して後傾で HR は有意に減少、SV は有意に増加、CO は有意に減少した。〔結論〕呼吸ポンプ作用による血行動態の変化は、後傾座位で心拍出量が増加する。

キーワード：姿勢変化，呼吸ポンプ，血行動態

## I. はじめに

仰臥位から立位へ姿勢を変化させると、生体内では、500～700ml の血液が胸腔内から下肢や腹部内臓系へ移動し、心臓への静脈還流量が約 30% 減少する。これにより心拍出量が減少し、血圧は低下する。このように起立に伴い血圧が低下する症状は、一般的に起立性低血圧といわれる<sup>1)</sup>。

臨床では起立性低血圧の患者に対し、足関節底屈運動による筋ポンプ作用が多く利用されている。筋ポンプは骨格筋の収縮により静脈が圧迫され静脈還流量を増加させる効果があると報告されている<sup>2)</sup>。秋葉ら<sup>3)</sup>は筋ポンプについて、足関節底屈運動を行うと、運動中の心拍数(Heart Rate:HR)、一回拍出量(Stroke Volume:SV)、心拍出量(Cardiac Output:CO)が、安静時と比較して優位に高値を示し、血行動態に影響を与えると述べている。

筋ポンプの他には、深呼吸による呼吸ポンプがある。呼吸ポンプ作用は、吸気時、横隔膜が沈下し、胸腔内が陰圧、腹腔内が陽圧になることで胸郭内の静脈が拡張、腹部静脈圧が上昇し、腹部から胸腔への静脈血流入を増加させる。呼気時は逆に、胸腔内が陽圧、腹腔内が陰圧になることで、心臓からの血液駆出の増加、下肢から腹部への静脈還流増大が起こる<sup>2)3)</sup>。呼吸機能が呼吸ポンプ作用に影響を与えることが推測され、呼吸機能は重力の影響を多分に受け、肢位によっても変化する。骨盤後傾位や脊柱後彎姿勢により、肺活量、最大吸気量、全肺活量などの呼吸機能が低下することは知られている<sup>4)</sup>。姿勢アライメントが変化すると、胸郭運動に影響を与え、呼吸機能、特に吸気能力を反映する肺活量や予備吸気量に変化をもたらすとされる<sup>5)</sup>。肢位や姿勢の変化は呼吸機能に影響するため、呼吸ポンプ作用への影響も十分考えられる。このような姿勢変化による呼吸機能の低下が呼吸ポンプ作用の低下に繋がり、心拍出量が低下すると推測される。このような場合、骨盤後傾位や脊柱後彎姿勢のような姿勢では、呼吸ポンプ作用で得られる血行動態の低下を引き起こし、姿勢の変化が呼吸機能ばかりではなく、血行動態にも影響を与えることになる。そこで本研究は、呼吸ポンプ作用の血行動態への影響を姿勢変化か

ら検討することを目的とする。これにより、呼吸ポンプ作用の血行動態への影響、姿勢による呼吸ポンプ作用の血行動態への影響が明らかになり、新たな治療介入の可能性が拓がり運動療法の発展に貢献できると推測される。

## II. 対象

対象は、健常男性 23 名(平均年齢  $21.2 \pm 1.3$  歳、平均身長  $171.6 \pm 0.1$ m、平均体重  $62.7 \pm 9.2$ kg、BMI  $21.3 \pm 2.6$ kg/m<sup>2</sup>)であり、呼吸器、循環器疾患および両下肢の整形外科疾患の既往のない者とした。尚、本研究は、文京学院大学の倫理委員会の承認を得た(承認番号 2017-0042)。すべての対象者には、事前に本研究の目的と方法を文書および口頭で十分に説明し、参加の同意を得た。

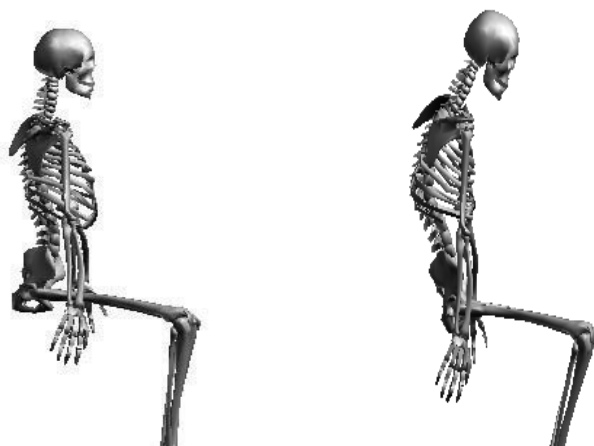
## III. 方法

測定肢位は、足底全面接地位で、股関節、膝関節 90° 屈曲位の端坐位を直立座位(骨盤傾斜角 0°)、後傾座位(骨盤傾斜角 20°)とした。

血行動態・自律神経の測定には、心機能測定装置タクスフォースモニタ TFM-3040(CNSystems 社製)を、呼気ガスの測定には呼気ガス分析装置エアロモニタ AE310s(ミナト医科学社製)を、呼吸機能の測定には Autospiro AS-507(ミナト医科学社製)を用いた。

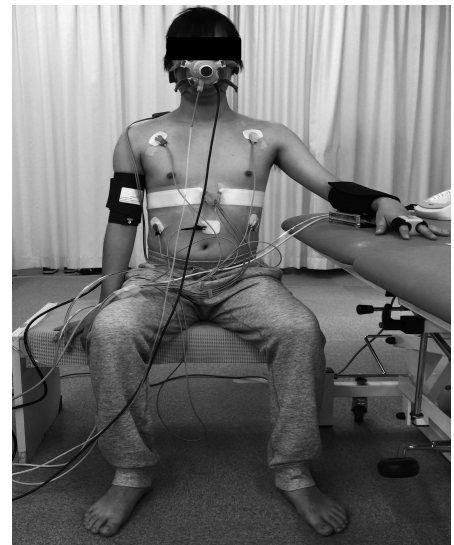
安静座位を 5 分間、測定課題として深呼吸を 10 回、安静呼吸を 5 分間測定までを 1 セットとし、各測定課題をランダムに行った。

自律神経活動は心拍変動からスペクトル解析により算出した。タクスフォースモニタ TFM-3040 は心拍変動解析を自己回帰法(auto regressive ; AR 法)で行っている。その心拍変動の周波数成分の分類は、0~0.04Hz を超低周波数成分(very low frequency:VLF)、0.04~0.15Hz を低周波数成分(low frequency:LF)、0.15~0.4Hz を高周波数成分(high frequency:HF)とし、LF/HF を交感神経活動の指標とした。この HF を VLF と周波数(total frequency:TF)で補正したものを HF normalized unit(HFnu) =  $HF / \{TF - VLF\} \times 100$  とし、副交感神経活動の指標とした。測定項目は、安静時から運動後 5 分までの血行動態を HR, SV, CO, LF/HF, HFnu, 総末梢血管抵抗(Total Peripheral Resistance:TPR), 収縮期血圧(Systolic Blood Pressure :SBP), 一回換気量(Tidal Volume:TV), 肺活量 (Vital Capacity:VC)とした。



直立座位 (骨盤傾斜角度 0 度)      後傾座位 (骨盤傾斜角度 20 度)

図 1 : 測定肢位



タスクフォースモニター 呼気ガス分析装置 AE310s

図 3：測定肢位

図 2：測定機器

統計解析は、安静時と運動中の各測定項目の平均値に対し、対応のある T 検定を、各測定課題間での比較には、Wilcoxon の順位和検定を行った。有意水準は 5%とし、解析のためのソフトウェアには SPSS ver.23.0 J for Windows(社製)を使用した。

#### IV. 結果

表 1 に姿勢変化による呼吸機能の変化と換気量の変化を示す。表 2 に呼吸ポンプ作用の姿勢変化による血行動態の変化を示す。表 3 に呼吸ポンプ作用の姿勢変化による深呼吸時の一回換気量と一回拍出量の相関関係を示す。

表 1. 姿勢変化による呼吸機能の変化と換気量の変化

	upright	hunchbacked	p-value
VC [l]	4.7±0.4	4.5±0.4	0.0001
%VC [%]	94.0±6.5	90.2±7.3	0.0001
TV [ml]	570.0±19.4	626.2±45.6	0.692
FEV1.0 [l]	4.0±0.3	4.0±0.3	0.093
FEV1.0% [%]	101.3±6.2	102.7±6.1	0.006
quiet breathing [ml]	633.0±15.8	661.3±16.4	0.421
deep breathing [l]	2.1±0.6	2.0±0.6	0.162

N=23

直立座位に比べ後傾座位で肺活量、%肺活量は有意に低下し ( $p=0.0001, p=0.0001$ ), 1 秒率は有意に増加した ( $p=0.006$ ) (表 1)。後傾座位では安静呼吸と比較し深呼吸で心拍数、心拍出量で有意に増加 ( $p=0.018, p=0.0001$ )、拡張期血圧、末梢血管抵抗で有意に減少した ( $p=0.0001, p=0.0001$ )。また、安静呼吸の直立座位に対して後傾後傾で心拍数、心拍出量は有意に減少した ( $p=0.0001, p=0.045$ )。そして、深呼吸の直立座位に対して後傾後傾で一回拍出量は有意に増加、心拍数、心拍出量は有意に減少した ( $p=0.0001, p=0.0001$ ) (表 2)。後傾座位で深呼吸時の一回換気量と一回拍出量の高い相関関係が認められ、相関係数の平均値は  $0.75 \pm 0.15$  であった (表 3)。



表 2. 呼吸ポンプ作用の姿勢変化による血行動態の変化

				p-value	
				vs. quiet	vs. deep
HR [bpm]	upright	quiet	81.1±13.6	0.428	0.0001
		deep	83.6±15.7		
	hunchbacked	quiet	75.5±11.9	0.018	
		deep	78.8±14.1		
sBP [mmHg]	upright	quiet	115.4±17.9	0.17	0.447
		deep	119.0±15.8		
	hunchbacked	quiet	119.1±12.4	0.066	
		deep	116.9±14.7		
dBP [mmHg]	upright	quiet	75.8±12.7	0.14	0.693
		deep	72.2±12.7		
	hunchbacked	quiet	75.5±9.7	0.0001	
		deep	72.1±10.1		
SV [ml]	upright	quiet	71.5±8.4	0.278	0.248
		deep	72.6±10.2		
	hunchbacked	quiet	73.9±11.0	0.09	
		deep	75.4±10.5		
CO [l/min]	upright	quiet	7.7±10.3	0.425	0.045
		deep	6.0±0.8		
	hunchbacked	quiet	5.5±0.7	0.0001	
		deep	5.8±0.7		
TPR [dyne*s/cm <sup>5</sup> ]	upright	quiet	1241.0±345.0	0.581	0.181
		deep	1208.6±222.8		
	hunchbacked	quiet	1343.7±245.1	0.0001	
		deep	1222.8±204.7		
HF [ms <sup>2</sup> ]	upright	quiet	37.0±16.3	0.313	0.755
		deep	33.6±15.8		
	hunchbacked	quiet	36.0±18.1	0.755	
		deep	36.8±19.2		
LF/HF [1]	upright	quiet	3.6±4.3	0.061	0.904
		deep	6.2±8.5		
	hunchbacked	quiet	3.8±4.4	0.548	
		deep	4.8±4.8		

N=23

表 3. 呼吸ポンプ作用の姿勢変化による深呼吸時の一回換気量と一回拍出量の相関関係

	mean <i>r</i>	<i>p</i>
upright deep breathing	0.05±0.46	ns
hunchbacked deep breathing	0.75±0.15	<i>p</i> < 0.05

N=23

## V. 考察

今回、後傾座位で呼吸機能に低下は見られたが、呼吸ポンプ作用は後傾座位で直立座位より SV や CO などが増加する結果であった。直立座位では、静脈の圧迫による血流制限が生じ呼吸ポンプによる影響が伝わり中心血行動態に伝わりにくく、後傾座位ではその圧迫が軽減されるため SV や CO などが増加したと考えられる。また、後傾座位で SV と TV に強い相関関係が認められたことから、骨盤傾斜角度 20 度の後傾座位は呼吸ポンプ作用が得られやすい座位といえる。

また、後傾座位での深呼吸では、DBP と TPR の低下みられ、血管拡張が生じたことが考えられる。運動により血管内に血液が流れると shear stress が生じ、血管拡張物質である NO が分泌される<sup>6)</sup>。このことから、後傾座位では、呼吸ポンプ作用により静脈血の増加が生じ心拍出量が増加したため、血管では血流速度、血流量の増加により、血液と内皮細胞の間で shear stress が生じ内皮細胞から放出される NO によって血管拡張が生じ DBP と TPR が低下したと考えられる。

以上のことから、骨盤 20° 後傾させた座位で、呼吸ポンプ作用による SV、CO などの血行動態の増加や血管拡張作用が得られる可能性が示唆された。

今回、姿勢変化が呼吸ポンプに及ぼす影響としては不十分であるため、骨盤前傾・後傾 10° 30° 座位などの計測からポンプ作用が影響し易い座位姿勢を採求する必要があると考えられる。

大腿静脈に対する血管エコーでは、静脈の確認に深呼吸を行い呼気で血流量が増えることで確認を取る<sup>7)</sup>。今回は行っていないが中心血行動態を計測すると同時に、エコーを用い大腿静脈、下大静脈、右房径の計測をすることにより、呼吸ポンプの影響を呼気と吸気でポンプ作用の違いを観察することが可能となり、本研究の今後の課題である。また、今回血管拡張について考察したが、血管機能については、反応性充血指数(Reactive Hyperemia Index; RHI)や加速度脈波 (Acceleration plethymography; APG) などの血管拡張の指標も計測し、血管拡張を正確に把握する必要もあると思われる。

本研究は、平成 30 年度文京学院大学共同研究助成によって行われ、研究の一部を本紀要にて報告した。

## 参考文献

- 1) 秋葉崇, 小川明宏, 他: 足関節底背屈運動が血行動態と自律神経系に与える影響. 理学療法科学, 2017; 32(5): 695-699.
- 2) 鶴川成美, 斎藤直・他: 起立時の循環系調節に及ぼす筋ポンプと呼吸ポンプの相互作用. 生体医工学, 2016; 54(5): 218-224.
- 3) 岡田隆夫: 心臓・循環の生理学. メディカルサイエンスインターナショナル, 2011, pp141-142.
- 4) 柿崎藤泰: 胸郭運動システムの再建法—呼吸運動再構築理論に基づく評価と治療. 三輪書店, 東京, 2016, pp14-25.
- 5) Culham EG, Jimenez HA, King CE: Thoracic hypophosis, rib mobility, and lung volumes in normal women and women with osteoporosis. Spine, 1994, 19:1250-1255.
- 6) Enkhjargal B, Hashimoto M, Sakai Y, et al.: Characterization of vasoconstrictor-induced relaxation in the cerebral basilar artery. Eur J Pharmacol, 2010, 637: 118-123.
- 7) 東條尚子, 川良徳弘: 最新臨床検査学講座 生理機能検査学. 医歯薬出版, 2017, pp365-366.

## 加齢が歩行時の下肢に生じる捻じれ応力に及ぼす影響

大川孝浩 1), 千代丸正志 1), 西村沙紀子 1)

1) 文京学院大学保健医療技術学部理学療法学科

Key Word: Free moment, 加齢, 捻じれ応力

### 1. はじめに

超高齢化が進む我が国において、生活の質を著しく低下させる運動器疾患に対するリハビリテーションおよび予防は健康寿命の延長に直結する。いくつかの下肢運動器疾患は歩行時における下肢関節の過度な回旋運動に起因することが報告されている[1,2]ことから、過度な捻じれ応力が誘発されるような歩行の特徴を明らかにすることは重要である。

一方で、歩行時下肢骨に生じる捻じれ応力を定量的に評価した研究は侵襲を伴うため、その報告数は非常に少ない。近年、脛骨の変形や疲労骨折との関係性[3,4]が報告されている Free moment (以下, FM) が下肢の捻じれ応力の指標として着目されている。

FM は足圧中心周りのトルクとして定義され[5]、足底と床面との間の摩擦によって生じる(図1)。FM と歩行については上肢の振りを制限することや意図的に Toe-out した条件下で歩くことで増大することが報告されているが[6,7]、それらは不自然な歩容であり、臨床において日常生活での障害を訴える患者に対し、それらの知見を応用することは困難であった。

Ohkawa ら[8]は健常若年者を対象に FM と自然な歩容との関係について検討した結果、水平面における足部と骨盤の相対的な捻じれ角度が歩行立脚期における FM と負の相関を持つことを明らかにし、過度な捻じれ応力を誘発する歩容を呈す患者に対して骨盤回旋および股関節内旋運動の重要性が示唆されている。しかし、自然な歩容は加齢によって変化することが多くの研究者によって明らか[9]となっており、また、ロコモティブ症候群に陥る下肢運動器疾患を呈する対象は高齢者に多い。加えて、歩行中の水平面の関節運動はわずかであり、矢状面上の下肢の運動は前額面、矢状面と比較して関節運動が大きく観察も比較的容易であるため、矢状面上の関節に関する知見は臨床における歩行分析に用いやすい。

したがって、本研究は歩行時の下肢に生じる捻じれ応力の指標として FM に着目し、若年者と高齢者の歩容を比較することで未だ研究がなされていない①健常な若年者と高齢者間で歩行時の下肢捻じれ応力に差はあるか、②差があるとすれば、矢状面上の下肢関節運動で FM に影響を及ぼす関節運動を明らかにすることを目的とした。

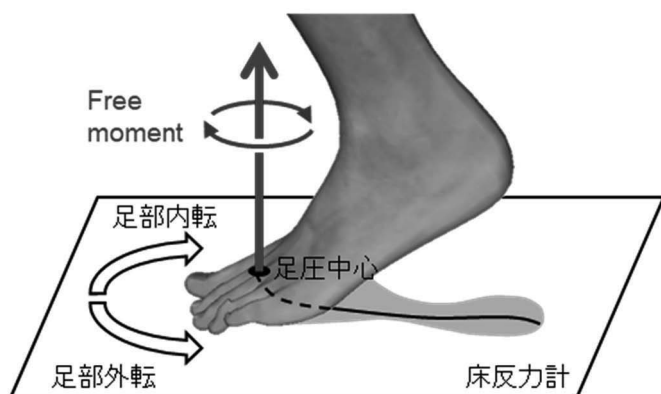


図 1. Free moment の概略図

赤矢印は床反力鉛直成分を示す。FM は足圧中心回りのトルクであり、厳密には足部内外転の運動中心とは一致しないが、歩行において足部水平面運動の動きに抵抗する向きに FM は生じる。

## 2. 方法

### 2.1. 対象者の募集

若年者は文京学院大学ふじみ野キャンパスにおいてポスター掲示によって募集した。高齢者は入間東部シルバー人材センターに登録している 60 歳以上で、事前に本研究内容を理解し、協力する意思のある者を募集した。対象者には計測の前に書面による健康状態に関するアンケートとインフォームドコンセントを行い、署名によって本研究への参加の意思を確認した。除外規定は普段から頻回にめまいがある者、足にしびれがある者、中枢疾患および下肢に外傷の既往がある者とした。本研究は文京学院大学倫理委員会の承認を得て実施した。

### 2.2. 計測手順

計測には三次元動作解析装置 VICON (VICON Motion Systems 社製、カメラ 8 台) と床反力計 (AMTI 社製) を用いた。対象者には VICON plug-in-gait のプロトコルに則り全身のランドマークに計 39 点の赤外線反射マーカを貼付した。全対象者は解析のために静止立位を計測した後、計測課題として約 8m の歩行路を歩行した。右足部が床反力計の中央付近に収まった試行を成功試行とし、3 試行分のデータが得られるまで計測を行った。なお、サンプリング周波数は 100Hz とした。

### 2.3. 統計学的解析

各試行から歩行パラメータとして歩行速度および歩行率、ステップ長を、下肢運動学的データとして立脚期中の矢状面における股関節、膝関節、足関節の関節角度を算出した。

下肢運動学的データは立脚期を 100% として正規化した。立脚期 10% 時点を負重応答期、35% 時点を負脚中期、65% 時点を負脚終期、90% 時点を前遊脚期と定義し、各期における関節角度を求めた。また、立脚期における FM は体重で正規化し、最大値および捻じれ応力の総量として FM の絶対値の積分値をそれぞれ Peak FM (PFM), FM impulse (FMI) を算出した。

各計測項目の 3 試行における平均値を対象者の代表値として扱った。すべての変数について Mann-Whitney の U 検定にて若年者群と高齢者群とで比較した。統計解析は SPSS statistics 25 (IBM 社製) を使用し、有意水準は 5% とした。

### 3. 結果

#### 3.1. 対象者情報

健常な若年男性 15 名，高齢者 14 名が本研究に参加した(表 1)．計測を通して疼痛や体調不良を訴えた者はいなかった．

表 1. 対象者の基礎データ

	年齢 (歳) **	身長 (m)	体重 (kg) **
若年者群	20.2 ± 0.8	171.1 ± 6.4	66.6 ± 9.9
高齢者群	75.9 ± 4.3	160.2 ± 7.5	58.6 ± 9.3

\*\* : Mann-WhitneyのU検定にて両群を比較.  $p < 0.01$ にて有意差あり.

#### 3.2. FM および歩行パラメータ

立脚期における FM の推移を図 2 に示す．両群ともに立脚期を通じて同様の波形を示したが，FM は若年者群と比較して PFM，FMI ともに高齢者群で有意に小さかった (図 2)．歩行パラメータは若年者群と比較して歩行速度は遅く，ステップ長は小さかった．歩行率に有意な差はみられなかった (表 2.)．

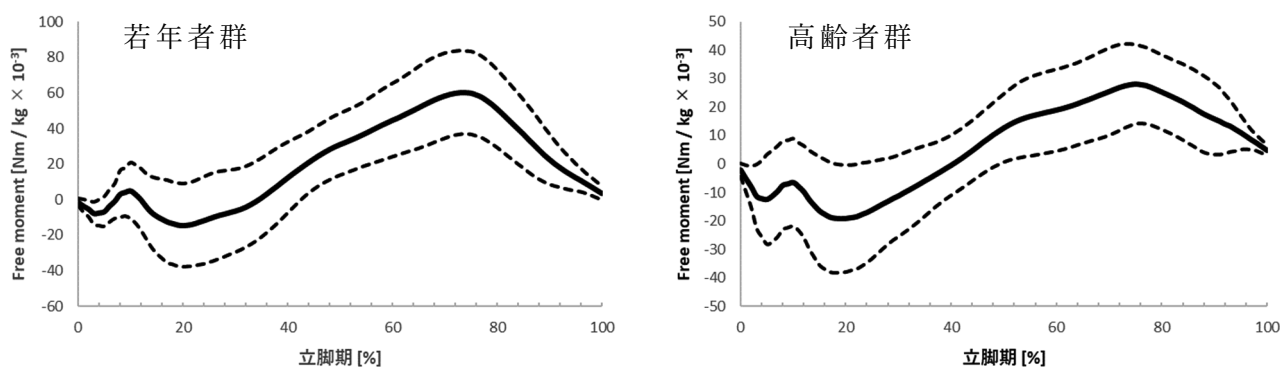


図 2. 若年者群と高齢者群の FM 波形  
黒線は平均値，破線は±標準偏差を示す．

表 2. FM と歩行パラメータの結果

	PFM** (Nm/kg × 10 <sup>-3</sup> )	FMI** (Nm·sec/kg)	歩行速度** (m/sec)	歩行率 (step/sec)	ステップ長** (m)
若年者群	65.16 ± 23.67	1.82 ± 0.56	1.35 ± 0.12	1.96 ± 0.11	0.70 ± 0.06
高齢者群	32.58 ± 12.15	1.11 ± 0.38	1.14 ± 0.10	1.94 ± 0.13	0.58 ± 0.06

\*\* :  $p < 0.01$

表 3. 歩行各期における足関節背屈角度

	荷重応答期*	立脚中期*	立脚終期*	前遊脚期*
若年者群	-4.59±4.93	5.65±4.92	11.28±4.33	2.48±5.26
高齢者群	0.04±3.49	9.37±3.36	15.75±4.33	7.95±5.88

\*:  $p < 0.05$

### 3.3. 各期における運動学的データ

股関節と膝関節は立脚期を通していずれのタイミングにおいても両群間で有意な差はみられなかった。一方、足関節においては若年者と比較して全てのタイミングにおいて高齢者が有意に大きな背屈角度を呈していた（表 3）。

## 4. 考察

本研究は歩行時、下肢に生じる捻じれ応力に健常な若年者と高齢者間で差があるかを明らかにするため、FM に着目し両群で比較を行った。また、歩行立脚相における荷重応答期、立脚中期、立脚終期、前遊脚期の矢状面における運動学的データを比較することで両群の歩行の差異を検証した。

歩行パラメータは歩行速度とステップ長は先行研究[10-12]にある通り高齢者群で有意に低値を示した。FM に関してはPFM, FMIともに若年者群に対して高齢者群で有意に小さかった。FM は水平面上で生じるトルクであり、身体体節の回旋運動の連続である歩行において有益なパラメータである。このことから、高齢者は若年者よりも歩行中、回旋による推進力を要していない、あるいは生み出すことができないことが示唆される。

矢状面における歩行時の股関節、膝関節の角度は立脚期のいかなるタイミングにおいても若年者と高齢者の間に有意な差はみられなかったものの、足関節では全てのタイミングにおいて高齢者群で有意に大きな背屈が認められた。

床面に足部が固定されている場合、足関節の関節軸が前額面と水平面で傾斜しているため背屈とともに下肢の内旋が生じる[13]。一方で、Levensら[14]は摩擦によって足部は固定され、背屈が生じているはずの立脚後期では脛骨は骨盤と大腿骨とともに外旋すると報告している。つまり、立脚後期における背屈は解剖学的構造として脛骨を内旋させる傾向を持つが、実際には脛骨は内旋運動をしない。この不一致の反応として、足部は脛骨の空間的内旋位をとるために外転する傾向を持ち、背屈が増すにつれ足底では大きなFMが生じることが考えられる。しかし、本研究では歩行中、大きな背屈角度を持つ高齢者群のFMは若年者群よりも小さかった。この原因として歩行速度の低下が挙げられる。一般に、歩行速度が上昇すると床反力鉛直成分も増大するとされている。FM は摩擦によって生じ、摩擦は摩擦係数と圧の積であるため、高齢者群にみられた歩行速度の低下はFMの減少に大きな影響を及ぼしていることが考えられる。

本研究によって今まで明らかにされていなかった高齢者のFMの特徴についての知見が明らかになった。また、若年者と比べて高齢者の歩行は歩行速度やステップ長は先行研究

の通り高齢者では遅く、短かった。一方で、立脚期を通じて高齢者群は若年者群よりも大きな背屈角度を認めた。高齢者の歩行特性を運動学的に研究した多くの研究では、若年者と比較して立脚期における足関節背屈角度の減少が報告されている[15,16]。この原因については今後検討が必要であると考え。また、歩行速度の影響を考慮したFMの比較も今後の研究で明らかにする必要がある。

本研究の結果から、高齢者の歩行では足底に生じる回旋系の摩擦は小さいことが明らかとなった。

## 文献

- [1] S.K. Lynn, T. Kajaks, P.A. Costigan, The effect of internal and external foot rotation on the adduction moment and lateral-medial shear force at the knee during gait., *J. Sci. Med. Sport.* 11 (2008) 444–451. doi:10.1016/j.jsams.2007.03.004.
- [2] C.J. Barton, P. Levinger, K.M. Crossley, K.E. Webster, H.B. Menz, The relationship between rearfoot, tibial and hip kinematics in individuals with patellofemoral pain syndrome, *Clin. Biomech.* 27 (2012) 702–705. doi:10.1016/j.clinbiomech.2012.02.007.
- [3] P.-F. Yang, M. Sanno, B. Ganse, T. Koy, G.-P. Brüggemann, L.P. Müller, J. Rittweger, Torsion and antero-posterior bending in the in vivo human tibia loading regimes during walking and running, *PLoS One.* 9 (2014) e94525. doi:10.1371/journal.pone.0094525.
- [4] C.E. Milner, I.S. Davis, J. Hamill, Free moment as a predictor of tibial stress fracture in distance runners, *J. Biomech.* 39 (2006) 2819–25. doi:10.1016/j.jbiomech.2005.09.022.
- [5] J.P. Holden, P.R. Cavanagh, The free moment of ground reaction in distance running and its changes with pronation, *J. Biomech.* 24 (1991) 887–897. doi:10.1016/0021-9290(91)90167-L.
- [6] Y. Li, W. Wang, R.H. Crompton, M.M. Gunther, Free vertical moments and transverse forces in human walking and their role in relation to arm-swing, *J. Exp. Biol.* 204 (2001) 47–58. <http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/11104710>.
- [7] S. Almosnino, T. Kajaks, P.A. Costigan, The free moment in walking and its change with foot rotation angle, *Sports Med. Arthrosc. Rehabil. Ther. Technol.* 1 (2009) 19. doi:10.1186/1758-2555-1-19.
- [8] T. Ohkawa, T. Atomi, K. Hasegawa, Y. Atomi, The free moment is associated with torsion between the pelvis and the foot during gait, *Gait Posture.* 58 (2017) 415–420. doi:10.1016/j.gaitpost.2017.09.002.
- [9] F. Prince, H. Corriveau, R. Hébert, D.A. Winter, Gait in the elderly, *Gait Posture.* 5 (1997) 128–135. doi:10.1016/S0966-6362(97)01118-1.
- [10] M.P. Murray, R.C. Kory, B.H. Clarkson, Walking patterns in healthy old men., *J. Gerontol.* (1969). doi:10.1093/geronj/24.2.169.

- [11] M. Kaneko, Y. Morimoto, M. Kimura, K. Fuchimoto, T. Fuchimoto, A kinematic analysis of walking and physical fitness testing in elderly women., *Can. J. Sport Sci.* (1991).
- [12] D.A. Winter, A.E. Patla, J.S. Frank, S.E. Walt, Biomechanical walking pattern changes in the fit and healthy elderly, *Phys. Ther.* (1990). doi:10.1093/ptj/70.6.340.
- [13] A. Lundberg, I. Goldie, B. Kalin, G. Selvik, Kinematics of the ankle/foot complex: plantarflexion and dorsiflexion., *Foot Ankle.* 9 (1989) 194–200. doi:10.1177/107110078900900409.
- [14] V.T. Inman, Biomechanics of the Ankle Joint, in: *The Joints of the Ankle*, The Williams & Wilkins Company, Baltimore, 1976: pp. 45–56.
- [15] M.J. Bendall, E.J. Basse, M.B. Pearson, Factors affecting walking speed of elderly people, *Age Ageing.* (1989). doi:10.1093/ageing/18.5.327.
- [16] P.R. Trueblood, L.Z. Rubenstein, Assessment of instability and gait in elderly persons., *Compr. Ther.* (1991).



# 発達障害児とその保護者に対する親子 SST プログラムの効果 —親子 SST プログラムが生活にもたらす影響—

柴田貴美子<sup>1)</sup>, 西方浩一<sup>2)</sup>, 嶋崎寛子<sup>2)</sup>, 川端佐代子<sup>2)</sup>, 栗城洋平<sup>2)</sup>, 柄田毅<sup>3)</sup>, 板倉達哉<sup>4)</sup>

1) 埼玉県立大学保健医療福祉学部, 2) 文京学院大学保健医療技術学部, 3) 文京学院大学人間学部, 4) 文京学院大学心理臨床・福祉センター「ほっと」

## 1. 序論

我々は、発達障害のある子どもとその親を対象とした親子 SST プログラム(柴田ら, 2018)を開発, 実践してきた。ソーシャルスキルの内容により, 親子への宿題の実行率に相違があるだけでなく(柴田ら, 2017), スキルの向上には, 親や子どもそれぞれ違いが見られることを実感している。親が学習したスキルをどのように捉え, 生活の中に活用しているかを知りたいと考えた。これらを知ることで, より良いプログラムへと修正し, さらなる親子のスキル向上につながるのではないかと考えた。

## 2. 目的

本発表の目的は, プログラム実施によって親子のソーシャルスキルが上昇した群, 親のみ上昇した群, 子どものみ上昇した群, 変化なし群の 4 群に分け, 親子の生活にどのような変化をもたらすのか, 各群の特徴を明らかにし, プログラム発展のための基礎資料を得ることである(文京学院大学保健医療技術学部倫理委員会承認番号:2014-43, 2016-0047)。

## 3. 方法

### 1) 対象

親子 SST プログラムに参加した小学校 2~4 年生, IQ70 以上の発達障害児 15 名(女児 1 名, 男児 14 名,  $7.6 \pm 0.8$  歳)と, その親 18 名(母親 15 名, 父親 3 名,  $45.0 \pm 5.1$  歳)。

### 2) 手続き

プログラム実施前後に実施したソーシャルスキル尺度(対象の子どもには児童用社会的スキル尺度, 目標スキル児童自己評定尺度, 親(保護者)には成人用ソーシャルスキル尺度を実施)から, プログラム実施後の得点が親子共に上昇した群(親子群), 親のみ上昇した群(親群), 子どものみ上昇した群(子ども群), 親子共変化がなかった群(変化なし群)の 4 群に分けた。

親子 SST プログラム終了後に行った自由記述式アンケート, (①学習したスキルについてどのように感じましたか, ②親子 SST プログラムに参加しご自身の生活に何か変化はありましたか, ③親子 SST プログラムに参加しお子さんの生活に何か変化はありましたか)について, 研究目的に照らし合わせ, 上記 4 群ごとに質的に分析を行った。

## 4. 結果

4 群の内訳は, 親子群 5 名, 親群 5 名, 子ども群 5 名, 変化なし群 3 名であった。4 群に共通し, 親たちは, スキルを意識的に使うことに困難さを感じつつも, 自分自身がスキルを使うことで子どもの行動が変化することを実感していた。また, 親たちは, 子どもがスキルを使っているかを確認していた。4 群の特徴として, 親子群は, 親自身が家庭以外の場でもスキルの活用が有効であること, 子どもの捉え方が変化したことを実感していた。学校や家庭における子どものトラブルが減り, 教師等からポジティブな変化を伝えられていた。親群は, 親が叱る

頻度が減少し、教師等から子どものポジティブな変化を伝えられていた。子ども群と変化なし群は、子どもが顔を見る、具体的に伝えるといった学習したスキルの習熟度を確認していた。

## 5. 考察

本研究の結果から、ソーシャルスキルが上昇した親たち(親子群, 親群)は、教師等からポジティブなフィードバックである「社会的評価」や、自分自身の叱る頻度が減少したことを認識できる「自己評価」といった、強化刺激(小山, 2010)を得ていたといえる。つまり、実生活の中で関わる周囲の人々からのフィードバックと自己認知の高まりが、スキルを日常的に用いることを可能にさせたと考えられる。

一方、全ての親たちは、子どものスキル使用の確認は行っていたが、親からのポジティブフィードバックについての記述は見られなかった。親子のソーシャルスキルを生活に定着させるためには、個々に関わる人々への教育と自己認知を高めることが必要になると考える。

今後は、プログラム実施中に子どものスキル使用確認にとどまらず、ポジティブフィードバックの重要性も伝えることが必要であると考ええる。

## 文献

- 1) 小山徹平(2010):SST アセスメントのための行動分析入門(舩松克代監修:SST テクニカルマスター—リーダーのためのトレーニングワークブック), 金剛出版
- 2) 柴田貴美子, 西方浩一, 安西信雄(2018):発達障害児とその親を対象とした SST プログラムの有用性—親子 SST プログラム開発のための予備的研究—. 作業療法, 37(5):557-563
- 3) 柴田貴美子, 西方浩一, 安西信雄(2017):発達障害児とその親を対象としたコミュニケーション向上のための親子 SST プログラム—HW の提示方法と実行率を中心に—. 日本作業療法学会抄録集, 51 回 Page PI-1F01

本稿は、第 53 回日本作業療法学会(2019 年 9 月 6~8 日, 福岡国際会議場/福岡サンパレスホテル&ホール)にて、研究成果として抄録に掲載したものを加筆修正した。

## 若年性認知症者が参加する地域貢献活動の取り組み

西方浩一<sup>1)</sup>，嶋崎寛子<sup>1)</sup>，柴田貴美子<sup>2)</sup>

1) 文京学院大学保健医療技術学部，2) 埼玉県立大学保健医療福祉学部

### 1. はじめに

若年性認知症が，高齢期の発症と大きく異なるのは，就労についてであり，加えて家庭や職場における経済，医療，ケア等に多くの問題を抱える（柴田・新井，2013）．若年性認知症者は，社会から取り残される気持ちや自分自身の存在意義を見失ってしまう傾向にあり，症状が進行し就労継続が困難となった場合でも，社会参加のための支援が必要となる（新山・白石，2017）．しかし若年性認知症者を対象としたサービスは未整備であり，自分の存在を肯定的と思える支援の検討が必要であると考えられる．

本研究の対象は A 県認知症対応型通所介護事業所が地域貢献活動として取り組んでいる子ども食堂である．子ども食堂とは，保護者の就労等により，家庭において保護者らとともに食事を摂ることができない子どもたちを参加のターゲットとして，孤食等を防ぐため，夕食の提供や交流を図る取り組みである（吉田，2016）．

### 2. 目的

若年性認知症者が関わる子ども食堂がどのように行われているのか，そこに関わる若年性認知症者たちはどのような経験をするのかを理解することである．今回は，その中での参加観察で得られた知見と，職員へのインタビューをもとに発表する．これらを明らかにすることは，今後，整備の必要性が叫ばれる若年性認知症者向けの福祉的就労や，社会参加のための支援方法を検討する際の貴重な資料になると考える．

### 3. 方法

研究手法は，エスノグラフィーの手法（Angrosino，2007）を用いた質的研究である．参加観察は，合計 8 回実施し，その中で行われた若年性認知症者とのやりとりも含めて，フィールドノートに記載した．インタビューは，職員 3 名に実施した．フィールドノート，インタビューデータをもとに分析を行った．なお，本研究は所属機関の倫理審査において承認（2017-0048）を得て実施した．

### 4. 結果と考察

子ども食堂の実施方法：スタッフは，若年性認知症者 6 名，認知症者 2 名，職員 3 名，ボランティア 3～5 名．毎週 1 回，午後 1 時頃から集合し，ミーティングによるメニュー決め，買い物，調理，配膳，食事，休憩，振り返りのミーティングを実施し，午後 7 時に終了となる．この取り組みは，若年性認知症者と職員，ボランティアがスタッフとして協力し他者や地域，社会に貢献できる活動や環境を作りたいという理念のもと開始された．スタッフとして働く若年性認知症者・認知症者へは，賃金も支払われていた．

若年性認知症者の経験として以下の 4 点が理解された．

1) 意思決定の保障：若年性認知症者たちは、スタッフの提案、依頼などを通じて、自ら作業を選択、発案することを保障され、主体的に作業に関わっていた。

2) 仕事仲間としての承認：若年性認知症者たちは、声をかけあい、手助けし合い、仕事仲間として認め合っていた。お互いを仕事する仲間として認め合いながら作業に従事することが、喜びや安心感をもたらしたと考える。

3) 否定のない・する機会の保障：若年性認知症者は、スタッフのサポートのもと、それぞれの特性に応じて作業に従事していた。間違ふこと、できないことを否定されず、できた時には賞賛を得ていた。それらが若年性認知症者たちの安心と達成感に繋がり、挑戦することを導いていたと考えられる。

4) 何でも言える場と笑い：笑いやユーモアを絶やさない雰囲気作りのもと、若年性認知症者は、職員からの問いかけや提案により、想いや気持ち、やりたいことを言える機会を得ていた。若年性認知症者たちの会話で出てきた、やりたいことは、後に実現できる形としてスタッフとともに工夫され達成されていた。若年性認知症者一人一人が注目され、聞いてもらえる環境は、想いを引き出し、新たな作業を実現する可能性を作っていたと考えられる。

## 5. 結論

子ども食堂は、若年性認知症者と職員、ボランティアの協業のもと実施されていた。若年性認知症者たちは、子ども食堂の活動を通じて働く機会をもち、仲間を作り、主体的に関わることを保障され、安心や達成感を得ていた。

## 6. 文献

- Angrosino, M. (2007). *Doing Ethnographic and Observational Research. Qualitative Research Kit*. Sage Pubns. (マイケル・アングロシーノ. 柴山真琴 (翻訳) (2016). 質的研究のためのエスノグラフィーと観察 (SAGE 質的研究キット) 新曜社)
- 新山真奈美, 白石弘己 (2017). 若年性認知症のある人の就労の実態と就労継続への現状と課題. *老年社会科学*, 39(2), 226.
- 柴田展人・新井平伊 (2013). 医療の立場から-若年性認知症の医学的知識. *OT ジャーナル*, 47(11), 1208-1211.
- 吉田祐一郎 (2016). 子ども食堂活動の意味と構成要素の検討に向けた一考察-地域における子どもを主体とした居場所づくりに向けて-. *四天王寺大学紀要*, 62, 355-368.

本稿は、第22回日本作業科学セミナー (2018年12月8~9日、首都大学荒川キャンパス) にて、研究成果として発表した抄録を加筆修正して掲載した。

# 真菌（足白癬菌）の耐性獲得メカニズムの検証及び菌の環境的特性に関する研究

## － 薬剤耐性能獲得の検証 －

藤谷克己<sup>1)</sup>

古谷信彦<sup>1)</sup>

可知悠子<sup>2)</sup>

1) 文京学院大学 大学院 保健医療科学研究科

2) 日本医科大学 医学部 公衆衛生学教室

### 【目的】

白癬菌の散布（菌保有率）における年齢階級別の観察研究（鈴木、藤谷 2016）では、60代以上の高齢者に高率な結果がみられ、高齢者ではほぼ60%程度の菌保有率が示唆されている。それらの原因菌としては、主に *Trichophyton rubrum* (*T. rubrum*) 及び *Trichophyton mentagrophytes* (*T. mentagrophytes*) などが知られている。2016年度に行った観察研究でも、同様に *T. rubrum* 及び *T. mentagrophytes* が観察された。こうした白癬菌感染症は特段命に関わる危険性が予想されないものの、予後歩行等の運動機能低下を惹起することが示唆され、基礎疾患等を有する高齢者等にはQOLを下げる可能性もあることから、決して見過ごすことのできない疾患であると考えられている。一方一般成人ではその散布率（保有率）が6%程度であるのに対し、65歳以上の高齢者では60%を超える点も特徴のある感染症である。また本感染症がネグレクトとの感染性を示唆する文献もあり、その意味では貧困家庭の児童・生徒に多く散布率が見られるのではとの意見も散見される。

### ● 研究の目的と必要性（これまでの経緯）

本研究は2016年度より開始し、研究期間を3年間とし、当初は基礎研究として、年齢階級別足白癬菌散布状況についての疫学調査を中心に行い<sup>1</sup>、2017年度は、白癬菌の低感受性についての試験を行い、かつその遺伝子における塩基配列における変化を観察することを目的とし、さらに白癬菌の高齢者施設内感染の可能性について調査を行った<sup>2,3</sup>。観察の結果、*T. rubrum* 及び *T. mentagrophytes* の2種類の菌に関して、それぞれ1部の施設では特異的な菌種が拡大していることが判明し、施設内での感染が広がっている点が示唆された<sup>4</sup>。また昨年度の研究では実際に、施設内での感染状況と環境中に生息する菌種の関係性から、白癬菌の汚染経路等について疫学的な調査を行った。さらに近年、Terbinafineに対する低感受性 *T. rubrum* の出現が認められ、今後更に他の薬剤に対する低感受性株の出現が危惧される。Terbinafine 低感受性のうち同じ「フェニルアラニン→ロイシン」置換を有する株において、感受性に差が認められている点までを追求した。しかし、他の薬剤との関連を検討している報告は少ない。そこで本研究では、①Terbinafine 以外の抗菌薬における最小発育阻止濃度(MIC)の比較測定、及び②Terbinafine 長期薬剤曝露による薬剤耐性獲得に関する検討の2点について調べた。

### 【方法】

使用菌株は標準株として ATCC MYA-4439 株と本研究室の先行研究により採取されたヒト由来

Trichophyton rubrum（以下 T. rubrum）全 24 株と Trichophyton mentagrophytes,（以下 T. mentagrophytes）全 26 株を用いた.検討項目は Itraconazole、Butenafine、Naftifine の 3 薬剤における薬剤感受性試験と Terbinafine 長期曝露による耐性獲得試験を行った。

一般に白癬菌に対する抗真菌薬は以下の 2 種を治療外用薬として用いられている。1 つは Itraconazole に代表されるトリアゾール系はアゾール系抗真菌と呼ばれ、エルゴステロール生合成上経路上の脱メチル化を、阻害する。また Terbinafine に代表されるアリルアミン系薬剤は非アゾール系と呼ばれ、エルゴステロールの生合成経路の最初の段階の酵素,スクアレノエポキシダーゼの作用を阻害する。エルゴステロールとは脂質のひとつで、人体のコレステロールにあたり,トリアゾール系・アリルアミン系・ベンジルアミノ系はどれも細胞膜の主成分である脂質・エルゴステロールの生合成経路を阻害することで細胞の維持・菌の発育ができなくなることが判明している。

本研究の遂行につき行った方法及び手順は以下の通りである。

### 1. Terbinafine 以外の抗菌薬における最小発育阻止濃度（MIC）測定

スクリーニング試験として、各薬剤の最小発育阻止濃度(MIC)90 値より 10 倍濃度である Itraconazole 2.0 µg/mL,及び Butenafine0.05 µg/mL ,Naftifine2.0 µg/mL を含有したサブロー寒天培地において、10 日程度 35°Cにて培養を行った。対照としては同様に薬剤を含有しない培地にて十分な発育が認められるまでの同日程度 35°Cにて培養を行った。<sup>5,6,7,8</sup>

培養後発育が認められた株に関して,孢子回収を行い,孢子濃度  $5.0 \times 10^5$ 個/mL に調整後 96 ウェルプレートを用いて、CLSI に準拠した微量液体希釈法にて最小発育阻止濃度（MIC）の測定を行った。（図 1）

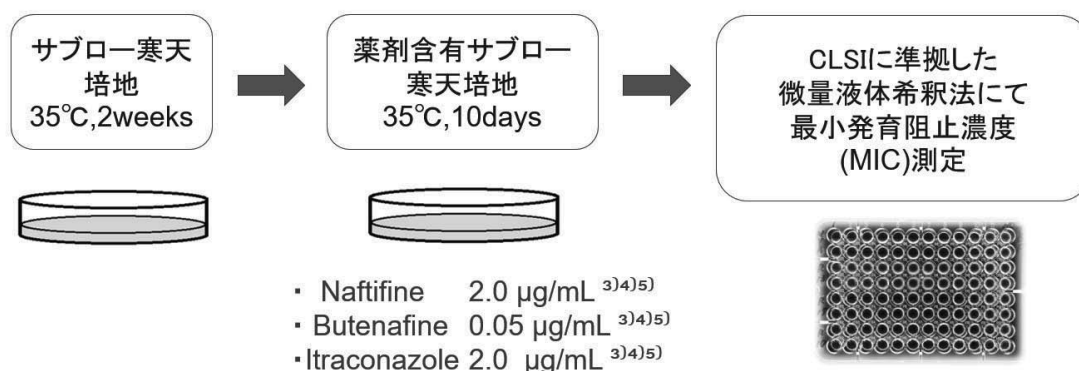


図 1 Terbinafine 以外の抗菌薬における MIC 測定方法

### 2. Terbinafine 長期曝露による耐性獲得試験

標準株 MYA-4439 株と Terbinafine に感受性を示す T. rubrum5 株,T. mentagrophytes3 株を用いた。前培養したサブロー寒天培地から直接コロニーを白金耳にて釣菌を行い、0.05%の Tween80 入りの生理食塩水にて懸濁液を調整し、滅菌綿棒にてスライドに示した薬剤濃度含有培地にて十分な発育が認められるまで 2 週間程度培養した。同様に対照として薬剤非含有培地の 4 枚に塗り拡げ、薬剤非含有培地

に十分な発育が認められるまで2週間程度培養した。さらに発育が認められた培地より、同様に白金耳にて釣菌し、懸濁液を調整してから、発育が認められた培地にて、4倍までの薬剤含有サブロー寒天培地を用いて、十分な発育が認められるまで2週間毎に継代培養を行った<sup>9</sup> (図2)。

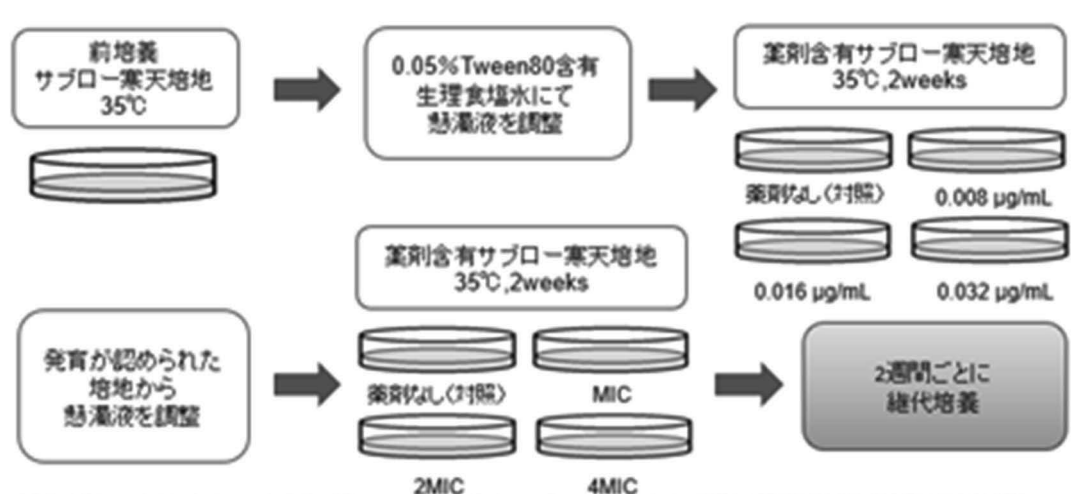


図2 Terbinafine 長期曝露による耐性獲得試験方法

### 【結果】

T. Mentagrophytes 全 26 株の薬剤含有寒天培地におけるスクリーニング試験では、Itraconazole、Butenafine、Naftifine の 3 薬剤全てに、他の株よりも感受性が低下した疑いのある株は認められなかった。(表1) 次に T. rubrum (図3) 全 24 株の薬剤含有寒天培地におけるスクリーニング試験の結果では、他の株と比較して Itraconazole に感受性の低下した疑いがある株が 2 株認められたが、Butenafine、Naftifine に感受性の低下した疑いのある株は認められなかった。(表2)

次に Terbinafine 曝露 6 カ月目までにおける継代培養の結果では、同培養株、9 株全てにおいて明らかな MIC 値の上昇は認められなかった。なお、多くの株で開始前に測定された MIC 値よりも低い濃度で発育を示し、上昇はしなかった (図4)。

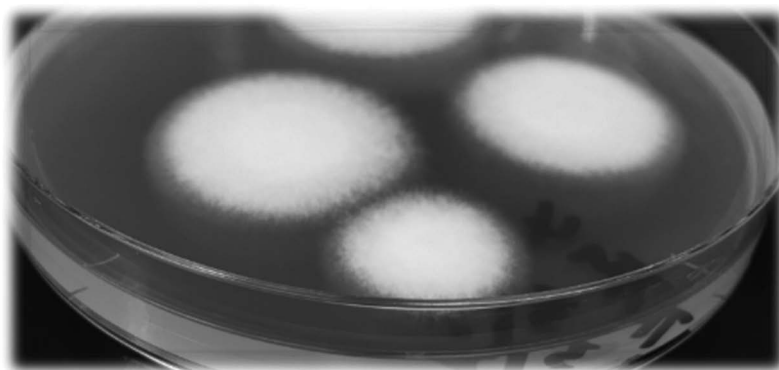


図3 T. rubrum の培養結果

検体番号	NTF	BTF	ITCZ	検体番号	ITCZ	BTF	ITCZ
TM1	S	S	S	TM14	S	S	S
TM2	S	S	S	TM15	S	S	S
TM3	S	S	S	TM16	S	S	S
TM4	S	S	S	TM17	S	S	S
TM5	S	S	S	TM18	S	S	S
TM6	S	S	S	TM19	S	S	S
TM7	S	S	S	TM20	S	S	S
TM8	S	S	S	TM21	S	S	S
TM9	S	S	S	TM22	S	S	S
TM10	S	S	S	TM23	S	S	S
TM11	S	S	S	TM24	S	S	S
TM12	S	S	S	TM25	S	S	S
TM13	S	S	S	TM26	S	S	S

表1 T. Mentagrophytes の MIC 測定結果

検体番号	NTF	BTF	ITCZ	検体番号	ITCZ	BTF	ITCZ
TR1	S	S	S	TR13	S	S	S
TR2	S	S	S	TR14	S	S	S
TR3	S	S	S	TR15	S	S	R*
TR4	S	S	S	TR16	S	S	S
TR5	S	S	S	TR17	S	S	S
TR6	S	S	S	TR18	S	S	S
TR7	S	S	S	TR19	S	S	S
TR8	S	S	S	TR20	S	S	S
TR9	S	S	S	TR21	S	S	S
TR10	S	S	R*	TR22	S	S	S
TR11	S	S	S	TR23	S	S	S
TR12	S	S	S	TR24	S	S	S

表2 T. rubrum の MIC 測定結果 低感受性を示したものは\*で示す。



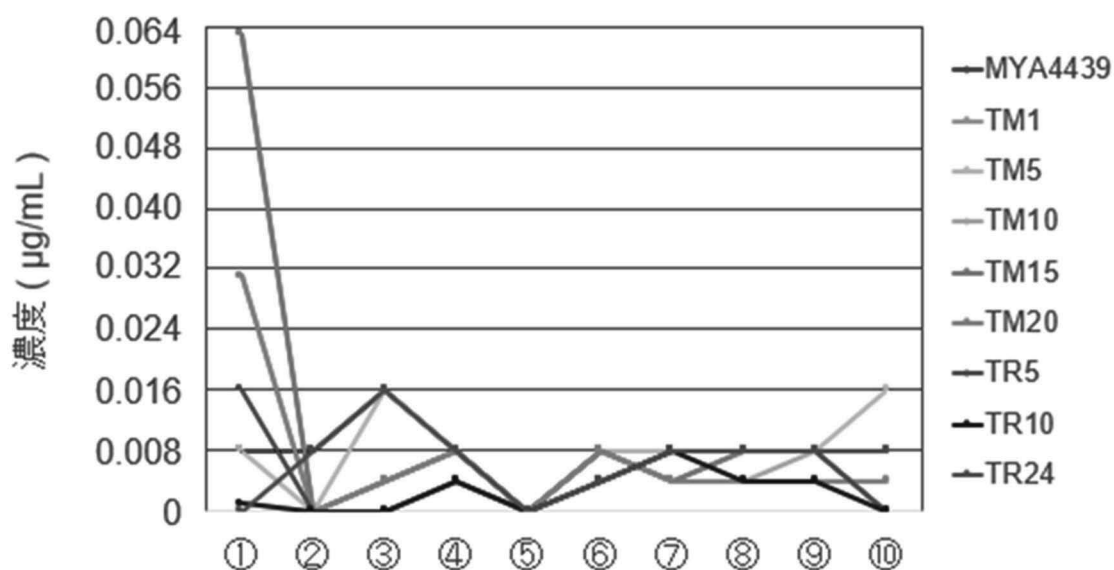


図4 Terbinafine 耐性菌の継代培養9株

【考察】

薬剤含有寒天培地を用いたスクリーニング試験において他の株と比較し、Itraconazole に感受性の低下した疑いを示した株が2株認められたが、微量液体希釈法における最小発育阻止濃度 (MIC) 値の測定ではスクリーニング濃度以下の値を示し、感受性の低下は認められなかった。このことから培養日数、寒天培地と液体培地など使用培地の違いが MIC 値に影響を与える可能性も考えられる。国内においては主な治療薬剤としての Terbinafine に低感受性を示す株が報告されており、今回検討を行った3薬剤を含む他の治療薬剤に関して感受性の低下を示す菌は報告されなかったが、今後その出現も予想される。そのため治療に用いられる多くの抗真菌薬について、それぞれ薬剤感受性も含め、その耐性獲得機序についても継続的にサーベランスを行っていく必要があると考えられる。

尚、本研究での In vitro における Terbinafine の長期曝露による耐性獲得試験の結果では6カ月時点においても明らかな最小発育阻止濃度 (MIC) 値の上昇は認められなかった。

一方 Trichophyton spp. における薬剤低感受性の獲得する機序では、薬剤標的遺伝子上の点変異・薬剤排出トランスポーターの発現量の増加・細胞外サリチル酸ヒドロキシラーゼの増加等に関する多くの報告がなされている。今後の課題としては、これら様々な観点からも薬剤耐性菌のメカニズム解析を行っていく必要がある。

<sup>1</sup> 鈴木周朔、藤谷克己他 10代, 20代男女における白癬菌散布率の疫学調査 生物試料分析 Vol40 No1, 2016

<sup>2</sup> 鈴木周朔、藤谷克己他 高齢者の足部より散布された白癬菌に関する疫学調査 日本衛生学会誌 Vol72, 2017

<sup>3</sup> Shusaku Suzuki, Katsumi Fujitani et al. "Discovery of Terbinafine Low Susceptibility Trichophyton rubrum strain in Japan ", Biocontrol Science (accepted January 11th 2018 No. 170912-1)

<sup>4</sup> Shusaku Suzuki, Katsumi Fujitani et al. "Molecular Epidemiological Analysis of the Spreading Conditions of Trichophyton in the Long-term Care Facilities in Japan" Japanese Journal of Infectious Diseases, Vol.71 (2018), No. 6 pp. 462-466), 2018

<sup>5</sup> T. Yamada, Terbinafine Resistance of Trichophyton Clinical Isolates Caused by Specific Point Mutations in the Squalene Epoxidase, 2017, Antimicrobial agents and Chemotherapy

<sup>6</sup> B. FERNANDEZ-TORRES. In Vitro Activities of 10 Antifungal Drugs against 508 Dermatophyte Strains, ANTIMICROBIAL AGENTS AND CHEMOTHERAPY, 2001

<sup>7</sup> Pranab K. Mukherjee. Clinical Trichophyton rubrum Strain Exhibiting Primary Resistance to Terbinafine, ANTIMICROBIAL AGENTS AND CHEMOTHERAPY, 2003

<sup>8</sup> Colin S. Osborne. In Vitro Analysis of the Ability of Trichophyton rubrum To Become Resistant to Terbinafine, ANTIMICROBIAL AGENTS AND CHEMOTHERAPY, 2003

<sup>9</sup> Colin S. Osborne. In Vitro Analysis of the Ability of Trichophyton rubrum To Become Resistant to Terbinafine, ANTIMICROBIAL AGENTS AND CHEMOTHERAPY, 2003.

## 1. 研究の背景

現在のグローバル社会では、人や経済や文化が容易に国の枠組みを超えるため、日本にいる人々でさえ、多文化多言語の人々との共生が期待されている。本学外国語学部の学生も例外ではない。現在も、将来も、グローバル人材として、多種多様な人々との関わりの中で活躍し、自分自身が成長していることが必要となる。

例えば、今後、アジア、アフリカ、中南米などの発展途上国の人々やその人々の抱える問題と関わる可能性は高い。先進国とは大きく異なる文化・慣習のある社会において仕事や交流をする際には、大きなストレスに向き合わざるを得ない。そのような状況に直面した際に、自ら課題を解決する能力が必要となる。避けることができないストレスに対応し、状況を分析し、制約のある中で最善の策を考えることで、ストレスを軽減し、異なる文化を受け入れ共生できるような能力を育む人材育成が必須となる。そのために、発展途上国が抱える課題について適切な知識を得て、自ら課題を特定し、調査し、学生同士で議論を通じて理解を深めていく授業に適した教材が必要である。ここで習得されるスキルは、学生が異文化の人々との関わりに関わらず、現在および将来の生きていく糧となる。開発教育の教材での学びを通して、多種多様のストレスに耐えうる人材育成を行うことができる。アクティブ・ラーニングは、学生が上記のスキルやコンテンツを深く学ぶ手法である。学びの質を高め、開発教育教材の有効活用に貢献すると考えられる。

開発教育とは英語の Development Education を直訳した言葉で、1960年代に発展途上国での開発協力活動に携わっていた欧米の機関が、貧困などの開発問題への理解と解決を目指して始めた教育活動である(開発教育協会 2003)。また国際理解教育という言葉も学校教育において使用される。国際理解教育は、第二次世界大戦後にユネスコが提唱した「国際理解のための教育」に始まり、1974年の「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」に基づいて、他国や他文化の理解を進めるものである。日本の学校教育においては「総合的な学習の時間」で国際理解教育に取り組まれている(開発教育協会 2003)。その他にも、2002年頃からは「持続可能な開発のための教育(ESD:Education for Sustainable Development)」という環境教育から始まった概念や、2015年以降は、同年に国連が採択した「持続可能な開発目標(SDGs)」も用いられている。最近ではこれらが扱う課題の多くは重なっているが、本研究においては「開発教育」と呼ぶことにする。

日本においては、これまで独立行政法人国際協力機構(以下、JICA)やNPO法人開発教育協会(以下、開発教育協会)等の組織が開発教育の教材を提供しており、小学校高学年から高校生程度までの教材が主に作成され、総合学習の時間などで活用されてきた。しかしながら、大学生レベルを対象とした開発教育の日本語の教材は限られている。

## 2. 研究の目的と方法

本研究は、開発教育・国際理解教育の国内・国外における先行研究を整理し、特に大学生を対象とした教材・教育方法について国内外の取り組みと課題を把握し、それに基づき、大学生を対象とした開発教育の教材を作成するための調査を目的としている。経営学や企業研修で実践されているケース・メソッドや、英国では国際開発学で活用されるシュミレーションゲームの手法も取り入れ、学生が発展途上国の課題をより実感できるような教材を検討していく。

## 3. 既存の開発教育教材の検討

### 3-1 国内での取り組み

日本国内では、国際協力の実施機関である外務省や JICA をはじめ、NPO 法人開発教育協会（以下、開発教育協会）、文部科学省等がパンフレットや冊子、各機関のウェブサイト上で文字媒体や写真による教材を提供している。また、動画教材やシュミレーションゲームもある。以下、主な団体による取り組みを概観する。

#### ①外務省

外務省は小学生から中学生を対象とした国際理解教育の実践例を提供しており、ウェブサイトからダウンロードすることができる。例えば「探検しよう！みんなの地球」という子どもを対象とした教材は、世界の国々の暮らしぶりを衣食住や学校、仕事、乗り物などから紹介している。また、環境問題や貧困、平和などの課題についても紹介している。これらのトピックに関する写真をもとに、子どもたちが考えたり話し合ったりできるようなワークシートも提供している。また、過去に実施された小学校と中学校を対象とした開発教育教材コンクールの作品をウェブサイトから見ることができる。しかしながら子ども向けの教材しかなく、大学生を対象にした教材はない。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/edu/index.html>

#### ②JICA

JICA では小学校から高等学校の教員が活用できるような開発教育の教材、高校教員の国際協力の現場を訪問する事業の報告書などがウェブサイトからダウンロードできたり、発展途上国の教育や水問題、保健衛生など様々な課題を説明したパンフレットを取り寄せたりできる。例えば「世界の水問題」という教材では、発展途上国では安全な水にアクセスできない多くの人がいることや水汲みに数時間かかるという現実が漫画で分かりやすく提示されており、きれいな水を得られないことで生じる保健衛生の課題、水保全のための日本の取り組みを紹介している。小学校高学年程度を対象としているが、掲載されている情報は高校生程度でも十分に活用できる。また「どうなってるの？世界と日本」という教材では、両親と子ども 2 人という小田家の 1 日を通して、食卓にのぼる食材、部屋にある洋服や日用品、家庭で使うエネルギーから日本と発展途上国の関係を考える教材となっている。中学生・高校生程度を対象としている教材で、地図やデータを活用しながら世界で生

じている課題を知り、JICA の取り組みについても学べる教材である。「国際理解教育実践資料集」という教材では、中学生を対象とした授業で、教員が発展途上国の課題を生徒に考えさせながら伝えられる資料を提供している。グローバル化と相互依存について、世界の貧困、教育問題、保健医療、環境問題等の課題をデータや図を交えて分かりやすく提供している。また学習指導要領に関連が深い内容を特に取り上げてある。これらの教材は小学校、中学校、高等学校程度を対象としているが、発展途上国の抱える課題への知識がほとんどない場合は、大学生を対象としても十分に活用できる。

また、発展途上国における JICA のプロジェクト情報、開発課題を説明したビデオの貸し出し、配布も行っている。その他、国際協力の実務に携わる人を対象にした開発プロジェクトの紹介ビデオが多数あるが、一般に公開されていないものも多い。実務家を対象とした教材は、発展途上国からの研修員が使用することも想定されており、英語、フランス語、スペイン語の教材も多数ある。しかしながら、大学生を特定の対象にした教材はなく、高校生用の教材では簡略化されすぎており、実務家用の教材では難しすぎる。

さらに、ウェブサイト上でアフリカの農家がどのように農作物の作付けや収支を計画して生活していくかを体験できるシュミレーションゲームを提供している。これは JICA がアフリカを中心に実施してきた農家の収入向上を目指した実際の開発プロジェクトをモデルにしている。ゲームを通して、プレイヤーは農家役として様々な意思決定をしながら生計戦略を立て、貧困者が貧困から抜け出すのは容易ではなく、ますます貧困になること、天候や自然災害の影響、インフラストラクチャーの整備が農業に大きく影響することなどを体感できる。発展途上国の農家の気持ちを追体験することできる教材であるが、コンピューターやタブレットを必要とすること、また、クラス内でゲームのプロセスを共有しづらいという点から、大学の授業での活用は難しい。

<https://www.jica.go.jp/hiroba/program/practice/education/index.html>

### ③文部科学省

文部科学省は開発教育や国際理解教育という用語ではなく、ESD（持続可能な開発のための教育）を使用している。ユネスコが ESD を推進しているため、その活動の日本での窓口となる日本ユネスコ国内委員会を文部科学省が担っているためと考えられる。また学習指導要領に ESD という用語が掲載されている。ウェブサイトで紹介されている ESD の教材は主に小学生から中学生向けである。

例えば、小学生から中学生向けの教材「ESD QUEST」をウェブサイトで掲載している。これは、ゲリラ豪雨や猛暑といった身近に起こっている問題から、地球規模の環境問題を考えさせる教材である。子ども向けの教材であり、大学の授業での活用は適切ではない。しかし、大学生が子ども用の開発教育教材を作成する場合は参考にできる。

<http://www.esd-jpnatcom.mext.go.jp/>

### ④FASID（一般財団法人国際開発機構）

FASID（一般財団法人国際開発機構）は国際開発に関わる研修事業や調査事業を行って

いる。研修事業の対象者として、開発プロジェクトの実務家を想定されている。開発教育に関連する教材として、ケース・メソッドに基づいて書かれた開発プロジェクトの現場で生じるケースを提供している。「ケースで学ぶ国際開発」(山口しのぶ・毛利勝彦・国際開発高等教育機構(編), 2011)には、経済開発、社会開発、環境、平和構築といった分野のプロジェクトに携わった執筆者が、自身の経験を基に作成したケースを10編掲載している。また、FASIDでは収集した他のケースも、ティーチングノートと共に提供しており、和文だけでなく英文の教材もある。

これらのケース教材はFASIDの研修事業対象者である実務家を対象としているため、開発プロジェクトの現場を経験していない大学生にとっては、ケース教材を読み状況を理解することは難しい可能性がある。また、ひとつのケース教材の分量が多く、大学の90分の講義時間で内容を理解させることは難しい。

<https://www.fasid.or.jp/>

### ⑤ 開発教育協会

開発教育協会は、開発教育の教材を制作・販売したり、教材を活用できる人材を育成したり、教材を使ったワークショップを自治体や学校等で実施しているNPO法人であり、数多くの開発教育教材を出版している。例えば「世界がもし100人の村だったら」という教材は小学生以上を対象としている。これは、世界の国々の識字力や所得等から貧富の格差を体験しながら学ぶワークショップ教材で、小学生以上、大人を対象としたワークショップにも活用例がある。また「新・貿易ゲーム 経済のグローバル化を考える」という教材は、グローバル化した経済の中で自由貿易を行うことにより、貧富の格差が大きくなる問題を、グループごとに与えられた材料や道具を使って製品を作るというシュミレーションゲームを通して学ぶ教材である。小学校高学年以上を対象としており、大人を対象とした活用例もある。「スマホから考える世界・わたし・SDGs」という教材では、毎日使うスマートフォンやパソコンといった電子機器に欠かせないレアメタルがどのような原料で、どこから来るのか、コンゴ民主共和国の紛争と鉱物資源の関係を理解させる内容となっている。対象は中学生以上とされているが、大学生を対象としても十分に活用できる内容である。

<http://www.dear.or.jp/>

## 3-2 国外での取り組み

イギリスやオランダ等ヨーロッパ諸国は、キリスト教系の団体が発展途上国で援助に携わっており、1960年代に開発教育を実践するようになった。ヨーロッパ諸国では発展途上国の抱える問題の原因を、植民地時代にヨーロッパ諸国が行ったことと捉える認識やチャリティー思想があった。1960年代後半にはオーストラリアやカナダでも開発教育が紹介され、援助に携わるNGOにより実践されてきた(木村 2014)。1960年代の開発教育では、援助に携わる団体が援助のための寄付金を集めるために発展途上国の抱える問題を知らせる活動であった。しかし1970年代半ば以降は、先進国と発展途上国の格差を生み出す構

造を問題と捉え、不平等な関係の変革を考えることを開発教育として行うようになった(前林 2010)。

ここではイギリスの事例、国連の事例、発展途上国からの事例としてパキスタンの事例を挙げる。

## 【イギリスの事例】

### ①大学

「緑の革命ゲーム (Green Revolution)」という教材は、1970 年代にイギリスの Lancaster 大学の Graham Chapman 氏と Warwick 大学の Liz Dowler 氏によって開発されたシュミレーションゲームである。緑の革命とは 1940 年代から 1960 年代に高収量品種と化学肥料を大量投入することで、穀物の生産性を飛躍的向上させた農業革命のことである。人口増大により懸念された食糧危機を回避することができたが、一方で、農薬や肥料を投入し続けなければ収量は得られず、貧富の格差を増大させたという負の側面もある。「緑の革命ゲーム」では、このような負の側面を小作農や地主、金貸し、役人などの役割を演じることで疑似体験できるシュミレーションゲームである。

このゲームは半日から 1 日かけて実施することで、参加者が自分の役が置かれた困難さを体感でき、多くの気づきを促すことができる。しかしながら、90 分の大学の講義時間内には実施できない。

1980 年代には前述の Graham Chapman 氏らにより「アフリカルチャー」が開発された。これは、「Green Revolution」にジェンダーの視点を入れたシュミレーションゲームで、ザンビアの農村をモデルとし、アフリカの農家の生計戦略を体験するものである。農家の男性、女性、子どもの役割を参加者が演じ、結婚、離婚、出産、出稼ぎ、災害、進学、病気などを経験しながら生計戦略を立てる。このゲームを通して、男女による役割分担や労働量の違いを疑似体験できる。しかしながら、2 日間かけて実施するゲームであり、「Green Revolution」同様に大学の講義時間内には実施できない。

「African farmer」は上記 2 つのゲームを改良し、イギリス Sussex 大学の Institute of Development Studies の John Thompson 氏が、イギリス援助庁 (DFID) の支援の下に開発したオンラインゲームで、一人でも複数でもゲームに取り組むことができる。「アフリカルチャー」同様に、アフリカの農家が直面する課題を疑似体験できる。決められた広さの土地や貯蓄額で作付けを考え、肥料や農薬、種を購入し、家族が生存できる栄養を確保していく。不足分を出稼ぎで現金をえたり、栄養を確保できずに病気にかかったりする。数年間を経て、家族が増えたり、借金が増えたりする中で、農家の生計戦略の難しさを体験できる。アフリカの農家を疑似体験できる教材であるが、大学の講義時間内に他の学生とのコミュニケーションを取りながら実施することは難しい。

<https://www.africanfarmergame.org/about-the-game/>

## 【国際機関の事例】

### ②WFP(国連世界食糧計画)

WFP（国連世界食糧計画）は「Food Force」というオンラインゲームを提供していた。これは、世界の飢餓問題と WFP の緊急支援活動を広く知らせるために 2005 年に開発されたゲームである。「Food Force」では、架空の島で干ばつが発生し、従来からの内戦もある地域に緊急支援を行うプロセスを 6 つのミッションから体験する。まず空から食料が必要な人々の人数を把握し、次に支援する食料を栄養バランスを考慮して調合し、対象者に届くように上空から食料を投下する。さらに全世界の食料供給の可能性を考慮して供給網を作り、内戦を避けながら陸路で食料を届け、最後に復興支援として限りある支援物資を教育機関や医療機関、労働者などに分配するという開発プログラムを実施するという内容である。

日本のゲーム会社が改良版を提供していたが、現在では WFP の英語版のウェブサイトも含めアクセスできなくなっている。下記のウェブサイトから Food Force の概要を知ることができる。

<http://www.i-revo.jp/contribution/foodforce/about.html>

<https://www.youtube.com/watch?v=op5DmLaVY7Q>

### ③ 国際連合

国連が開発した「Thomas Tank and Engine」は、「機関車トーマスと仲間たち」が SDGs について教える子ども用の教材であり。短いビデオの中でトーマスたちが SDGs のゴールを 1 つずつ取り上げる動画となっており、親や教師用の Teaching tips も提供されている。子どもたちが動画を見て、SDGs について話し合えるような教材である。教材の内容は小学校低学年から高学年程度の子どもを対象としているが、英語で開発教育を行う教材としては、大学生を対象とした授業でも十分活用できる。

<https://www.un.org/sustainabledevelopment/student-resources/>

## 【パキスタンの事例】

### ④女性デザイナー

「Arranged!」はパキスタン出身の女性デザイナー Nashra Balagamwala 氏が開発したボードゲームで、パキスタンや南アジアで多い Arranged marriage を題材にしている。Aunty と呼ばれる結婚仲介人が、見合い結婚 (Arranged marriage) に適切な女性と判断するのは、10 代であること、色の白さ、従順であること、ボーイフレンドがいないこと、ダウリー（結婚持参金）を払える家であることなど南アジアの伝統的慣習に基づいている。この Aunty に「不適切な女性」と思われるようにすることで、望まない結婚を逃れることをゴールにしているボードゲームである。ゲームの指示内容が英語であるため、英語での開発教育教材として大学生を対象に活用できる。

<http://nashra.co/#/arranged/>



### 3-3 既存の教材の課題

前節で検討したように、国内外に既に多くの開発教育教材があるものの、小学生から高校生までの学校教育で活用されることを意図した教材が多く、大学生や社会人を対象にしたものは少ない。また、社会人を対象にした教材は、国際協力の実務に既に携わっている人を対象としており、発展途上国の状況を体験していない大学生には難しい。イギリスや国際機関が提供するシュミレーションゲームは、ロールプレイを通して発展途上国の課題を疑似体験でき、その状況に置かれている人々の感情も体感することができる手法であり大学生レベルにも適している。しかしながら1日かけて行うワークショップが可能であれば活用できるが、通常の90分の大学の授業でシュミレーションゲームを完結させることは難しい。またオンラインゲームでのシュミレーションゲームは大学生にとっても馴染みやすい方法である。だが、授業内で実施することはコンピューターを受講生全員が利用できる環境が必要となること、学生同士のコミュニケーションを取りづらいため最適とは言えない。

子どもを対象とした教材を大学生に活用することも可能だが、十分に検討したうえで修正する必要がある。子どもを対象にしている教材は、“異なる文化を知ろう”“地球上の問題を知ろう”“身近にできることをしよう”等のメッセージを与え、楽しみながら発展途上国の課題を知ることが目的としており、大学生のレベルではない。また、“地球を守る10の方法”“あなたにできる100のこと”のような教材では行動を促す効果はあっても、大学生として習得すべきスキルには繋がらない。大学で習得すべきスキルとは、現状を知り、課題が何かを自ら特定し、その課題の原因を複眼的に分析し、解決策を導き出せるというスキルであろう。また、他の学生との議論を通して、他者の考えを尊重しつつ自分の考えも主張できるような授業の方法が必要であり、それは「深さ」のある学び（松下 2015）であろう。そのためには、教材は情報を与えるだけではない。教材内容や指導法を工夫し、子どものための教材が目指すような単なる理解以上の学びのための教材が必要になる。たとえば、地球の問題について提示された時に、大学生の学習者がその問題のパターンやその根底にある問題を探求する、地球の問題についての情報を批判的に考えることが必要となるのである。児童のために作られた教材を大学生に向けた教材にするためには、多くの時間や労力を費やす必要があり、子どもの教材を大人に用いることはそれほどたやすくできないことがわかる。

### 3-4 他分野の大学生向け教材・教授法

経済学では理論学習が基礎で、現状分析は応用とされている。従って、大学の講義では抽象的な理論を学び、その後に現状分析を学ぶカリキュラムが一般的である。しかしながら選抜性の高い大学では学生に抽象的な理論を学ばせることが可能でも、選抜性の低い大学において、また意欲の低い学生に対して理論から学ばせることは難しい。このような場合、学生に具体的な事例を示し、事例から学ぶカリキュラムの方が適している（児玉 2016）。また、経営学ではケース・メソッド教授法が用いられている。ケース・メソッドとは、実際に会社で起きた経営の出来事を物語風に記述したケース（事例）を読み、討議する形式

の授業である。各学生に予習でケースを読み、自分ならどう行動するかを考えるという課題を課し、授業中は少人数のグループにおいて参加者だけで討議させ、その後クラス全体で、講師のファシリテーションの下で討議をするというステップを踏むという方法である（竹内 2010）。

#### 4. 日本の大学生に適した教材の作成

前節までの既存の開発教育教材、他分野の大学生向けの教材・教授法の検討を踏まえて、日本の大学生に適した教材案を3例作成した。開発途上国で実際に起こっている課題について物語風に記したケースで、学生が読んで理解し、各自が設問に対する自身の回答を考え、グループ内でディスカッションし、クラスへの発表やクラス討議を行える教材案である。各教材案では、ケースを読んで課題を特定し、その課題の要因を複数挙げ、解決策を検討したり解決策に優先順位をつけたりする設問を設定している。また意見が対立する場合に、どのように折衷案を考えるか等の設問も設定している。下記に3例の教材案の概要を示す。

##### ①教材案1「女性の経済活動」

###### 【ケースの概要】

アフリカのある国で、高校まで進学できる女性がとても少ない地域で、高校を卒業したハディーザは10歳年上の中学校の教員と結婚する。中学校教員の夫は教育の重要性を理解しており、高校を卒業した妻が家計管理を上手に行えることに満足していた。しかし3年たっても子どもができず、親や親戚、職場の同僚から第2夫人を得るよう勧められる。既婚女性の外出に制限があるため、ハディーザは家の中で退屈な日々を過ごしていた。近所に住む小学校を中退した同い年の女性が訪ねてきて、洋裁と一緒に学ぼうと誘った。その女性の夫は小学校卒でバイク修理を自営業で行っており、妻が経済活動を行い生活費を補うことに賛成していたので、妻の社会経済活動を認めていた。ハディーザは夫に洋裁を学ぶメリットを説明し許可を得た。学歴があり理解が早いハディーザは短期間で洋裁を覚え、自宅で仕立ての仕事を始めた。丁寧な仕事が評判となり夫は妻を自慢に思うようになった。しかし評判が益々高くなり、妻の方が多く収入を得ているのではと疑問に思うようになった。夫はハディーザに渡している生活費の額を少しずつ減らしていった。

###### 【ケースの目的】

アフリカにおいて女性が教育へアクセスすることは容易ではないこと、教育を受けた女性であっても、結婚後は夫に従うという規範が強く、また子どもを産むことが強く期待されており、社会経済活動を制限されている現状を知る。そして、その原因を複数の視点から分析し、改善策を提案できることを目的としている。

###### 【討論のポイント】

女性が収入を得ることが難しい要因を挙げ、対象地の性別役割分業やジェンダー規範の影響を考える。その状況の改善策を、妻と夫の立場を考慮して実現可能な案を提案し、女性の社会経済的地位の向上と伝統的文化・慣習の遵守という相反する状況下で、短期的改

善策、長期的改善策のように優先順位をつけて考えるよう促す。

## ②教材案2「女子教育」

### 【ケースの概要】

アフリカの地方の町に県の教育省の監査官が視察に訪れ、小学校の就学率を上げるように指示した。この国では小学校無償化政策が実施されて3年が過ぎたが、地方の町では未だに就学率が低かった。監査官にきつく注意された町長は、小学校の校長を呼び就学状況を確認した。各村には小学校はなく、町にある公立小学校が唯一の学校だった。そして各村の村長に子どもを町の学校に送るように指示した。ある村にアイシャという女の子がいた。学校には通っておらず、兄弟が学校に通うことを羨ましく思っていた。アイシャの母親は村の他の女性から、村長がすべての子どもを町の学校に送るように集会で話したことを聞いた。その女性の家の娘は学校に通っている。アイシャの母親はアイシャに学校に通いたいか聞いてみたところ、アイシャが学校に通って将来は医者になりたいと言い出した。母親は恐る恐る夫に村の集会のことを尋ねてみた。夫は女の子が教育を受けても何の意味もないと取り合わない。アイシャの母親は勇気を出して、アイシャが学校に行きたがっていること、医者になりたいと言っていることを話した。しかし夫は笑い出し、全く相手にしなかった。

### 【ケースの目的】

多くの発展途上国で小学校教育の無償化は実施されているが、アフリカにおいて特に女子の就学率は低い国があるという現状を知る。この要因として、女子に教育は必要ないという考えがあること、女性教師が少ないこと、女子が家事や畑仕事、物売りなどの家の仕事を手伝えるため学校に行けないこと、経済的制約の中で兄弟が優先されている等の要因を分析し、改善策を様々な立場から提案することを目的としている。

### 【討論のポイント】

女子が学校に通うことが難しい要因を挙げ、性別役割分業やジェンダー規範がどのように影響しているか考える。県の教育監査官、町長、小学校の校長、村長、アイシャの母親の立場から、アイシャを学校に通わせるための方策を検討する。それぞれの力関係や社会的地位の違いから発言力が異なることを考慮し、どのようなアプローチを取ることが女の子を学校に通わせることへ繋がるか、各自の考えを討論を通して深めるよう促す。

## ③教材案3「参加型開発」

### 【ケースの概要】

アフリカのある村で活動する日本のNGOで、大学生のアヤが夏休みにインターンをした。そのNGOは参加型開発の著作があるカリスマ的な女性が代表を務めていて、アヤも彼女に憧れてインターンに参加した。現地事務所はまだ新しく、日本人の駐在員1人と、その国の他の地域出身のスタッフ、その村出身のスタッフが働いていた。NGOは日本の支援者から、「村に学校を建てて欲しい」と寄付金を得た。しかし対象の村では村長が村会議を開き村民の意見として「学校より、村人みなで楽しめるサッカー場が欲しい」と言い

だした。「子どもの教育が何より大事」と主張する NGO 代表は、村の決定を「教育がない村人は何も分かっていない」と拒否する。現地スタッフが代表を説得しようとするが、NGO 代表は「私は関わらない」と、この村の活動に関心を示さなくなった。インターンを終えたアヤは参加型開発が大事だと言っていた NGO 代表の行動に疑問を持つようになった。インターン後も現地事務所と交流を続けたアヤは、その後の村の発展を喜んだ。

結局、村では寄付金でサッカー場を作った。そしてサッカーを通じて村人同士の交流が深まり様々な問題をお互いに話すようになった。近隣の村とサッカーの試合をするようになり試合の入場料を少額ずつ徴収した。そして集まったお金で村に学校を立てた。

#### 【ケースの目的】

教育が大事という普遍的な考えと、対象地域の意見を大事にするという参加型開発の考えが衝突する事例を通して、国際協力事業を行う外部者は対象地域の意見にどのように対応できるか考えることを目的としている。

#### 【討論のポイント】

寄付金の使い道は小学校にすべきか、サッカー場にすべきか、どちらかを選ばせる。その後、2 チームに分けて「寄付金は小学校に使うべきである」というステートメントに対して肯定派と否定派に分かれてディベートを行う。両者のメリット・デメリットを提示し議論することで、折衷案を考えていく。自分がインターンだったら、どうするかを考えるよう促す。

## 5. 教育実践の方法

優れた教育実践の方法は、ある意味で教材以上に重要である。どんなに質の高い教材があっても、優れた教育実践の手法がなければ、学習者が深い学びを体験することは不可能である。様々な教育実践が行われているが、本研究では、ディープラーニングを念頭において、「協同学習」に注目した。協同学習の定義、基本原理、実践手法を紹介する。

ジェイコブス、パワー&イン（2005）は、協同学習は「生徒がさらに効果的に一緒に勉強するのに手助けするための原理と技法」（P.8）と定義している。安永（2015）は、協同学習について以下のように述べている。

協同学習は、学生 1 人になかまと共に学ぶ喜びや楽しさを実現させ、確かな学力と自己の変化成長をもたらす、教授学習にかんする理論である。グループ学習の単なる技法ではない（p. 115）。

これらの定義でも明らかなように、協同学習とは小グループで行う活動ではない。協同学習が、小グループの活動と違う理由は、協同学習には 5 つの基本要素があるからである。以下の 5 つの要素がなければ、協同学習と呼ぶことができない。第 1 に、互恵的な依存関係である。グループで共通目標に向かって活動し、グループの構成員の 1 人 1 人が別の役割を持つことで、お互いに依存し利益を得る。第 2 に、積極的に仲間同士が交流し、お互い励ましあい、教えあいや学びあいを行うことである。第 3 に、学習者自身の学びおよびグループの仲間の両方の学びに責任を持つことである。グループ学習では、グループで何か行うことが重要視され、個人の学びがおろそかになることもある。協同学習では、個人

の考えを重要視するため、最初に個人で学習することが有効な協同学習の技法である。第4に、対集団または個人に対しての対人関係に対応するためのスキルである。第5に、活動の振り返りや評価である。活動を振り返ることで、協同学習がより質の高いものとなる（安永 2015；ジョンソン，ジョンソン・スミス 1991）。

5つの協同学習の基本要素の中で、第3の基本要素に含まれる個人思考の活動の効果を特に心に留めておかなければならない。個人思考の責任を果たすために、単に学習者に考えさせるのではなく、個人思考が行われていることをなんらかの形で確認するべきであろう。一番手軽な方法は、紙に思考を書かせることである。そうすることによって、指導者が個人思考が行われているのを確認できるだけでなく、学習者は考えを紙に書くことで考えをまとめることもでき、結果としてグループでは話し合いの準備になる。学習者は、アイデア等を紙に書くことで、強制的に個人思考を行うことになり、その後の発言もスムーズになる。つまり、いきなりグループ学習をさせるのではなく、個人で考える時間を持たせることで、実りのある協同学習に導くことができる。協同学習がうまくいかなかったクラスの教員から、個人思考に時間を取り入れたことで、クラスの雰囲気生き生きとしたという報告を受けることがある。これも、協同学習における個人思考の重要性をしめしているのではないだろうか。

様々な協同学習の手法があるが、代表的なものを2つほど述べる。まずは、「ジグソー」である。これは、5つの基本要素のうち第1の互恵的依存関係の要素が協調されている活動である。以下の手順となる。

ステップ1. 4人グループのそれぞれに別の読み物が配られる。

ステップ2. それぞれが読む。（個人思考）

ステップ3. 他のグループに属するが、自分と同じマテリアルを持った学生と集まり、内容を検討する。（グループ思考）

ステップ4. 自分のグループにもどる。

ステップ5. 自分自身の担当に読み物について説明する。（グループ思考）

お互いの担当箇所を分担しグループで話すことで、協同学習の基本要素の条件が満たされる。

ジェイコブソン・パワー・イン（2005）では「雪玉ころがし」が紹介されているが、互恵的依存関係や個人思考とグループ思考を取り入れた、アイデアを集めるための活動である。ここでは、開発教育に関係した教材を想定し、フェアトレードとして取り扱っている物品に、どんなものがあるかについて考えることとする。

ステップ1. 個人が答えを書く。

ステップ2. 4人グループのうち、2人ずつになる。（1グループの中で、2組に分かれる。）

ステップ3. 2組のペア同士は、それぞれのペアで、お互いの答えと理由を説明する。

ステップ4. お互いのリストをあわせて、リストにあるフェアトレードとして扱っている物品を増やす。

ステップ5. 4人で話し合い、自分たちのリストに他の人のリストを加える。

以上に述べたように、協同学習の技法を教材に使うことで、教材が魂を吹き込まれ、アクティブ・ラーニングが実現される。また、人間の成長を促すため、開発教育を学ぶ力も育つと思われる。

## 6. 今後に向けて

本研究では、国内外のこれまでの開発教育への取り組みと課題を調べることに主眼を置いていた。そのため大学生に適した教材作成の事例は3例のみであった。今後は事例を増やし、適切な写真や図を加え、学生が興味を持ちやすいようにレイアウトやデザインを工夫して修正を行いたい。また作成した教材を協同学習の技法を用いて授業で活用し、学生からのフィードバックを得て、加筆修正を行いたい。

### 【参考文献】

- 開発教育協会（2003）.「開発教育実践ハンドブック」開発教育協会
- 木村裕（2014）.『オーストラリアのグローバル教育の理論と実践』. 東信堂
- 児玉英明（2016）.「高校生にも大学生にも使える社会科学のリメディアル教育教材～ケース教材を活用した高大接続教育の実践例～」『リメディアル教育研究』. 第11巻第1号 pp.39-45.
- ジェイコブス, J.・パワー, M.・イン, L.W. (2005). 『先生のためのアイデアブック』（関田一彦監訳）日本協同教育学会 ナカニシヤ出版
- ジョンソン, D.W.・ジョンソン, R.T.・スミス, K.A.Z (2001) 『学生参加型の大学授業－協同学習の実践ガイドー』（関田一彦監訳）日本協同教育学会 ナカニシヤ出版
- 竹内伸一（2010）.『ケースメソッド教授法入門』. 慶応義塾大学出版会
- 前林清和(2010).『開発教育実践学 開発途上国の理解のために』. 昭和堂
- 松下佳代編（2015）.「ディープアクティブラーニング 大学授業を深化させるために」勁草書房
- 安永悟（2015）.「協同による活動性の高い授業づくりー深い変化成長を実現できる授業をめざして」 松下佳代（編著）『ディープアクティブラーニングー大学の授業を深化させるために』（pp.113-139）
- 山口しのぶ・毛利勝彦・FASID 編(2004).『ケースで学ぶ国際開発』. 東信堂
- 山西優二・上条直美・近藤牧子編（2008）.『地域から描くこれからの開発教育』. 新評論
- Barkley, E. F. Cross, K. P. & Major, C.H. (2005). Collaborative Learning Techniques: A handbook for college faculty, Jossey-Bass.
- JICA(2013).「国際理解教育実践資料集」JICA

### 【参照したウェブサイト】

開発教育協会 <<http://www.dear.or.jp/>> 2019年10月20日閲覧

外務省 < <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/edu/index.html> > 2019年10月20日  
閲覧

国際連合 <https://www.un.org/sustainabledevelopment/student-resources/>>2019年10月  
20日閲覧

世界食糧計画日本事務所

<<https://ja.wfp.org/news/futofuosujiaoshiyongkaitonowanchengfabiao>>2019年10月  
20日閲覧

文部科学省 < <http://www.esd-jpnatcom.mext.go.jp/> > 2019年10月20日閲覧

African Farmer <https://www.africanfarmergame.org/about-the-game/> 2019年10月20日  
閲覧

FASID < <https://www.fasid.or.jp/> > 2019年10月20日閲覧

JICA < <https://www.jica.go.jp/hiroba/program/practice/education/index.html> > 2019年  
10月20日閲覧

Nashra Balagamwala < <http://nashra.co/#/arranged/> > 2019年10月20日閲覧





# アクティブ・ラーニングによる教育改革—環境教育問題の解決を目指して—

(2018年度学長裁量経費実施報告として)

外国語学部

渡部吉昭

## 1. 本教育改革の概要

本教育改革は、アクティブ・ラーニングの手法に則り、渡部ゼミに所属する外国語学部の学生が、日本の環境教育問題などに取り組み、学生ならではの視点で、企業や各種団体との協業も視野に入れる形で解決策について調査・分析し、その研究成果を、多くの大学が参加する大会である全国学生英語プレゼンテーションコンテスト（通称プレコン）にて発表するものである。具体的な活動としては、企業、業界団体、公的機関などへのヒアリングや実地検証が想定され、諸外国における実情などを分析する為の文献収集なども必要となる。

## 2. 本教育改革の目的

我が国におけるアクティブ・ラーニングは、2012年8月に出席した中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて—生涯学び続け、主体的に考える力を養成する大学へ—」（いわゆる質的転換答申）において、「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称」と定義され、「認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る」とされている。

今回の教育改革計画は、まさにこの趣旨に沿うものであり、本教育改革の目的は、参加する学生が、（教員から一方向的に与えられるのではなく）自らが考えたテーマについて、大学外のフィールドにおいて、関連するNPO、企業、公的機関などの社会的組織と共に調査・研究を進めることによって、汎用的能力の育成を図ることである。

## 3. 本教育改革の経緯

2006年に経済産業省は、「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力」を「社会人基礎力」として定義・提唱している。ビジネスを巡る環境が大きく変化する中、企業等で働く人材には、基礎学力や専門知識に加え、新しい価値創出に向けた課題の発見、解決に向けた実行力、異分野・異文化と融合するチームワークなどの基礎的な能力が、世界経済のグローバル化などもあり、以前にも増してより一層求められるようになってきていることが、このような提唱の背景となっている。

担当教員は、学部学生のゼミナールを担当するにあたり、このような社会人基礎力を育成するゼミとすべく、ゼミの内容を構築した。具体的には、企業がスポンサーとなる外部の大会に参加することによって、社会的側面を持つ課題（例えば、環境教育の問題）や現実の企業の課題（例えば、キリンの「午後の紅茶」を更に拡販するためのマーケティング戦略）について、学生が主体的に取り組み、その調査・研究成果を発表するというゼミ内容としている。

また、2年生を対象とするGCI(Global Career Institute)の授業であるPBL(Project Based Learning)においても、この社会人基礎力の養成を念頭に、少人数のゼミ形式の授業であることを活用して、実際の企業と協業する(例えば、授業にご協力頂いた企業の採用戦略の再構築について、PBLを受講する学生がまとめた提言を同社の人事部管理職にプレゼンテーションする)という授業内容としている。

社会人基礎力の養成を念頭に置いた、アクティブ・ラーニングの手法を活用する、これらの講義における履修学生の「学び」について、担当教員として大きな手ごたえを感じていることが、今回の学長裁量経費を申請する大きな契機となっている。ゼミの卒業生は、全員無事に企業からの内定を得ることができ、卒業論文も水準以上のものを提出している。ゼミ入室時と比較すると、質的転換答申において定義されている「教養、知識、経験を含めた汎用的能力」が、大きく向上していることは明白である。担当教員とのコミュニケーションにおいても、以前見られた社会的に未熟な部分はなくなり、一定の社会人基礎力を身に着けた状態で実社会に送り出すことができていると自負している。

また、2年生次にGCI PBLを履修した学生のうち、数人の学生は、3年生となった段階で、担当教員のゼミに所属しており、PBLにおけるアクティブ・ラーニングの経験を生かした形で、「主力」としてゼミ活動を牽引してくれている。

以上のような、本学における3年間の経験を踏まえ、アクティブ・ラーニングの有効性を実感している。ただ、アクティブ・ラーニングを実施する際には、学生側に相応の参加費用が発生する。具体的には、学生によるフィールドワーク(関連するNPO、企業、公的機関などへのヒアリング)に関わる交通費、関連する文献調査費用などが想定されるため、2018年度の学長裁量経費を申請した次第である。

#### 4. 本教育改革における留意点

今回のテーマである、日本における環境教育の問題に取り組むにあたり、実現性に乏しい絵空事の理想論ではなく、現実味のある解決案を学生が生み出すことを重要視した。学生チーム内での議論に加えて、この問題に関わるステークホルダー(例えば、児童への教育を担当する主体としての小学校、環境教育のプロであるNPO、等)の社会的立場などを理解した上で、実現可能性を吟味した提案がなされるよう、担当教員として指導することに留意した。このような一定の実現性を担保するためには、実際の企業や組織(今年の場合は、小学校の校長先生や担任の先生等)との連携や協業を模索することが重要になる。問題解決の主体を、企業や公的機関に一方的に委ねるのではなく、企業などの外部組織と共に問題解決にあたるというスタンスで臨むことが重要である。

#### 5. 本教育改革の実施概要、実施結果

本教育改革の実施概要、実施結果は、以下の通りである。

- ・ 2017年12月～2018年1月：ゼミ入室者が決定する。
- ・ 2018年1月～2月：担当教員との個別面談を実施し、チーム分けの人選を行う。
- ・ 2018年3月：学園が軽井沢に所有するセミナーハウスにおいて、春合宿(1泊2日)を行い、ゼミ活動全般について、ガイダンスを行う。春合宿には、2、3、4年生が参加する。上級生は、就職

活動や卒業論文執筆も含めて、今までの経験やノウハウなどを下級生に伝達する。各チームは、チームリーダーを選出する。また、新ゼミ生の各チームに上級生のメンターを割り当てることによって、春合宿終了後も上級生が下級生に助言できる体制を整える。同時に、ゼミ全体のゼミ長も指名する。

- ・ 2018年4月：ゼミ活動が開始し、全国の大学が参加する、第7回全国学生プレゼンテーションコンテストのテーマが発表される。
- ・ 2018年4月～7月：関係する企業・団体への訪問、文献調査などを踏まえて、発表内容を準備する。
- ・ 2018年8月：上記の軽井沢セミナーハウスにて夏合宿（2泊3日）を実施し、発表内容の中間報告を行う。写真2は、軽井沢セミナーハウスにおけるチーム作業の様子である。写真1の右側の2名の学生は、ゼミの上級生であり、下級生の活動に対して助言してくれている。

写真1：夏合宿におけるチーム作業



- ・ 2018年11月：第7回全国学生プレゼンテーションコンテストの一次予選を通過する。本年度においては、約半数のエントリーチームが、一次予選で落選している。
- ・ 2018年12月：同コンテストの二次予選において、「Open Sesame - break the barrier between students and experts -」のタイトルで英語による発表を行う。英語での質疑応答を経て、トップ50賞を受賞する（同コンテストへの合計エントリー数は759名である。トップ50賞の受賞大学のリストを参考資料9-1に添付する）。
- ・ 写真2は、会場であるよみうり大手町ホールにおいて賞状を手にするゼミ生である。

写真2：賞状を手にする学生チーム



## 6. 本教育改革の具体的な成果

本教育改革の具体的な成果を、アクティブ・ラーニングについて整理した先駆的著作であり、今でも最もよく引用される論文である(松下 2015)、Active Learning: Creating Excitement in the Classroom (Bonwell & Eison, 1991, p. 19) が、アクティブ・ラーニングの構成要素として挙げている5つの点に沿う形で、以下に述べる。

### (1) 学生は、授業を聴く以上の関わりをしている (Students are involved in more than listening)

本教育改革におけるアクティブ・ラーニング科目を履修する学生は、授業に出席して担当教員の指導を受けるだけでなく、自分たちで選択・設定したテーマについて、調査・研究するために、関係するステークホルダー (NPO、企業、公的機関など) へのヒアリングや実地検証を行う必要があった。具体的には、小学校を統括される校長先生、クラスを担当される担当教諭の先生、環境教育を専門とする NPO などにコンタクトを取り、環境教育を学生自らの手で実現するべく、小学生を対象とする模擬授業を実施した。

学生から提出されたセミ活動報告書には、この模擬授業実施の件が、以下のようにまとめられている。

- 実際に授業を行うべく、NPO 法人と小学校を何度も行き来しながら、双方の意見をすり合わせる形で模擬授業の準備を進めた。
- 授業準備と (模擬授業に必要な) ボランティア学生の確保を同時に行う必要があった。ただ、ボランティアが必要という事は前々から分かっていたにも関わらず、段取りの悪さが目立った。
- 模擬授業を実施したが、多くの方々に助けて頂いて、授業が成り立ったと強く感じた。

この学生は「段取り」という言葉を複数回使用していたが、これは社会人基礎力に関する意識の高まりであると判断され、このようなフィールドワークを実践する本科目においては、2012年の質的転換答申が懸念する「教員による一方向的な講義形式の教育」とは全く様相が異なり、学生による能動

的かつ自発的研究活動が求められる内容となっていた。

- (2) 情報の伝達より学生のスキルの育成に重きが置かれている (Less emphasis is placed on transmitting information and more on developing students' skills)

今回のアクティブ・ラーニングにおけるチーム作業の目的は、日本の環境教育問題に対する解決策を見出すことであり、この問題に関する情報を第三者に伝達することではない。本教育改革は、課題の発見、解決に向けた実行力、異分野と融合するチームワークなどに関するスキル向上を目指している。学生が身につけた具体的なスキルとして、社会人とのコミュニケーション能力が挙げられる。例えば、取材先の一つであった NPO 法人への取材依頼の手紙などは、一般的な社会人が書く書式に倣って書くなど、日本社会における礼儀をわきまえた手紙を普通に書くことができるスキルは、今回の教育改革の過程で身につけてくれた。

- (3) 学生は高次の思考（分析、総合、評価）に関わっている (Students are involved in higher-order thinking (analysis, synthesis, evaluation))

本教育改革における課題を解決するためには、表面的な分析ではなく、根本原因に関する深い洞察を行うことや、解決に向けて考えられるいくつかの選択肢を、関係する各ステークホルダーの立場や経済的事実を勘案して、総合的に評価することが求められた。これらの知的作業においては、実社会における問題を解決する際と同じレベルの高次の思考が必要であった。今回の教育改革においては、環境教育の問題に取り組んだ。日本社会においては、環境に関する専門家はいるものの、これらの専門家は、学童に対して環境教育を行う機会は極めて限定的である。翻って、学校教育を担当する小学校の先生方は、様々な科目を担当することで謀殺されており、環境教育に集中して専門性を高める時間は殆ど残らない。学生チームは、このような状況の下で、(年齢が比較的近い) 学生自身が環境教育を行うことをチームとしての提案内容の骨子とし、小学校と環境問題を専門とする複数の NPO を結びつける仕組みを提案するに至った。このような形で、食品廃棄の問題を分析・評価したことは、学生が、高次の思考プロセスを経験したことを示している。

- (4) 学生は活動(例:読む、議論する、書く)に関与する (Students are engaged in activities (e. g., reading, discussion, writing))

本教育改革における学生チームは、問題解決のプロセスにおいて、関連する資料を読み、その結果得られた知見などをチームメンバーや関係する各ステークホルダーと議論し、最終的な結論を第三者にわかり易い形で発表するためのプレゼンテーションやその原稿を書かなければならなかった。

- (5) 学生が自分自身の態度や価値観を探究することに重きが置かれている (Greater emphasis is placed on students' exploration of their own attitudes and values)

各学生が、チームの一員として、共通の課題に長期間取り組むことによってチーム内でのコミュニケーション能力を身につけることは、今回の最大の目的の一つであった。このようなコミュニケーション能力

形成に際して、各学生の参加態度やゼミ活動に対する価値観が、時には衝突を繰り返しながら、チーム作業の中で磨かれ、探求されていくことが期待されていた。学生から提出された、今回の教育改革に関する報告書には、このようなコミュニケーションに関して学んだことを以下のようにまとめられている。

- ・ 自分は、とにかく先ずは思った事を口にしてから意見をまとめるタイプだと言うことに気がついた。そして、私は自分ベースで物事を考えすぎていたと感じた。
- ・ 私は、個人の意見に正解も不正解もなく、考え方は十人十色で自分の意見を伝えることは何も恥ずかしくないと思っていた。
- ・ しかし、皆がそうではなく、私とは反対に自分の中でしっかりとした答えをまとめてから口にする人もいるし、自分の発言が相手にどう思われるかを考える人もいると気づいた。なぜコミュニケーションにならないのか、考え方の違いという冷静に考えればわかる事を見落としていた。

このような報告書の内容は、本教育改革において、各学生が自分自身の考えを持ち、主張しながらも、他者の考えや価値観を理解・尊重する姿勢を学んだことを示している。

#### 7. 最後に

本教育改革の成果は、参考資料9-2に添付したように、「文京学院」誌にも掲載された(2019年3月号)。これは学生にとって大きな励みであり、課題に真剣に取り組んだことに対する晴れがましい報酬となった。また、ゼミ生は、現在就職活動の最中であるが、このような記事掲載も含めて、企業との面接にも本教育改革が大いに活用されていると聞いている。本教育改革の成果は、学生の学びにおいて多方面に渡っていると実感している。

#### 8. 参考文献

松下佳代 (2015) 『ディープ・アクティブラーニング』 勁草書房

Bonwell, C. C., & Eison, J. A. (1991). *Active Learning: Creating Excitement in the Classroom*. 1991 ASHE-ERIC Higher Education Reports. ERIC Clearinghouse on Higher Education, The George Washington University, Washington, DC 20036-1183.

9. 参考資料

9-1 : Top50 賞を受賞した大学のリスト

トップ50賞 (2次予選の得点上位50組) / TOP 50 PRIZE ※エントリー番号順									
I-031	大川 武彦	Ohkawa Takahiko	東京工業大学	2年	G-058	尹 聖彰	Yoon Seungchae	青山学院大学	1年
I-032	加治屋 ヒカル	Kajiya Hikaru	神田外語大学	1年	G-058	河津 紫音	Kawatsu Shion	青山学院大学	1年
I-133	成田 遥香	Narita Haruka	中京大学	1年	G-062	煙草 将典	Tabako Masahiro	関西大学	4年
I-178	大友 優美	Otomo Yuumi	東京家政大学	4年	G-062	米田 秀	Yaneda Shyu	同志社大学	4年
I-185	松野 沙織	Matsuno Sae	横浜市立大学	3年	G-077	友成 咲良	Tomonari Sakura	神戸市外国語大学	3年
I-191	中矢 風	Nakaya Nadaka	東京外国語大学	1年	G-077	津田 理紗	Tsuda Risa	神戸市外国語大学	
I-290	伊藤 麻菜絵	Itoh Manae	北海道科学大学	3年	G-077	土屋 晴	Tsuchiya Hina	神戸市外国語大学	3年
I-254	ターン 有加里	Tham Yukari	東京大学大学院	1年	G-085	末田 理穂	Sueda Riho	福岡大学	3年
I-290	南 相學	Nam Sangjaan	国際こび学院外国語専門学校	2年	G-085	穂部 柚花莉	Hohe Yulie	福岡大学	3年
I-300	佐藤 志帆	Sato Shiho	ホスピタリティ・リズム専門学校大阪	2年	G-093	神原 良穂	Kambara Yoshitsubu	立命館大学	2年
I-308	瀬山 さやか	Mamiyama Sayaka	東京経済大学	3年	G-093	浅見 幸悠紀	Asami Koki	立命館大学	2年
I-318	平田 千夏	Hirata Chika	熊本大学	4年	G-093	青藤 俊介	Seito Shunsuke	立命館大学	2年
I-323	小松 真子	Komatsu Mako	高知工科大学	2年	G-114	越川 光	Kashikawa Hikaru	神田外語学院	1年
I-325	インタリット バナサ	Intaritt Banasa	併修大学	1年	G-114	下地 紅香	Shimiji Kurea	神田外語学院	1年
G-007	岩崎 紀香	Iwasaki Noriko	明治学院大学	2年	G-114	園田 夢梨	Sanoda Yuri	神田外語学院	1年
G-007	今倉 楓	Imakura Kaede	明治学院大学	2年	G-117	下坂 悠莉	Shimaseka Yuki	近畿大学	3年
G-008	小林 夏	Kobayashi Kazumi	文京学院大学	3年	G-117	前田 穂乃香	Maeda Honoka	近畿大学	3年
G-008	原島 優奈	Haraizumi Yuna	東京学院大学	3年	G-121	瀬戸 志基	Seto Hikari	同志社大学	4年
G-009	成石 彩夏	Takeshi Aiyaka	文京学院大学	3年	G-121	西小野 里緒	Nishiono Setsu	同志社大学	4年
G-009	達心 珠季	Dashin Miki	文京学院大学	3年	G-125	米山 禮太郎	Yoneyama Kentaro	静岡大学	4年
G-009	菊地 奈々子	Kikuchi Nanako	文京学院大学	3年	G-125	土屋 尚樹	Tsuchiya Naoki	静岡大学	4年
G-012	阿部 崇	Abe Shigeo	近畿大学	4年	G-126	野村 ニイナ	Namura Nina	神戸市外国語大学	4年
G-012	志水 智	Shimizu Tama	近畿大学	4年	G-126	小林 光梨	Kobayashi Hikari	神戸市外国語大学	3年
G-018	村中 華代	Muranaka Akiyo	関西大学	4年	G-130	青木 夏希	Aoki Natsuki	神田外語学院	2年
G-018	奥頭 亜由美	Kita Ayumi	関西大学	4年	G-130	大瀬 祥平	Otake Shohei	神田外語学院	2年
G-018	保田 奈々子	Yasuda Nanako	関西大学	4年	G-134	小阪 麻希	Kosaka Maseya	中京大学	2年
G-021	野内 美莉	Yonai Eri	京都大学	4年	G-134	長坂 真希	Nagasaka Maki	中京大学	2年
G-021	荒木 穂香	Araki Ryoka	京都大学	4年	G-149	執行 美紗	Shiyo Misa	同志社大学	4年
G-030	久保 悠貴	Kuba Shunki	関西大学	2年	G-149	浅野 真鈴乃	Asano Marina	立命館大学	4年
G-030	江山 優里花	Eyama Yurika	関西大学	1年	G-150	山本 蓮却	Yamamoto Tetsuro	大阪教育大学	4年
G-030	岡本 真	Okamoto Kan	関西大学	2年	G-150	有阪 芽樹里	Arisaka Memari	大阪教育大学	4年
G-043	鈴木 美帆	Suzuki Minari	法政大学	4年	G-155	デフィン	Devin	同志社大学	3年
G-043	松山 善也	Matsuyama Yoshiyuki	法政大学	3年	G-155	古田 真帆	Furuta Maha	同志社大学	3年
G-043	小川 ますみ	Ogawa Masumi	明治大学	4年	G-155	柏原 麻佳	Kashiwara Suzuka	同志社大学	3年
G-049	橋本 賢人	Hashimoto Kenta	早稲田大学	4年	G-167	大谷 幹仁	Otani Mikihito	神田外語学院	1年
G-049	橋尾 夏澄	Yakoi Kasumi	筑波大学	4年	G-167	阿久津 航輝	Akutsu Koki	神田外語学院	1年
G-049	古林 朋美	Furubayashi Tomomi	日本女子大学	4年	G-179	足立 彩乃	Adachi Ayano	名古屋国立大学	3年
					G-179	曲 響	Qu Rui	名古屋市立大学	3年



平成 31 年 (2019 年)

3 月 31 日

第 748 号

発行  
学校法人文京学院  
<http://bunkei.ac.jp>

大学

## 渡部ゼミ生・棚橋ゼミ生 「全国学生英語プレゼンテーション コンテスト」で「TOP50」入賞!



渡部ゼミ (左から)  
道心さん、武石さん、菊地さん



棚橋ゼミ (左から) 廣島さん、  
棚橋教授、小林さん

「第7回全国学生英語プレゼンテーションコンテスト」(主催—神田外語グループ・販売新聞社)が昨年12月1日、神田外語学院で行われ、本学外国語学部の渡部吉昭ゼミナールと、棚橋サンドラゼミナールの3年生がテーマ「地球を守れ!環境教育の新しいプログラムを提案」に臨み、エントリー数759名の内「TOP50」に入賞しました。両チームの喜びの声を伝えます。

### 渡部ゼミナール

渡部ゼミ生の入賞は、昨年に引き続き2回目。今回は、武石彩夏さん(チームリーダー)、道心珠季さん、菊地葵々子さんのチームが入賞しました。

武石「環境関係の団体や企業にインタビューを行うことで課題・問題点を見つけ、私たちがまず環境について学びました。小学校で「水の循環サイクル」についての授業をゲームを通じて行ったところ、子どもたちが興味をもって臨んでくれました。私たちは『TOP5』をねらっていたので、悔しい気持ちもありました。後輩には、体験・反省をまとめたノートを託します」

渡部「前回の新井友一郎チームと、今回の武石チームの共通点は、夏休み返上でプレゼンに備えたことと、アドバイスをきちんと聞いて対応したこと、努力は真切らないことを証明しました」



**2018年度学長裁量経費報告**  
**アクティブ・ラーニングによる教育改革**  
**コミュニケーションロボットを活用した高齢者支援技術の開発**

人間学部人間福祉学科 鳥羽美香  
奈良環  
田嶋英行  
木村知美

はじめに

少子・超高齢社会、人口減少社会の問題は、高齢者福祉・介護現場にも深刻な影響を及ぼすことが予想される。2025年には団塊の世代が75歳以上を迎えることから、介護施設の環境整備が急務となっている。さらに慢性的な人手不足を抱える介護現場においては、介護職員の確保や職務の負担増などの問題が深刻化しており、これらの問題を解決するひとつの方策として、介護現場におけるロボット技術が注目されている。

高齢者福祉の分野でロボットを活用した取り組みが行われるようになったのは、ペット・ロボットAIBO(1999年)の発売以降であり、その後、アザラシ型の「パロ」が開発され(2005年から国内販売)、それまでであったアニマル・セラピーの流れから、ロボット・セラピーへと展開するようになった。その後、介護現場におけるICT(情報通信技術)や介護ロボットの導入も進められている状況である。

介護現場で活用されている介護ロボットの種別としては、高齢者本人が生活自立をするために使用されるもの、介護従事者の負担軽減になるもの、コミュニケーション・娯楽での活用等と分類される。

高齢者支援の中には、身体介護も含まれるが、特に一人暮らしの高齢者に対する精神的な支援も必要性が高まっている。地域の中で、高齢者が孤立している状況が見逃せない課題である。

こうしたコミュニケーションロボットの活用を介護施設のみならず、在宅における高齢者支援にも拡大して活用する可能性もあり、今後の活用促進が期待される分野である。

研究目的

アクティブ・ラーニングによる教育改革で期待された成果としては、学生が地域社会における高齢者の生活状況や、コミュニケーション援助を学ぶ授業において、地域の高齢者に対するコミュニケーションを、ロボットを活用しながら実施し、どのような活用方法があるのか、その効果を検討すること。それらを通して学生が主体的に、高齢者への支援技術へのロボットの応用について検討し考察する力を身につけることである。

研究結果

1. 授業における実施計画の概要

①授業科目名:「地域包括ケア論」人間福祉学科2年生(奈良、鳥羽担当)の中で、ロボット(パルロ(富士ソフト)3体を実際に活用し、アクティブ・ラーニングに活用した。

実施内容:2018年4月~6月初旬・地域にあるケアサービスを調べ、介護保険でのサービスについて講義。学生自身が高齢者の生活を振り返り、必要なもの、人材不足を補う手段についてグループワークを実施。また安否確認などにロボットを活用することなどの案に関して学生による発表を行った。

6月初旬・オリエンテーション、高齢社会における孤立問題についての講義

- ・高齢者の世帯累計の特徴、活動実態などの特徴についての講義
  - ・コミュニケーションロボットの介護現場の役割と実際についての講義
- 6月14日・演習・実技 実際にロボットとコミュニケーションをとる方法の模索
- ・コミュニケーションロボットと地域の高齢者（6名）との交流
  - ・学生と高齢者、ロボットとのコミュニケーションの試み
- 7月上旬～下旬・授業内での振り返り（ロボット活用の効果についての考察）
- ②授業科目名：「卒業研究」人間福祉学科3年生・4年生（鳥羽、奈良、田嶋各担当）
- 実施内容：8月上旬・オリエンテーション、高齢社会における孤立問題についてのディスカッション、ロボットとのコミュニケーションの実施。
- 8月4、5日におけるオープンキャンパスにて、介護ロボットのデモンストレーションを実施した。
- 9月上旬・まとめ、振り返り（ロボット活用の効果についての考察）

※授業に参加した学生と地域の高齢者には、写真撮影とビデオ撮影の許可を得た。

## 2. 「地域包括ケア論」における実施結果（前述①の授業計画の実施内容）

### 目的

地域で生活する高齢者がフレイルとならないために、コミュニケーションロボットの活用は有効かどうか、実際にロボットを交えた高齢者との交流をすることで考える。

### 行動目標

- ①地域の方々と積極的に関わることができる。
- ②参加者の反応を見ることができる。
- ③実際に使用することでコミュニケーションロボットのメリット、デメリットを見つけることができる。

### 実施結果

授業の1～4回は、学生自身が暮らす地域の特性、現在行われている訪問介護サービスのサービス内容をテーマに講義、学生発表などを行った。5回目では、高齢者白書から現在の高齢者の状況や、50年後の日本の状況について確認した。その後「幸せな時間」という最期の時を夫婦で過ごすドキュメンタリー映画を見た上で、二人きりで生活する高齢者にとっての「幸せ」について発表した。高齢者になったら、ゆっくりと過ごすことが幸せであると考えた学生が多数を占めていたが、ゆっくりと家で過ごすことで孤立する場合もあることや、孤立するつもりがなくても体力的にも社会とつながりにくい場合があることなどに気づく学生もいた。二人きりの生活にも、他者との交流は欠かせないのではないかとの思いが、学生の中に実感として湧き上がってきている状態であった。



写真1. 活動の様子



写真2. 活動の様子



写真3. 活動の様子



写真4. 活動の様子



写真5. 活動の様子



写真6. コミュニケーションロボット パルロ (富士ソフト)

6月14日(木)に、地域の高齢者6名(BICSでかかわりのある地域の独り暮らし高齢者6名)を迎え、学生と高齢者の混合グループをつくり、3グループに分けてそれぞれに1体ずつロボットを配置し実施した。

ロボット(パルロ)は、事前に時間の管理や、相手に対しての返答をプログラムしておくことができる。また、主な機能としては、次の様なものである。①挨拶等コミュニケーション、②質問への答え、③歌、④踊り、⑤クイズ、⑥主に上半身を使った体操やレクリエーション、である。

各グループで話し合った内容については、以下の通りである。

- ・パルロ君とのコミュニケーションの感想
- ・ロボットが地域、暮らしの中で活躍できるか。(メリット・デメリット活躍するとしたら、どのような場面か。
- ・今後、どのようなロボットがあれば地域や暮らしに役立つのか

表 1. グループ記載用紙

グループ名：				
グループメンバー				
パルロ君とのコミュニケーションの感想。				
ロボットが地域、暮らしの中で活躍できるか。(メリット・デメリット活躍するとしたら、どのような場面か。				
今後、どのようなロボットがあれば地域や暮らしに役立つのか。				

「地域福祉論」におけるコミュニケーション・ロボット活用について～まとめ・課題

①パルロとのコミュニケーションの感想（参加高齢者と学生の感想）。

- ・なかなか話を聞きとってもらえず、コミュニケーションをとるのが大変だった。
- ・人の名前を覚え、声や顔を覚えることができている。しかし、人間同士のコミュニケーションには劣ると感じた。愛嬌があり、リラックス効果があると感じた。
- ・感情の共感がなく、話す気が起きなかった。
- ・名前を憶えてくれるのはすごい。・想像以上に人間らしいコミュニケーションが出来て驚いた。・可愛いと感じた。「エヘヘ」などの言動。・情報量が多い。

②.ロボットが地域、暮らしの中で活躍できるか。(メリット・デメリット) 活躍するとしたら、どのような場面か (参加高齢者・学生)。

メリット・人間らしいコミュニケーションができる点。独居高齢者、外に出ることが難しい高齢者、病気を抱えている高齢者などに役立つ。・人としゃべることが難しい環境にいる人にとっても効果的だと考える。・孤独感解消。・一人暮らしだと寂しさの改善。・認知症予防になる。・多くの情報を持っている。

デメリット・耳が遠いと会話が聞き取りにくい。・一方的に話してくるため、物足りない。・表情がない。・ロボット中心の話し方である。・事故や故障などの心配。・介護関係で、自我がある故怒りを覚えたら何するかわからない。・会話がもっと自由になればよい。

③. 今後、どのようなロボットがあれば地域や暮らしに役立つか（参加高齢者・学生）。

・身体介護のロボットが必要。・一人暮らしの体調不良や転倒時に救ってくれるロボット。・見守りロボット。・子守りロボット。・病院などの施設の受付。・孤独死防止ロボット。・道案内のロボット。・施設でのレクリエーションでの活用。

特別養護老人ホームでの導入事例等をもみても、当初単独でパルロが高齢者の話し相手になってくれるとの期待があったが、パルロの操作を常に行う職員（介在者）の存在が必要であること、クイズの質問内容が高齢者とミスマッチであること、また話し方が早口で一方通行等の問題点が出ていた。

パルロをアクティビティ・ツールとして活用するには介在者としての職員のスキル向上が不可欠であること、そのうえで日常とは少し違った刺激として高齢者への支援に活用できる可能性が示唆された。

本学での取り組みでも、導入期間が短かった為もあり、うまく操作ができないというストレスが学生側に特に生じていた。介在者としてのスキル向上や活用する場面を検討することが必要と思われた。

3. 授業科目名：「卒業研究」人間福祉学科3年生・4年生（前述②の授業計画の実施内容・田嶋ゼミにおける取り組み）結果

表2. 田嶋ゼミ（人間福祉学科3,4年生）

	A (3年生)	B (3年生)	C (4年生)	D (4年生)
「施設」でどのようにロボットを使えばよいか。	①受付や玄関での出迎え。 ②ただ何の前触れもなく話したり、写真を撮られてしまうのは課題と考える。 ③不自然な振動があり、怖さを覚える。	①ペットとして使用できる。 ②急に揺れるので怖い。驚く。 ③「かわいい」が機能が限られるので、すぐに飽きる。 ④表情があるとよいが、一方であまりリアル過ぎても、支障があると思う。	①簡単なレクリエーション。 ②子どもへの読み聞かせ。 ③落語機能は使えるが、一方で値段設定が高すぎる。 ④聞き取り機能が不十分であるし、思考（情報処理）時間が長い。 ⑤円背の高齢者の顔認識に課題がある。	①レクリエーション ②バイタルを測ることができると便利。 ③値段が高い。 ④落語機能は利用価値がある。
「自宅」でどのようにロボットを使えばよいか。	①玄関での出迎え（とくに一人暮らしのひとの声かけとして使える）。 ②随時天気予報を伝えてくれるので、雨具の持参の判断に便利。 ③異常を検知し、孤独死要望に使える。	①機械が苦手な高齢者層には、却って敬遠される。 ②会話を通じて、音量調節機能ができるとよい。 ③もう少しスムーズなコミュニケーションが取れるなら、子どもの遊び相手にもなれる。 ④落語は早口、クイズはテンポが遅いと思った。	①目覚まし機能。 ②スケジュール管理機能。 ③服薬管理。 ④一方で、独居高齢者が使いこなせるか、課題があると思う。	①健康管理機能。 ②目覚まし機能。 ③子どもに対する読み聞かせ。 ④スケジュールや服薬管理。 ⑤ペットロボットと差異化して、人間ロボットとしての存在価値を高めていくかどうか、課題がある。
コミュニケーションは人間の何%ほどあると考えるか。	40%くらい。まだ「突走っている感」が強い。普段の会話から、相手が興味ありそうな話題や話の長さを調節できるように学習するとよい。	30%。会話がつながらない。簡単な会話は面白いと感じたが、「間」が悪い。声が出づらい高齢者との会話は、難しいのではないかとと思う。	30%。イントネーションに課題がある。聞き取り機能が弱い。考える時間（情報処理時間）が長い。表情が分かりにくい。	20%くらい。聞き取り機能が不十分。「長文」が理解できない課題がある。「間」が悪い。
人間の生活のなかで充分に活躍できるように条件とは何か。	①教職課程の模擬授業の「生徒」役に使える。 ②高齢者や聴覚に課題のある人びとを支援する人たちの練習に使える。 ③ある程度蓄積したデータを消去していく機能が必要。	①スムーズな会話や動きができること。 ②操作が簡単なこと。 ③頑丈なこと。 ④人を的確に認知し、その人に合わせたコミュニケーションが取れる。 ⑤家族にもなり得るが、ロボットである（生身の人間ではない）ことの恐怖感、終始つきまとうであろうと思う。	①適切なロボットの大きさ。 ②目的にあった能力の開発。 ③適切な値段設定。 ④スムーズな動作。	①適切なロボットのサイズ。 ②適切な値段設定。 ③人間の会話の「スピード」についていける能力。 ④目的に合った機能が設定されていること。

### 全体の考察

今回、「コミュニケーションロボットを活用した高齢者支援技術の開発」というテーマで、授業を実施した。実際にパルロ（富士ソフト）3体をレンタルし、アクティブ・ラーニングとして実技、演習形式で実施した。コミュニケーションロボットのメリットとしては、主にはコミュニケーションを通じた孤独感の解消や施設などに配置することで話し相手やレクリエーションに活用できるというものであ

た。一方で、会話がなかなか成立しない、聞き取りがうまくいかない、会話が一方通行などの、ロボットならではの人間とは異なる点におけるコミュニケーションの不十分な点などに、少し期待がはずれた、という学生の感想もあった。相対的に、学生よりも今回参加された一人暮らし等の地域高齢者の方がロボットに関して可愛い、面白いなどのメリットや癒しを感じる傾向が高かった点も特徴的であった。

アクティブ・ラーニングの成果としては、コミュニケーション・ロボットというツールが活用できた点と、地域の当事者（一人暮らし高齢者）の参加により、より学生にとって、具体性のある、試行錯誤も含め実践的な双方向の学習が可能になった点があげられる。

また、事前の講義で地域や高齢者の孤立問題に触れた上で実際にロボットを扱い、高齢者と話したことが能動的な学び、これから必要となる機能の発想につながったと考える。

#### 参考文献

伊藤尚子（2016）「介護ロボットの導入効果—コミュニケーションロボット「パルロ」の仕事—」『地域ケアリング』 Vol.18, No.1, 25-30.

岡本健太郎（2016）「経済産業省におけるロボット介護機器に関する施策について」『ふれあいケア』 2016.1, 12-23.





# 保育者の資質としての表現力を支える状況判断力・技能の育成

人間学部 児童発達学科

椛島香代・森下葉子・木村学・渡辺行野・菖蒲澤侑

## I. はじめに

### 1. 教育上の課題

人間学部児童発達学科では、教員・保育士養成を行っている。昨今の学生の質に変化を感じている。特に学科で話題になることは、講義等に対する聞き取りの力の低下である。説明された内容を一度で理解できない、視覚刺激が入ると聴覚の聞き取りが弱くなり講義を聴くことができない、繰り返し説明した内容でも誤って行動する、などである。このことは、周囲への向ける関心が弱いこと、周囲の状況の読み取りが弱いことにも起因しているのではないかと考える。また、演習等の様子をみても議論に活気がないなど、自己表現、コミュニケーションに対する動機づけも弱い。クラスアドバイザー面接でも、演習の時に自分の意見をまとめて主張することが苦手である、うまく話すことができない、などの悩みを訴える学生が増えてきている。専門職養成では実習等にも対応するため、資質としてコミュニケーション力や社会人基礎力<sup>注1)</sup>を大学在学中に育成することを求められている。

これらの学生実態へ対応するため、また昨今の教員養成に求められる資質・能力を育成するために2018（平成30）年度より新たな教育課程を運営している。幼稚園・小学校教諭および保育士養成を行う際、求められる教育課程を編成する必要がある。そのため、監督官庁からの認可を得るために養成校では各々の教育課程に特徴を出しにくくなってきている。そのような中、学科の養成理念を明確にしかつ現場実態に対応しうる質の高い教員・保育者を養成するための教育課程編成を吟味したものである。幼保小それぞれの連携をとり学生が学校や児童福祉施設に対する理解を深める科目編成、養成に必修となる科目の年次配当の工夫、各学生が強みをもった教員・保育者として活躍できるよう4年次に選択必修として4分野配置し選択必修としたことなどである。選択必修科目は具体的には1. 豊かな表現力をもつ（音楽・図工・体育などの基本的技能を基盤としながらそれらを統合して魅力的な保育・授業を展開できる）2. 異文化理解を深め、国際化に対応する（英語力を持ち、小学校教科英語に対応できる）3. 個人差に対応する（特別支援教育への理解を深め実践できる）4. 地域と連携しながら質の高い教育を提供できる（「チーム学校」を理解し実践できる）という4点を特徴としてもつ。いずれも学生自らが課題をみつけ解決するための実践力を涵養することもねらっている。これらは2021年度より開設される。本研究では1つめの表現力に注目し、様々な人たちとかかわり、自分からも発信できる保育者が必要とする基本的な資質を育てるための方法の検討を行いたい。本研究は、実際の科目開設に向けての事前検討の意味も有する。

2017（平成29）年度学長裁量経費助成「他者との協働を通して表現力を育てる演習方法の検討」では、10名前後の学生が作業を伴う課題を遂行する取組を分析した。ここでは、取組に違いがあるグループを観察することができた。時間内で課題の完了に至らなかった

グループでは、問題解決に向かって課題があること、分担すべきことがわかっているにもかかわらず発信が弱く共有されていかない、それぞれの行動を互いに呼応しながら進めることができない、などが明らかになった。課題を時間内に終わることができたグループでは、グループ内での情報共有が早く、確実で、また役割分担も各自が主体的に行っていた上、各自の道具の使い方も習熟しており、手際よくスピーディに行うことができていた。協働を考えたとき、コミュニケーション技能のみならず、課題遂行に必要な知識・理解・技能が影響することが示唆された。周りの動きに対して五感を活用してとらえ、自らの考えを発信したり、相手の言葉や動きに反応したりできる状況判断力を育てておくこと、課題を行うために必要な技能をもつこと、両方が必要であると考えた。

そこで、学生が演習を通して、保育・教育現場に必要なさまざまな道具や素材にふれ、技能を獲得するための教育方法プログラムを開発したい。課題解決に向かって協働することでコミュニケーション技能も共に育てていく方法である。課題の内容によって学生が獲得できる技能が異なってくるだろう。どのような課題が適切であるかを検討し、今後の教育改革に生かしていきたい。

## 2. 目的

- (1) 表現活動を行う際の学生の行動や協同の実態を把握する。
- (2) 保育現場で表現活動の実践を行い、「作品」の特徴を分析する。
- (3) 参加した学生の意識を調査し、自己評価について明らかにする。

## 3. 方法

以下の研究の方法で研究をすすめる。

### (1) 対象の決定

- ・30年度以前の入学生を対象とするため、現3年生とする。理由は、旧カリで教育を受けた学生の実態を把握し、その後の学生と比較検討できるからである。
- ・研究代表者、分担者のゼミを対象とする。各ゼミで説明会を行い、協力を要請する。学生の理解と同意を得る。

### (2) 学生への「素材」提示についての検討

- ・表現活動のテーマ設定について、学生自身が設定するか、提示するかを検討する。
- ・提示する場合のテーマを選定する。
- ・材料の準備、時間の確保等、表現活動に対する支援のあり方を検討する。

### (3) 学生の表現活動の分析

- ・2019年1月9日(水)昼休み W307においてリハーサルを行いその様子を録画する。
- ・表現するテーマの選択、表現するための準備、幼児への発表の様子を観察し、学生実態、課題を明らかにする。
- ・2019年1月下旬(幼稚園と調整し決定)発表については、幼稚園の承諾を得たうえで録画する。
- ・学生による振り返りシートを作成し、自己評価をしてもらう。

#### 4. 教員の配慮について

学生による表現活動を始めるにあたり、教員がどのように支援すべきか検討を行った。

##### (1) 題材の決定

ゼミの時間の一部を活用して進めるため、素材選びから学生に任せるのではなく、詩集を提示することとした。幼児にも親しみが持てる内容であることも加味して工藤直子著「のはらうた」1-5巻を選定した。その中からグループごとに詩を一つ選んで表現してもらう。

##### (2) 表現活動の支援

衣装や小道具、大道具などを制作するための材料は教員が準備し、必要なものを学生が選ぶことにした。本来なら、学生が何をどのように使うかを考えて準備を進めるべきことであるが、表現活動に集中できるよう配慮した。材料置き場をつくり、どのゼミも自由に必要な数量を利用してよいということにした。

活動中はできるだけ学生の主体性を尊重し、教員は見守る。

## II 各ゼミの学生の活動と考察

### 1. Aゼミ

#### (1) 題材の選定

「子どもと自然」を主な研究対象とするAゼミにとって、今回の実践の題材として工藤直子の「のはらうた」が設定されたことは、活動に取り組みやすい非常に適切な題材であると思われた。なぜなら作品に登場する生き物たちを主人公にした詩や、そのセリフからは、我々大人が忘れてしまったような素朴な自然認識を読み取ることができるからである。同様にそうした自然認識は、アニミズム的思考を持つ子どもたちの自然認識にも繋がるものと考えられるためである。すなわち今回の実践を通して、まずは十分な作品解釈が求められることになる。つぎにそれら作品解釈に基づいて、子どもたちの共感を得られるようなパフォーマンスとして演じられるかどうか求められることになる。

しかし、いざ活動がスタートすると、学生たち自身でなかなか演じたい題材を決めることができなかった。その理由は、上述のように作品解釈ができていなかったことに起因すると考えられる。例えば、「たたたん・ぴょん」という作品に「うさぎのあとあし、たたたん・ぴょん、ちきゅうがたいこだ、たたたん・ぴょん」というフレーズがある。ここでは、ウサギが力強く地面を蹴って飛び跳ねる動作を、イメージ豊かに地面を太鼓に見立てることによって、全く異なる情景描写を導き出している点が新鮮なのであろう。しかし、このことを学生が理解できなかったのはなぜなのだろうか。現在、野生のウサギを見ることは難しいとしても、野山を駆け巡るウサギの姿とその脚の力強く素早い動きをイメージできなかったのであろう。現在の学生の状況として、直接的な自然体験ができなくとも、動物園などの施設や映像を通じた間接的な自然体験も乏しいと考えられる。

2回目の打ち合わせにおいても、学生たちは本をながめながらも意見交換などすることなく終始してしまった。そこで、3回目の打ち合わせにおいては、教員も題材の選定に加わり、一緒に作品解釈から始めることにした。学生から面白そうなものを一人一つ挙げてもらい、候補の題材の中から2つを選んでいった。その後、登場する生き物の特徴や背景

の自然環境について話し合い，イメージの共有に努めた。この時の教員側のファシリテートがなければ，題材を決めることができなかつたと思われる。最終的に，3名と4名の2グループで，「のはらうた」の実践に取り組むことになっていった。選んだ題材は，「わたしのじまん」あひるひよこ，「たたたん・ぴよん」うさぎふたごの2つである。

### (2) リハーサル・リハーサル後も含む準備の様子

学生の活動の様子から，以下3つの点を検討したい。一つ目は，思考の柔軟性である。上述のこととも関連するが，学生たちの間にコミュニケーションを通してアイデアを出し合い，課題を解決する姿はあまり見られなかつた。その原因は，まず題材への理解度の低さを指摘できる。例えば，ウサギ自身の身体を楽器のように見立てて，太鼓をたたいているという描写を十分にイメージできていなかった。さらにその振動でタンポポの綿毛が飛び立つという関連性も理解できていなかった。従って，舞台装置の制作の際もあまりアイデアが出ることがなく，子どもたちの前でのパフォーマンスにおいても，見せ場をどこに用意するかなどの準備ができていなかった。

さらに，小道具の制作において，身近なものを使用して舞台をつくり出すという柔軟な発想が見られなかつた。必要なものはお金を出して購入するという感覚でなく，自分たちでつくり出すという感覚を身に付けてほしいと感じた。

二つ目は，科学的認識についてである。例えば，アヒルのしっぽをプロペラに見立てたものを制作する際に，その動きをどのような素材でどのような動きとして再現できるのか，学生だけの力で完成させることができなかつた。つまりプロペラの回転する軸とそれを受ける筒状の部分を制作しなければならないが，教員側のサポートで針金ハンガーを利用して制作した。本来，幼児期の製作活動において，子どもたちは自分の思い描いたイメージを基に試行錯誤してモノづくりを楽しむはずであるが，こうした経験も減少していることが懸念される。

三つめは，協働活動への意欲である。従来のゼミの活動においては，個人の卒論作成がメインになるわけであるが，チームで切磋琢磨できるようゼミ合宿を行うなどチームビルドを心がけている。それにもかかわらず，今回のような状況になってしまうのは，おそらく活動のイメージを十分に持つことができなかつたり，そもそも，のはらうたの世界を個人個人が楽しむことができなかつたりしたのではないかと考えられる。本来，のはらうたは，身近な自然を題材として生物の面白さや美しさを，小さな子どもでも楽しむことができる本のはずである。そうした感性を引き出せなかつたのは反省しなければいけないかもしれないが，学生たちの活動への意欲が高まらなかつたのは残念であった。これらの問題をクリアするためには，今回のような協同で何かを創造する喜びを学生たちに今以上に経験させる必要もあると感じた。

### (3) 考察

以上のように，今回は多くの課題が目につく結果となった。しかし，このことは今回の演習課題が現在の学生にとって非常に重要な学習経験になることを示唆しているといえよう。今回，経験した学生たちが2回目，3回目とチャレンジする機会があれば，前回の経験を生かした，より協働的な活動を展開できるかもしれない。

しかし，その前提として養成校のカリキュラムの中にそうした気付きとなるような授業

を組み込むことも必要だろう。例えば、「遊びの理解と援助」の授業では、実際の遊びの楽しさを経験すること、さらに協働で活動することで楽しさや達成感をより得られるという経験が重要になるであろう。

最後に、こうした企画からパフォーマンスまで一貫した活動を展開していくうえでは、保育者・教育者には「総合的な学習の時間」に求められるような問題発見・課題解決型の授業展開の能力も求められることになるだろう。本学科4年時の「総合学習と生活」の授業においては、これら資質・能力を養うためにプロジェクト型の学習を行っている。こうした取り組みは、まさにアクティブ・ラーニングの具体的な実践の一つであり、今後も追究していく必要があるだろう。

## 2. Bゼミ

### (1) 題材の選定

本ゼミでは学生4名と3名の2グループにより活動が始まった。テーマを提示した直後から、「幼稚園児にパフォーマンスをする」ことへの自分たちの苦手意識や抵抗感を自覚し、自分たちがパフォーマンスを楽しめる題材を選定する方針が固まっていた。「自分たちが楽しむ」ことについては、2つのグループで捉え方が異なっていた。1つのグループは、参加学生の過去の経験から、一方的なパフォーマンスではなく、幼児参加型のパフォーマンスとすることとし、いくつかの題材について幼児への投げかけや参加をシミュレーションしながらパフォーマンスをする楽しさを共有し、「じゃんけんぽん」を選択した。幼児の参加について想定する中では、対象者の年齢が定かでないことから、分かりやすさを重視した選定であった。他方のグループは、造形物のイメージが湧くものをいくつか挙げ、自分たちが作ることを楽しめるものとして「ぼくと おひさま」を選択した。学生自身の楽しさを見出すポイントと、対象者への意識において違いが出る選定であった。

### (2) リハーサル・リハーサル後も含む準備の様子

「じゃんけんぽん」を選択したグループは、題材を選定する時点で、詩につける節、幼児が参加する流れ、そのために必要な登場キャラクターの役割分担がほぼ決まっていた。4名の学生は、節をつけることをリードする学生と幼児への投げかけを想定する学生が主導し、そのリードに対して冷静に意見する学生と、受容する学生に分かれていた様子である。衣装の制作にあたっては、使える材料を眺めながら、登場するキャラクター(沢蟹、小石、紅葉)が分かりやすい衣装を作る方針で進めていた。ここでは、面白い衣装を作ることよりも、分かりやすさと共に完成までの手数の少なさを重視して取り組んでいた様子であった。衣装や小道具が揃わないままリハーサルに臨むが、パフォーマンスの完成イメージを共有しているため、造形物に関しては特に修正案は出なかった。一方、詩の内容を暗記せずメモをもってリハーサルをしたことで、参加型にするためには幼児の様子をよく見なければならず、そのために詩の内容を覚える必要があることを共有していた。ここでも、誰か1名がしっかり覚えればいだろうと、労力を少なくするための工夫が見られたが、実際のパフォーマンスの完成イメージを共有しているため、リハーサルでの修正はあまりなされなかった。また、他グループのパフォーマンスを見て、声や身振りが大きい必要があることを確認していた。

「ぼくと おひさま」を選択したグループは自分たちが造形することへの魅力から題材を選定したため、手間はかかるが華やかに仕上がる方法を選択していた。しかし完成品のイメージを口頭のみで検討していたことから、制作途中、予想以上に手数がかかることに気が付くことになる。また、衣装や小道具のイメージは共有されていたが、節や動きなどパフォーマンスとするために必要な他の部分が十分に検討されておらず、詩の読み上げと想定される動きでのリハーサルとなった。このグループはリハーサル後も造形物のみに取り組み続け、パフォーマンスの対象クラスと日程が具体的に決まった頃、グループの総意として、パフォーマンスを辞退したい旨を伝えられた。辞退の理由として、幼児教育に進路希望がなく、別の進路に向けて検討と調整をしている中で、この活動に取り組むことが精神的に辛いという内容であった。

### (3) 考察

本ゼミの取り組みについて、学生が発揮する力と獲得する力の点から考察する。

「じゃんけんぽん」グループは前述のように、幼児参加型を提案すること、節をつけること等において、それらが得意な学生がリードしてパフォーマンスを作っていた。幼児参加型を提案した学生はBICSの活動において幼児との自然遊びを経験しており、その中で幼児参加型のパネルシアターを作った経験があった。また、節をつけた学生はバンドサークルに所属している。基礎的な授業を履修し、実習を経験し、課外活動の中心になっている3年生は、それぞれ自分が得意とすることを無自覚でも得ており、それがパフォーマンスという総合芸術作りにおいて発揮されたものと思われる。パフォーマンスには至らなかったが「ぼくと おひさま」グループも、造形的な活動を好む学生3名で構成されており、自分が楽しめることについては活発に意見を出し合い、造形物づくりの流れが定まっていた。

一方で、この取り組みによって獲得される力への自覚に至らなかった部分がある。「じゃんけんぽん」は、沢蟹（チョキ）が、小石（グー）、紅葉（パー）、沢蟹（チョキ）とじゃんけんをし、勝ち負けあいこを楽しむ内容になっている。そのため、登場するキャラクターが沢蟹・小石・紅葉であること、それらがチョキ・グー・パーを象徴していることが伝わる必要がある。「じゃんけんぽん」グループは、衣装や小道具などの造形物に関しては手間をかけないことを重視して取り組んでいた。それにより、登場キャラクターが衣装や小道具からは伝わりきらず、口頭で登場キャラクターを説明するパフォーマンスとなった。登場キャラクターが何であるかを問いかけることが幼児との掛け合いにおける刺激になっていたが、仮装を幼児が納得して受け入れるための造形上の工夫には至らなかった。

パフォーマンスを辞退したグループは、取り組みをしている最中の時点で、進路を一般就職に切り替える、取得免許を検討し直すなど、大学で身に着ける自身の専門性について岐路にある状態であったことから、幼稚園児に対してパフォーマンスをすることについて抵抗感が高く、モチベーションが低かった。取得免許や進路についての悩みから、パフォーマンスに時間と労力をかけることも実際以上に重荷に感じている様子であった。しかし、造形的に表現をすることは得意であったり好きであったりする学生であったため、本来であればその力を発揮しパフォーマンスを完成させることで、進路を問わず身についた力を自覚することが出来たはずである。「ぼくと おひさま」グループは、パフォーマンスを辞

退したため、すでに得ている力を発揮し自身に身についた能力を自覚することも、新しい力を獲得することも出来なかったことになる。学生がもつ「やりたくなさ」の内容は複雑である。それを乗り越える万能の方法はないが、プロジェクトへの向き合い方、活動への参与の仕方が多様であり、やってみることで得られる力があることを、学生に実感ある方法で提示することも必要であることが示唆された。

自分に身につけている力を発揮することで専門性を自覚することは、学生が学びを身に着けることにつながる。さらに、自他の得意なことに後押しされ、苦手なことを克服する契機が得られる。4年次における選択必修科目「総合表現特講Ⅰ・Ⅱ」では、履修によって学生が得る力を検討する際、学生が既に得ている力を自覚することに留意する必要があるものと思われる。音楽・図工・体育についての知見や経験を総合的に活用する本授業は、既に得ている力を題材に沿って効果的に組み合わせることと、題材の遂行のために新たに知見や経験を得ることが同時に必要となる。のはらうたからパフォーマンスをする本実践に対する学生の取り組みを観察、検討することで、学生が既に身につけている力に注目し、その自覚と統合を促し、不足を補うために新たに学ぶ、挑戦するという学修の構造について可能性を得た。

### 3. Cゼミ

#### (1) 題材の選定

本ゼミでは4グループで活動を行なった。

初回にグループ分けを行なった。その日のうちに、詩集1～5巻を回し読みし、詩を選んだ。この時点で、各グループが選んだ詩は「いえい!」「おまじない」「はなのたいそう」「なりひびく」であった。詩の選定について教員からは特に指示は出さなかったが、学生から対象の学年は決まっているのか、何分くらいもらえるのかといった質問が出た。

また、いずれのグループも数冊は目を通していたが、30分程度で詩を決定しており、全ての巻に目を通したのか、詩の中身や世界をどこまで吟味して選択したかは不明であった。この3週間後の授業時に、出席者が少なかつたためグループ活動を行えず、急遽、個々に詩集を手に取り、自分が好きな詩を2篇選んで暗唱し、その詩について説明するワークを行なった。また、この週と翌週にかけて、各グループが選択した詩を配布し、グループ間で情報の共有を図った。

最初の詩の決定から4週間後、材料を見ながら、何を作り、どう表現するかについて話し合う機会を設けた。この時点で「いえい!」「おまじない」のグループが、「パピプペポ」「みず」へと詩を変更した。言葉のリズムの良さ（パピプペポ）、子どもが自分の体験と結びつけてイメージしやすい（みず）が各々の変更の理由だった。

#### (2) 準備の様子 リハーサル・リハーサル後も含む

「はなのたいそう」と「パピプペポ」のグループは、製作する小道具や動きのイメージが早い段階で決定した。どちらも詩のリズムがよく、リズムや言葉に合わせて動きを考えていた。特に「はなのたいそう」は“こぶた”が登場することや詩の中に「みぎむいて くんくん ひだりむいて すんすん」等の動きを表す言葉が出てくるため、イメージしやすかったのではないだろうか。振り返りシートでも「子どもと一緒に楽しめる／わかりやす

い」の他に「語感の良さ」「衣装や振りのつけやすさ」を記述しており、詩の選択時点で子どもの前で表現することをイメージしていたことがうかがえる。「パピプペポ」のグループは、詩の中に“落ち葉”や“小枝”“木の実”等の自然物が出てくるため、それらの実物を使うこと、衣装を作ることは決まっていたが物で示すことのできない“こがらし”の表現が決まらず、話し合いを重ねていた。

一方で「なりひびく」と「みず」のグループは何をどう作るのかを決めるのに時間を要した。メンバーが集まらない、1人に役割が集中する等、人間関係の要因に加えて、詩の世界をイメージ・表現するにあたり、平面的な視覚にとらわれてしまっていたように思う。例えば「なりひびく」のグループでは、字面をそのまま描写しペープサートを作成し始めた。また「みず」のグループでは、音から想像される動き（水たまりに入る、転ぶ）に表現が止まっていた。教員側から自分の身体や声で立体感を出せることの提案や、詩をそもそもどのように理解しているのかを問うなどして介入し、軌道修正を図った。

イメージがある程度確立されるとどのグループも製作作業はスムーズに進んでいた。素材や材料を吟味しながら、アイデアを互いに出し合う姿が見られた。

全体のリハーサルで他のグループの発表を見て、言葉をはっきり出すことや間やリズムの大切さ、動きを大きくする、とにかくなりきるといった表現に関すること、参加型だと子どもを巻き込み楽しめるのでは、スペースを広く使うと良いといった構成や空間の使い方に関する気づきが得られたようだった。全体でのリハーサルの後、ゼミ内でもリハーサルを行なった。動きや詩の言い回しについてグループ間で感想や意見を言い合い、最終確認を行った。2回目のゼミ内リハーサルでは、既に発表を終えた3グループから、「なりひびく」グループに対して衣装、空間の使い方について意見が上がっていた。

### （3）考察

発表までの一連の取り組みを振り返ってみると、小道具や衣装は各グループ丁寧に製作していた。製作の過程でグループ内でアイデアや意見を出し合い、試行錯誤する姿が見られた。発表後の振り返りにおいても「子どもに伝えたいこと、味わってほしいことを考え、それに合わせた表現方法を出し合い、協力して発表まで準備にとりかかることから、チームとしての保育について学ぶこともできた」「仲間と協働的に活動する力が身についた」「自分の課題は、リーダーシップをとって、みんなの意見をまとめていくことである」といった記述が見られた。また、「子どもの前に立つ力」「子どもの姿に合わせて関わり方を変える柔軟な対応力」「何もないところから新しくアイデアを提案する力」が身に付いたこととして挙げられた。これらの記述からも、他者との協同を要する今回のような活動を行うことは、卒業後の進路が具体化しつつある3年生や4年生にとっては、その専門性と重ね合わせ、その必要性や自己課題を見つける機会となっているといえよう。

一方で、果たして、詩の世界を十分に表現できていたかについては課題を感じている。それは振り返りシートの学生の記述からも読み取れる。音や言葉のリズムに注目し、詩の選択、表現を行なっていたが、自然の面白さや美しさにどれほどイメージを馳せていただろうか。それは、日頃の生活の中で、どれほど自然に目を向けているかに通じるだろう。五感を使って自然を感じるような体験をした後でこのワークをしていたら、また異なる表現が見られたのではないだろうか。



最後に、本実践から得られた成果をもとに、4年次の選択必修科目「教育臨床特講Ⅰ・Ⅱ」の指導上の留意事項を考えたい。

まず、学生たちは実際にやってみて分かることが多いということを改めて感じた。素材に実際に触ってみる、素材同士を組み合わせるなど手を動かしながら、衣装や小道具の製作にあたっていた。作りながら各素材の特徴を理解して、より良いものを選択しようとしていた。また、全体やゼミ内で何度かリハーサルを実施したが、実際に子どもの前で演じることが、演じる楽しさや難しさ、新たな自己課題の発見につながっていた。

「教育臨床特講Ⅰ・Ⅱ」は個人差を理解することを主テーマとしている。保育者・教員は目の前の乳幼児・児童はもちろん、様々な人と関わらざるを得ない職である。発達段階、個々の特性、立場、世代、被養育体験等、自分とは異なる他者に寄り添い、理解しようとする力や協働して問題解決にあたる力、そのための技術・技能、そして実践力を育みたい。人と関わってきたこれまでの体験が多様な視点から他者を理解する素地になるが、そうした体験にはまさに個人差がある。そのため実習での体験を活用したい。幸い、前期には多くの学生が実習に出る。そこで様々な子どもや大人に出会うだろう。実習での人と関わる体験を元に、他者を理解する多様な視点について議論することもできるだろう。議論することで自らと他者との考えの違いに気づいたり、共感や受容、拒否や反対などを体験したりしていくことになり、それもまた「個人差」の理解につながると考える。

また、本実践では、学生たちが保育者や教員の専門性を理解し、それに照らして自己課題を見つけていた。このことから、特別支援や個別の援助、保護者理解、保護者対応、地域や他の専門職との連携に際し、保育者や教員に求められる資質や専門性について改めて考えさせる機会をもつことが有効だと考えた。そこから自己課題を見つけ、最終学年で何を学びたいか、身に付けたいかを各自が考えられるよう留意したい。

#### 4. Dゼミ

##### (1) 題材の選定

本ゼミでは、「のはらうた」全ての詩集1巻～5巻を与え、学生に選定させていった。まずはチームづくりから始め、2つのチームに分けチームごとに活動に入っていった。どちらのチームも子供たちが分かりやすいような詩を選択することに気を配っていた。また、活動方法では分担して詩集を読むチームと、一緒に読み合いながら探していくチームとに分かれた。会話の内容としては、どちらのチームも同じような話し合いや相談が多く、気になる詩があると「長すぎず、でも短すぎないもの」「子供たちと楽しんでいけるもの」「この詩は分かりやすい？ どうか？」といった会話をしながらグループごとに多くの詩を読んでいた。

ある程度の候補が挙がってきた段階で実際に音読し、互いに聞きながら思うこと(感想)を言い合っていた。その中で「幼児の年齢はどうか?」「一緒に遊びながら行いたい」「演じるとしたらどのように感じになる?」等の実際に演じる際のイメージを浮かべながらそれらに関連させて選定していくようになっていった。また、「実際にやってみよう」とグループで詩を読みながら音読していくと、「言葉のリズムに乗っていけるものの方が子供たちは楽しいのでは?」等、子供の視線を考慮した意見や、「子供と一緒に参加型でできる詩が

楽しい」等、実際に演じる立場にたった意見など、多様な視点を出しながら検討していた。選定された詩は、「なりひびく」と「おんがくかい」である。

## (2) リハーサル・リハーサル後も含む準備の様子

### ①小道具や衣装、音の準備

グループで詩を読みながら「ここにはこれを使いたい、この役はどんな声？この場面にはこの音が欲しい」等、活発な意見が交わされていた。何か、道具で必要なものがあればグループでまとめて挙げてみようかと伝えたとこ、必要となる道具は様々挙げたものの「身近なもので揃えられるので購入するものはほとんどない」とのことであった。自分達で調達し、身近なものを上手く使用しながら詩に活かしていこうとする発想が多かった。まだ教員が準備した素材等を学生に見せていない状態だったが、どちらのグループも、道具選びよりも、まずは詩を黒板に書き、その詩をじっくり読み深めながら、その詩から何がイメージできるのか、この詩の意味はどういった内容なのかを考え始めていた。また、その言葉のリズムに身体表現を付ける姿も見られた。

徐々に衣装や小道具を作成し身に付け始めるようになった。最初は、自分達の家にある身近なもの、学内の林や小径にある自然素材等、簡単に用意できるもので道具を作成する予定だったが、実際に教員側の用意した様々な道具や素材を見ると、一人ひとりの想像力が増したようで、これもあれも使おうと準備された道具や素材を集めながら作成するものが増えていった。

制作の時間では、衣装や道具について、素材の良さ、動きやすさ、着替えを考慮したり、なるべく詩のイメージに近づけるような道具のアイデアを出し合ったりしていた。制作時間が少ないことから、途中でネット上のイラストを活かして素材として使おうという案も出たが、それでは子供のイメージが制限されてしまうことから、自分たちの力で制作することを目指していた。

他にも、制作しながら色々なアイデアを出し合っていた。場面のイメージを膨らませるように太鼓を自分達で作ったり、背景や役のイメージを衣装で表現したり、子供と一緒に言葉を唱えられるような工夫をしたりしていた。また、徐々に演じるイメージが広がり「詩に含まれていない言葉をアドリブで入れたい」「子供たちへの掛け声の工夫、視覚だけでなく音からも世界が広がるようにしたい」といった意見が出始めた。

### ②リハーサル後

自分達以外のリハーサルを見て「中途半端はダメ、なりきること」「導入の仕方と終わりの工夫が必要」「1つ目の詩と2つ目の詩のつながりも大事」「ハキハキ話すこと、ゆっくり目に話す」「大きく演じること」等の意見が挙がり、本番に向けて自分達に何が足りないかと提案していた。最終練習では、自分達で互いのグループごとに演技を見せ合い、互いに気付いたことを伝え合いながら修正を重ねていた。

リハーサルを迎える段階で道具や衣装の制作は終了していたので、自分達の完成イメージに近づける為の音や表現の準備に入った。木の枝や石、ドングリ等を使ったり、身体表現で拍を表したり、グロッケン等で音を入れるなど、リズムや音、身体で詩の世界観を表現し自分達の作品をつくっていった。また、声のトーンや表情等にも気を配った練習が始まり、徐々に演技が深まっていった。最初の詩の選定から、詩を読みながらの演技と関連

させて話し合いをしていたこともあり，スムーズに練習が進み，予定より時間が掛からなかった。

### (3) 考察

幼稚園での発表では、「とても緊張した」「思うようにできなかった」「もっと大きな声でゆっくり話，分かりやすく動くべきだった」「緊張して大きく演じられなかった」「急いでしまったことから園児と息が合わせられなかった」「自分達だけで進めるのではなく，子供の反応を見て間を空ける，子供と一緒に進めていけると良かった」「掛け合い，アドリブが必要」等の反省や意見が出た。しかし，子供たちが発表に対して，優しい反応を返してくれたお陰で，反省はあるものの，学生は子供たちと共に時間を共有できたことがとても楽しかったようである。

詩に浸る・伝える・演じるという上では多くの課題が残っているが，子供たちの前で演じる機会が，学生にとって意味のある刺激となったことは間違いない。幼稚園での発表後は，嬉しさや楽しさを味わうと同時に，自分達の反省へ目が向けられた意見が多く出ていた。快も不快も，主体的に取り組んだからこそ，批判的に物事を捉えなおそうとする姿であると考えられる。反省として，「子供たちとの掛け合いや息を合わせること，間の取り方」という話題も挙げたが，この問題提起も演技を終えて初めて出てきたものである。また，「子供たちへ伝える力」「チームで協力する力」「表現力」「達成感」といったキーワードも挙がってきているが，こういった実際の現場における経験が学生の身体的表現への学びに繋がる。

4年次における選択必修科目「総合表現特講Ⅰ・Ⅱ」では，主に音楽・図工・体育が融合しながら表現について考える科目である。この科目内容は，本研究を含め近年の研究に直接的に関わる取り組みとしての意味を持つ。学生の中には，表出・表現することが苦手な学生や内面には沢山の感受性が備わっているものの表出することに躊躇してしまう学生，逆にその反対で違和感なく自分自身を表現できる学生等さまざまな学生がいる。どの学生にもそれぞれの個性があるが，そういった中で自らの個性を生かしながら，自分の持っていない力にチャレンジし自分自身を広げていくことや色々な体験を通してより多くの力を蓄え，社会に進出していけることが望ましいと考える。「総合表現特講」では，5つのステップが考えられる。1つめは，3年までに学んできた理論や実践を繋ぎ合わせながら自分達の経験や学びを整理すること。2つめは，色々な特性を持つ学生同士が一つの目標に向かって達成しようとする試みである。他者と協働することで，自分を見つめること，異なる他者を知ること，互いの意見の相違や受容，共感し合うことの中で様々な問題を解決し，より良いアイデアや考えを共に生み出す，この一連の流れが新しい学びを育む。3つめは，その目標に向かっていく中での技術・技能の深まりであり，それぞれの創造や表現は，何を成し遂げたいかのイメージや目標に向かって深化していく。4つめは，学んだことを実践力としてアウトプットしていく機会を確保することである。これは自分自身や外部からの評価とも関連するが，こういった機会があることで自身の積み上げた経験を振り返ることとなり，更に深みを増すことができる。実際に本研究でも，「実際に演じてみて手ごたえを感じた」「とっさの対応，瞬時に対応できる力が必要」「多くの表現力を育てたい」等の意見が出ていた。5つめは，活動の省察である。こうしたサイクルを設定することで，

一人ひとりの学生の表現力は、一人ひとりにあったテンポで深化していくものと考えられる。

新たにスタートする「総合表現特講」のイメージとして、今回の取り組みから見えてきた学生一人ひとりの課題と共に「表現する」ことへの更なる支援のステップを創造していくことが今後の課題となる。

## 5. Eゼミ

### (1) 題材の選定

5つのゼミのうちで一番スタートが遅く、結果的に準備時間が少なくなった。ゼミで行っていた演習の切りがよいところを見計らって学生にテキストを提示したためである。進め方については、本番の時期を伝え、時間の使い方を工夫することが大切であること、社会人は複数の仕事を抱えながら時間をコントロールしなければならないのでその練習にもなることを伝えた。また、以下のようなプリントを渡して話し合いが活発に行われるよう配慮した。

#### Eゼミのみなさんへ

11月28日3限の活動について

\*「のはらうた」の世界を子どもたちに

幼児に見せるパフォーマンスであることを考慮しましょう。詩の世界をあじわう、詩の言葉を味わえるように考えてください。

全員が必ず「詩を表現する」(つまり、詩を声に出して話す)経験をしましょう。

そういう意味で、グループ編成、選ぶ詩の数を考えてください。全員でやる詩があるのもよいですが、グループでやるのも勉強になります。主体性をもって参画する経験をしてもらうことがこのプロジェクトの目的でもあります。

\*手続の参考として

(1) 詩を選ぶ 声に出して読み合ってみると練習になるし、耳で聞くことでイメージがわくかどうかわかります。子どもたちは読むのではなく、耳で聞くことを忘れないで。

(2) どんなパフォーマンスにするか考える

だれがどこを語るか(メインはあなたたちが声で詩を表現することにあります)話し合っ  
て決める。衣装や動きは詩の世界をより伝えるための補助手段。声を出す、語ることを十分に練習することが必要。

(3) 必要な衣装や、振り付け、小道具、効果音などを考える。衣装や小道具には必ず何か一つ自然物を取り入れてください。(大学内を散歩してみても可)

「のはらうた」を劇にして幼稚園児にみってもらうことはすでに予告していたので、学生はテキストを受け取るとすぐに読み始めた。学生たちの自主性を尊重したかったので、教員は出たり入ったりしながら様子を見守った。みんなで詩を読みあい、本を回して読み、幼児がイメージしやすい、自分たちが演じやすいことを念頭に詩を選択した。「だんごダンス」「めだかがっしょうだん」)人数の関係で2グループに分かれていたが、概ね日頃の

仲良し関係が反映していた。グループ分け，詩の選定までを一コマで終えた。

## (2) 準備の様子 リハーサル・リハーサル後も含む

### ①リハーサルまで

リハーサルまでに1回しか準備の機会がなかった。衣装や小道具など材料を吟味したり，イメージを出し合ったりすることが多かった。演技そのものについて練習するような姿はなかった。詩の世界を衣装などでどのように表現するかを出し合って素材を選んだり，作成したりしていた。素材をイメージ通りに表現することに苦労する，長さや大きさを適量に切ることなどに慣れていない，などの様子がみられた。限られた材料を無駄なく使うということについての意識の低さ，経験の少なさを感じた。また，キラキラ光る素材は使ってみたいと感じるようだが，効果的な使い方や詩を表すことと関連づけるという姿はなかった。

### ②リハーサル・リハーサル後

リハーサルは，衣装などは間に合わなかったが，詩を一生懸命暗記して動きで表現しようとする姿がみられた。また，他のグループの進捗状況をみて刺激を受けたようである。どのように見えるのか，と俯瞰することでパフォーマンスに対する構えができたようである。「観客」の視点を持つことで，身体の動きや声の出し方などを工夫することにつながった。

本番は，5歳児学年で行った。ゼミの二つの作品を続けて見せたが，後半の作品では，子どもたちと一緒に踊ってみるということを行った。初めのクラスでは，教員の助けもあり，子どもたちが一緒にやってくれたが，次のクラスではやりたくない子（主に男児）が立たなかったが，やりたい子たちが自主的に立って一緒に楽しむ姿があった。学生たちは，子どもたちに無理強いをすることはやめようと話し合っていたようである。

## (3) 考察

### ①素材の扱いについて

イメージはあるが，実現する技術が追い付かない様子が見られた。スカートのギャザーを寄せたいがうまくいかない，だんごむしのたくさんの足がちょろちょろ動くようにしたいがモールを使ったために動きがない，魚（めだか）の背びれを立たせたいが立体的にならない，などである。色彩などもあるものをすべて使おうという姿が見られ，衣装はパフォーマンスをより効果的にするための「道具」であるという発想が弱かった。道具や素材の扱いなども未熟で，特にさまざまな接着剤を用意したが，使い分けるなどの姿は見られなかった。試行錯誤する時間を十分にとれば，異なる取組が見られたかもしれない。

### ②演技について

リハーサル以降，パフォーマンスの練習に集中していった。練習は，動きを中心に行われ，声の出し方，緩急，間など詩の世界（ことば）をどう伝えるかという議論がほとんどなかった。一部，分かれて語ることもあったが，一人ひとりの声や語りを吟味することなどは行われていなかった。詩を声に出し，子どもに聞かせるということはどのような意味のあることなのか，音声として詩の世界を表現するのはどのようにするのがよいのか，など活動のもつ特徴について説明をすることで取組がより深まったかもしれない。

### Ⅲ. 学生の振り返り

#### 1. 質問紙の実施

学生は、実際に活動してみてどのように感じたのか、質問紙を実施した。内容は次のようなものである。

1. 幼稚園で発表した詩のタイトル：
2. 準備
  - (1) 詩を選ぶときに留意したのはどのようなことですか
  - (2) 演技を考えると、準備について伺います。衣装や小道具の製作、演技の練習など全般を含みます。
- ①あなた自身がアイデアを出しましたか、それはどんな内容でしたか
- ②友だちのアイデアで「いいね！」と思ったことはどのようなものでしたか
- (3) 詩の世界を実現するために苦労したことはどのようなことでしたか
3. 実際の演技について
  - (1) リハーサルで他のグループの演技から学んだことはどのようなことでしたか
  - (2) 学んだことを自分たちの演技にどのように改善しましたか
  - (3) 幼稚園で子どもたちに発表してどのように感じましたか
  - (4) 幼稚園でやってみてさらによくするためにどのように改善するとよいと思いますか
4. 今回の「のはらうた」の活動を通して、教員、保育者の資質として何が育ったと思いますか。また、自分の課題はどのようなことだと感じましたか。

#### 2. 結果と考察

##### (1) リハーサルから学んだこと

学生の回答は以下のようにまとめられる。

- ・ 感情をこめる
- ・ 笑顔でやる
- ・ 恥ずかしがらない、堂々とする
- ・ 簡単な動きでも振りは大きくする（中途半端はつまらなく見える）
- ・ 声をしっかり出す ゆっくり演じると理解しやすい（聞こえないとつまらない）
- ・ 幼児と対話するところを入れる
- ・ 衣装、小道具の工夫
- ・ 効果音の工夫
- ・ 見せたいものを見やすく見せる

##### <考察>

他のグループの様子を見て、学ぶことが多かったようである。今回は、教員ができるだけ見守ることに徹し、学生の動きを尊重していた。練習の際にも前述のように教員としては指導したい面もあったが、あえて支援しなかったところがある。学生の動きそのものを観察し、今度の指導のあり方を検討するためである。

学生が演技を「どう見えるか」という視点をもったことが上記の課題からわかる。見る

側の視点を持つこと，子どもの視点や特徴を加味することへの気づきも述べられている。

## (2) 本番で学んだこと

- やってよかった，楽しさを共有できた，見てくれて嬉しかった
- 恥を捨てる
- 幼児の中に入り込めればよかった
- 子どもがやってみたいと思えるような声かけや場の取り方の工夫
- 始め（導入）と終わりが難しい
- 思いを持って演じると子どもたちに伝わる
- クラスによって雰囲気が違うとわかった
- 様々な反応があった　子どもの想像力の豊かさを感じた
- 小道具や衣装に興味を持ってくれて嬉しかった

### <考察>

実習を経験していることもあり，演じつつも幼児について理解していることがわかる。また，展開として自分たちの用意したパフォーマンスの前後の流れをどうするとよかったのか，という点で課題を感じている。子どもに見てもらったことに対して充実感や満足感を感じており，「みてもらう」対象がいることは励みになることがわかる。

## IV. 今後の教育活動への展望

劇は，音楽，美術，身体表現を総合して表現される。学生自身の表現技能を育成するために1年次には音楽，図画工作，体育（以下，音図体）関連科目をそれぞれ学ぶが，教育改革の一つとして4年次にはそれらを統合することをねらっている。このことは，幼児教育における領域「表現」と通じるものがある。子どもの遊びの中で現れる「表現」は，歌いながら踊る，その際の衣装を作る，などまさに音図体が統合された表現活動となる。学生自身が体験することは，幼児の遊びを理解するために有効であろうし，支援する際に必要な手立てを具体的に考えることにもつながるだろう。学生が創作した作品（劇）を子どもに実践することにより，さらに理解が深まると考えられる。各ゼミ教員の観察と考察，学生の質問紙結果などを通して，以下のような課題が明らかになった。新たに始まる科目を展開する際に検討する必要があるだろう。

### 課題①：幼児期の特徴理解を深める配慮

学生の発表は，幼稚園の全クラスが経験できるよう日程に合わせてすべての学年で実践した。その様子をVTRに撮影したところ，学年によって子どもの反応が異なることがわかった。

- 3歳児→びっくりすることが多かったり，内容がよくわからなかったりする
- 4歳児→比較的好意的な反応が多く，学生たちの言葉かけにも素直に応答する
- 5歳児→学生の言葉かけに「つつこみ」を入れたり，ネガティブな反応をしたりすることもある

学生は作品自体の創作に関心が向きがちであるが，対象についての配慮も必要となる。今後も幼稚園で実践させていただく場合には，子どもの発達段階等についても考慮するよう導く必要があるが，学生にとっては難しい課題になるかもしれない。質問紙から作品発表

前後の展開に難しさを感じていることを踏まえると、むしろ作品を子どもがどう見たか、その結果から考察して実態を把握していく取組がよいかもしれない。作品数や幼稚園のご都合にもよるが、同じ作品を各学年で見てもらいその反応の違いを知ることができればよい。保育現場との連携や調整を細やかにしていく必要がある。

### 課題②：題材への深い理解を引き出す配慮（感性を育む）

詩の世界を伝えるために、学生自身が詩の世界を十分に味わうことが必要であるが、短い言葉から多様なイメージを生み出すための取組が不足していた。「詩」についての理解、選ばれた言葉へのアプローチについて指導が不足していたと感じる。時間が少なかったこともあり、詩を選ぶとすぐに演じるための準備に入ってしまったが、詩についてその情景や登場人物の動きを話し合う、連想を広げるなどの取組をすることでイメージの広がりや多様性につながり、それが衣装や舞台美術などの工夫に反映されたのではないだろうか。

音図体の「表現」に力点を置きすぎず、感じる、味わう、といった取組の工夫も必要である。秋の詩を読み、戸外で五感を使って秋の自然に触れるなどの経験をすることも考えていきたい。表現するための感性を育むことにより、子どもの表現に気づき共感する保育者を育てることになるだろう。感じることと表現することは表裏一体であることを意識しながら、授業を展開する必要がある。

### 課題③：学生のもつ個人差に対する配慮（技能・協働性・状況判断力等の視点から）

表現に苦手意識を持つ学生にこそ選択してもらいたい科目として設定しているが、実際には自信がない学生は別の選択をすることも予想される。選択時にガイダンスを行い、苦手分野に挑戦する行動を引き出す配慮をしていきたい。特に、評価方法には説明を行い、うまいこと、上手なことで評価するわけではないことを担当教員間で共通理解していく必要があるだろう。各ゼミ教員の考察の中で述べられていたが、今回の共同研究者は4年次開設科目の担当を予定している。それぞれが担当する科目について述べた中には、「協働性」「発信力」「個人差への配慮」「総合的な学び」などの共通するキーワードが含まれている。「総合表現特講」以外の科目でも他者とかかわりながらプロジェクトを進めるためのコミュニケーション技能や状況判断力を課題設定の工夫によって育てられるように指導計画を立てるとよいのではないかと。「総合表現特講」のみならず、同じ選択必修科目となる「地域と学校」「教育臨床特講」などの担当で科目のねらいや評価観点を調整する取組も行いたいと考える。いずれにせよ、音図体それぞれの技能には個人差があるだろう。演劇活動として統合していくためには、音図体の技能を復習する場面も必要となるとともに改めて自分自身の持ち味を自覚し、自信につながられるような工夫をすべきである。各学生が自分の強みを出し合いながら同じ作品に向かって協働する経験は、幼児が遊びの中で経験すべき「共同」経験ともつながるものである。協働することには共感、協調だけではなく、調整や討論も要する経験も提供したい。また、自信のない分野に支援を頼んだり、わからないこと、できないことを尋ねたりするような行動も引き出したい。自分の意見を上手に主張できる社会的技能を育みたいのである。それは、場の様子を捉えながら発信する状況判断力も関係があると考えられる。そのためには、教員が学生個々の行動を細かく観察し、発信できる場や方法を支援する必要があるだろう。教員の観察技能やファシリテーターとしての技能を養成する必要がある。社会に巣立ってからでも育ち続けることができるしなや



かな人材の育成をめざしたい。

#### 課題④：授業展開に対する配慮

今回は時間が限られていたこともあり、自分たちの演技をまとめることで精一杯となり、子どもに発表できたこと自体で満足した者も多かった。授業として展開する際にも毎週1コマ(90分)が原則となる。時間的な制約の中で、何をどこまで経験させていくのか内容の精選が求められる。課題①のように、実践後の振り返りを十分に行う時間を確保するなら題材の選択、準備などの過程を教員がコントロールする必要があるかもしれない。どこまで教員が介入するかについては、今回は評価がからまなかったこともあり学生の主体性を尊重したが、授業の場合には教員の援助の在り方、評価観点設定等が必要となる。4年次開設であることから、DPとも関連づけてとらえるための方法など継続して検討していく事項である。

教員の考察の中でも「振り返り」の重要性が指摘されている(ショーン, 2001)。PDCAで終わりではなく、振り返りを再度実践にまで落とし込むPDCAPDCまで回すことで保育・教育現場での実践の流れを意識しやすくなるのではないか。通年で展開することになっているが、時間配分、内容を十分に取捨選択する必要が出てくるだろう。また、Cの部分、自分たちが自分たちの課題に気付けるような支援も必要だろう。保育者・教員は、担任する学級の子供と向き合い、自分の実践を自分で振り返ることが中心になる。自らの実践を内省的に分析する経験を提供したい。

もう一つは、学生自身が時間のコントロールをするということである。何をいつまでにどこまでなすべきか、という見通しを持ち、やるべきことを整理し遂行する取り組みである。今回は各ゼミで取組時間に違いがあった。グループの特性、教員の支援方法の違いなどが十分に分析できなかったため、課題が残っている。プロジェクトの場合、自分だけが頑張ればよいというのではなく、できる場や時間を調整することも必要となる。教員は学生に貴重な体験を提供できることを認識しながら展開するべきである。

#### V. おわりに

大学教育は、専門領域にかかわらず社会人としての資質・能力の育成を求められる時代になっているとともに、その育ちの可視化を求められている。それは、専門的知識、技能を育成しつつ、同時に社会人として必要な資質・能力を育むことである。保育者、教育者養成においては、幼児、児童の「主体的・対話的で深い学び」を提供し、3つの資質能力を保障するための実践力養成が喫緊の課題となっている。幼児・児童の実態を把握しながら教育方法について常に振り返り、改善を行う保育者・教育者をどのように育むべきか、養成大学においては試行錯誤が続いている。特に、小学校教育では教師の役割について認識を新たにすることが出てきており(佐藤, 柏木など)、幼児教育と関連付けながら教育する必要が出てきている。さらに、教育方法の改善は、本学のめざす『教育力日本一』にも直結する課題である。これまで保育学科、児童発達学科として、実践力のある保育者・教育者の養成を目指してきた観点からも、教育課程の検討及び教員自身が教育方法改善に取り組む姿を学生に見せることは、「学び続ける教員・保育者」養成にあたり重要であると考えられる。今回、得た知見からさらなる改善を目指して取り組んでいきたい。

注 1) 経済産業省 (2001) 「社会人基礎力」

<参考文献>

ドナルド・ショーン著 佐藤学・秋田喜代美訳 (2001) 専門家の知恵 - 反省的実践家は行為しながら考える ゆみる出版

小林昭文 (2015) アクティブ ラーニング入門 産業能率大学出版部

中西 順子・内山 久美・石橋 通江・吉田 貴美代・福田 和美・大橋知子・光本いづみ・播磨弘子・伊藤尚加 (2016) 看護系大学 2 年次生における学生支援方法の検討～ 社会人基礎力育成に向けて～ 純真学園大学雑誌第 5 号

松下佳代 (2015) ディープアクティブラーニング 京都大学高等教育研究開発推進センター

文部科学省 (2017) 幼稚園教育要領 (平成 29 年告示) フレーベル館

文部科学省 (2017) 小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 東洋館出版社

柏木恭典・上野正道・藤井佳世・村山拓 (2011) 学校という対話空間 北大路書房

佐藤公治 (1999) 対話の中の学びと成長 金子書房

辻多聞 (2012) PBL による大学生の成長とそれに伴う大学教育の在り方ー山口大学と同志社大学でのアンケート結果をもとにー 山口大学教育機構紀要

山根 文男・古市 裕一・木多 功彦 (2010) 理想の教師像についての調査研究(1) -大学生の考える理想の教師像- 岡山大学教育実践総合センター紀要

<執筆分担>

I, II 5, III, IV, V 椛島香代

II 1. 木村学

II 2. 菖蒲澤侑

II 3. 森下葉子

II 4. 渡辺行野

(本研究は平成 30 年度学長裁量経費助成を受けたものです)

# ラーニング・アシスタントを活用した小児看護学教育の改善

文京学院大学 保健医療技術学部 看護学科

中村由美子・江藤千里・鹿原幸恵

## I はじめに

近年、看護系大学が増加の一途を辿り、看護基礎教育における質保証が課題とされており、教育の充実を図ることが求められている。専門職として必要な能力を身につける方法として、アクティブ・ラーニングが注目され、実践されては始めている。アクティブ・ラーニングとは、「教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称であり、学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図ることができる。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である」と定義されている（文部科学省,2016）。

今回、小児看護学領域における教育改善として、学生主体の学修を強化するため、グループワークおよび自己学修を支援するラーニング・アシスタント（Learning Assistant：以下、LA）の導入を検討した。学部学生のLAは、関西大学でも制度化されており、演習型授業において学生の学びを支援するスタッフであり、グループワークのファシリテーション、プレゼンテーションの見本等を行うことが業務内容として挙げられ、教育の受け手としてのみならず担い手の一部と考えられている（岩崎ら,2012）。そこで、小児看護教育における学修支援制度を検討し、教育改善に取り組むこととした。

## II. 本学における小児看護学教育の現状

本学では、小児看護学実習（必修）を3年後期に開講し、子どもや家族の状況に応じた看護実践能力を培うには極めて重要な科目となっている。小児看護学実習では、小児は年齢や発達段階により自ら体調や症状を正確に伝えることが難しく、年齢によっても好発疾患に違いがある子どもと家族が対象となるが、その状態をアセスメントすることは困難である。近年、少子化により子どもと関わる機会の少ない学生が、入院期間の短縮傾向にある臨地実習において、「子どもと家族の理解」「子どもと家族とのコミュニケーション」「看護計画の立案」「子どもと家族の状況に応じた看護実践」「看護計画の評価・修正」に取り組むには、学内演習および自己学修支援が課題となっていた。そこで、本教育改革は、臨地実習前の3年前期科目「小児看護学」において、小児看護学実習で不可欠な看護過程の展開演習および小児看護技術の自己学修を改善するため、学生の実践力向上のための教育方法を検討した。

### Ⅲ. アクティブ・ラーニングによる教育改革

小児看護学領域における看護過程の展開は、発達段階・疾患の異なるペーパーペイシェントを用いたグループワークを行っており、学生の主体的な学修を促すようにアクティブ・ラーニングを取り入れている。舟島(2013)は、「グループワークが問題解決能力、批判的思考力、自己教育力、コミュニケーション能力などの修得にも有効であり、これらの能力が専門職として不可欠である」としている。

これまでの3年生(以下、学生)同士のグループワークにおいては、ペーパーペイシェントに提示されている情報から子どもと家族の状況がイメージできないことや、主体的に問題解決に向けて取り組むことが困難な者もいることから、個々のレディネスに応じた教員からの助言が必要であり、マンパワーの不足を感じていた。また、これまでの小児看護技術練習においても、学生の子どもへの安全・安楽への配慮をする姿勢が低く、学生同士の自己学修方法の改善が課題であった。そこで、本教育改革において、小児看護学実習の単位を取得しており、小児病棟での臨地実習経験のある上級生(4年生)をLAとして取り入れ、履修している3年生の学生(以下、学生)への学修支援制度を試みた。LAは、講義中のグループ演習および自己学修において、学生の質問に答え、学修の進み具合をチェックして助言するなど、補完的に学修支援が出来る役割をする取り組みを行った。そこから学生の状況を分析し、今後の小児看護学領域の教育改革を検討したいと考えた。

### Ⅳ. 目的

小児看護学領域におけるグループワークおよび自己学修でのLAによる学修支援を検討し、学生の評価をもとに教育改革に向けた示唆を得ることを目的とする。

### Ⅴ. 教育改革の概要

本学では、3年前期開講の小児看護学において、看護過程の展開および小児看護技術演習を実施し、学修目標を「小児の代表的な疾患の看護の理解・基礎的な看護技術の安全・安楽を考慮した実践の修得」としている。2018年度は、学生のグループワークおよび看護技術練習においてLA制度による学修支援を取り入れた。

#### 1. LAの選定

LAは、3年次に領域別実習の単位を取得しており、4年次の統合・アドバンス実習の配置が小児看護学領域の学生10名を候補者とした。LAには、小児看護学領域の教育改革としてLAによる学修支援の導入計画について説明した。また、LAは学生のグループワークおよび小児看護技術練習の学修支援をするが、教員が適宜学修内容について指導を行うこと、下級生との協同学修は上級生の学修効果も見込まれることを伝え、学生の学びを支援するLA制度参加の同意を得てから実施した。

#### 2. LAへの事前指導

LAは、事前学修として担当事例(ペーパーペイシェント)の看護過程の展開、小児看護技術(バイタルサイン測定・計測・清拭)の復習を行い、小児看護学教員による知識と

技術の修得状況のチェックを受けた。その後、学生への助言・学修支援内容のポイントについて小児看護学教員と共有した。

### 3. 小児看護過程の展開における LA とのグループワーク

学修目標は、「これまで学んだ知識を基盤とし、看護過程に沿って健康障害のある子どもの事例展開を行うことにより、子どもの代表的な疾患の看護について理解するとともに、問題解決の方法を修得できる」である。学修内容は、「子どもに代表的な疾病の病態生理・原因・診断・治療の理解」「疾病およびそこから起こる症状に対する看護の理解」「健康障害をもつ子どもへの対応（年齢や発達段階に応じた対応・病気からの影響を考慮した対応を考える）」「家族に及ぼす影響や家族の気持ちを理解した対応を考える」「健康障害をもつ子どもや家族への姿勢や看護観を養う」「ペーパーペイシエントを通して看護過程の展開方法を理解する」である。

看護過程の展開は、健康障害のある子どもの事例（ペーパーペイシエント）を提示し、そこから子どもと家族に関する情報の整理・分析、看護上の問題や課題の抽出、看護目標・計画立案まで看護過程の展開を行った。事例は、a.口唇・口蓋裂の1か月女児、b.川崎病の2歳6か月女児、c.心室中隔欠損の3歳2か月男児、d.肺炎の1歳3か月男児、e.急性リンパ性白血病の4歳2か月男児、f.I型糖尿病の5歳10か月女児、g.ネフローゼ症候群の8歳8か月男児、h.二分脊椎症の10歳男児の計8事例で、各事例A4サイズ2ページ分の患者情報が紙面上に記載されている。

LA とのグループワークは、1グループに学生8～9名と、LA 1～2名を配置し、全8グループがそれぞれ1事例を担当した（表1）。LA が担当する事例の選択は、小児看護学実習での学修経験や、統合・アドバンス実習の事前学修状況を考慮して決定した。なお、小児看護学の教員3名は、LA が学生との協同学修が効果的に進行できるよう適宜助言を行い、LA が困ったことについては教員が対応できる体制とした。

### 4. LA との小児看護技術練習

学生が、小児看護技術演習で学修した「バイタルサイン測定」「計測」「清拭」の技術を実施する際の根拠や手順を復習しながら、原理・原則に沿ったスムーズな看護技術を身につけるためのトレーニングをする学修環境を提供する必要があった。そこで、学生が自由に学修できる場と時間を確保するため、学生およびLA が参加可能な日程を調整し、小児モデル人形等の教材を使用した実習室での自己学修日を3日間設定した。

LA は、担当する看護技術の手順・方法・留意点などについて、学生が誤った理解をしていないか確認し適宜模範を示し、小児病棟での学修経験をふまえ、学生に子どもの反応を想定した助言や、学生からの質問や相談を受けるなどの学修支援を行った。LA には、学生の学修ニーズに応じて支援できるよう教員が待機していることを伝え、学修姿勢に課題のある学生への対応は教員に相談するよう伝えた。



グループワークの様子

表 1. 看護過程の展開におけるグループ演習の構成

	担当事例	学生配置	担当教員
1G	事例 1: 口唇・口蓋裂 1 か月 女児	★A ● ● ● ● ● ● ● ●	教員 A
2G	事例 2: 川崎病 2 歳 6 か月 女児	★B ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	
3G	事例 3: 心室中隔欠損 3 歳 2 カ月 男児	★C ★D ● ● ● ● ● ● ● ●	
4G	事例 4: 肺炎 1 歳 3 カ月 男児	★E ● ● ● ● ● ● ● ●	教員 B
5G	事例 5: 急性リンパ性白血病 4 歳 2 カ月 男児	★F ★G ● ● ● ● ● ● ● ●	
6G	事例 6: I 型糖尿病 5 歳 10 か月 女児	★H ● ● ● ● ● ● ● ●	教員 C
7G	事例 7: ネフローゼ症候群 8 歳 8 カ月 男児	★I ● ● ● ● ● ● ● ●	
8G	事例 8: 二分脊椎症 10 歳 男児	★J ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	

★ : ラーニング・アシスタント (4 年生)      ● : 学生 (3 年生)



小児看護技術練習の様子

## VI. LA による学修支援の結果

### 1. 学生による授業評価

小児看護過程展開演習における LA 導入によるグループワークの授業改善を実施した科目（3年次前期；小児看護学）の授業最終日に「保健医療技術学部 授業アンケート実施要領」に沿って、無記名の「学生による授業アンケート」を配布した。評価は、全学共通コア項目 6 項目（①～⑥）と学部独自項目 4 項目（⑦～⑩）の計 10 項目について、5 段階で（5：強くそう思う、4：そう思う、3：どちらとも言えない、2：そう思わない、1：全くそう思わない）で構成されている。

アンケート用紙は、学生が回収し、封筒にいれ厳封後に教務グループに提出している。授業担当教員に配布された集計処理済の結果報告書のデータを、LA 導入前（2017 年度）と導入後（2018 年度）で比較した（図 1）。

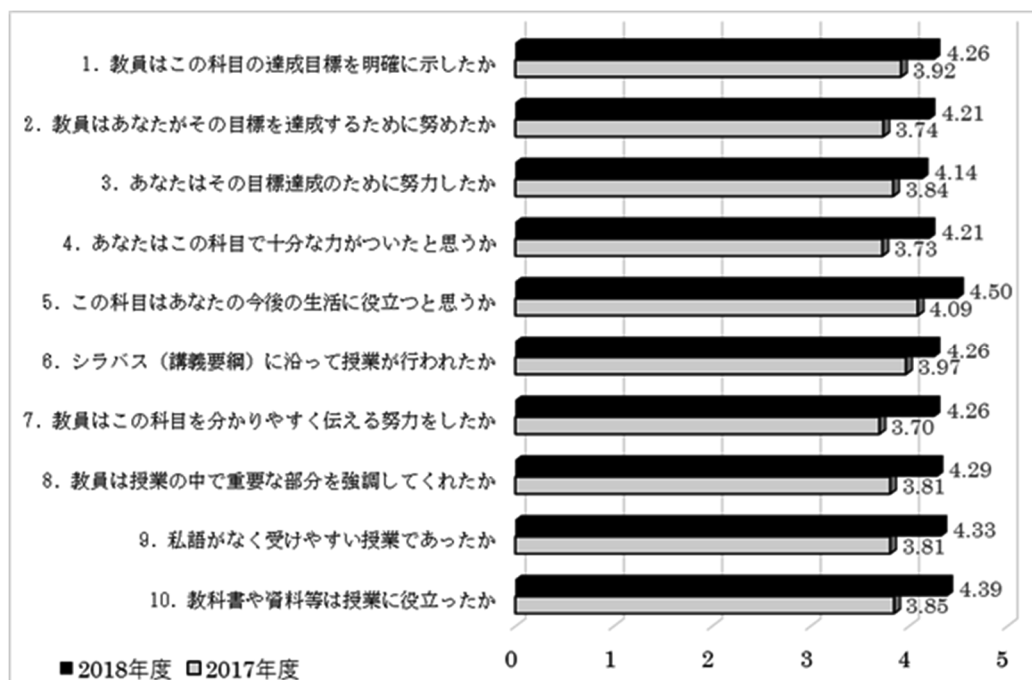


図 1. LA 導入前後の小児看護学授業評価の比較

学生による授業アンケートの項目別平均点を LA 導入前後で比較した結果、2017 年度（LA 導入前）に比べ、2018 年度（LA 導入後）の評価は 10 項目全てにおいて上昇が認められた。中でも「この科目はあなたの今後の生活に役立つと思うか」は、保健医療技術学部および看護学科の平均よりも高く平均 4.50 であった。また、授業評価項目 10 項目の平均は、2017 年度が  $3.85 \pm 0.12$ 、2018 年度が  $4.29 \pm 0.10$  であった。

自由記述の授業で良いと思われる点においては、「グループワークの時に 4 年生の先輩と一緒に考えてくれたので、よい刺激になった」、「先輩が最初に携わってくれたおかげで方向性が分かりやすく良かった」、「先輩方のアドバイスがとても勉強になった」、「グループで看護過程を展開できたことは良かった」という記述であった。

## 2. 小児看護学技術練習に関する学修者の認識

学生に対し、LA との小児看護学技術練習に関する学び・感想について、今後の教育改善の資料として使用する旨を口頭で伝え、任意で記載してもらった。なお、記載用紙は無記名であり記載の有無および記載内容については学生の成績評価には一切影響しないこと、記載しなくても不利益を被らないこと、教育改善の報告として発表する可能性があることを文書及び口頭で説明をした。

看護技術練習における LA 参加による学び・感想は、29 名の記述内容を類似性に基づいてカテゴリー化を行い分析した。その結果 5 つのカテゴリーが抽出された（表 2）。

### 1) 【学修意欲の向上】

「（LA が）3 年生のために教えようという姿勢や、小児看護に対する意欲から、さらに知識や技術力を高めようとしていると感じ、見習う必要性を感じた」と述べられ、〈LA の小児看護に対する意欲〉や〈LA が 3 年生に教える姿勢〉が学生の【学修意欲の向上】につながっていた。

### 2) 【考える力の向上】

LA が 3 年生に〈質問しながらの技術指導〉をすることで、「考える力が自然に身につくのを感じた」と学生が自身の能力の向上を実感することができていた。

### 3) 【理解の深まり】

LA による〈丁寧な指導による効果的な自己学修〉や、〈教員に聞きにくいことも聞くことができる〉、〈複数の LA がおり、すぐに質問できる〉ことで有意義な自己学修をすることができていた。また、〈LA が実際に困った事へのアドバイス〉をすることで、さらに理解を深めることができていた。

### 4) 【安心感や良い緊張感】

3 年生の技術練習を LA がそばについてサポートすることで、3 年生は〈上級生が近くで見えてくれることによる安心感〉、〈上級生の目があることによる良い緊張感〉を感じていた。

### 5) 【小児に特有の技術の学修】

「モデル人形に声かけなど全くせず練習をしていたりして、上手くイメージができなかったが、4 年生にアドバイスをいただいたことで臨床の場を想定した練習になった」と述



べられ、〈実際の子どもをイメージした自己学修〉をすることができていた。また、陰部洗淨時の下肢の支え方や、清潔ケア時の低体温への配慮という〈具体的な小児看護援助の方法やコツ〉を学ぶことができていた。これらから、4年生が LA で参加することで、基礎的な看護技術に加え【小児に特有の技術の学修】をすることができていた。

表 2. 3年生が捉える LA 参加による自身の学び・感想

カテゴリー	サブカテゴリー
学修意欲の向上	LA の小児看護に対する意欲
	LA が 3 年生に教える姿勢
考える力の向上	質問しながらの技術指導
理解の深まり	丁寧な指導による効果的な自己学修
	教員に聞きにくいことも聞くことができる
	複数の LA がおり、すぐに質問できる
	LA が実際に困った事のアドバイス
安心感や良い緊張感	上級生が近くで見ていることによる安心感
	上級生の目があることによる良い緊張感
小児に特有の技術の学修	実際の子どもをイメージした自己学修
	具体的な小児看護援助の方法やコツ

## Ⅶ. 考察

本教育改善は、LA による学修支援の試みに対する学生の評価を分析した。その結果、授業評価では、LA 導入後の 2018 年度の評価は前年度よりも高い傾向であり、小児看護過程のグループワークでの学生の感想は、LA との協同学修について肯定的な意見が記述されていた。小児看護過程の展開では、これまで教員が複数のグループ（学生約 30 名）を担当していたのに対して、1 グループ毎に LA を配置したことで、学生の疑問や質問への対応ができたことや、LA がファシリテーターとなり、学修目標達成に向けたグループ学修の深まりができていたことが推察できた。新井(2019)は、「アクティブ・ラーニングで重要なことは、知識を相互に関連づけてより深く理解する学びとなっているかどうか」であり、「深い学びとは、個々の授業科目を受講していれば自然と結びつくのではなく、学生の内面に新しい認識の構造を造り出していくように知をネットワーク化していくことである」としている。また、安酸（2018）は、「看護はこういうもので、こう考えてほしいという方向性はないと教育はできないが、教員の考える正解が強すぎると、学生は教員が何を考えているかを探って、いい評価を得られるかを考え、自由に考えることができなくなる」と述べており、どう考えればよいのかを教員と学生と一緒に探っていくプロセスが大切とされている。本教育改革では、1 年先輩の LA がグループメンバーに加わることで、学生が自分の既習の知識やこれまでの学修経験から主体的にグループワークができる学修環境を提供したことで、調べる、教え合う、話し合う、説明することを通じた学修の効果を学生が認識できていたことが推察できた。

そして、小児看護技術練習に LA 導入をした学生の学び・感想では、【学修意欲の向上】、【考える力の向上】、【理解の深まり】、【安心感や良い緊張感】、【小児に特有の技術の学修】の категорияが抽出された。LA が、自らの学修経験から学生の躓きを予測し、学生の学修状況や学修への意欲の低下にも共感を示しつつ、学修者のモデルとして有効に機能していたことが考えられた。また、看護学生が看護基礎教育卒業時に身につけているべき態度は、「専門職としての行動を支える心構え」、「社会人としての行動を支える心構え」、「人間関係の基盤となる心構え」とされている（柿澤ら,2012）。小児看護学実習での経験を通じた LA からの助言や学生への関わりの姿勢は、学生の学修態度を刺激し、学内での技術練習の重要性の気づきや、自己学修への動機づけを高めたことが推察され、臨地実習に向けた学修者としての心構えを促進していたと考えられた。

小児看護学における LA による学修支援は、学生からの肯定的な意見が記述されており、今後も継続して LA を活用した授業改善を計画していく予定である。LA からは、下級生に教えることで自分の学修内容の定着につながる発言や、小児看護学に関する学修意欲を更に高めている姿勢が認められた。LA を看護基礎教育で用いることは教育活動の一貫として有用であり、実践力を引き上げる意味でも今後は、LA との振り返りを分析し、LA 制度における一定の質の保証を含めた検討をしていく必要があると考える。

## Ⅷ. 結論

本教育改革では、小児看護学領域における看護過程展開のグループワークおよび小児看護技術練習において LA による学修支援を試みた。LA の導入後の、学生の評価を分析した結果、LA との学修プロセスの中で学びが深まり、学修目標達成に向けた学修意欲を高め、臨地実習に向けた心構えを促進する可能性が示唆された。

本教育改革は、2018 年度学長裁量経費「アクティブ・ラーニングによる教育改革」の採択を受けて行い、2019 年 5 月総合研究所共同研究発表会にて要旨を報告した。

利益相反：発表者全員について開示すべき COI 関係にある企業等はありません。

## 文献

- 舟島なをみ(2013)：看護学教育における授業展開一質の高い講義・演習・実習の実現に向けて、医学書院。
- 新井英靖(2019)：看護教育に生かすアクティブ・ラーニング—授業づくりの基本と実践—，メヂカルフレンド社。
- 岩崎千晶,田中俊也,竹中喜一,川瀬友太(2012)：関西大学における教育補助者を活用した活動、授業実践の動向分析—学部生・院生の教育力活用制度の全学展開に向けて—，関西大学高等教育研究第 3 号。
- 柿澤美奈子, 矢島正榮, 大野絢子(2012)：看護基礎教育卒業時に求められる態度の構成要素,日本看護学教育学会誌 22 卷 1 号,p47-58.

Nadine M, Andrea M, Annalisa,C (2010) : Learning Assistants Program -Faculty Development for Conceptual Change, International Journal of Teaching and Learning in Higher Education, 22(3), p258-268.

安酸史子, 北川明(2018) : 看護を教える人のための 経験型実習教育ワークブック, 医学書院.



テーマ：アクティブラーニングによる教育改革  
臨床実習における主体的学習を促進するツールの開発

嶋崎寛子<sup>1)</sup>，長崎重信<sup>1)</sup>，西方浩一<sup>1)</sup>，柴田貴美子<sup>2)</sup>，人見太一<sup>1)</sup>，川端佐代子

1) 文京学院大学保健医療技術学部，2) 埼玉県立大学保健医療福祉学部

## 1. はじめに

平成24年の中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」によって、知識伝達といった従来型の授業から、学生が主体的に問題を発見し解決する能動学習への転換が必要であるとされ、わが国の高等教育においてアクティブラーニングへの関心は高まっている（文部科学省，2012）。作業療法士養成教育においても、アクティブラーニングによる能力獲得が重要視され、日本作業療法士協会はその教育目標に「主体的および創造的に問題を提起し、それを解決する能力を習得する」を長きに渡り掲げている（日本作業療法士協会，2010）。作業療法の臨床実践では、疾患に関する基礎知識だけではなく、常にクライアントと向き合う応用力が求められる（宮前ら，2015）。中でも作業療法実践教育に位置づけられている臨床実習においては、特にアクティブラーニングによって学習を進めることが必須である。作業療法の専門教育における科目で、PBL（Problem-based Learning）テュートリアルを用いてアクティブラーニングを導入し、臨床実習に備えている作業療法養成校は多い。このアクティブラーニングの手法は、本学科でも多くの科目で導入しており、肯定的な自己評価や主体的な学習行動の高まりという点で高い成果を挙げている（西方ら，2013）。しかし、依然として臨床実習過程における具体的な行動目標を設定できず、主体的に学びを進められない学生が多い。つまり、アクティブラーニングを用いた学内科目の中で主体的学習の能力を獲得しても、臨床実習場面で獲得した能力を活用することは容易ではないことが伺える。学生が学内教育から学外で行われる臨床実習において一貫した形で主体的に学習を進めるための方策が必要であると考えられる。

そこで、本事業では学内で実施している演習科目および学外での臨床実習にて、学生の主体的な学習を促すツールとして、作業療法レジюме新版を開発することを目的とした。作業療法レジюмеとは、作業療法評価から治療計画を簡潔にまとめたものであり、本学科では臨床実習の課題として設定している。クライアントと作業療法士または作業療法学生の協働の過程を記載したものであり（齋藤ら，2004）、臨床実習のプロセスをまとめるものである。各項目で明確な枠組みを提示した作業療法レジюмеを作成することは、学生の行動目標設定を助け、学生が主体的に学習する能力を発揮するためのガイドになると考える。

## 2. 方法

作業療法レジюме新版（案）を作成し、臨床実習で試用する。使用感をアンケート調査で聴取する。

### 1) 対象

平成30年度総合臨床実習の実習施設において、本学学生の実習指導を担当した作業療法64名。

### 2) 調査内容

作業療法レジюмеの①利便性（使いやすさ）、②有用性（役に立つか）を5件法で聴取した。併せて、自由記載欄を設定し、アンケートに対する意見を募った。アンケートは、臨床実習開始時に配布し、実

習終了時に学生が持ち帰る，または郵送で回収した。

### 3) 分析

利便性と有用性は，記述統計を用いて概略を把握した。自由記載は，内容分析を行った。

## 3. 結果

### 1) 対象者

アンケートの回収が得られたのは63名であった（回収率98.4%）。このうち，作業療法レジュメを持ちいて実習指導を行った60名を分析対象とした。分析対象者の専門領域は，身体領域28名，精神科領域15名，高齢期領域9名，発達領域8名であった。

### 2) 利便性および有用性について

利便性では，いずれの領域でも「役に立たない」の回答はなく，「役に立つ」または「どちらでもない」との回答が多かった。

有用性では，全領域で「使いにくい」との回答が多くみられ，特に発達領域では「使いやすい」と回答した者はいなかった。

### 3) 自由記載

①利便性（使いやすさ）に関して，「フォーマットに当てはめようとする伝えたいことを載せきれない」，「全体像がレジュメだけでは伝わりにくい」などの【焦点化することへの違和感】，「情報をまとめる事には役立つが必要な情報の選択が難しい」，「規定範囲内に収まらない」などの【スペースの狭さ】，「使い方が分からなかった」，「なれていため上手くかけない」などの【不慣れ】，「項目の順番が分かりにくい」，「評価のまとめを記載する欄が必要」など【項目の問題】の4カテゴリーが抽出された。

②有用性（役に立つか）に関しては，「焦点化が難しい」，「長年働いているスタッフにはなじみがない」などの【生活モデル移行が困難】，「焦点化することで1つの考えに引っ張られるのではないか」といった【焦点化することへの違和感】の2カテゴリーが抽出された。

## 4. 考察

作業療法レジュメに対しては役に立つものであるとの認識だが，使い方が分かりにくかったため，「使いにくい」，「役に立たない」の評価を得た可能性がある。現時点では，項目の大きな変更ではなく，学生の評価も含めて，使用方法の説明，記載事項の詳細な解説が必要であることが明らかになった。

## 文献

- 1) 文部科学省：新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）。2012。 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325047.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325047.htm)（閲覧日：2018.04.04）
- 2) 一般社団法人日本作業療法士協会：作業療法士教育の最低基準 改訂第3版。2010。 <http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2013/12/OTminimumstandard-3nd1.pdf>（閲覧日：2018.04.04）
- 3) 宮前珠子，新宮尚人：作業療法がわかる PBL テュートリアル Step by Step, 医学書院, 2013. 東京

- 4) 西方浩一，岩崎也生子，宮寺亮輔：作業療法評価過程を理解するためのアクティブラーニングの実施—授業の取り組みとその検証—，第47回日本作業療法学会，2013，大阪
- 5) 岩崎也生子，西方浩一，宮寺亮輔：作業療法評価過程を理解するためのアクティブラーニングの実施—実習成績との関連から—，第47回日本作業療法学会，2013，大阪
- 6) 一般社団法人日本作業療法士協会：事例報告作成書の手引き 第8.0版，2017.  
<http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2010/08/Handbook-for-Case-report-Ver5.3.pdf>  
(閲覧日：2018.04.04)
- 7) 齋藤祐樹：作業で語る事例報告：作業療法レジメの書き方・考え方，医学書院，2014，東京





# 2018（平成30）年度学長裁量経費「教育改革」実施報告

## 保健医療科学研究科大学院生のカナダ短期研究留学プログラム

山田 哲夫<sup>a</sup>, 藤谷 克己<sup>a</sup>, 古谷 信彦<sup>a</sup>, 松田 孝子<sup>b</sup>, 片岡 伸介<sup>c</sup>, 足立 雄啓<sup>c</sup>

<sup>a</sup> 文京学院大学大学院 保健医療科学研究科（国際交流委員会）

<sup>b</sup> 文京学院大学大学院 教務グループ

<sup>c</sup> 文京学院大学 GSI グループ

### 背景と目的

例年、本学大学院保健医療科学研究科の「特別研究」の成果（修士論文）のいくつかは世界水準にある。ところが惜しいことに、それらの多くは日本語での執筆にとどまっており、英語論文として世界に発信する機会を逃したままである。

また保健医療科学研究科（委員長 古谷）は、この数年、専門教育に加えて英語教育も充実させることを目指してきた。その方針に沿って、これまで学部生のみを対象に保健医療技術学部「海外短期フィールドワーク I（北米）」として行われてきたカナダ・フィールドワークを、平成30年度は大学院生の参加を含めて計画したところ、日本学生支援機構（JASSO）の支援プログラム（申請者 藤谷）に引き続き採択された。

以上を踏まえて保健医療科学研究科は、平成30年度学長裁量経費「アクティブラーニングによる教育改革」として、現行のアクティブラーニング教科である大学院「特別研究」と学部「海外短期フィールドワーク I（北米）」を補完的に組み合わせることで、もう一段上のアクティブラーニングを目指す教育改革を行った。具体的には、保健医療科学研究科の新たな選択科目として、大学院生1名が自身の研究データを携えて英語圏（Brock 大学, Ontario 州, Canada; URL: <http://www.brocku.ca/>）に短期留学し、英語母語話者の英語指導を受けながら、集中して英語論文（学術誌投稿用原稿）を仕上げ帰って来るプログラムを企画した。

### 2018（平成30）年度の目標

達成すべき目標として、次の「1」～「4」を掲げた：

1. 大学院生1名に、学部生同様の留学奨励金を本学から支給し、Brock 大学に留学生として派遣する。
2. 大学院生は留学先で英語母語話者の指導助言を受け、英語論文原稿を仕上げる。
3. 筆頭著者の主所属施設名に BGU Graduate School と記した英語論文を、学術誌に投稿する。
4. 次年度以降の大学院生留学プログラムに向け、留学先の研究室を視察し、研究室スタッフと相談する。

### 実際の成果

計画に沿って「教育改革」を実施し、目標に対応する以下の「1」～「4」の成果を得た：

1. 大学院生1名に、学部生同様の留学奨励金を本学から支給し、Brock 大学に留学生として派遣した。  
検査コース院2年生1名が、2018年8月5日(日)～26日(日)に、Brock 大学（宿舎: Quarry View Residence）に留学した（引率教員: 藤谷 8月5日(日)～26日(日); 山田 8月5日(日)～14日(火)）。

2. 大学院生は留学先で英語母語話者の指導助言を受け、英語論文原稿を執筆した。
3. 筆頭著者の主所属施設名に BGU Graduate School と記載した英語論文を学術誌に投稿中。

論文原稿英語指導について現地ですべての交渉を済ませ、留学期間後半にあたる8月14日(火)～24日(金)に指導が行われた。大学院生は、Brock 大学 ESL Services において、主な指導者1名と日替わりで他4名（いずれも文

系の英語母語話者）から連日 1 時間の個別指導を受けた。専門外の指導者と英語でコミュニケーションをとることになり苦しんだと思われる。投稿後、受理されるまでに、さらに加筆修正を要している。

そもそもは一通り論文素案を作ってからカナダに行く予定だったが、実際はカナダで論文を書き始めた。ESL Services で指摘された部分を宿舎で直しながら、論文を書き進めた。大学院生本人の弁では、「毎日授業が終わってから寝るまで作業していたので、気が狂いそうだった」、「部屋に閉じこもっての作業が多かったので精神的にきつかった、午前中の授業はいい気分転換になった」。

#### 4. 2019 年度からの大学院生留学プログラムを、新規選択科目として設定した。

2019 年度から大学院生留学プログラムを新規選択科目「海外研究発表英語研修」（2 単位）として設定した（<https://portal.bgu.ac.jp/syllabus2/syllabusReferenceContentsInit.do?sessionId=PreTS3OWVCXg+1mFWaa4+4dL.kmap2?subjectId=209000116297&formatCode=1&rowIndex=0&jikanwariSchoolYear=2019>）。2019 年度は履修者がいなかったが、2020 年度以降も継続して開講する。

### 2019（令和元）年度以降への提言

次回以降の大学院生留学プログラムを実施する際には、以下の諸点を改善していく：

- ・大学院生は宿舎では自炊であった。宿舎から徒歩 5 分ほどの場所に 24 時間営業のファーストフード店・コーヒー店があったが、他の食糧や飲料水は、引率教員（藤谷）が運転する車でスーパーマーケットに買出しに行った。学部生のようにホームステイをした方が負担は少ないかも知れない。
- ・大学院生は、学部生向けに組まれた見学・観光の企画の一部に、余暇を利用して同行したことがあった。どの企画に参加するのが妥当か、負担費用も含めて、一層の明確化が望まれる。
- ・大学院生は 8 月 15 日(水) に、自身の専門分野に関連する Brock 大学キャンパス内の研究室 (Michael G. DeGroot School of Medicine, McMaster Univ. Niagara Regional Campus) を見学した。大学院生は、ラボの安全について留学前に web 講習を修了し、現地で研修を終えてからラボに入室できるようになった。ところが、研究室のスタッフは夏期休暇中で不在であったため、教員同士の相談は叶わなかった。次回は日程調整をはかる。

### 結 語

平成 30 年度の「教育改革」の結果、本学大学院生が本学の支援のもとで短期研究留学することができるようになった。当時、本学に存在しなかった大学院生対象の留学奨励金制度が、現在は留学規程に記されるようになり、新旧制度の過渡期において、今回の学長裁量経費が橋渡しとしてきわめて有用であった。

## 【編集後記】

哲学者ヘーゲルは「ミネルヴァの梟は迫りくる黄昏に飛翔する」(『法の哲学』序文)と言った。ローマ神話の女神ミネルヴァは、医学、工芸、知恵などを司る神である。この女神の聖なる鳥が梟であり、知恵の象徴でもある。一つの時代や文明が終わる黄昏になると、ミネルヴァは梟を飛ばした。これまでの時代がどういう世界であり、どうして終わったのか、梟の大きな目で鳥瞰し総括し、次の時代へ備えたのである。高度情報化社会となり「Society5.0」の時代を迎えようとしている。まもなく、この新たな時代に向けて梟が飛翔するのであろう。

共同研究は異分野の研究者がチームを組んで、研究を推進することで、予想もしなかった化学反応を起こし、新たな研究の地平を拓く可能性がある。まさに、掘り出し物 (serendipity) を創出することもあり、大きな成果をあげることが期待される。大学の教育と研究は車の両輪に譬えられる。一輪が小さく一輪が大きければ、車は真っ直ぐに進むことができない。両輪は均衡でなければならない。まさに優れた教育者とは、優れた研究者なのである。

本号は、「文京学院大学総合研究所紀要 第20号」である。共同研究だけではなく、学長裁量経費による研究成果も併せて掲載している。これらの論文は、2019年5月18日に開催した「総合研究所共同研究発表会」において、発表したものに基づくものである。また、本学の学際的な共同研究の成果が、20年という大きな節目を迎えたのである。これまでに蓄積した研究成果は質量ともに大きく、社会へ還元をしている。なお共同研究は、科学研究費の申請が課せられており、その後に採択されたものも数多くある。

次年度以降も、この共同研究制度を活用し、さらなる有益な研究が推進されることを期待する。なお、総合研究所には、共同研究の他に海外研修、国内研修、出版助成などの制度がある。今後は、これらの成果の概要も掲載することも必要であろう。

(総合研究所長 小泉博明)



## 総合研究所紀要編集委員

委員長 小泉 博明

委員 絹川 直良

委員 木村 浩則

委員 鶴浦 裕

委員 川良 徳弘

編集事務

椎名 昇

## 文京学院大学総合研究所紀要 第20号

---

発行日 2020(令和2)年2月20日

編集発行 文京学院大学総合研究所

〒113-8668

東京都文京区向丘1-19-1

TEL 03(5684)4810

FAX 03(5684)4706

---

印刷所 菅原印刷株式会社

〒111-0051

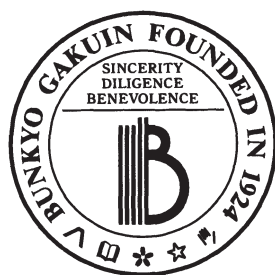
東京都台東区蔵前3-15-1

---

THE JOURNAL OF RESEARCH INSTITUTE OF  
BUNKYO GAKUIN UNIVERSITY

NO.20

---



---

Published  
by  
General Research Institute

**Bunkyo Gakuin University**

19-1 MUKOGAOKA 1-CHOME, BUNKYO-KU, TOKYO, JAPAN  
TELEPHONE : (03)5684-4810